

平成 28 年

# 塩竈市議会会議録

(第157巻)

第3回定例会 9月9日 開会  
9月29日 閉会

塩竈市議会事務局

## 平成 2 8 年 9 月 定 例 会 日 程 表

会期 2 1 日 間 ( 9 月 9 日 ~ 9 月 2 9 日 )

月 日	曜 日	区 分	会 議 内 容	会 期
9. 9	金	本 会 議	会期の決定、諸般の報告、総務教育常任委員会所管事務調査報告、議員提出議案第 1 1 号、認定第 1 号ないし第 3 号、議案第 6 0 号ないし第 7 7 号、議案第 7 8 号及び第 7 9 号	1
10	土	休 会		2
11	日	”		3
12	月	”		4
13	火	”	総務教育常任委員会 10 : 00 ~	5
14	水	”	民生常任委員会 10 : 00 ~	6
15	木	”	産業建設常任委員会 10 : 00 ~	7
16	金	”	決算特別委員会 10 : 00 ~ 民生常任委員会 15 : 00 ~	8
17	土	”		9
18	日	”		1 0
19	月	”	敬老の日	1 1
20	火	”	決算特別委員会 10 : 00 ~	1 2
21	水	”	決算特別委員会 10 : 00 ~	1 3
22	木	”	秋分の日	1 4
23	金	”	決算特別委員会 10 : 00 ~	1 5
24	土	”		1 6

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
25	日	休 会		1 7
26	月	本会議	一般質問 13:00～ ①鎌田 礼二 議員 ②小高 洋 議員 ③阿部 眞喜 議員 ④土見 大介 議員	1 8
27	火	”	一般質問 13:00～ ①菅原 善幸 議員 ②山本 進 議員 ③志賀 勝利 議員 ④伊勢 由典 議員	1 9
28	水	休 会		2 0
29	木	本会議	委員長報告 13:00～	2 1

# 塩竈市議会平成28年9月定例会会議録 目次

## (9月定例会)

### 第1日目 平成28年9月9日(金曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
質 疑	5
鎌 田 礼 二 君	5
志 賀 勝 利 君	10
伊 勢 由 典 君	17
菊 地 進 君	25
小 高 洋 君	34
総務教育常任委員会所管事務調査報告	44
議員提出議案第11号	47
提案理由説明	47
採 決	49
認定第1号ないし第3号	49
提案理由説明	49
総括質疑	55
山 本 進 君	55
曾 我 ミ ヨ 君	60
志 賀 勝 利 君	64
議案第60号ないし第77号	71
提案理由説明	71
総括質疑	86
浅 野 敏 江 君	86

阿部 かほる 君 .....	91
鎌田 礼二 君 .....	95
志賀 勝利 君 .....	99
伊勢 由典 君 .....	103
山本 進 君 .....	108
土見 大介 君 .....	113
阿部 眞喜 君 .....	118
小高 洋 君 .....	120
志子田 吉晃 君 .....	125
議案第78号及び第79号 .....	129
提案理由説明 .....	129
採決 .....	130
散会 .....	130

## 第2日目 平成28年9月26日（月曜日）

議事日程第2号 .....	133
開議 .....	135
会議録署名議員の指名 .....	135
一般質問 .....	135
鎌田 礼二 君（一問一答方式）	
（1）議会中継について .....	135
①議場のデジタル化について	
②宮城ケーブルテレビの議会中継について	
（2）市立病院について .....	136
①過去10年間の収支について	
②市立病院事業調査審議会と改革プラン評価委員会について	
③将来の展望について	
小高 洋 君（一問一答方式）	
（1）藤倉庚塚線上 藤倉二丁目側の歩道整備について .....	154
①歩道について、勾配がきつく歩行者の通行が困難であることへの対応は	

(2) 利府中インター線整備について .....	154
①利府中インター線整備第1期工事について、進捗と今後の見通しについて	
②利府中インター線第1期工事分供用後の、市内の交通状況の変化についての考え方は	
③利府中インター線整備第2期工事について、今後の市の取り組みにおける考え方は	
(3) 塩竈市における子ども医療費助成制度の拡充について .....	155
①18歳まで対象を拡大することについての基本的な考え方	
②所得制限を撤廃することについての基本的な考え方	
③他市町村と比較しての塩竈市の制度の現状	
④宮城県の、3歳から就学前までの対象拡大を踏まえて、市として今後どうするのか	
(4) 障がい児保育について .....	156
①保育所における障がい児保育の現況と課題	
②塩竈市障害児保育実施要綱について	
③市内私立保育園における、障がい児保育に関する県の振興補助金の返還を求めていることについて、現在の状況とその後の検討内容について	
(5) 塩釜高校の卒業生の進路について .....	156
①ここ5年間での進路状況について	
②市内での就業状況について	
③市内への就業をいかに促進するか、市としての考え方、取り組みについて	
阿 部 眞 喜 君 (一問一答方式)	
(1) 塩竈市政について .....	173
①ごみ袋の改善	
②市民憲章の制定	
③第二創業に対する支援について	
(2) 経済への取り組み .....	174
①中心市街地活性化法について	
(3) 情報発信について .....	174
①現在の広報戦略の現状	
②広報戦略課の創設	
(4) 伊保石公園の開発 .....	174
①健康施設等の整備	

土 見 大 介 君 (一問一答方式)	
(1) 防災・減災に向けた取り組みと、防災施設の平時有効活用について	191
①防潮堤を含めた防災施設の整備スケジュールについて	
②市民の防災意識向上のための取り組みについて	
③防災施設の平時有効活用について	
(2) 子育て世代に選んでもらえる塩竈を目指したまちづくりについて	192
①塩竈市の子育て支援の基本方針は	
②子育て世代に対する定住促進の取り組みについて	
③保育所・保育園の利便性向上について	
(3) 新魚市場における漁船誘致策について	193
①近隣他魚市場と比較した際の塩竈市魚市場の優位性と漁船誘致のための施策について	
②魚市場の水揚げ処理能力について	
③今後目標とする水揚げ高と、今後3年間の県内魚市場における水揚げ量のシェア目標	
(4) 協働のまちづくりについて	193
①市民活動推進のための施策について	
②みなと塩竈ゆめ博を協働の観点から見た際の成果とは	
③海岸通地区の再開発にあわせた観光活性化政策と市民(団体)の参画について	
散 会	210

### 第3日目 平成28年9月27日(火曜日)

議事日程第3号	211
開 議	213
会議録署名議員の指名	213
一般質問	213
菅 原 善 幸 君 (一問一答方式)	
(1) ふるさと納税について	213
①本市のふるさと納税の取り組みと進捗状況について	
②企業向けふるさと納税の推進について	
(2) 空き店舗・空き家対策	214
①空き店舗・空き家の現状について	

②空き店舗・空き家の利活用について	
(3) 子育て支援事業	215
①産後の子育て応援メールについて	
②子育て支援センターにおける一時預かり事業について	
③子育て支援センターにおける大型遊具の導入について	
山本 進 君 (一問一答方式)	
(1) 東日本大震災集中復興期間の総括について	228
①海岸通地区震災復興市街地再開発事業の今後の取組について	
②新魚市場の管理運営のあり方と今後の方向性について	
(2) 東日本大震災復興・創生期間における政策について	242
①政策決定システムと政策評価手法について	
②情報公開とアカウンタビリティについて	
③人材育成について	
志賀 勝利 君 (一問一答方式)	
(1) 重点分野雇用創出事業に関して	247
①6月定例会最終日の「産業建設常任委員会所管事務調査報告」に対しての、当局の対応について回答を求めたが、即答できない理由に「裁判に影響することも考えられるので」との話でありましたが、何がどう影響するのかを具体的にお答えください。	
②住民監査請求の回答書「監第23号」の中に「相当の注意力を持って調査をすれば、監査請求に足りる程度に知りえることは可能であった」としているが、「相当の注意力」とは具体的にどの程度の注意力をいうのか、示していただきたい。	
(2) 今後の本町商店街の振興策は	249
①以前、同様の質問の中で、佐藤市長はまちづくりに対する考えは「百人百様である」との答えであったが、佐藤市長自身が考えている「まちづくりかくあるべし」を示していただきたい。	
伊勢 由典 君 (一問一答方式)	
(1) 海岸通地区震災復興市街地再開発事業について	265
①地権者59人で再開発に同意していない8人の理由について	
②同意に当たってのクリアすべき課題について	
③9月末の1区2区の保留床テナント公募状況について	





伊勢由典君 .....	298
討 論 .....	298
曾我ミヨ君 .....	298
阿部かほる君 .....	302
志賀勝利君 .....	305
阿部眞喜君 .....	306
採 決 .....	307
議員提出議案第15号 .....	308
提案理由説明 .....	308
採 決 .....	309
委員会提出議案第1号 .....	309
提案理由説明 .....	309
採 決 .....	311
議員提出議案第12号 .....	311
提案理由説明 .....	311
採 決 .....	312
議員提出議案第13号、第14号及び第16号 .....	312
提案理由説明 .....	312
議員提出議案第16号に対する修正動議 .....	315
提案理由説明 .....	315
採 決 .....	316
議員派遣の件 .....	316
閉 会 .....	317



平成28年9月定例会      9月9日      開 会  
   9月29日      閉 会

議案審議一覧表  
議員提出議案

## 塩竈市議会 9 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
平成27年度決算特別委員会	認定第1号	平成27年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について	認 定	28.9.29
	認定第2号	平成27年度塩竈市立病院事業会計決算の認定について	認 定	28.9.29
	認定第3号	平成27年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	原案可決 及び認定	28.9.29
総務教育	議案第63号	平成28年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	28.9.29
	議案第69号	工事請負契約の一部変更について	原案可決	28.9.29
	議案第70号	工事請負契約の一部変更について	原案可決	28.9.29
	議案第71号	工事請負契約の一部変更について	原案可決	28.9.29
	議案第72号	財産の取得について	原案可決	28.9.29
	議案第73号	塩竈市集会所の指定管理者の指定の変更について	原案可決	28.9.29
	議案第74号	仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について	原案可決	28.9.29
	議案第75号	宮城県市町村職員退職手当組合格約の変更について	原案可決	28.9.29
	議案第76号	宮城県市町村自治振興センター規約の変更について	原案可決	28.9.29
議案第77号	工事請負契約の締結について	原案可決	28.9.29	
民 生	議案第60号	塩竈市老人憩の家条例の一部を改正する条例	原案可決	28.9.29
	議案第62号	塩竈市児童館条例及び塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例	原案可決	28.9.29
	議案第63号	平成28年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	28.9.29
	議案第64号	平成28年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算	原案可決	28.9.29

## 塩竈市議会 9 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
民 生	議案第67号	平成28年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決	28.9.29
	議案第68号	平成28年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	原案可決	28.9.29
産業建設	議案第61号	塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例	原案可決	28.9.29
	議案第63号	平成28年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	28.9.29
	議案第65号	平成28年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算	原案可決	28.9.29
	議案第66号	平成28年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算	原案可決	28.9.29
	議案第78号	教育委員会の委員の任命について	同 意	28.9.9
	議案第79号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	同 意	28.9.9
	議員提出 議案第11号	離島における燃料安定供給と燃料費格差是正に関する意見書	原案可決	28.9.9
	議員提出 議案第12号	塩竈市議会会議規則の一部を改正する規則	原案可決	28.9.29
	議員提出 議案第13号	後期高齢者の保険料軽減特例措置に関する意見書	原案可決	28.9.29
	議員提出 議案第14号	東日本大震災被災者に係る医療費の一部負担金免除に関する意見書	原案可決	28.9.29
	議員提出 議案第15号	「認定第1号 平成27年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定」に対する附帯決議	否 決	28.9.29
	議員提出 議案第16号	塩竈市議会のケーブルテレビ放映再開を求める決議	修正可決	28.9.29
	委員会提出 議案第1号	浦戸諸島における燃料安定供給と燃料費格差是正に関する決議	原案可決	28.9.29



議員提出議案第 11 号

離島における燃料安定供給と燃料費格差是正に関する意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

平成 28 年 9 月 9 日

提出者 塩竈市議会議員

小 野 幸 男	菅 原 善 幸
浅 野 敏 江	西 村 勝 男
阿 部 眞 喜	阿 部 かほる
山 本 進	伊 藤 博 章
志 賀 勝 利	今 野 恭 一
菊 地 進	鎌 田 礼 二
志子田 吉 晃	土 見 大 介
伊 勢 由 典	小 高 洋
曾 我 ミヨ	

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄 殿



## 「別 紙」

### 離島における燃料安定供給と燃料費格差是正に関する意見書

離島の国家的・国民的役割の遂行は、外海の大型離島のみが担っているのではなく、内水内の離島など内海離島も等しく担っており、とりわけ有人離島において、国民が安全、安心、安定的に生活を営むことを、より可能ならしめる、定住条件の構造的改善が重要となります。諸外国に先駆けて昭和28年に制定公布された離島振興法の成立以来、関係都道府県の離島振興計画に基づき、国及び地方自治体の連携により各般の振興施策が実施され、離島の生活は法施行以前と比べて随分便利になりました。

しかし、離島から都市などへ若者の流出が続き、今や人口減少に歯止めがかかるところか、社会減に自然減を併せて人口減少が加速する事態となっています。このことは、離島振興法に基づいて行われてきた基盤整備事業を主とする政策手段が、離島の人口減少、高齢化を防ぐという点では残念ながら必ずしも有効でなかったことを示しています。

各種社会基盤の整備、交通の確保とともに離島地域に必要なものは、何より定住環境を整備することです。定住環境とは、住民が安全安心に暮らせる地域の基盤を整えることが前提となるため、医療・介護・福祉の確保、教育の確保、情報基盤の確保は、現代のライフラインであるといわれています。これらは既存の離島振興観では実現が難しいため、抜本的な政策導入が必須と考えます。

特に、宮城県離島振興計画第2章第2節において、「調達コストにより割高となる石油製品については、価格低廉化を支援し、エネルギー利用の地域格差是正を図る」と施策の内容が示されているように、離島の物価高、とりわけ本土と比較して割高なガソリン等石油製品価格の是正は、早急に取り組みされるべき課題となっています。

東日本大震災の大津波で甚大な被害を受け持続可能な復興に向けて努力している浦戸諸島が所在する本市議会としては、国・県の抜本的な政策導入の必要性に鑑み、以下の事項について早急な対応が図られることを強く要望します。

#### 記

- (1) 離島における定住環境の促進を図るために、「離島ガソリン流通コスト支援事業」と同等の支援を、A重油、灯油、軽油及びプロパンガス等の品目

に拡大し、調達コストにより割高となる石油製品について、価格低廉化を支援し、エネルギー利用の地域格差是正措置を講ずること。

(2) 離島が所在する地方自治体が、燃油等の輸送並びに備蓄等について抜本的な政策導入を実施し、安定的な供給を確保する施策を実施することを促進するために、国・県において必要な措置を講ずること。

(3) 離島の住民生活に使える離島活性化交付金の市町村2分の1の補助率の引き上げを行うこと。

(4) 東日本大震災による大幅な人口減少のなかで、離島に対する地方交付税を加算すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

関係機関あて（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、宮城県知事）

議員提出議案第12号

塩竈市議会会議規則の一部を改正する規則

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成28年9月29日

提出者 塩竈市議会議員

小野幸男	菅原善幸
浅野敏江	西村勝男
阿部真喜	阿部かほる
山本進	伊藤博章
志賀勝利	今野恭一
菊地進	鎌田礼二
志子田吉晃	土見大介
伊勢由典	小高洋
曾我ミヨ	

塩竈市議会議長 香取嗣雄 殿

「別 紙」

塩竈市議会会議規則の一部を改正する規則

塩竈市議会会議規則（昭和47年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第88条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の塩竈市議会会議規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（提案理由）

近年の男女共同参画の状況に鑑み、出産に伴う議会の欠席に関する規定を明確に設けることにより、女性議員活動環境の整備促進を図るため、所要の改正を行うものである。

議員提出議案第13号

後期高齢者の保険料軽減特例措置に関する意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成28年9月29日

提出者 塩竈市議会議員

小野幸男	菅原善幸
浅野敏江	西村勝男
阿部真喜	阿部かほる
山本進	伊藤博章
志賀勝利	今野恭一
菊地進	鎌田礼二
志子田吉晃	土見大介
伊勢由典	小高洋
曾我ミヨ	

塩竈市議会議長 香取嗣雄 殿

「別 紙」

後期高齢者の保険料軽減特例措置に関する意見書

後期高齢者医療制度においては、制度施行時から低所得者等に対する保険料軽減特例措置が導入され、この措置によって、今日まで被保険者の保険料負担の軽減が図られてまいりました。

平成27年1月13日開催されました、社会保障制度改革推進本部におきまして、医療保険制度改革骨子が決定されました。これにより、現在の後期高齢者の保険料軽減特例措置が平成29年度より原則廃止されることとなります。

現在の保険料軽減特例措置は、加入者の半数を超える低所得者の保険料が最大で9割軽減されるものであり、今回の改革骨子どおり軽減特例措置が廃止となれば、低所得者の保険料は2倍に跳ね上がるだけでなく、元被扶養者にあつては10倍もの保険料を支払うこととなり、大幅な負担増となります。

東日本大震災による被災からの復興は未だ道半ばである塩竈市にとりまして、後期高齢者の保険料の大幅な負担増は、生活および健康維持に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

よって、国におかれましては、現行の後期高齢者医療の保険料軽減特例措置を平成29年度以降も継続するために、必要な財政上の措置を講じられるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

関係機関あて（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、復興大臣、財務大臣、厚生労働大臣）

議員提出議案第14号

東日本大震災被災者に係る医療費の一部負担金免除に関する意見書

上の議案を別紙のとおり地方自治法第14条第1項の規定により提出いたします。

平成28年9月29日

提出者 塩竈市議会議員

小野幸男	菅原善幸
浅野敏江	西村勝男
阿部真喜	阿部かほる
山本進	伊藤博章
志賀勝利	今野恭一
菊地進	鎌田礼二
志子田吉晃	土見大介
伊勢由典	小高洋
曾我ミヨ	

塩竈市議会議長 香取嗣雄 殿

「別 紙」

東日本大震災被災者に係る医療費の一部負担金免除に関する意見書

東日本大震災から5年6カ月が経過しました。

これまでの国及び関係機関の多大なるご理解とご支援に感謝いたします。

本市におきましては、被災者の一日も早い生活再建に向け、災害公営住宅の建設をはじめとした様々な復旧・復興事業に取り組んでまいりました。

しかしながら、9月現在の進捗率は39%という状況であり、災害公営住宅の建設とともに被災者の見守りなど、あらゆる手立てを尽くしてはいますが、被災者の生活はいまだ厳しい状況が続いております。

特に被災された国民健康保険加入の被保険者の方々の生活再建と心身の健康維持のためには、被災者の医療費一部負担免除の継続が必要となっております。

本市では平成28年度においても被災者の医療費一部負担金免除を継続しましたが、被災自治体での財政負担は重く、今後とも被災者の医療費一部負担金免除を継続するには国の財政支援が不可欠であります。

よって、国におかれましては、被災者の現状をご理解の上、引き続き、東日本大震災による被災者に対する医療費の一部負担金免除を地方自治体が継続できるよう、必要な財政上の措置を講じられるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

関係機関あて（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、復興大臣、財務大臣、厚生労働大臣）



議員提出議案第15号

「認定第1号 平成27年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定」  
に対する附帯決議

上の議案を別紙のとおり地方自治法第14条第1項の規定により提出いたします。

平成28年9月29日

提出者 塩竈市議会議員

志 賀 勝 利	今 野 恭 一
菊 地 進	鎌 田 礼 二
伊 勢 由 典	小 高 洋
曾 我 ミヨ	

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄 殿

「別 紙」

「認定第1号 平成27年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定」  
に対する附帯決議

平成27年度決算特別委員会において、重点分野雇用創出事業の監査が主管課からの完了報告のみの確認で領収書等の突き合わせを行っていないことが判明した。この重点分野雇用創出事業については、以前からずさんな会計処理が指摘されており、ゆるやかな監査がずさんな会計処理を容認していると考えられる。

このことから、次のとおり事務取扱いを求めるものである。

一．緊急雇用創出事業の委託契約において、履行確認の内容が明確にわかるような書類の整備を行うこと。

一．緊急に従来の監査体制の他に外部監査を導入すること。

以上、決議する。

平成28年9月29日

塩 竈 市 議 会

議員提出議案第16号

塩竈市議会のケーブルテレビ放映再開を求める決議

上の議案を別紙のとおり地方自治法第14条第1項の規定により提出いたします。

平成28年9月29日

提出者 塩竈市議会議員

志賀勝利	今野恭一
菊地進	鎌田礼二
志子田吉晃	伊勢由典
小高洋	曾我ミヨ

塩竈市議会議長 香取嗣雄 殿

「別 紙」

## 塩竈市議会のケーブルテレビ放映再開を求める決議

塩竈市議会では、開かれた議会を目指し、近隣の市町村に先駆けて、宮城ケーブルテレビによる市議会中継が行ってまいりました。しかしながら、平成28年9月定例会からデジタル化によりインターネット中継の開始を機に、6月定例議会をもってケーブルテレビによる議会中継が終了となりました。

今、9月定例会より始まったインターネット中継利用者層と従来のケーブルテレビ中継の視聴者層は重なるものではなく、行政としても議会としても情報公開上好ましい状況ではない。また、これまでケーブルテレビでの市議会中継と録画番組を興味深く見守ってきた市民にとって、市議会の閉鎖性を印象づける結果となっております。インターネットを利用しない年齢層の方々に対し、市政と議会活動を遠ざける情報遮断と評価されかねません。

よって、塩竈市議会のケーブルテレビ中継の早急なる再開（次期12月定例会）を求めるものである。

以上、決議する。

平成28年9月29日

塩 竈 市 議 会

議員提出議案第16号「塩竈市議会のケーブルテレビ放映再開を  
求める決議」に係る修正動議

上の動議を会議規則第17条の規定により提出します。

平成28年9月29日

提出者 塩竈市議会議員

小野 幸男                      阿部 かほる

山本 進                         土見 大介

塩竈市議会議長 香取 嗣雄 殿

議員提出議案第16号「塩竈市議会のケーブルテレビ放映再開を  
求める決議」に係る修正動議

塩竈市議会のケーブルテレビ放映再開を求める決議の本文を次のとおり修正する。

塩竈市議会では、平成4年4月開局した地元ケーブルテレビによる、無償での議会中継が行われ、議会活動の情報公開に努めてまいりました。

一方、議場の放送設備の老朽化及び地元ケーブルテレビの機器の更新など、持続可能な議会中継の継続が困難な状況になりました。

平成26年8月から議会運営委員会において、地元ケーブルテレビの議会中継に係わる維持管理費について、全会一致で予算化していくことが確認され、平成28年6月定例会まで、地元ケーブルテレビでの議会中継が行われておりました。

平成28年度新年度予算において、議場内の放送設備の老朽化問題を解決するための、議場放送設備等改修工事及び議会中継のインターネット配信予算が計上され、同年9月から地元ケーブルテレビでの議会中継ではなく、議会中継のインターネット配信が開始されました。

しかし、地元ケーブルテレビでの議会中継を注意深く見守ってきた市民の方々から、地元ケーブルテレビでの議会中継注視に対する抗議の電話が届いております。

市民が、気軽に議会活動の情報公開にアクセスできる環境整備は重要であります。

よって、本市議会の地元ケーブルテレビの議会中継の早急な再開を強く求めます。

以上、決議する。

平成28年9月29日

塩 竈 市 議 会

委員会提出議案第1号

浦戸諸島における燃料安定供給と燃料費格差是正に関する決議

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成28年9月9日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄 殿

総務教育常任委員会

委員長 志子田 吉 晃

## 「別 紙」

### 浦戸諸島における燃料安定供給と燃料費格差是正に関する決議

島に人が住み、島の周辺において漁業をはじめとした様々な活動を日常的に行うことが、海洋資源確保のみならず、国境域管理をも実質的に担保する行為であることから、離島がその役割を発揮するためには、とりわけ有人離島において、国民が安全、安心、安定的に生活を営むことを、より可能ならしめる定住条件の構造的改善が重要となります。諸外国に先駆けて昭和28年に制定公布された離島振興法の成立以来、関係都道府県の離島振興計画に基づき、国及び地方自治体の連携により各般の振興施策が実施され、離島の生活は、法施行以前と比べて随分便利になりました。

それにもかかわらず、都市との相対的な利便性や所得などの格差は一層広がり、離島から都市などへ若者の流出が続き、今や人口減少に歯止めがかかるところか、社会減に自然減を併せて人口減少が加速する事態となっています。このことは、離島振興法に基づいて行われてきた基盤整備事業を主とする政策手段が、離島の人口減少、高齢化を防ぐという点では残念ながら必ずしも有効でなかったことを示しています。

各種社会基盤の整備、交通の確保とともに離島地域に必要不可欠なものは、何より定住環境を整備することです。定住環境とは、住民が安全安心に暮らせる地域の基盤を整えることが前提となるため、医療・介護・福祉の確保、教育の確保、情報基盤の確保は、現代のライフラインであるといわれています。これらは既存の離島振興観では実現が難しいため、抜本的な政策導入が必須と考えます。

また、離島の物価高、とりわけ本土と比較して割高なガソリン等石油製品価格の是正は、早急に取り組まれるべき課題となっています。

宮城県離島振興計画第2章第2節において、「調達コストにより割高となる石油製品については、価格低廉化を支援し、エネルギー利用の地域格差是正を図る」と施策の内容が示されています。

本市議会では、平成28年6月8日に塩竈市浦戸離島振興推進協議会から本市議会議長あてに提出された、「離島における燃油安定供給と燃料費格差是正に関する要望書」を受け、総務教育常任委員会において閉会中の調査を実施し、同委員会所管事務調査報告において、本市の抜本的な政策導入の必要性について、今



後の方向性が示されたことを鑑み、以下の事項について早急な対応を求めます。

記

1. 浦戸諸島におけるA重油、軽油、灯油及びプロパンガス等について、島民または事業者等への燃料輸送費の補助を行い、その小売価格を塩竈市内と同程度とすること。
2. 関係各所との協議のうえ、燃料の輸送並びに備蓄方法の改善を行い、離島における燃料の安定化を図ること。

以上、決議する。

平成28年9月29日

塩 竈 市 議 会

## 議 員 派 遣 の 件

平成28年9月29日

地方自治法第100条第13項及び塩竈市議会会議規則第161条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

### 記

#### 1. 二市三町議長団連絡協議会 視察研修

- (1) 派遣目的 視察研修
- (2) 派遣場所 山形県寒河江市
- (3) 派遣期間 平成28年10月4日から10月5日まで
- (4) 派遣議員 伊 藤 博 章 副議長

#### 2. 宮城県市議会議長会 秋季定期総会

- (1) 派遣目的 各種議案等の審査
- (2) 派遣場所 石巻市
- (3) 派遣期間 平成28年10月18日
- (4) 派遣議員 伊 藤 博 章 副議長

#### 3. 第49回宮城県市議会議長会 議員研修会

- (1) 派遣目的 研修会等出席
- (2) 派遣場所 白石市
- (3) 派遣期間 平成28年11月22日
- (4) 派遣議員 議員17名以内



平成28年9月定例会      9月9日      開 会  
   9月29日      閉 会

## 塩 竈 市 議 会 会 議 録

平成28年9月9日（金曜日）

塩竈市議会9月定例会会議録

（第1日目）

## 議事日程 第1号

平成28年9月9日（金曜日）午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 諸般の報告
  - 第4 総務教育常任委員会所管事務調査報告
  - 第5 議員提出議案第11号
  - 第6 認定第1号ないし第3号
  - 第7 議案第60号ないし第77号
  - 第8 議案第78号及び第79号
- 

### 本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第8

---

### 出席議員（18名）

1番	小野幸男君	2番	菅原善幸君
3番	浅野敏江君	4番	西村勝男君
5番	阿部眞喜君	6番	阿部かほる君
7番	香取嗣雄君	8番	山本進君
9番	伊藤博章君	10番	志賀勝利君
11番	今野恭一君	12番	菊地進君
13番	鎌田礼二君	14番	志子田吉晃君
15番	土見大介君	16番	伊勢由典君
17番	小高洋君	18番	曾我ミヨ君

---

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤 昭君 副市長 内形 繁夫君

市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君
市民総務部 政策調整監	佐藤修一君	健康福祉部長	桜井史裕君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	阿部徳和君
震災復興推進局長	熊谷滋雄君	市立病院事務部長 兼医事課長	荒井敏明君
水道部長	高橋敏也君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤俊幸君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	川村淳君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤達也君
建設部次長 兼都市計画課長	阿部光浩君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	鈴木康則君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	市民総務部 危機管理監	千葉正君
会計管理者長 兼会計課長	小林正人君	市民総務部 政策課長	相澤和広君
市民総務部 財政課長	末永量太君	市民総務部 税務課長	武田光由君
健康福祉部 子育て支援課長	木村雅之君	健康福祉部 長寿社会課長	鈴木宏徳君
産業環境部 環境課長	菊池有司君	建設部 下水道課長	佐藤寛之君
水道部 業務課長	菅原秀一君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤勲君
教育委員会 教育長	高橋睦磨君	教育委員会 教育部長	菅原靖彦君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	渡辺常幸君	教育委員会教育部 学校教育課長	遠山勝治君
教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	本田幹枝君	教育委員会教育部 市民交流センター館長	伊東英二君
選挙管理委員会 委員長	坂井盾二君	選挙管理委員会 事務局長	相澤勝君
公平委員会 委員	小倉和憲君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	佐藤勝美君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一君
議事調査係主査	平山竜太君	議事調査係主事	片山太郎君



午後 1 時 開議

○議長（香取嗣雄君） 去る 9 月 2 日、告示招集になりました平成 28 年第 3 回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第 1 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いをいたします。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（香取嗣雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、4 番西村勝男君、5 番阿部眞喜君を指名いたします。



日程第 2 会期の決定

○議長（香取嗣雄君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は 21 日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は 21 日間と決定いたしました。



日程第 3 諸般の報告

○議長（香取嗣雄君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様方にご配付しておりますとおり、専決第 12 号「車両接触事故による和解及び損害賠償の額の決定について」は、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、報告第 3 号「平成 27 年度健全化判断比率について」は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、報告第 4 号「平成 27 年度資金不足比率について」は同法第 22 条第 1 項の規定により、それぞれ 9 月 2 日付で議長宛てに報告がなされたものであります。

また、監査委員より議長宛てに提出されました定期監査結果報告 2 件、例月出納検査の結果

報告2件、並びに企業会計例月出納検査の結果報告2件であります。

さらに、塩竈市教育委員会教育長より議長宛てに提出されました「塩竈市教育委員会点検・評価報告書」平成28年版1件、塩釜地区消防事務組合議会議員より議長宛てに提出されました平成28年第2回塩釜地区消防事務組合議会定例会の概要報告1件、並びに宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員より議長宛てに提出されました平成28年第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告1件であります。

これより質疑に入ります。

13番鎌田礼二議員。

○13番（鎌田礼二君） では、専決第12号について質問させていただきます。

この事故関係は、この報告を見ますと優先道路に入る前の一時停止をしたと。ここで安全確認をしているんですが、安全確認が不十分だったということが一番の原因かというふうに思うわけですが、こういった事故はたびたび議会のたびに提出されております。そんな中で事故が起きてしまったことについては、やはり今後どうするかということで検討するといひますかね、それが一番大切かなと思うんですが。

毎回こういうふうに出されるということで、どういったそういった対応をされてきているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 今回ご報告をさせていただいております事故、幸いにして双方にけがはなかったものの、一歩間違えば重大な事故につながると思うものでございます。たびたび本市公用車の事故が発生しておりまして、その都度ご心配をおかけしておりますこと、大変申しわけなく思っているところでございます。

公用車の事故防止対策につきましては、庁内的には公用車安全運転ニュースというペーパーでございしますが、これを発行して各職員の安全運転を周知しております。今年度は2回発行しているところでございます。そのほか、各所属課長等を通じました注意喚起を行っておりますほか、毎年の例えば塩釜警察署等の課長さん等お招きして、安全運転研修会なども開催いたしておるところでございます。今後につきましても、引き続き全職員に対する安全運転、さらなる周知徹底を図るべく事故防止の啓発について続けてまいりたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） わかりました。私がサラリーマン時代は、よく会社一丸となって年1回くらいは研修会と申しますか、そういうものを開いて、交通事故だけではないんですが、そういうこともやっていたということもありますし、やっぱり予防が大切かなと思います。やはり小さな事故であったから幸いだったわけですが、いわゆる小さい事故の裏にはその積み重ねで、大きな事故に確率として上がってくるので、十分今後とも注意をいただきたいというふうに思います。

次に、教育委員会の点検・評価報告書、これの中から質問をしたいと思います。

この中で、成果指標の実績・評価として2ページ、3ページに主なことがここに整理をされているわけですが、その項目の中の一番上「学力の向上」という項目があるんですが、この中で「発達障害を抱え授業に集中できない児童生徒」とあるんですが、同じクラスで発達障害の方も授業をしているということ、実際はそうだということはお聞きはしておりますが、本来そういった形ではやっぱり授業にも集中できないし、まずい状態ではないのかなというふうに思うわけですが、これについて教育委員会の見解をお願いしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 発達障害を抱えた授業に集中できない児童生徒を、別な学級で指導するというご質問であります。平成26年1月に障害者の権利に関する条約が批准をされました。それによりまして、学校現場では障がいのある子供も含む全ての子供に対して、一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援を、通常の学級において行う教育である「インクルーシブ教育」を推進していかなければならないということになっております。そして、インクルーシブ教育を推進するためには、障がいの有無にかかわらずともに学ぶことのできる環境の整備と、具体的な手だてが必要となってまいります。その一つの手だてといたしまして、特別支援教育の手だてを生かした丁寧な授業づくりを推進する必要がございます。

具体的には、児童生徒が集中できる環境づくり、発達障害の子供はどうしても正面向いたときにさまざまなものが張ってありますと、それに注意を向けて注意散漫になってしまうということがありますので、そういったものを省いていくというようなことでの環境づくりや、児童生徒が授業で活躍できるような活動の場を取り入れる取り組みなどを通して、児童生徒の学力向上に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） そうすると、発達障害者でも同じクラスで授業しないといけないというふうになるわけですが、そうするとそれをどうしてやるかということになるかということになると思うんですね。そんな中、この実績・評価の「一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実」という項目があるんですね、この表の中の。ここを見ますと、支援員を20人から14人に平成27年度は減らしていると。この観点があって、ここでいろいろ総括として書かれているのかなというふうに思いますが、ここの中で「一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実」の項目で、この項目ですね、平成27年度の支援員の配置が20人から14人に減っていると。「特別支援教育支援員の配置により、充実した学習が可能となる学級がある一方で、発達障害等の疑いのある児童生徒が通常の学級に入学する現状があり、支援員を増員する必要がある。」ということでこの総括に書かれているんですね。これ具体的にどうなのか、先ほどの私の質問の観点と一致するものがあるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 昨年度におきましては、これは県のほうの補助事業でありまして、その補助が打ち切られたということで急遽人数が減になりました。平成28年度においては、今度は市単費ということで20人をもとのとおり採用をお願いしているところでございます。

それから、先ほど申しましたように発達障害の子供たち、できるだけ早い時期に手を打っていったほうが、その後の発達には非常によい効果があるということが立証されておりますので、今後さまざまな手だてを検討しながら、早期の手当てをしながら、普通学級の中でともに学ぶような環境を整備してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） そうすると、平成27年度は14名であったわけですね、支援員。今度20名に戻るとということで、ある程度これは鎮静化させていい方向に行くのかなというふうに思いますが、先ほどの話に戻りまして、項目に「学力の向上」の部分の総括、ここの中の部分で「ゲームやスマホ、インターネット等に学習時間が左右されない取組を市全体で推進していく」というような項目が記載されているわけですが、これ具体的にどういった方法を考えていらっしゃるのか、そこをちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） ゲーム、スマートフォン、インターネット等に学習時間が左右される。これは、決まった時間をそちらのほうに使ってしまえば、学習時間が減ることは当然のことでございます。そういったことから、平成26年から小中連携を図りながら学力向上に向けた取り組みということで、家庭の生活習慣の改善を図ることとして、週に1度ノーメディアデーと位置づけ、テレビ・ゲーム・携帯電話の使用などを控えるように、家庭と連携して啓発活動を行っているところでございます。中学校区の学校評価を見ますと、「ノーメディアデー実施後、家庭学習によく取り組んでいる。」という質問事項の割合が、若干ではありますが2.4ポイントほど増加をしているところでございます。徐々にではありますが、ノーメディアデーの効果があらわれてきているのかな、今後とも推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また昨年度、どうしても自主的な子供たちみずからの決意がなければ、こういったことが進んでまいりませんので、市内小中学校の児童会・生徒会の子供たちを一堂に介しまして、スマートフォンの使い方についての話し合いを持ちました。ここには青山学院大の学生なども入っていただいて、話し合いを進めたところですが、その中で夜9時以降はスマートフォンを使わないということが決められまして、「アルカスしおがまスマホ宣言」という形でまとめまして、今各学校で子供たちが取り組んでおるところでございます。

今後はノーメディアデー、そしてアルカススマホ宣言をさらに推進して、家庭での生活習慣の改善をさらに進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） わかりました。

次に、この一覧表をずっと下がりました、「不登校・いじめ対策の充実」という項目があるんですが、この中で「小学生、中学生の出現率は共に国・県平均を大きく上回っているため、今後、施策の改善及び徹底が必要である。」という項目が、総括に書かれているわけですが、特別に昨今そういう対策はしてきたのかなと、ちょっと疑問に思うところがあるんですが。特別変わったことをしてきたのかどうなのか、どういったことをここで今後やっていくつもりなのか、具体的な表現で教えていただきたいというふうに思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 不登校についてのご質問であります。不登校の出現率が国

県を大きく上回っている状況をどういうふうに捉えて、今後どのように対策を立てていくのかということでもあります。

不登校問題については、学校、家庭及び本人の問題が複雑に絡み合い、その対応が非常に難しく、かつ深刻な課題であります。全国及び県の出現率が若干の増加傾向にある中で、本市では各学校の努力により減少傾向を示しております。しかしながら、まだまだ全国や県の出現率を大きく上回っていることから、本市の大きな教育課題であると考えているところでもあります。

今後の施策についてであります。第1番目に、保護者に対して心理の専門的なアドバイスを提供するスクールソーシャルワーカーの配置をふやし、問題を抱える子供や保護者との相談活動を充実させております。前までは2名で週4回であったのを、週6回に増加をしております。こういったことで家庭訪問を繰り返す中で、今まで登校ゼロだった子供が登校するようになっていくという実績を上げております。

第2に、指導主事とスクールソーシャルワーカーが市内全ての学校を訪問し、不登校の子供の個々の原因・課題について協議をし、家庭訪問等の取り組みについて助言する不登校ヒアリングを年1回の実施から、6月と11月の実施の2回にふやし、早い段階で問題把握と分析及び対応策の検討を行い、不登校の未然防止と早期対応に取り組んでおるところであります。

第3に、市内の適用指導教室をふやしております。従来のけやき教室に加えて、塩竈市学びの支援センター「コラソン」を2カ所設置し、合わせて3教室の体制とし、悩みや不安を抱える子供や保護者への対応を充実させております。また、浦戸を除く市内10校に「学び・適応サポートルーム」を設置して、学び・適応サポーターを配置することにより学校における別室登校を積極的に支援しております。6月の開設以来、これまで73名の児童生徒が支援を受け、そのうち既に4名が教室へ復帰を果たしております。今後も、サポートルームが各校の創意工夫のもと有効に活用されるよう、「コラソン」と学校の連携強化を図ってまいります。

そして、中一ギャップによる不登校問題を根本から解決するために、塩竈市独自の小中一貫教育に向けた取り組みを開始しております。小中の滑らかな接続を実現し、小学校から中学校への切りかえ時期に見られる学習や生活、そして部活動などへの不安を極力減らすことで、不登校の未然防止を図ってまいりたいと考えておるところであります。現在、本市における不登校数は32名で、昨年同月と比べ35%の減少であります。教育委員会の施策と学校の地道

な取り組み、そして関係機関の協力が奏功しているものと捉えております。今後もさまざまな施策の改善を図りながら、不登校の減少に向け一層努力してまいりたいと考えておるところであります。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） わかりました。この不登校については、いじめと密接な関係もあるのかな、相関があるのかなというふうには私は思うわけですが、実際の聞き取り調査やらその中で、そういったことがあったのか、ないのか。

それから、昨年いじめ防止対策推進条例を制定しましたが、その効果はどれほどか簡単にお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 聞き取りの結果ですね、人間関係によるトラブルということでの不登校の原因はあったんですが、いじめを原因とした不登校というのは幸いございませんでした。

それから、いじめ防止対策推進条例を設置してから、その後の動きであります。今各学校でさまざまな取り組みをしていただいております。毎月いじめの調査もしております。認知件数は結構ございます。その中で改善をしているものもございますし、まだ今指導継続中というのも数件あるところでもあります。ただ、重篤な状態といいますか、重大な事態に至るようなものは今のところ見えないところがございますので、今後ともアンテナを高くして、いじめはどこにでもあるんだという観点から、先生方に気づきを大事にいただきながら、いじめのない学校づくりに当たっていただくよう指導してまいりたいというふうに考えています。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） 私のほうからは、資料No.2の報告第3号、財政健全化判断比率に関してお伺いしたいと思います。

今現在、塩竈市の財政規模というのは震災復興予算を含めまして、当初から見ると2倍、3倍に膨れ上がっているんです。そういった中で、分母が大きくなっているがゆえにこういった比率がよくなっているのか、そういったことも心配しておりますので、この復興予算をないものとした場合の通常の状態での予算で、ここに書いてあります実質公債費比率とか将来

負担比率とか、こういったものが数字が変わってくるのか、変わってこないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） ただいまの志賀議員のご質問にお答えさせていただきます。

報告でございます健全化の判断比率等のもの、震災の影響によって数字がよくなっているのではないかというふうな話かと思えます。例えば仮に震災の影響がなかった場合の健全判断比率ということでございますが、災害復旧事業、復興交付金事業などは国庫補助金等により財源措置がなされておりますことから、基本的に歳入決算及び歳出決算は同額となりますので、一般会計などの決算におきましては大きな影響を受けるものではないので、基本的には黒字が維持できるものと考えてございます。したがって、例えば実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、震災前と同様赤字が発生しないものというふうにご覧いただけます。

また、実質公債費比率につきましては、地方債を発行して実施いたします災害公営住宅整備事業や特別会計におきます災害関連事業の公債費を算定から除くこととなりますので、推計いたしますとこの比率は9.9%程度になるものというふうに見込んでいます。将来負担比率等につきましては、復旧・復興事業の財源でありますふるさとしおがま復興基金をこの算定から除外いたしますものの、地方債残高が実質公債費比率と同様に復旧・復興に係る残高を除きますことから、比率といたしましては推計26.8%となる見込みというふうにご覧いただけます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ちょっと数字が聞き取れなかったので、この実質公債費比率と将来負担比率の数字だけを、はっきりもう一度お願いします。

○議長（香取嗣雄君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 仮に震災の影響がなかった場合ということでの数字を申し上げます。実質公債費比率では推計で9.9%、それから将来負担比率では推計で26.8%というふうに見込んでいます。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。



○10番（志賀勝利君） ありがとうございます。公債費比率では逆に下がって、将来負担比率で上がるということですので、一時期から比べればこういった健全化の取り組みが進んでいるのかなということで、それはそれで一定の評価をさせていただきたいと思います。

それで、次に監査のほうに対してちょっと質問をさせていただきます。監査報告の書類を見ますと、常に「歳入歳出の基礎となる帳簿、書類、証書など事務事業の執行に関する書類等の提出を求め、必要に応じて関係職員からの説明を聴取した」ということが各監査報告の中に同じような文言が記載されているわけですが、この「基礎となる帳簿、書類、証書等」ということなんですが、いろいろな事業によってこれもチェックする項目が違ってくるのかなとも思っているわけですが、まず土木関係の仕事をやった場合に、監査としてチェックする必要書類というのはどういったものを、帳簿類、それから書類、証書などの監査項目に入っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） ただいまの質問は、定期監査についてということでよろしいでしょうか。それとも、例月出納検査のほう。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 歳入歳出の基礎ということですので、歳出ですね、主に。払う場合にどうという書類をチェックされるのか、お聞きしたいと思います。定期監査で結構です。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 定期監査で担当課のほうから出してもらおうという書類につきましては、支出関係に関するもの全ての書類を出してくださいということでお願いしております。それで、実際は支出負担行為とかそれに至るまでの契約書とか、そういったものを全て出させていただくということで、それらをチェックするという形で定期監査を進めております。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） だから、それらの全てというのがどういうものが入っているのかということをお聞きしたいわけです。例えば起案書があるとか設計書があるとか契約書があるとか仕様書があるとか、そういうことをお聞きしたいわけです。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 契約関係でいきますと、例えば一番最初に起工伺というか、起工伺から、あと入札等があります場合については入札の経緯、もしくはあと見積書を徴収する場

合については見積書の経緯とか、あとその後に契約いたしますので契約書、そして契約の後に支出負担行為の関係の書類、あと履行確認、支出命令という形での一連の書類を出してもらおうという形になります。

あと、その他物品購入につきましても、物品購入するための伺いもしくは見積徴収兼承諾書といたしますけれども、そちらのほうの書類。あとは、支出負担行為と支払いの関係の書類を出してもらおうという形になっています。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 一応わかりました。

それで、そうすると設計書関係は監査ではチェックされていないんですか。例えば設計書とか積算書、設計総括表とか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 工事関係という意味でしょうか、全てについてという意味でしょうか。特に工事関係という。起工伺には設計書がついておりますので、積算書等については提出してもらっているという形になります。

ただ、実際問題として建設関係の部分について、それをチェックする監査の体制としまして、技術者がいるという形ではありませんので、そういった設計が妥当なものかどうかという判断は、なかなか今の体制の中では難しいという状況にはあります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 例えば土木工事の場合、何か前払金というようなものとかあるらしいんですが、例えばそういうものも監査としてはチェックされているのか。というのは、前払金が例えば契約以降一定の期間で第1回目を払わなきゃいけないよというような、規則か何か知りませんがあるようですけども、そういったことは監査のチェック範囲に入っているのか、入っていないのかだけお聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 前払いについては、契約書の中で前払いがあるという部分について、前払いの請求をもらって支出するという形になりますので、その部分については基本的にチェックしております。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） そうすると、前払金をチェックされているということであれば、前払金

というのは契約後どのくらいの期間で払わなければいけなくなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 契約後払わなければならないというか、請求されなければ払う必要がないんですよ。請求書には、前払金に見合った保証書、保証になるもの、あるいはそれは東日本保証協会であるとか、そういったところの保証書を添付してご請求をいただく場合、それからそれにかわるものとして現金をお預けいただくという場合の2種類ありまして、そういった裏付けのものを書類を添付して前払金を請求していただく。あと条件といたしましては、事業に確実に着手したと。例えば、工事現場事務所を現場のほうに設置をしたというふうな行為を伴ったと確認した上で、前払金をご請求いただくというふうなことで工事のほうは進めております。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） そうすると前払金が払われないのは、請求書が出ていなきゃ当然払えない。それと、現場事務所を設置しなきゃ払えない。それからあと、保証協会からの保証がないと払えないということなわけですか。

それで、その期間は決まらないんですか。例えばそういったものが出されてから、何日以内に払うとか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 一般的に、請求をいただいてから1カ月以内に払うというのが原則でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） そうですか、1カ月以内ね。何か、私ちょっと小耳に挟んだんですが、「かなりの期間この前払金がもらえないんだ」というような業者の方もいるんで、それはその方がずっと仕事をやっていて、「何か今回だけ本当にすごく遅いんだよな」というようなことで、「保証協会からお金の返却を求められて困っているんだ」というような声も聞こえたものですから、一応念のために確認させてもらったわけですけども。

そうすると、先ほど阿部部長もおっしゃったような書類がちゃんと調っていれば、1カ月以内には振り込まなければいけないと。いけないものではないんですか、勝手に延ばしてもい

いものなんですか。その辺、ちょっとお聞きします。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 請求があつてからということで、請求を受理してから1カ月以内に支払わなくちゃならないということになっております。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） わかりました。その辺、そういったものがちゃんと手続きされて、多分やってはいらっしゃると思うんですけども、その中で確認して払われていないということになれば、やっぱりその中でそういった規則違反を塩竈市がしているのかもしれないわけですから、その辺はまた後ほど確認して当局のほうにお伝えしたいと思っておりますけれども。

先ほど来監査委員がお話ししていると、設計書も確認しますよ、起案書も確認しますよというお話でした。そういった中で、結局委託契約になるとこれまた違ってくるのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 契約は全て同じです。委託だから特に違うということはありません。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ありがとうございます。

そうすると、今私が訴訟を起こしています重点分野雇用創造事業についての件についても、監査委員のほうで設計書も確認されているという理解でよろしいのかと思いますが、先日裁判所のほうに市から提出された書類を拝見させていただきました。ところが、設計書はついておるんですが、設計書の中の数字が何も書いていないものが提出されております。そういった中で、監査委員はそういったこともチェックされて支払いのほう認めていらっしゃるんでしょうから、そういう数字がないものもやはり監査委員としては、設計書という名前のものであればオーケーだよという見解なのかどうか、お聞きしたいと思っております。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 設計書の中で数字がないということがちょっとわからないんですけども。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 設計書というフォームがあります。その中に、必ず数字記載しますよね、「何が」「何が」と。そういうのが一切なくて、ただフォームだけ。何も記載されていないというのが、設計書とついてきているんです。だから、そういうのを見られて監査委員は判

こを押されたのか。それと、支払いを認める場合設計書がなければ監査としては認められないということであれば、そういう設計書があったらこれは認められないよということになるかと思うんですが。そういう意味で、確実にその辺の監査としての業務が遂行されているのかどうか、ちょっと私そこのところお聞きしたかったわけです。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） まず監査の役割ですけれども、監査が認めるとか認めないという問題は、監査としてはいいです。監査はそういうことは、ちょっと私の記憶で請求書に数字がなかったという記憶はありませんけれども、もしそういうのを目の当たりとか見つけましたら、「何でこうなっているんだ」という形での聞き方はすると思いますけれども、監査が認めるとか、あと監査が認めて契約するとかということじゃありませんので、終わった後の分を見させてもらうということで、「何でこうなっている」という、それに気づけば多分その時点で聞いたとかと思いますけれども。ちょっと今の段階でその記憶はありません。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 私の聞き方が悪かったのかね、監査は認めるあれじゃないと。確かにそうですね、監査する立場ですからね。一応監査した結果を、改善命令なり何なりするのが立場だと思うんですが。ただそういった中で、現実的にはそういうことが塩竈市役所の場合そのまま通り過ぎている。そうすると、数字の書いてない設計書を見た記憶がないのであれば、結局そういった申請書類の中に請求書がないまま、そのまま監査を通過しているということも考えられるわけですが。そういうことが起きる可能性があるのか、ないのか、ちょっとお聞きします。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 具体的には、監査といっても全件を全て監査しているわけではございません。前にもちょっとお話したかと思いますが、基本的には抽出監査という形になります。そういったものが抜ける可能性が全くないということにはならないかと思えます。そういったものが目に入らないというケースも、実際はあると思えます。一定の抽出をして、見て、特に問題がないということであれば、今回定期監査報告という形を出しておりますけれども、そこから判断して特に問題はないだろうという形での定期監査の報告という形になります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君）　ということは、結局ここに書いてある「基礎となる帳簿、書類、証書などを」ということで書いてあるわけですがけれども、場合によってはそういうものをチェックしないで、そのままオーケーしている場合もある。その点は、膨大な資料だからということで。そういうところにもやはりちょっとばかり問題があるんじゃないのかなと、私は思うわけです。事が起きたときに「こうでした」って言ったって、取り返しつかないわけですから。そこは民間企業であれば監査が見逃したことは、監査の責任になりますよね。損害賠償を請求されますよ、株主から。それだけ監査というのは重い立場の役職であるということだと思います。

ただ、今確認したのは、要は常にそれが報告書に書いてあるものですから、これが本当に毎回確実に行われているのかどうかね、ちょっと書類細かくお聞きして今確認させていただきました。結果としては、全てをそうやっているわけではないということがわかりましたので、一応私の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（香取嗣雄君）　16番伊勢議員。

○16番（伊勢由典君）　私のほうは、諸般の報告の中で教育委員会の点検・評価報告について、平成28年版について、平成27年度実績について触れさせていただきます。

そこで私も、先ほど鎌田委員からも施策の体系について成果指標の実績評価ということで、ページでいいますと2ページから3ページのところにそういったことが書かれております。私のほうからは、学力向上というところについていささか触れておきたいと思います。

この点でいいますと、少人数指導と学力向上という点で、学校での平均回答が向上したところもあるけれども、本市全体での平均回答率は下回ったと。全教科ですか、本市での回答率が下回ったということが、この中に触れられています。これは、学力向上のところになる書いてあるわけでありませう。

そこで、これらも含めてどう評価すべきかというところで言いますと、教育委員会が実績と評価を書いたところを踏まえて、11ページのところに「少人数指導・小学校指導教員配置事業」というのが書かれておいて、細かな数字はまず事業実績についてのこれは小さいので、細かく書いているので、全体の評価について書いていますね。この中で、評価をしていただいているもとの教師の方のひとついえば所感と申しますか、見解が載っています。読みます。

本事業を実施した7年間の町内各小学校の全国学力状況調査の結果については、上記の表のとおりである。特に本事業の成果が顕著であったのは、これは学校伏せていますね、A小学

校・F小学校である。F小学校は、平成22年度から平成26年度にかけて連続して全国平均を上回っている。A小学校は、平成25年度に算数Aで全県平均を上回り、その後平成26年度から平成27年度は全県平均を上回っている。両校に共通するのは、本事業にあわせて校内研修に算数を取り上げ、全教職員で学力の向上に取り組んだこと、習熟度少人数指導として個別指導を徹底したことにあるということです。

また、他の小学校においても全国平均や県平均を上回る年度が見られるが、次なんです、  
「本事業の少人数指導というシステムの導入のみでは、学校として恒常的に高い学力を維持するのは困難であることが明らかになった」ということが、この全体の講評といいますか少人数指導の中で触れられておいて、その全体の講評をする方お2人いらっしゃるんですね、元校長先生と大学の教授ということでたしか2人いたような気がするんですね。そうしますと、少人数指導そのものについては過去7年間やってきて、たしかこれは市の単費でこうなってきた経過はあるものの、一定の学校のところではそういうものはあるものの、全体として学校として恒常的に高い学力を維持するのは困難だという結論的な見解が述べられております。

この辺について、こういう前段のいわば点検と評価ですね。成果指標の実績・評価というところと、総括で触れられているところと、一方で11ページのところに触れられているところと大分差があると思うんですよ、評価の点で。その辺についての考え方、教育委員会としてはどう捉えているのか。特に、「本事業の少人数指導というシステムの導入のみでは、学校として恒常的に高い学力を維持するのは困難だ」というところをどう捉えているのかお聞きしたい。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 学力向上の取り組みについてであります。ただいまご紹介いただきました少人数指導については、教育委員会として総括をした内容をそこに上げさせていただいたところであります。単費で7年間つけていただいて、先ほどもご紹介ありましたように大きな成果を上げたところもありました。それから、年度によっては子供たちの平均正答率が県平均・全国平均を上回ったというところも、このようにございました。ただ、塩竈全体として平均正答率を見たときに、県平均・全国平均を残念ながら上回ることができなかったというところでの総括が、先ほど言いました少人数指導というシステム、それだけではなかなか思うような平均正答率を上げることができないだろうという総括でございます。

ただ、この中にも書いてあるところがございますが、特に成果を上げた学校について分析していった結果、子供の力量に応じた課題を準備した習熟度別学習を実施してきた学校。それから子供の活動の場を工夫した授業づくり、校内研究という形でどうすれば子供たちが意欲的に、そして子供たちが自主性を持って事業に参加できるのかということの研究をして、進めた学校については大きな成果を上げているということがわかりました。それらを各学校に波及したいということで、研究会等を行い共有をしてきたところではありますが、なかなか定着しないという状況にあったところでもあります。

本市では、こういったような総括のもと、今年度から準備を進めております塩竈市小中一貫教育の一環として、平成29年度からスタートする塩竈市新学力向上プランの中に、地域学習指導要領の中核となります学習者を受け身にさせず、子供たちが具体的な課題解決に向けて自主的・協働的に取り組む学習、今よく紙面に載っておりますアクティブラーニングの導入ということを考えております。こういったことを、小中一貫とともに学力向上の一つの手法として取り上げることで、子供たち主体の授業、子供たちが意欲的に授業に取り組めるような工夫をすることで小中一貫とはまた別のシステムづくりをすることで、平均正答率の向上、そして本当の意味での学力の向上に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） 大筋そういう答えが返ってくるだろうなという感じでございました。

少人数指導学習については、私も総務教育常任委員会の委員長をやったときに、一小のほうにちょっと赴きまして、実際の状況を見聞してきた、たしか五、六年前でしょうかね。それはそれで、その学校に応じたそういうことでのいろいろ習熟度コースというんですかね、あるいはゆっくりコースとか。それはそれで、実際にそうやっているんだなというのは見受けましたので、それは大事な教育行政を、学力をアップしていこうという上での一つの方法としては、そういう手だても必要かなとは思いました。

ただ、教育全般を考えますと先ほど特に教師を、これは財源上の点がありますから一概に全てできるかどうかは別にしましても、やはり少人数学級の編制、いわばそういう仕組みを一つはつくっていかなきゃならないんじゃないかと。あるいは30人学級ですよ、そういうものをやはり本当に考えていって、子供たちの教育に係る投資というのはいわば未来への投資みたいなものですよね。未来への人づくりの投資、塩竈市の将来の担い手としての投資ですので、私はそういう習熟度別やあるいはこういった7年間実施したさっき言った事業につい



て、少人数指導実施についてはあるということは確認しつつ、もうそろそろ本格的に一つは30人学級に向けたやっぱり対応なりをもっと研究し、対応していく方向づけも打ち出すべきではないかというところなんです、その辺の考えを伺えないでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） ただいま学校現場では、小学校1年生・2年生ということで、少人数加配ということで35人学級を実施しておるところであります。各市町村どこでも35人学級の実現ということについては強く希望しているところでありまして、管内の教育長部会でもそういったことは出されまして、近県を調べたりして県単独でそういった措置をしているところについても調査をし、そういった資料をまとめて県の教育長に要望書として出しております。また、県のほうでも国に対してそういった要求、要望を常に出しているところではありますが、非常に財政的な負担が大きいということで、なかなかお認めいただけない状況にあるところでもあります。

ただ今後本市におきましては、いよいよ来年度から小中一貫教育の実施ということになるわけでありまして、こういったときの相互乗入事業であるとか、それからさまざまな活動、さまざまな会議等も今後ふえていくわけでありまして、そういったときの後補充というような人員も当然今後必要になってくるものと思っております。そういったときに、また議会のほうにご理解をいただきながら、ぜひお認めいただくような形でご提案申し上げたいなと思っております。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） 小学校1・2年生のところでの加配という形は今とっていますということはわかりました。やはり小中一貫教育ですか、新年度の予算で進めるためのいろいろな取り組みの予算運用をしています。小中一貫教育そのものについては、私どもも千葉県の市原市のほうに行って一貫校教育については見聞してきたところではありますが、特にやはり相互乗り入れとして考えていった場合に必要な教師の加配も含めて、当然スタッフをある程度厚くしないとなかなか大変なのかなと。やっぱり教育自身の、例えば小学校の担任制とそれから中学校のそういったやり方とは全く違うもの、これを乗り入れしていくわけですから、その辺の関係をよく精査していただいて、より30人学級の方角に近づくような、加配も一つの方法です。ですから、正規職員として採用するということになる、臨時ではなくて一定の

額かかるのは私も重々理解するところですが、やはりこれは先ほど子供たちへの将来の投資という観点でものを考えていった場合に必要な事業ではないかということです。点検評価のところを踏まえながらよく読んでみると、今の少人数指導の導入のみでは学力向上を維持するのは困難だというこの厳しい指摘については正面からぜひ受けとめていただいて、教育委員会自体としてもよく論議していただいて、そういう取り組みをぜひ進めていただくことを強くお願いをするというところです。

次に7ページのところに、そういう諸点を踏まえながら学級づくりというんですかね、授業づくりというところが触れられております。ここで、「目的や基礎的・基本的な内容の定着を活用する、育成を図る」と、こう書かれています。私もそのとおりではないかというふうに思います。「授業の学習内容がわかる、できる子供」「授業に落ち着いて取り組み、学びを通じて自分の考えを進んで話したり、書いたりできる子供」このようになればいいなというふうに私自身も考えております。

そういうことも含めてこういった授業づくり、先ほど前段のところでも一定の触れられ方はしましたが、これらも含めて目指す児童生徒像、授業づくりをではどういうふうな形で今後生かしていこうとしているのか。いろいろ教育委員会としての教師のそれぞれの研修会などは開いているかと思いますが、それらも含めてどのような形での対応なり教育委員会としての方針をお持ちなのか、確認させてください。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） ちょっと通告にないので、どういったことなのかちょっとわからないんですが、まずお答えする前に先ほどの11ページのこの総括につきましては、教育委員会が取りまとめをしてこういう総括をしたということでもありますので、大学の先生がご指摘をしたということではございませんので、その辺どうぞご理解をいただきたいと思えます。

それから、今後の授業づくりについての基本ということではありますが、一言で言えば一人も見捨てない教育ということ、12ページの中で新学力向上プランの中に挙げさせていただいております。これは、やっぱり教員として大きな覚悟を持っていただかないと、進めることができないことだろうなど。新学力向上プランについては、今後各学校の代表の方が集まって肉づけをしていくんですが、教育委員会としてはこういったところを大事にしていきたい。そして、たびたびいろいろなところを書いてございますが、「特別支援教育の視点を通常学

級の授業に生かした丁寧でどの子にもわかりやすい授業」、こういったことを心がけていきたい。これは入間市から、小中一貫教育を推進するに伴いまして、たびたび来ていただいて講話をいただいております。その中で挙げられているのは、このことであります。各学級に、先ほども申しました発達障害等の障がいを持つお子さんたちが一緒に勉強している。その子供たちが、正面にさまざまなものが張ってあることによって集中できない。それから、私のように声大きいといった音に敏感に反応して、学習に集中できない。さまざまなことがあるというふうに聞いております。

したがって、全ての子供たちが課題・問題をきちんと把握できるようなそういう手だてを講じて、そしてゆっくり自分の中でその課題に取り組めるそういう環境をつくってやりたいということを基礎にしながら、具体的な中身については今後詰めてまいります、基本的にはそういうような授業を目指していただけるように、各現場のほうにお願いしているところでもあります。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） わかりました。時間もあと11分ほどですので、次に移らせていただきます。先ほど言ったようなことも含めて、ぜひ教育内容の充実を進めていただきたいと思います。

32ページのところに、「むし歯ゼロ」というところが表記されておって、平成27年度でいいますと表があって、平成27年小学校で66.5%虫歯の関係で「むし歯ゼロの割合」が書かれております。小学校が66.5%、中学校が74.1%。全国平均が小学校が73.7%、これ全国のほうが大きいんですかね。そして、中学校が81.5%。この数字がこういうふうに書かれておって、結構虫歯の子供さんが多いなということ、去年もたしかこの問題について触れられておりました。

それでこういった虫歯、やっぱり歯は子供さんたちの体力を維持し、向上させていく何よりの基礎になることは間違いないんですね。しかしこの数字を見ると、「ああ、どうなのかな」。子供さんも、本当に虫歯なければということで、しっかりかんで体力づくりに寄与するという学校のこういった保健活動というんですか、そういうものがどうなのかなということをちょっと考えさせられましたので。

過般の学識経験者の意見等でも、例えば虫歯ゼロに向けて、下回っているものの保健だよりですね、完治治療者を含む割合が全国平均を下回っていると。つまり、完全に直したという

子供さんが全国平均を下回っているわけですから、こういう点で保健日より、あるいは休暇中の歯磨き、このとおりだと思うんですけどもね。あるいは歯磨きのカレンダー、つまりは常に磨きますよということで、こういった啓蒙的なものの働きかけを保護者の皆さんに果たしていくべきではないかということが、この中に書かれているんですが。じゃあ、今現在こういった虫歯ゼロを目指す取り組み等々について、これらの指摘も含めてどのように今後対処していくのか、ひとつ考えや対処方をお聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） この件については以前にもご質問いただき、お答えした経緯がございます。虫歯の状況、ここに書いてあるとおりでございます。年々虫歯ゼロが増加の傾向はあるものの、全国平均を下回っているという状況であります。各学校現場では、児童生徒を対象とした染め出しを用いた歯磨きの指導、それから歯科校医による講話を初め歯科衛生士による歯磨き指導の講習会を開催するなど、それから日々の給食の後の歯磨きの指導であるとか、さまざまな手だては講じてございます。学校によっては、虫歯ゼロが非常に多いということで表彰されている学校もあるということはお存じだと思いますが、そういう学校もありますが、未処置者への対応がどうも本市においてはなかなか進まない現状があるというところが課題であります。

担任が家庭訪問した際に、保護者の方に歯科の受診についてお願いするわけです。特に小学校においては、親御さんが連れて行っていただかないとなかなか歯医者には行かないような状況、低学年なんかの場合ございますので、そういったことをお願いしているところであります。特に夏休みが一番のチャンスだということで、養護教諭のほうから特に別プリントをつくりまして親御さんへのお便りという形をお願いをしているところでありますが、なかなか進まない。やっぱり仕事を休むというのはなかなか難しいところもあるのかと思いますが、ということで進んでいない。

ただ、先ほど議員ご指摘のとおり、子供にとって歯というのは非常に大事な健康の基礎でありますので、今後とも声かけをし、親御さんのご理解をいただけるような声かけをしてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） わかりました、対処方はね。

ここに一つの提言的なもので、例えば歯磨きカレンダーですか、これはちょっと経費がかかるかもしれませんが、やっぱり習慣づけの上でも大事な視点かなというふうに思うんですよ。やはりそういう歯を磨く習慣を、保護者と子供さんたちにも根づかせていく。この辺のご検討は、教育委員会等でどのように今後されようとしているのか、ちょっと考えだけ聞かせてください。

○議長（香取嗣雄君） 渡辺教育総務課長。

○教育委員会教育部次長兼教育総務課長（渡辺常幸君） お答え申し上げます。

32ページの事業実績が書かれている部分でございます。今議員が、夏休み等に歯磨きカレンダーを配布し、歯磨きの習慣づけを促すというようなことにつきましては、これは教育委員会で今現在実施しておる状況をちょっと書かせてもらっておるところでございます。そういった形での歯磨きの一応習慣づけというようなことに取り組んでおるところでございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） わかりました。ひとつ周知、あるいは保護者の皆さんにもいろいろなご協力いただきながら、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、70ページのところにちょっと目を通していただければと思います。私も、玉川中学校のナイターについて触れられているんですね、事業の改善。70ページの事業の課題と改善というところで、「玉川中学校のナイター設備は、設置から30年以上経過し老朽化しており、設備の更新の検討云々」と書かれています。平成26年度の実績、玉中のナイターで見ると平成26年度130件、5,279人。平成27年度90件で、2,370人。今年度については、何か減っているようなところがたしか決算書で見られたので。

それはちょっとありますが、いずれにしても結構あそこ利用者多いんですよ、サッカーだとかそのほかの競技でね。ナイターが十分やれないということは、せっかくスポーツを市民的に広めようということではいろいろなことで対応、せっかくのあれですから、この辺は今現在も現実として実際上ついているのか、いないのか。あるいは、今後ナイターができるようなものとして、どのような対処方を今後考えていくのか。ちょっとその辺だけ確認させていただきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 減った理由につきましてはここに書きましたので、お読みいただければと思いますが。現在は、操作盤の部品交換を行いまして、通常どおり稼動して

おります。今後定期的な点検をしながら、再発防止に努めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） 安心いたしました。これを見ると全然ついていないので、ほとんど日中しか利用できないのかなと思いましたので、その辺は利用者の皆さんの立場に立って、よく対応していただきたいというふうに思います。

40ページのところをちょっと開いていただくと、その同じ冊子のところで40ページ、ちょっと先戻しになりますが、学校の施設管理というところでいろいろここに1・2ということで老朽化が進んでいる。特に2ですかね、老朽化が進んで、学校の多岐にわたるこういう改善、修繕、そして今回は月見小の長寿命化ということで補助採択で設計業務に着手することができた。この辺で、実は各校とも子供さんの教育そのものの関係と同時に、条件整備がやっぱり欠くことができないんですね。したがって、その辺の関係でここからずっと載ってはいるんですが、今後月見小の大規模改修というんですか、長寿命化のほうの取り組みの現状と、今後各校の老朽化のやつ、去年の同じような指標の中で載っていましたので、今後の考えだけちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 月見小学校の長寿命化工事の進捗状況について、まずご報告申し上げます。夏休みに入りまして2号校舎の内装の解体工事に着手して、8月24日には解体工事が終了しております。8月31日から2号棟の本工事に着手しておるところであります。来年の2月28日までの工期にしておりますが、工事対象となっている2号棟2階の普通教室については年内中の完成、引き渡しを予定しております。3学期からは、教室が使用できるような計画としておるところであります。

今後さまざまな補助メニューを、この月見小学校で活用しました補助メニュー等を活用しながら、まだまだ古い学校、それから整備が必要な学校がございますので、計画的に進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（香取嗣雄君） 12番菊地 進君。

○12番（菊地 進君） 菊地でございます。私監査委員でございますので、地方自治法第198条の3第2項の規定に抵触しないよう質問させていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

まず塩竈市教育委員会点検・評価報告書、ありがとうございます。未来を担う大切な塩竈市の子供たちのため、教育にご尽力を賜っていること、まず感謝申し上げます。

そこで、私はいつも要保護・準要保護ということについて質問しております。これは、今回見させてもらいますと、中学校が若干というか70万円ほど減少して、小学校が450万円ほどアップしているということなんです。こういう状況、いつも質問の機会があるたびにお伺いしているんですが、こういった状況があるからいじめとかけやき教室との関連性があるんでないかなというふうに私は思うんですが、こういった塩竈市の要保護・準要保護の数字を見て、教育長さんは「いや、これはこれ、いじめはいじめ、不登校は不登校」というふうにお思いになるのか、こういった要保護・準要保護、家庭の困窮関係を見ますと、何らかの形で子供たちに影響しているんでないかなと心配しますので、教育長さんのご見解をお聞きしたいと存じます。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） ありがとうございます。

不登校であるとかいじめ、それと準要保護・要保護の関連ということでございますが、本市におきましてそういった統計的なものはとっておりませんので、具体的なものはお示しはできないんですけれども、当然家庭が安定していなければ子供たち落ち着いて学習することもできない、もしくは家から離れることができなくなるというようなことが起こり得ることは、容易に想像できるところでございます。したがって就学援助制度、こういったものをより進めるということが非常に大事なんだろうなというふうに考えております。

本市におきましては、広報、それから本市のホームページにそういったものを知らせるだけでなく、事務の共同実施集中方式を本市は行っておりますので、各校で家庭において例えば離婚であるとか、さまざまな職を失ったであるとか、家庭の経済にかかわることで何か変化があったという情報をいち早くキャッチをして、そういったときには要保護・準要保護のこういった手続があるんですということで、働きかけを事務のほうからするようにして、子供たちの学びを保障しようということで進めておるところでございます。

また議員ご存じのとおり、県内外からさまざまな形で寄附金を頂戴しております。そういった寄附金を活用させていただきまして、就学援助受給世帯等の中学生を対象とした自主的な学習を支援する「しおがまチャレンジ教室」を開設して、みずから学ぼうという意欲のある子供たちの学ぶ場所として活用いただいているところでございます。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 菊地議員。

○12番（菊地 進君） ありがとうございます。いろいろ子供の学びを確保していくんだよという事は、理解できました。

しかしながら、そういった方向で教育委員会全体が考えておられるというのは理解するものの、学校に行けない、けやき教室の場合でも七ヶ浜町さんと松島町さんが抜けたにもかかわらず、けやき教室の人数がふえている。それも、塩竈が17人とふえているわけなんですけれども、そういったことを考えるとやっぱり何かしっくり来ないなという思いがします。いわゆる全体的にけやき教室の利用者が減少していくのであれば、それは理解するものの、2つの都市が抜けているにもかかわらずふえてきているというのは、どういうことなのかなと私心配するものですから、特に塩竈市が3名だと。

そうすると、あとデータ的には不登校関係が146人だというふうにも明記されていると、塩竈の子供たちは本当になぜ学校に行けなくてけやきに行くのかなとか、単純に考えるとそれが先ほど言った要保護・準要保護の関係で家庭の環境がちょっと心配事があるのかなというふうな考え方を私はしてしまうんですけれども。ですから、教育長さんはいろいろな市内・市外からもいろいろな寄附金等をいただきながら、子供たちのためにチャレンジ教室だ何だという施策を打っていますよというそれは評価するんですが、実際問題現状としてそこに行けない子供たちをどうしていくのかなというのが心配なんです。その件、けやき教室等にも行けない子供たちの対応というのを、ちょっとお知らせいただければ幸いに存じます。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 今年度新たな予算をお認めいただきました。「コラソン」という、言葉が最近すぐに出てこないんですが、けやき教室と同じような狙いを持ったところを2カ所開かせていただきました。と同時に、そこから職員を派遣した形で、各校に不登校ぎみの子供たちが教室には入れないけれども、学校には行けるという子供たちがおります。そういった子供たちを迎えて、まず教室に行く前の段階の学び、そういったことができる場所を各校に準備をしていただきました。特に、ある中学校においては1つの教室を6つに区切って、区切られることで自分のスペースができることで、そこで集中して勉強ができるという子供たちもおりますものですから、そういう中で今7人といいましたかね、1つの学校で。今一生懸命頑張っていると。間もなく教室に戻れるのかなというふうなことで、期待を



しているという学校もございます。

それから、子供たちの中には非常に重篤な状態で、1日も学校に来ないという子供も中にはおるわけでありまして、そういった子供たちに対するアプローチとしては、スクールソーシャルワーカーという方が家庭訪問できるんですね。ぽっと行ったのでは会えないので、学校の先生とともにいたり、子育て支援課の方と一緒にいたりしながら顔つなぎをし、ときには勉強を教えたり、あと世の中のこと無駄話をしながら、徐々に「コラソン」から不登校の子供の部屋に、そして教室にというようなことを地道に進めているところであります。

先ほどもちょっと説明をいたしました、指導主事、それからスクールソーシャルワーカー、それから私も一緒に回ったんですが、各学校で対象にある子供一人一人について、どういう形で進めていけばこの子を学校に連れてくることができるのかという作戦を立てながら進めておるところでございます。去年までは年1回だったんですが、ことしは年度当初と11月ということで、そういった中で何とか学校につなげるようなことをしていきたいということで進めております。

議員おっしゃるように、経済的なものが関係ないというふうには考えてございません。ただ、教育委員会として最大限ご支援できることということで、就学援助についてはとにかくそういう対象になるということが察知できれば、直ちに対応していきたいということで進めておるところでございます。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 菊地議員。

○12番（菊地 進君） ありがとうございます。いろいろ、学校に来られるように最大の努力を、今後ともご尽力を賜りたいと思います。

それで、私わからないんですが、不登校の出現率という言葉があるんですが、その出現率というのは具体的に不登校者をあらわすんじゃないんですね。例えば生徒数の中の、全部で例えば2,500人の生徒いるうちの何人が出現率という、そういう感じの捉え方でいいんですか。それとも、ここでいう出現率が減少しているというふうな、先ほどうちのほうの市民クラブの会長の鎌田さんが質問しておったんですが、この出現率は減少傾向にあるっていう意味合いというのは、どういうことなんでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 遠山教育委員会学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（遠山勝治君） 出現率ですけれども、計算の仕方は100人の

児童生徒の中で、何人不登校になっているかという割合になっております。ですから、100人中3人であれば、出現率は3というふうになります。

○議長（香取嗣雄君） 菊地議員。

○12番（菊地 進君） わかりました。

この3ページを見ると、不登校児童生徒が減少しているとか、あと不登校改善に向けて施策がよくなっているんだよと書いてあるんだけど、そして出現率は全国よりも大きくなっているんだよと。でも、実際問題塩竈の不登校というのはふえているわけだっちゃん、数字的に。だから、不登校だったら不登校の数で表現してもらえればいいんですけども、出現率はよくなっていますよと。だけれども、実際問題去年より子供がふえているというのも事実ですよ。だから、ものの見方は146人というのは変わらないと思うんだけど、率で言えば全体的に下がっているからいいんですよ」というふうに聞こえるんだけど、実際問題塩竈の不登校というのはふえているんでしょう。それをちゃんと言っておかないで、「出現率が向上していいです」といったって、「ああよくなっているんだ」と。実際問題ふえているんじゃないですか。

○議長（香取嗣雄君） 遠山教育委員会学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（遠山勝治君） 不登校の児童生徒の数になりますけれども、その点検評価の資料の33ページをごらんいただきたいと思います。中ほど下のところに表が載っておりますけれども、ここに実際の塩竈市内の児童生徒の不登校数載っております。昨年度は90名、平成26年度は99名、平成25年度は109名というように、毎年度少しずつ数のほうも減ってきておりますし、また不登校の子供たちの平均欠席日数についても111日から89日というふうに、この日数のほうも減ってきております。出現率のみではなくて、数のほうも減ってきております。

○議長（香取嗣雄君） 菊地議員。

○12番（菊地 進君） 私、よっぽど頭悪いんですよ。この37ページの不登校の子供146人というのは、どこから計算してきた数字なのかなと思うんですよ。そして、その前の34ページには学識経験者の意見として「不登校児童生徒ゼロを目指し、対策として重点何々で、担任教諭」とかってなっていくと。その下に、「不登校児童生徒が全国及び県の平均を上回っている現状を受けて」とこっちで書いていて、こっちで減っている。

だから、何を信じて何を基準にしてやるか、わからないんですよ。だから統一した、遠山課

長さんうんとすばらしいから、同じものをリフレームっていつて見方を上から見たのと下から見たのと斜めから見たののその差かなとは思いますが、ある程度みんながわかりやすいような数表のあらわし方をしてもらえば、本当に真剣に未来を担う子供たちのための議論ができるんじゃないかなと思いますので。確かに33ページでは、時間と日にちが減っていますよというふうに書いてあるんですけども、実際146人と書いてあるのは何なのかなと思いますので、お願いします。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） ありがとうございます。36ページ・37ページにつきましては、塩竈市青少年相談センターの相談件数ということになっておりますので、これは実数ではございません。それから33ページ、人数は減ってきているのですが、議員ご存じのとおり生徒数も減っておりますので、思いのほか出現率はそんなに大きく下がってはいないということで、県・全国平均と比べますとまだまだ高どまりしていると。ただ、各学校の努力によって人数がどんどん減ってきていることと、それから全欠であった子供たちが何日かずつ出てくるようになった、長く休まなくなったと。これは、各学校の取り組みの成果だというふうに考えております。そういったことで、一步一步ではありますけれども今努力して頑張っているところでございます。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 菊地議員。

○12番（菊地 進君） よろしくどうぞお願いします。相談する方が全部ダブって、累積で146件があったというふうに捉えればいいと。私は、146人もいたのかなというふうに捉えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それであともう一点、外国語指導助手ALTについてお伺ひしたいんですが、以前にちょっと相談を受けまして、授業と授業の間の講師の方の処遇というんですか、待遇っていうんですか、学校での。どういった動きをしているのかなというのをお知らせしていただきたいと思ひます。というのは、6月、7月にちょっと相談を受けたのは、この外国人の方3人がおられて、授業と授業の間の職員室での対応というんですか、何か孤立感に浸ってもうホームシックに陥っている方もおられましたよという、せっかくカナダから日本の子供たちに英語とカナダの文化を教えて国際交流、そして身近な言語英語を習ってほしいという思いで来ていると思うんですが、その先生の気持ちというのを察すると、異国の地日本に来て「あなた

は英語助手ですから、そこにいなさい。今度こうしますよ」というのはわかるんですが、学校全体の行事とかそういうののお知らせがなかったやに聞いていましたので、あったかもわからないんですが、なかったやに聞いていましたので、そういったせっかく来た、夢と希望を持って来た方にどういう処遇というか、そういうのをしているのかなという一端をお聞きしたいと思いますので、お知らせください。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） ご心配をいただきまして、本当にありがとうございます。

さきにそういったことを議員からご指摘いただきまして、現場調査をし、さらに対応を求めたところでございますが、ことしの夏に3名中2名のALTがかわったこともありまして、先日の校長会・教頭会で日常的に声かけ、少しでも早くそれぞれの学校の教職員集団に溶け込めるよう、お願いをしたところでございます。通常、授業と授業の合間というのは次の授業の準備というようなことで、担当の英語教諭と大抵は打ち合わせをしてやっている時間で、余り時間はないのかなと思いますが、そういったこと。

それから、やっぱりどうしても1人になるということが考えられるのは、給食の時間ですかね。1人で自分の席で給食というのは非常に寂しいものでありますので、こういったことを聞き取りをいたしましたところ、多くの学校で各教室を回ってもらってお招きするといいますが、教室に招いて担任の先生、それから子供たちと一緒に教室で食べるというようなことが多いようであります。それから、行事等については、大きい役割ではなくても役割分担をお願いして、参加をしていただいているというふうには聞いておりますが、なおこの辺についてもお願いをしていきたいなと思っております。

それから、私初め日本人はどうしても英語をしゃべる方のそばに寄りたくないというような風潮がございまして、こういったところを積極的に声かけて、相手は日本語を学ぼうとして来ているのだから、日本語でいいから話しかけて交流を深めてほしいということをお願いをしたところでございます。

それから、ALTはミーティングで教育委員会に顔出しをしますので、その都度係から何か不都合がないのか、学校での取り組みはどうなのか、そういったことを聞きながら、せっかく来ていただいているALTでありますので、持てる力を十分に発揮できるように後支援をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 菊地議員。

○12番（菊地 進君） 思いやりのご指導を、これからもお願いしたいと思います。せっかく本当に日本に来て、子供たちと文化や英語の交流を図って、よりよい人間の形成に必要なものでないかと思っておりました。

このALTさんは、中学校あと小学校に行って、いろいろな交流を図るとというのが主なALTさんの活動、授業内容なんですか。確認したいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） ALT招致の教育効果というのは、2つ考えておるところであります。1つ目は、英語を母国語とするALTの生の英語を聞かせ、特に中学校英語の目標の中にはコミュニケーション能力の基礎を培うという部分がございます、これが大きく今なっておりますので、そういったことで生の英語に触れさせるということが非常に大きいというふうに思っております。2つ目は、やはり先ほど議員もご指摘の異文化の生活、こういったものに触れて国際理解の一つの動機づけにするというようなことが大きいということとあります。

それから、せっかくALTが本市に来ているところでありますので、本市のさまざまな祭りや行事に参加をしていただき、助けていただいている。前の人の中にも、かなり積極的に参加して、さまざまな活動に取り組んでいるというALTの方々がございます。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 菊地議員。

○12番（菊地 進君） ありがとうございます。いろいろ異文化の方をお呼びして、文化を伝えたり伝えてもらったりするというのは、本当に大事なことだと思っております。

香川県の高松に来たALTさんは、マーガレットさんという方なんだけれども、その方はいろいろな国際交流関係も含めてうんと発信をされたりなんなり、もちろん中学校にいて生の英語をお話ししたりというふうにしていましたので、ぜひ塩竈の小中学生のためにさらなるご協力を得ながら、塩竈の児童生徒が体験して本当に自信を持って生活してもらいたいなというふうに希望があります。

あと最後になるんですが、この25ページの事業の課題、改善策って、上のほうはわかるんですよ。「長期休業期間中の外国語指導助手の活用方法に課題があったため、各中学校においてスピーチコンテストの指導に当たさせた」と、これはうんといいことだなと私は思ってお

ります。

しかしながら、その次の「また、市に在住する方や訪問外国人の方を対象とした観光資料を作成するなどの」と、これは私からすると目的外の事業じゃないのかなと。みずから進んでそういうのをつくって、国際交流にしますというんだったらいいけれども、訪問する外国人、中学生とかに日本語を英訳したり日本語にしたりして紹介していく、そういうものをつくってもらったということも、訪問する外国人の方を対象とした観光資料となると、これはそれなりにALTのお金以外に観光物産協会あたりからこの3人の方に謝礼金とか出してやもらった事業なんですか。それとも、教育委員会で従来の「夏休みだから、あんたたちこういうのしなさい」ってやらせたものなのか。その辺の役割分担をはっきりしないで、「何でもいいから、もうやらせてしまえ」ということなのか。積極的に文化になれるためにこういうものをしなさいっていうふうにしたものなのか。私は、「何でもいいからやらせてしまえ」というんでは、ちょっと情けないなど。本当におもてなし、心のこもった教育とはちょっとほど遠いものになるんでないかなというふうに考えますので、その辺の真意をお知らせください。

○議長（香取嗣雄君） 菅原教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（菅原靖彦君） 具体的な観光資料の名称は、ちょっと控えなくて現在正確には確認とれないんですけども、ALTの方々に市内を訪れる外国人の方々に向けたものについて手伝っていただいているという中で、一つは、杉村惇美術館でリーフレットをつくりまして配布しているわけですが、外国の方が訪れるというふうなこともふえてきたという中でお手伝いをいただいたということは聞いております。ALTの方の休日を活用しまして、お手伝いいただいていたというようなことでございます。ALTの方は、外国語指導ということで来ているわけですが、大変日本文化に関心がある。また、まちの活性化というんですか、そういったことにも関心が高い方でもございます。そういった中から、独自のその方の取り組みとしてそのようなこと、美術館のリーフレットでいただいたという件がございます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 菊地議員。

○12番（菊地 進君） わからないわけじゃないけれども、ちゃんと線引きをして「これはこれ」としてもらわないと、何か都合よく「この人来たから手伝ってもらおう」というふうなんでは、

ちょっと違うんでないかなと思います、私は。「いや、そんなことないんだ。ALTで来た人は、もう何でも使うんだ」という気持ちなのかわからないけれども、私はやっぱりある程度そういった話を聞くと、ちょっと心の通った交流ではないんでないかなと心配しますので、今後とも心の通った本当に親しまれるような交流ができるようなALTさんとの交流をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（香取嗣雄君） ただいま高橋監査委員より、先ほど志賀議員への答弁について発言の申し出がありますので、これを許可をいたします。高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 先ほどの答弁の中で、ちょっと不十分な点がありましたので訂正させていただきます。

前払いの件なんですけれども、先ほど1カ月ということをお話ししましたけれども、政府並びに自治体の支払いについては1カ月を大原則とするということは変わりはないんですけれども、先ほどの質問のお話の中身から判断しますと、建設関係の標準契約を使った工事の中身の話なのかなと思われま。そうしますと、その前払いは14日ということになりますので、ちょっと不十分な答弁で申しわけございません。訂正させていただきます。

○議長（香取嗣雄君） 17番小高 洋君。

○17番（小高 洋君） それでは私のほうからも、多少重複する部分出てくるかとは思いますが、主に塩竈市教育委員会点検・評価報告書の資料から何点かのテーマについてお伺いをしたいと思っております。

それで、1点目に学力の向上についてというところでありましてけれども、この資料を見ますと本市のいわゆる学力調査における平均正答率、なかなか全国平均を下回ったところから伸びてこないということがあります一方で、その家庭で1時間以上家庭学習をしている児童生徒の割合というところを見ますと、例えば小学生の分野では多少なりとも全国の小学生よりも学習をしている。一方で中学生を見てみると、それほどではないというようなところで、単純に机に向かえば点数が伸びてくるというようなことではないんだろうなというふうに考えております。

そういった点で、家庭学習を行うに当たってどういった学習をすべきなのかと。あるいは、それをどう家庭に投げかけていくといたしますか、そういった部分で資料のほうには例えば「しおがま学びスタンダード」を定着をさせていく。あるいは、クリアファイルを配布して、

家庭学習のポイント等を家庭のご協力をいただきながら、家庭学習の習慣化を図るというふうにございますけれども、ここの部分で実際に家庭にやり方を投げかけていく、それがなかなか受けとめ切れないような現状があるのかなと思います、この家庭学習という観点でちょっと見解といたしますか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 家庭学習がいわゆる平均正答率の底上げに余り効果がないんではないかというお話もされていましたが、質問の中ではそのように捉えたのですが、家庭学習における授業の復習というのは、学習内容の定着という意味からは非常に大事な活動だというふうに捉えておるところであります。そういったところからクリアファイル、それからクリアファイルの中で学習時間のとり方、学習の仕方等について学校と家庭が共有をして、推し進めていきたいと思いますということで配布をし、そういった運動を進めてきているところあります。

しかしながら、資料にも出してありますとおり1時間以上の学習をしている子供たちというのは、小学生が6割程度ということであります。まだ4割の子供は、なかなかそういった生活習慣が身につけていない。やはりこの辺に切り込んでいかないと、なかなかいわゆる平均正答率というのは全体が上がらないことには上がりませんので、そういったことで運動をさらに進めていく必要があるだろうと思っております。

それから、ただ単に家庭学習、まあ宿題もあるわけですがけれども、宿題を出したからじゃあ伸びるのかといいますと、そうばかりは言えない。宿題の質もありますし、それから当然子供たちの能力の差といいますか、すぐにわかる子供、じっくりかからないとわからない子供とあるわけですので、一様に同じ問題を出されてもできる子供、できない子供というのが出てくるのは予想できるかと思えます。そういったことから、子に応じて例えば5つ出すときには3つは必ずやってきなさいよ、あと2つについては自分の力に合わせてやれるところまでやりなさいというような出し方とか、さまざま工夫をしていただくことで子供自身の意欲を高め、継続できるようなそういった宿題、家庭学習ということも今学校のほうとやりとりをしているところあります。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） ごめんなさい、私の質問の仕方が多少悪かったようで。家庭学習の重要



性というものを否定することではなくて、その家庭学習をこういったふうにしたらいいのではないかというようなことを、いわばそのクリアファイルの内容を通じて家庭にボールを投げかけたというような取り組みであるかというふうに理解をしているんですが、なかなかそれが定着をしてこないという部分に関して、実際家庭にいかに関心を深めていったらいいかと、そのあたりの考えをお聞きをしたつもりだったので、そのあたりでぜひお願いをしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 申しわけありません。文面から読み取ったものですから大変失礼いたしました。

やはりこういった運動というのは、1年、2年でなかなか定着するものではありませんので。ただ年度当初に、特に子供たちも年度が変わると志も新たに頑張ろうという意欲を持っておりますので、そういったときに保護者会などでクリアファイルについて再度取り上げることで、家庭での取り組みについて支援をいただくような、そういったことを続けておるところです。こういったことで、もう勉強する時間とかそれからやり方についてはここに書いてあるでしょうというようなことが、自然に出てくるように進めてまいりたいと思います。クリアファイルは常に子供たち持ち歩いておりますので、そういったことで学校でも家庭でも使えるように考えているところであります。

どうも失礼いたしました。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） ありがとうございます。私も小学生の娘おりますが、決していい親ではないので、そのあたりも踏まえて頑張ってもらいたいと思います。

それで、次に移ってまいりますが、いわゆる発達障害等を抱えたお子さん、あるいは理解に諦めを抱えてしまったお子さんに対して、「特別支援教育の視点を生かし」というふうに先ほどの質問でもございました。それで、例えば先ほどおっしゃられた教室の中に資格情報が余りにも多過ぎると集中ができないと、あるいはたくさんの声がざわざわとすると集中ができないと、そういった非常に細かい一人一人に応じた対応が必要になってくるんだろうというふうに思うわけでありまして、それを実際現場で実施していくに当たっては、やはり教員の先生方にいかに専門的な知識と申しますか、スキルを身につけていただくかというところが重要になってくるかと思いますが、そのあたりお考えをお聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 今小中一貫教育の推進ということで、今年度入間市から講師を招いて講演、講義を受けているところではありますが、まさに今議員ご指摘のあった内容について、入間市で実際に取り組んだ実践例を映像で見せられながら、つい最近行ったんですが市内の全教員を遊ホールに集めまして、そういった講演を行ったところでもあります。その中には、ちょうどこういうのがありました。画像の中にさまざまな文字があつて、散りばめられていて、その奥のところに入間市と斜めに文字が書いているんですが、パッと見せられて「言いたいことは何かわかりますか」って聞かれたんですが、わからないんですね。だんだんに周りのものがなくなって行って、入間市という文字が見えたときに「ああつ」と。まさにそういったことを、学校現場ではやっているわけですよね、必要のないものを張るという。質問をして考えさせるときに、「背筋伸ばせ」とかという指示をするわけです。その一言で、今まで考えようとしていたものがそっちのほうに反応して、学ぶというそういったことから離れてしまうというお子さんが現にいるということをご指摘いただきました。

したがって、そういった内容、そういった視点を大事にしながら教育していく、そういったものに立ち戻っていくといえますかね、そういったものを大事にする授業づくり、そういったものを目指していきたいということで今考えているところでございます。

それから、あともう一つは、やっぱり新しい学習指導要領の中でよく言われていることなんですけど、どうしても今までは一斉授業のように、一方的な受け身の授業が多かった。それを、主体的なものに変えていくべきだろう。それがいわゆるアクティブラーニングという形で、みずから課題を捉え、みずからの頭で考え、それを友達と交換することで深めていくという学習。ただ、全ての授業がそうはなりません。ある場面を通じてそういった力をつけていくというようなことではありますが、そういったものを目指していきたい。つまり、みずから考え、みずから課題を解決していく。そしてそれを共同して、友達と議論をしながら進めていけるような授業を目指していきたいというふうに考えているところであります。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） わかりました。さまざまな大変な取り組みかと思いますが、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それで、先ほど小中一貫教育という言葉がたびたび出てまいりました。それで、いわゆる不登校の解消においての中一ギャップの解消というところにおいては、私も感覚的に理解でき

るところではあるんですが、いわゆる学力向上と小中一貫教育とを有機的に関連づけるというのが、私にはちょっとなかなか理解が難しいところがありますので、ぜひそのあたりをお聞きをしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 議員ご指摘のとおり、中一ギャップというところの解消というところでは、小中一貫ということが非常に効果的だということをご理解いただいていると思います。では、そのところを滑らかな連結をすれば、じゃあ学力は必ず上がるのかといいますと、先進県の例を見たり、それから本市のモデルになっている入間市を見ても、今モデル校でやっているところは学力も確かに上がっております。ただシステムをそうしただけでは、学力は向上しないということでもあります。

先ほどから何度も申し上げているとおり、学力を向上させるための授業づくり、そして小中一貫ですので小学校と中学校の連携、同じようなスタンスで、そして同じような手法で進めることで効果が出てくるものだというふうに考えております。そういった学びの連続を担保していくというんですかね、小学校では丁寧に来てきたのに、中学校になったら急に一斉授業で進めるということで、これはいかに小中一貫であっても効果は出ないだろうということでもあります。先ほど言いました授業づくりの基本を、やはり一人一人を大事にしていく、そして特別支援教育の視点を通常学級に取り入れる。視点を大事にしながら、それを9年間通すことによって学力を向上させていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） ありがとうございます。私ももう少し勉強しながら、深めてまいりたいというふうに思います。

時間もありませんので、次に移ってまいります。次、不登校問題に関してでありますけれども、やはり減少傾向ということではありますが、依然水準として多いということで、これをいかに解決を図っていくかというのがやはり大きな課題になるんだろうというふうに思うわけであります。

それで、先ほどの質問の中でもいわゆるコラソン、あるいはけやき教室というところの施設の役割というものが幾つか出てまいりました。そこで、けやき教室の利用の状況というものを見させていただきましたが、利用人数に対して相談件数というものが非常に大きく増加をしているということで、一人一人の相談者の方々がより深く相談に入っておられるの

かなというふうに想像したんですが、そのあたりの実態をお聞きをしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 特に平成27年度は、大きく伸びました。これは「教育は人なり」でありまして、やっぱり担当の所長さんの力量、そして取り組みの姿だなと思っております。特にどんなことに力を入れたかといいますと、もともとこの所長さんは特別支援を長くなさっていた。そして、本市の小学校の校長でやめた方であったわけですが、不登校ぎみの子供たちというのはやっぱり自立できていないんだ、家庭でも、それから社会的にも。そして、通常は学級の中で、人間関係の中で、さまざまなあつれきの中で育っていく自立というものが無いわけですので、けやき教室に来たときにもものづくりをしたり、さまざまな体験活動を通してそういった自立心を育てていく、社会性を育てていく、そのことが一つの基盤となって学習に結びついていくというような考えのもとに、前段さまざまな体験、運動をさせたり、それから集団の中での集団遊びをさせたりというようなことで、後半「じゃあ、こういった学習しよう」というような。

それからもう一つは、子に応じたカリキュラムをつくって、この子は今のところ学習にまだ向かない、目が向かない。したがって、みんなととにかく行動できればまずいいというような目標を定めながら進めていく。そして、そのことを各学校に広めながら、ぜひよこしてほしいというような勧誘といいますか、そういったこともする中で人数が非常にふえていった。それから、相談もふえていったという現状があります。その方が、今度は子どものケアハウスの所長ということで、今実施をしております。こちらは、本市の子供たちだけを対象としております。

それから、もう一つすぐれているのは、家庭訪問もできる。出向いて、重篤な不登校の子供たちに対応ができる。そして、何とかコラソンにまずつなげる、そして各学校にある学び適用サポートルームにつなげる、そして学級にというような道筋を考えながら、今進めておるところでございます。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） わかりました。やはり、さまざまな体験を通じてソーシャルスキルというものを身につけていくというようなところを、いかに無理なく進めていくかというところが肝要かと思っておりますので、ぜひそういった視点で、私も勉強しながらとはなりますが、頑張

っていただきたいというふうに思います。

それで、時間も少なくなってまいりましたので、3点目のテーマに移りたいと思います。いわゆる発達障害など支援を必要とする児童生徒に向けた取り組みということで、今8割の方が通常学級に入学をする現状ということで、資料の中にもございました。

そういった中で、先ほど鎌田議員の質疑の中で、支援員の数が平成26年から平成27年で14名と減少したと。県の補助がというお話で、今年度単費で20名ということでございましたけれども、この20名という数についてはこれまでの経緯を見ますと、やはりまだまだ十分な数ではないんだろうというふうに思うわけでありましたが、そういったところ財政的に難しいということもあるのかもしれませんが、今後ふやしていくようなお考えがあればお聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 人数についてであります、さまざまな形での学校への支援という形で考えておりますので、特別支援員だけ何名ということではなくて、先ほどもちょっとだけお話し申し上げましたが、来年度から小中一貫教育を推し進めるに当たってさまざまな人員もう必要になってくるだろうなということで、合わせてこのぐらいの人数が学校に行くというような形でトータルで考えてまいりたいなと思っておるところであります。行っている教員に「これだけをしろ」ということで出しているわけではないですので、さまざまな活用の仕方を学校では工夫していただけるものというふうに考えておるところあります。

ただ、全額市費で20名というのは、これは市費にとっては大変大きな金額でございます。ですので、各学校で有効に使っていただけるようお願いをしているところでございます。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） というお答えではございましたが、やはり困難を抱えたお子さんにとって、授業中寄り添っていただく存在があるということは非常に重要なのではないかとこのように思いますので、そのあたりさまざまご検討をいただきたいと思います。

それで、その中で「未就学児童の通所指導を具体化していく必要がある」というふうな記述がございますが、この具体化というのは実際どういったことなのか、教えていただきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） これも、モデルになっております入間市の事例から学んだ

ことではあるんですが、やはり入り口のところといいますか、未就学児童の発達障害なりさまざまな障がいと思われる子供たちを早期に発見して、そして通所し、例えばきちんと座ることができる、それから人の話を聞くことができるというようなことが定着すれば、小一ブロblemと言われるような入学式で暴れたり、それから授業の中で事業妨害になるような行動をしたりということが大分軽減されるということが報告をされております。

今、県の教育委員会でも、幼・保・小の連携というようなことが打ち出されております。つい最近、そういった会議の席がありましたものですから、お尋ねをし、こちらとしては何らかの補助事業なり人の手当てなどはしていただけるのかなということで相談を申し上げましたが、今のところまだそういったところには至っていないということでありましたので、幸い本市におきましては来年度から利府支援学校の分校が、第二小学校の部屋を借りて実施することになっております。したがって、そこには専門の先生が来るわけです。中には、さまざまな専門的な資格をお持ちの先生も来ますし、それから養護学校の役割として、近隣の小中学校の特別支援を要する子供たちの支援の相談に乗るといった役割も担っております。

そういったところから、そういった先生方のお力をかりながら未就学児ですので、教育委員会というのはなかなか難しいんですね。ただ、教育委員会と福祉とどちらと言っていると進みませんので、協力をしながらそういったお力をかりながら、何とか通所の形をとれないだろうかということで今検討に入っているところであります。

つい最近も、義務教育課の課長さんと、それから特別支援室の室長さんのほうに「何かいいメニューがないか」ということで相談に行って、「今のところはないんだけど、指導主事であれば派遣できますよ」と。ただ、派遣されたのでは毎日来てもらわないと困るものですから、今後そういったものを探しながら、またいい方法を考えていきたい。ただ、何とかそこに切り込んでいかないことには、この小中一貫教育そのものも「画竜点睛を欠く」というふうに思っておりますので、何とか組み立ててまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） この未就学児童の通所指導ということに関しては、実は非常にデリケートといいます、難しいテーマを含んでいるのではないかとこのように思います。まず早期発見、早期対応、こういったものが本当にその後のその子供たちの人生を見るに当たって、

本当に重要なことになってくるわけでありまして、一方でさまざまな障がいの程度と  
いいますか、さまざまな形がある中で、そこで間違った対応をしてしまうと逆効果になる  
ということも恐らくあるのだろうというふうに思うわけでありまして、そのあたりは本当に慎  
重に議論いただきながら、ぜひ最適な形を見つけていただきたいというふうをお願いを申し  
上げます。

それで、時間もなくなってまいりましたが、以上3つのテーマについてお聞きをしま  
いました。それで、学力の向上ということもそうですし、あるいは不登校問題、不登校をいか  
に未然に防いでいくかというところ、あるいは発達障害と支援を必要とするお子様にいか  
に取組んでいくかというところを考えると、全てに共通して言えるのは日常的に教員  
の方々や先生方、児童生徒がいかに向き合って心を通わせていく場をつくるのが重要なん  
ではないかというふうに考えるわけでありまして。

そういった点で、先ほど伊勢議員のほうもおっしゃってございましたけれども、抜本的に少  
人数級制を導入する考えについてはいかがかということで、お答えとして「さまざま要望は  
出している」ということをございましたので、ぜひそのあたり大変財源的にも困難な話では  
ありませんが、ぜひともよろしくお聞きをしたいと、強くお聞きをしたいと思います

それで、最後の質問になりますけれども、今回この点検・評価報告書を一連読ませてい  
たきまして、私としてぜひ加えていただきたい項目があるなというふうに考えまして、お聞き  
をしたいと思っております。

先ほど述べました、日常的に教員の先生、あと生徒、ご家庭、こういったところが全て密に  
連携をして教育を進めていくというようなこの分野を考えるに当たって、さまざまこうい  
った施策をとればいいのかと、日常的に試行錯誤しながら進められておられると思う  
のですが、これら全てを理想的に実現しようとするに当たって、端的に述べますと教員の労  
務管理という視点がどうしても欠かせないのではないかというふうに考えます。さまざま  
やるべきことはたくさんあるけれども、そういった中で教員の先生にかかる負担というもの  
もどんどんどんどん大きくなっているんだろうということで、そういったところを評価点検を  
しながら、施策をとっていただきたいと思いますというふうに思うわけですが。最後にこれ  
をお伺いをして、私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） まず、労務管理等についてお答えする前に、先ほどの障が

いを抱えた子供の施策の推進ということではありますが、これは本当にデリケートな問題でありまして、実際には見取りして、その見取ったお子さんの親御さんにご理解をいただければ通所というのにはあり得ないわけでありまして、そういった意味から専門職の方の見取りが必要が必要だろうと。そして、今度はその後に専門家の方による指導がなければならないわけでありまして、ただ「やれ」って言ったからって進むわけではありませんので、そういったことを考えながら来年度の利府支援学校の専門的な先生方を、非常にご期待申し上げているところであります。

それから労務管理についてでございますが、ちょうど全ての学校の先生方が集まったの講義の中で、こういう質問がございました。「新たな取り組みをし、こういったことをやっていると先生方がまた忙しくなって、子供たちと触れ合う時間がなくなるのではないかと、少なくともではないか」というご質問でありました。これに答えて、入間市の指導主事の先生でありましたが「さまざまな困難があったんだ、実は」と。今モデル校になっているところは、その市で最大の生徒指導困難校であったそうであります。そういった大変な思いをするのであれば、日々小学校・中学校と出入りしたりしながら、乗り入れ授業をしたり交流授業することというのは何でもない。こういう苦勞であれば、苦勞には思えない。つまり、そういう目的が明確で、そして結果がきちんとあらわれてくるようなそういう取り組みであれば、今までないことをやるわけですから若干忙しくなることはあると思うんですが、先生方が改善されたことが実感できるような、そういった取り組みになるように十分に段階を追って進めてまいりたいものだなと思っているところです。どうぞご支援をいただければなと思っております。

○議長（香取嗣雄君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって諸般の報告を終わります。

暫時休憩といたします。再開は15時30分といたします。

午後 3 時 1 3 分 休憩

---

午後 3 時 3 0 分 再開

○議長（香取嗣雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。





日程第4 総務教育常任委員会所管事務調査報告

○議長（香取嗣雄君） 日程第4、総務教育常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務教育常任委員会が行った所管事務調査について、総務教育常任委員長から報告を求めます。14番志子田吉晃君。

○14番（志子田吉晃君） 本委員会が閉会中の継続審査・調査を要する事件「市政の基本構想及び基本計画について」のうち、実施しました調査案件についてご報告申し上げます。

1. 調査に至った経緯

平成28年6月8日付で、塩竈市浦戸振興推進協議会より、生活や事業に必要な燃料輸送費の高騰や、燃料供給間隔の長期化や不定期化を解消するため、燃料輸送費の補助や離島における燃料の安定化を求める「離島における燃料安定供給と燃料費格差是正に関する要望」が本市議会議長あてに提出された。

その後、平成28年7月12日に開催された総務教育常任委員会において、各委員より燃料輸送問題等を含めた離島と本土との生活格差是正につながる効果的な施策等についての調査を行う必要があるとの意見が出され、総務教育常任委員会における所管事務調査として閉会中の調査を要する事件「市政の基本構想及び基本計画について」のうち「浦戸振興策について」を取り扱うことになった。

2. 調査の概要

現在、塩竈市本土と離島である浦戸諸島の間にはさまざまな生活格差が存在するが、今回はその中でも特に生活に必要な燃料問題に視点を置き、市当局より関係資料の提出を求め、また説明員として関係職員の出席をいただきながら、常任委員会を3回、勉強会を2回実施し、調査を行った。

(1) 調査目的

離島の燃料コストについては、通常の仕入れ価格に加え輸送費の上乗せがあるため、本土で供給される燃料よりも価格が高くなっており、またその輸送については天候等の影響を受けやすく、非常に不安定なものとなっている。

本委員会における調査は、これらの全国的な離島の課題や現状を踏まえ、本市における離島振興、特に燃料コスト関係を視点に置き、本市における効果的な施策や、国・県による補助の可能性を検討し、浦戸諸島と本土との間に存在する生活格差の是正につなげようとするも

のである。

(2) 調査事件

市政の基本構想及び基本計画についてのうち「浦戸振興策について」

(3) 調査期間

平成28年7月12日（火）から平成28年8月29日（月）まで

(4) 委員会等開催状況

平成28年7月12日（火）第1回目の委員会を開催。

平成28年7月29日（金）第1回目の勉強会を開催。

平成28年8月9日（火）第2回目の委員会を開催。

平成28年8月24日（水）第3回目の委員会を開催。

平成28年8月29日（月）第2回目の勉強会を開催。

3. 調査の内容

(1) 離島の石油製品輸送に関する支援状況について

離島における石油製品（A重油・軽油・灯油）の支援状況については、全国的に例が少なく、全国の自治体では沖縄県のみ（石油製品輸送等補助事業）で行われているが、本市を含めたその他の自治体では具体的な支援は行われていない状況にある。なお、沖縄県で行われている当補助事業は、戦後における沖縄の本土復帰に伴い、当時の沖縄全島統一価格制が廃止されることにより導入された事業であり、本委員会が調査を行う燃料価格の問題とは性質を異にするものと思料される。

また、全国離島振興協議会を通じて各自治体から国に対して、「離島における燃料価格の引き下げ等」についての要望活動を行っているとのことであるが、現時点では具体的な補助制度の導入にはつながっていない状況である。

(2) 宮城県における支援制度の実施状況について

宮城県離島振興計画における「浦戸諸島地域振興計画」第2章具体的施策、第2節施策の内容、第11エネルギー対策推進では、「調達コストによる割高となる石油製品については、価格低廉化を支援し、エネルギー利用の地域格差是正を図る」とされているが、市当局から提出された資料によれば、県からの支援制度はない状況である。

(3) 浦戸諸島における燃料価格の状況について

浦戸諸島における燃料コストについては、ガソリンにおいてのみ国庫補助により一部補助

(離島ガソリン流通コスト支援事業)が行われているが、その他の燃料(A重油・軽油・灯油)については通常の仕入れ価格に輸送費が上乗せされた価格での供給となり、本土における価格よりも割高な状況となっている。

また、輸送業者により価格や輸送形態が異なることから、現状では安定した供給が実現されているとは言いがたい状況となっている。

#### (4) 浦戸諸島におけるガソリン及びその他の燃料の供給手続等について

浦戸におけるガソリンについては、宮城県漁業協同組合塩釜市浦戸支所が取りまとめを行っており、全ての燃料需要合計が輸送フェリーで一度に運ぶことができる積載量(ドラム缶20本)に達した時点で発注を行っている。

その他の燃料についても同様で、燃料需要合計が輸送フェリーの最大積載量(ドラム缶20本)に達した時点での発注となるものである。

前述のとおり、浦戸に居住されている方々の個々の需要が発生した時点から、実際に取りまとめが行われて発注に至るまでにはある程度の期日を要するものとなり、また潮位の影響で物揚げ場とフェリーとの間に高低差が生じ、燃料の運搬に支障を来す場合があることから、運搬日時について調整が必要となるなど、浦戸住民への燃料供給は慢性的に相当程度の期間を要する状況となっている。

#### (5) 市当局の対応について

これまでの調査結果を踏まえ、各委員からは浦戸諸島における燃料の問題について、早急に市単独による助成を行う必要がある旨を市当局にただしたところ、「燃料問題について何らかの助成を行う必要性については認識しているものの、中長期的視点に立った場合、助成事業に対する今後の財源確保や事業の公平性の担保、その他の離島振興策との整合性を図る必要があることから、今後の対応については一定程度の時間を要する」との回答がなされている。

#### 4. 委員会としての結論(今後の方向性)

前述の調査内容のとおり、現状としては燃料供給において浦戸の方々は大変な不便を強いられており、燃料供給における塩竈市本土との生活格差が大きいことは明らかである。

一方で、エネルギー利用の地域格差是正に係る国・県による有効な補助メニューの構築は現行では行われておらず、また本市においても有効な制度設計等の対策がとられていないのが現状である。

以上のことを踏まえ、本委員会としては国・県に対して離島の燃料問題に対する補助メニュー等を構築されるよう塩竈市議会として求めていくよう働きかけるとともに、市当局においては宮城県離島振興計画における「エネルギー対策推進」の趣旨を鑑みて、県に対して浦戸諸島における燃料価格の低廉化を支援し、エネルギー利用の地域格差是正を図るよう早急に対応策を講じられることを求められるべきものと思料する。

また、市の施策としては、燃料費の補助により浦戸諸島における燃料の小売価格を本土と同程度とするとともに、各関係機関との協議の上、燃料の輸送並びに備蓄方法の改善を行うなど、離島における燃料の安定化が求められる。

さらに、燃料問題を含めた浦戸諸島の生活格差是正に係る支援策等の策定に当たっては、全庁的課題として捉え、離島振興の所管課である政策課を核として、関係する各部門が連携して積極的に政策立案を行われるよう努めることが肝要である。

以上、本委員会における調査事件「市政の基本構想及び基本計画について」のうち「浦戸振興策について」に関する事項で、主に「離島における燃料安定供給と燃料費格差是正」に係る調査結果報告といたします。

総務教育常任委員長 志子田吉晃

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 以上をもって、総務教育常任委員会所管事務調査報告を終了いたします。



日程第5 議員提出議案第11号

○議長（香取嗣雄君） 日程第5、議員提出議案第11号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第11号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。15番土見大介君。

○15番（土見大介君） ただいま議題に供されました議員提出議案第11号について、提出者を代表いたしましてお手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案の趣旨説明にかえさせていただきます。

離島における燃料安定供給と燃料費格差是正に関する意見書

離島の国家的・国民的役割の遂行は、外海の大離島のみが担っているのではなく、内水内の離島など内海離島も等しく担っており、とりわけ有人離島において国民が安全、安心、安定的に生活を営むことをより可能ならしめる、定住条件の構造的改善が重要となります。諸

外国に先駆けて昭和28年に制定公布された離島振興法の成立以来、関係都道府県の離島振興計画に基づき、国及び地方自治体の連携により各般の振興施策が実施され、離島の生活は法施行以前と比べ随分便利になりました。

しかし、離島から都市などへ若者の流出が続き、今や人口減少に歯どめがかかるところか、社会減に自然減をあわせて人口減少が加速する事態となっております。このことは、離島振興法に基づいて行われてきた基盤整備事業を主とする政策手段が、離島の人口減少、高齢化を防ぐという点では残念ながら必ずしも有効でなかったことを示しています。

各種社会基盤の整備、交通の確保とともに離島地域に必要な不可欠なものは、何より定住環境を整備することです。定住環境とは、住民が安全安心に暮らせる地域の基盤を整えることが前提となるため、医療・介護・福祉の確保、教育の確保、情報基盤の確保は、現代のライフラインであると言われていています。これらは、既存の離島振興観では実現が難しいため、抜本的な政策導入が必須と考えます。

特に、宮城県離島振興計画第2章第2節において、「調達コストにより割高となる石油製品については、価格低廉化を支援し、エネルギー利用の地域格差是正を図る」と施策の内容が示されているように、離島の物価高、とりわけ本土と比較して割高なガソリン等石油製品価格の是正は、早急に取り組まれるべき課題となっております。

東日本大震災の大津波で甚大な被害を受け、持続可能な復興に向けて努力している浦戸諸島が所在する本市議会としては、国・県の抜本的な政策導入の必要性に鑑み、以下の事項について早急な対応が図られることを強く要望します。

(1) 離島における定住環境の促進を図るために、「離島ガソリン流通コスト支援事業」と同等の支援を、A重油、灯油、軽油及びプロパンガス等の品目に拡大し、調達コストにより割高となる石油製品について、価格低廉化を支援し、エネルギー利用の地域格差是正措置を講ずること。

(2) 離島が所在する地方自治体が、燃油等の輸送並びに備蓄等について抜本的な政策導入を実施し、安定的な供給を確保する施策を実施することを促進するために、国・県において必要な措置を講ずること。

(3) 離島の住民生活に使える離島活性化交付金の市町村2分の1の補助率の引き上げを行うこと。

(4) 東日本大震災による大幅な人口減少の中で、離島に対する地方交付税を加算すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第11号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、議員提出議案第11号についてはさよう取り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。議員提出議案第11号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第11号については、原案のとおり可決されました。



日程第6 認定第1号ないし第3号

○議長（香取嗣雄君） 日程第6、認定第1号ないし第3号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました認定第1号から認定第3号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、認定第1号塩竈市一般会計及び各特別会計決算であります。一般会計と10の特別会計を合わせまして、歳入は756億345万348円、歳出は677億1,968万4,464円の決算となっております。歳入歳出差し引き額は78億8,376万5,884円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源55億5,087万7,122円を除きますと、実質収支は23億3,288万8,762円の黒字となっております。

ます。

次に、会計ごとに概略を説明申し上げます。

まず一般会計であります。歳入が477億5,169万4,513円、歳出が435億3,579万2,586円、差し引き額が42億1,590万1,927円となっております。このうち、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は21億3,036万4,529円となりましたので、10億6,536万4,529円を財政調整基金に繰り入れ、残る10億6,500万円を翌年度に繰り越しをいたしております。

次に特別会計であります。交通事業、公共用地先行取得事業につきましては、いずれも歳入歳出同額の決算となっております。国民健康保険事業につきましては、歳入歳出差し引き額1億8,591万8,862円基金に繰り入れをいたしております。魚市場事業につきましては、歳入歳出差し引き額が9万9,000円となりましたが、全て翌年度へ繰り越すべき財源といたしております。下水道事業につきましては、歳入歳出差し引き額が31億8,591万154円となりましたが、全て翌年度へ繰り越すべき財源となっております。漁業集落排水事業につきましては、歳入歳出差し引き額が1,202万9,000円となりましたが、全て翌年度へ繰り越すべき財源となっております。介護保険事業につきましては、歳入歳出差し引き額262万3,371円を基金に繰り入れをいたしております。後期高齢者医療事業につきましては、歳入歳出差し引き額1,398万2,000円を翌年度へ繰り越ししております。北浜地区復興土地地区画整理事業につきましては、歳入歳出差し引き額が2億5,169万2,400円となりましたが、全て翌年度へ繰り越すべき財源となっております。藤倉地区復興土地地区画整理事業につきましては、歳入歳出差し引き額が1,560万9,170円となりましたが、全て翌年度へ繰り越すべき財源となっております。

次に、認定第2号塩竈市立病院事業会計決算につきましてご説明を申し上げます。

収益的収支では収入総額が31億1,534万1,589円、支出総額が29億7,142万3,545円となり、税抜きの損益計算による収支差し引きでは1億4,203万2,170円純利益が生じております。また、資本的収支では収入総額が1億549万4,327円、支出総額が3億2,407万91円となり、収支差し引きで2億1,857万5,764円の不足が生じております。これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額196万3,920円、及び当年度損益勘定留保資金2億1,661万1,844円により補填をいたしております。

平成27年度病院事業の概要といたしまして、患者数は外来が延べ患者数・1日平均患者数ともに前年度を下回りましたが、入院では延べ患者数、1日患者数ともに前年度を上回りました。

収益では、県の肝炎治療特別促進事業による新たな肝炎治療助成事業により、C型肝炎治療の収益が大幅に増収したことにより、入院・外来ともに前年度より大きな伸びとなり、病院事業収益が増収となりました。

一方支出においては、薬品を従来より安価な後発医薬品に切りかえまして、費用削減に努めたところではありますが、新たな肝炎治療薬の単価が高額なため薬品費が増大し、病院事業費用は前年度から増加となりました。

その結果、減価償却費を加えた経常損益では損失計上となっておりますが、当年度純損益では冒頭で申し上げましたとおり、1億4,203万2,170円の純利益を生じ、現金収支におきましても旧会計制度の算定では黒字となりまして、新たな不良債務の発生を防ぐことができいております。

次に、認定第3号塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算につきましてご説明を申し上げます。

まず利益の処分であります。平成27年度に生じた利益につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、剰余金処分計算書（案）のとおり処分するものであります。決算につきましては、収益的収支では収入総額が17億7,417万1,053円、支出総額が15億885万1,074円となり、税抜き損益計算による収支差し引きでは2億4,824万7,684円の純利益が生じ、その結果、当年度未処分利益剰余金は10億4,383万5,101円となっております。

一方、資本的収支では、収入総額が3億680万327円、支出総額が8億757万3,156円となり、収支差し引きで5億77万2,829円の不足が生じております。これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,817万2,790円、当年度分損益勘定留保資金3億3,436万5,600円及び減債積立金1億3,823万4,439円により補填をいたしております。

水道事業におきましては、大口需要者の水道料金の負担軽減の実施等による水需要の減少で、営業収益が前年度よりも減収となりますが、損益計算において純利益が生じております。今後、人口減等による水需要の減少が見込まれる中、各種施設・設備の更新など新たな費用が発生することが予想されますため、収支状況が厳しくなることが懸念されます。

以上、各会計決算の概要につきまして説明を申し上げますが、配付いたしております決算書及び参考資料などをご参照の上ご審議をいただき、認定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくようお願い申し上げます。



○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） ただいま上程されました認定第1号平成27年度塩竈市一般会計及び各特別会計並びに認定第2号平成27年度塩竈市立病院事業会計、同じく認定第3号水道事業会計の決算につきまして、その審査概要を申し上げます。

本審査に当たりましては、市長より審査に付されました一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況報告書について、並びに地方公営企業の各会計決算報告書、財務諸表、事業報告書及び政令で定めるその他の書類、明細書などについて計数の正確性を検証するとともに、財務状況が明瞭かつ適正に表示されているかどうか、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどして審査いたしました。

なお、別に法律に定めるところにより実施しております例月出納検査並びに定期監査での結果を総括し、あわせて決算審査を行ったものであります。

その結果、一般会計及び特別会計にあつては、決算書等がいずれも法令に準拠して作成されており、その内容については会計管理者及び各部が所管する諸帳簿並びにそれにかわる電算財務会計と照合した結果、適正に表示され、計数も正確でありました。また、各会計における予算執行も震災復興事業関連で繰越額が多くなっているものの、現在の状況下では適正に行われ、執行状況も良好なものと判断いたしました。

地方公営企業会計におきましても、各事業の決算諸表等は法令に準拠して作成されており、事業の経営成績及び財務状況は適正に表示され、計数は正確なものと認められました。

各会計の決算状況については、ただいま市当局から説明がありましたので、私のほうからは概要を申し上げます。

初めに、一般会計並びに特別会計の決算の概要を申し上げます。市長のほうから提出されております決算審査意見書、資料No.6になります。3ページをお開きいただきたいと思います。

財政規模の推移の表をごらんください。この表は、一般会計と各特別会計を合わせたもので、震災復旧・復興事業の進展に伴い、予算ベースで昨年よりも45億円ほどの減で、約833億円となっております。一番下の行にあります実質収支は約23億3,289万円の黒字決算となっております。前年度より4億9,144万円ほどよくなっております。

次に、一般会計の決算でございますが、5ページの表1をごらんいただきたいと思います。

5ページの表1に示しておりますように、歳入は約477億5,169万円で執行率が88.12%、歳出は約435億3,579万円で執行率は80.34%となっております。歳出の執行率が若干低い状況にありますが、震災関連の事業で69億円近くの事業が繰り越しとなったことによるものであり、前年度より若干下がったものの、現在の体制を考慮するとやむを得ない執行率であると判断しております。

収支の状況につきましては、6ページの表2をごらんいただきたいと思います。

3行目のC、形式収支、8行目のE、実質収支、10行目のG、単年度収支、14行目、下から4行目になりますけれどもK、実質単年度収支、いずれもが黒字決算となり、よい決算内容となっております。

ただ、これは災害復旧・復興関連事業で多額の不用額が発生したことが原因で、後に精算すべき性格のものでありますので、安心できる内容のものではないと見ております。

普通会計における財政状況を見ますと、次のページの表3に示しておりますように、公債費比率は前年度より若干悪くなっておりますが、財政力指数、経常収支比率、実質収支比率はいずれもよくなっております。

次に、歳入の根幹をなす市税収入ですが、12ページの上の表をごらんいただきたいと思います。

調定額と収入済額は前年度より若干増加し、収入未済額と不納欠損額は減少しています。

今年度の決算の特徴は、国庫支出金、中でも東日本大震災復興交付金が大幅に減少していること、さらに復興関連の基金残高も減少していること、歳出での事業繰越が前年度より17億円ほど減少していることから、前年度より復旧・復興事業が進展していると考えられますが、事業費の繰越しが約69億円と依然として多額であることから、まだ事業の執行が追いついていないという状況にあると言えます。他自治体から多大な支援を受け組織している現執行体制の限界を超えた事業量となっておりますが、市民の生活再建・地域経済の復興に向けた努力を期待するとともに、住民福祉の向上にも一層努力をお願いするものです。

次に、特別会計の決算状況を申し上げます。

資料の前のほうに戻りますけれども、4ページの一般会計・特別会計歳入歳出決算の状況の表をごらんください。

10事業会計の歳入歳出差し引き額は、約36億6,786万円の大幅な黒字決算となっております。これは、繰越事業のある会計に対し、一般会計の繰越事業に係る負担分を支出した後に決算

するという決算方法に改めたために生じたものであります。また、実質収支では2億252万円ほどの黒字、単年度収支では約1億6,028万円、実質単年度収支では1億9,658万円ほどの赤字決算となっております。これらの詳しい内容につきましては73ページに記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

主な会計について申し上げますと、交通事業会計は歳入歳出同額で決算されております。事業収入については、輸送人員の増加に伴い、昨年度より6.8%増加しています。震災復興関連での利用や桂島海水浴場の利用増に伴うものと考えられます。今回の震災により経営環境が大きく変化していますので、新たな経営健全化計画に基づく努力を期待しております。

国民健康保険事業会計は、歳入歳出差し引きでは約1億8,592万円の黒字となり、実質収支でも同額の黒字となっています。本年度の保険税収入は、税の改定に伴い前年度に比べ9.5%減、一方歳出の保険給付は3.8%の増となっています。事業の根幹となる保険税収入の確保に努め、安定した事業運営ができるよう期待します。

魚市場事業会計は、翌年度に繰り越すべき財源9万9,000円を控除し、歳入歳出同額で決算されております。本年度の水揚げは数量で19.2%、金額で28.6%の増となり、使用料及び手数料の収入も29.8%の増となっております。今後、魚市場施設の早期完成を急ぐとともに、関係諸団体と一体となり、さらなる水揚げ増に向けた努力を継続されるよう期待するものであります。

下水道事業会計は、翌年度に繰り越すべき財源を除き、歳入歳出同額で決算されております。災害復旧費と復興事業費の合計の執行額が前年度より17億円以上増となる一方、繰越金額が6億円以上減となり、事業が着実に進捗しているといえます。さらなる事業の推進に向けた努力を望むものであります。

介護保険事業保険事業勘定は、歳入歳出差し引きで262万円ほどの黒字、実質収支でも同額の黒字決算となっております。要介護認定数及び介護給付費は依然としてふえ続けていることから、安定した事業運営ができるよう努力を願うものです。

また、北浜地区・藤倉地区の復興土地区画整理事業は、翌年度に繰り越すべき財源を除き、両会計とも歳入歳出同額で決算されています。両地区の復興のため、早期完了に向けた努力を期待いたします。

次に、2つの公営企業会計の決算概要を申し上げます。

まず病院事業会計についてですが、同じく資料No.6の85ページ以降に改めてページ番号が振

り直してありますけれども、後半のほうの5ページの表をごらんください。

まず、総収益と総費用の収支差し引きで約1億4,203万円の黒字決算となっております。

11ページをごらんいただきたいと思います。真ん中の表は、不良債務額の表がありますが、平成26年度末の不良債務の額が約2億6,500万円でしたが、平成27年度末では約6,500万円と、2億円ほど減っております。

患者数を前年度と比較すると、外来患者数は3.1%の減となりましたが、入院患者数は0.6%の増となっております。今年度は改革プランの最終年度になりますが、その数値目標と決算数値をページに記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。12ページです。数値目標を達成している項目もありますが、まだ未達成の項目もあります。現在、新規計画を策定中ですが、今後とも計画を策定の上、それに沿った経営努力を継続されるよう期待いたします。

次に水道事業会計ですが、16ページの表をごらんいただきたいと思います。

総収益と総費用の収支差し引きでは約2億4,825万円の黒字決算となっております。本年度の給水原価は、供給単価を27円77銭下回り、昨年度より販売差益は減となっておりますが、これは料金の一時的な値下げによるものであり、この点を考慮するとよい決算内容となっております。今後とも一層の経営の効率化を進め、安全で安心な水を低価格で供給できるよう期待するものであります。

以上が決算審査の概要であります。なお詳細につきましては、ただいまの資料No.6、決算審査意見書に会計ごとに記載しておりますので、ご参照くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） これより総括質疑に入ります。

8番山本 進議員。

○8番（山本 進君）（登壇） 山本でございます。平成27年度の決算審査に先立ちまして、総括質疑をさせていただきます。

まず、認定第1号平成27年度一般会計決算についてであります。

先ほど提案理由にありましたように、収支状況を見ますと単年度収支で約6億5,171万4,000円、実質単年度収支で約6億290万2,000円のそれぞれ黒字で決算されております。当局の財政健全化への取り組みに対し、敬意を表するところであります。

ただ、ただいま監査委員の意見にもありましたように、その主なる理由は復興交付金事業や

あるいは災害復旧事業において繰り越しによる多額の不用額を生じた結果であり、安心できる内容ではないという意見に顕著に反映されていると思います。そして、歳出全体の執行率が80.34%、特に災害復旧費で18.47%、農林水産業費で57.1%となっております。

そこで、お尋ねいたします。今後の復興交付金基金の運用について、具体的にどのような計画のもとに執行されるのか。その基本的な考えをお尋ねいたします。東日本大震災被災自治体に共通する決算状況であります。復興・創生期間に入った平成28年度における復興交付金の執行に当たり留意されていること、さらに平成31年までの期間最終年度まで、どのような計画で当たられるのかお尋ねいたします。特に、平成28年度以降の地方負担分の影響額を試算した場合、最大1億5,000万円とされておりますが、今後の財政運営上どのように考えておられるのかお尋ねします。

そして、先ほど監査委員の意見にもありましたように、復興交付金の未執行額につきましては、当然返還ということになるかと思いますが、その正式な復興庁からの回答があるのか、あるいは指示があるのか、その際の金利はどうなるのかお尋ねいたします。

そして、私は一番今後の行財政運営の根幹をなす財源である、いわゆる財政調整基金についてお尋ねいたします。いわゆる真水の財政調整基金はいかほどなのか。一応決算書には4,951万円で決算されておりますが、今後の繰り入れ等々もございませう。その辺も考慮しながら、教えていただければと思います。ちなみに、基金繰入金69億2,644万円の約95%が、いわゆる復興交付金基金として計上されております。今後の財政運営において、大変貴重な自主財源でございますので、その辺の考え方をお尋ねいたします。

次に、認定第2号平成27年度市立病院事業会計決算についてお尋ねいたします。

昨年11月塩竈市立病院改革プランの中間答申が公表され、最終年度を迎えた今、医局・職員一丸となつての経営改革努力によって、改革プランで設定された経営目標数値が経常収支比率・医業収支比率を除いて、他の項目についてはおおむね達成されておることを評価するものであります。

一方、宮城県におきまして地域医療構想が現在策定されていることと思いますが、現在急性期81床、回復期42床、慢性期38床、合計161床を抱える市立病院としての地域使命である回復期・慢性期、いわゆる医療ポイントの低い医療機能、在宅訪問医療・看護に努めていかなければならないのかどうか。特に、2025年問題の対応策として医療費の抑制策、特に慢性期・回復期の病床数の削減が厚生労働省より示されている中、地域医療を守る市立病院とし

て極めて困難な局面を迎えていると思います。つまり、今後は慢性的な疾病を抱えた高齢者は、在宅で暮らささいということになるのでしょうか。今後の二次医療圏の中での地域医療を担う、塩竈市立病院の経営方針についてお尋ねします。

最後に、認定第3号平成27年度水道事業会計決算についてお尋ねします。

平成27年度決算2億4,824万7,684円の純利益で決算されており、私は優良企業会計の一つと高く評価いたします。

一方、有収率の低下、料金の値下げによ給水収益は減少傾向を今後示してまいります。今後の老朽管入れかえに懸念が表明される監査結果ではありますが、今後の健全経営の方針について問題点を提起されておりますが、具体的にどのような健全経営を監査委員として求めるのか、お尋ねいたします。

上水事業窓口業務の委託など、積極的な業務改善にひたすら取り組んできておりますが、今後の給水人口の減少、あるいは産業構造の変化、そして老朽管の入れかえなど、いわゆる減収・減益が懸念されるその中の監査意見であります健全経営とは、具体的にどのようなものなのかお教え願います。

以上で私の総括を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま山本議員から、認定第1号、認定第2号、認定第3号についてご質問いただきました。私からは、認定第1号、認定第2号についてご答弁申し上げます。

まず、災害復興交付金事業についてのご質問でありました。平成27年度末時点におきます復興交付金事業の進捗状況についてであります。採択総額が586億1,410万円であります。このうち、発注済額が約419億円であります。さらに執行済み、もう完成いたしましたものが272億円となっております。率にいたしますと、発注ベースでは約7割、執行ベースでは5割という状況であります。発注がおくれておりますのは、海岸通地区震災復興市街地再開発事業及び野々島地区漁業集落防災機能強化事業などとなっておりますが、いずれの事業につきましても復興・創生期間内での完了に向け、地域の皆様方と鋭意事業の促進について相談させていただいているところであります。

ご質問の残余金の取り扱いについてであります。復興交付金各事業終了後に生じる残余金につきましても、基本的に国庫に返納いたすこととなります。あわせて、本市復興交付金基金

への積み立てにより生じた運用益につきましても、同様の取り扱いとなります。なお、返還の時期等につきましては、復興交付金事業期間の最終年度となる平成32年度、ないしは既配分済みの効果促進事業費を除く全ての基幹事業が終了した時点になるものと想定をいたしております。

次に、これからの復興交付金事業の進め方についてのご質問をいただきました。これまで15次にわたる復興交付金事業の増額要望を行ってまいりましたが、災害公営住宅整備・被災地市街地復興土地区画整理等の基幹事業分については、おおむね先ほどご説明させていただきましたとおり、所要額をご採択いただいたものと考えております。

今後の課題であります、いまだ未着手といったものにつきましては、効果促進事業であります。今配分されている金額のうち、実は30%弱しか執行ができていないという状況であります。これは、復興庁のほうよりさまざまな計画についてご提案をさせていただいておりますが、内容等について厳しい審査の中で、なかなか進まないといったようなことが実態であります。今後は、やはり復興交付金効果促進事業の活用促進が必要不可欠ではないのかと判断をいたしているところであります。

次に、財政調整基金についてご質問いただきました。財政調整基金の残高のうち、純粋な残高はどのくらいであるかというご質問でございました。平成28年度末におきます財政調整基金の残高につきましては17億8,460万2,000円となり、前年度から6億9,083万8,000円の増、63.2%増となりました。財政調整基金の年度末残高は、翌年度精算が必要な財源は含まれておらず、今後現在の残高におきまして復旧復興事業のほか、通常事業の所要一般財源として活用されるものでございます。

一方で財政調整基金であります、例年当初予算におきまして所要一般財源のための繰入金を予算化いたしております、平成28年度当初予算では4億2,361万5,000円の繰り入れを行っております。このことから、平成27年度末残高から繰入金を差し引いた13億6,098万7,000円が年度当初におきます残高となりまして、本市の平成27年度標準財政規模121億3,875万2,000円の11.2%程度の財政調整基金残高という状況でありますことをご報告させていただきます。

次に、市立病院事業会計についてご質問いただきました。

まず平成27年度決算であります、前改革プランの最終年度でありましたが、プランに掲げました計画期間内において新たな不良債務を発生させないという目標は、何とか達成するこ

とができましたが、経常収支の均衡という目標は残念ながら達成できなかったことを、おわびを申し上げるところであります。

決算の概要であります。入院につきましては地域包括ケアシステムの構築に向けて3階の一般病床42床を地域包括ケア病床に転換させていただきましたことや、ショートステイ利用者のための民間タクシーによる低廉な自己負担での送迎サービスを開始したことなどにより、1日当たりの患者数・病床利用率ともに前年度実績を上回り、1日当たり139.4人、病床利用率が86.6%となっております。その結果、入院収益は前年度から約6,400万円の増収となっております。

外来であります。季節性の感染症の流行時期がおくれたことや、小児科常勤医の不在等が影響し、1日当たりの外来患者数は前年度から6.9人減少し、247.4人となるなど大変厳しい状況でありましたが、入院と同様に県の新たな肝炎治療助成費の増によりまして薬価が増加をし、約1億900万円増収となっております。このような状況を踏まえまして、前改革では想定しなかった消費税率の引き上げに対する影響分につきまして、本年の2月定例会において議員の皆様方にご理解をいただき、病院事業に対し7,860万円の追加の繰り入れをお認めいただきました。こういったことで、何とかやりくりができたという状況であります。

今後の展望についてご質問いただきました。医療介護総合確保推進法を策定し、県ではこの法律に基づき地域における効率的かつ効果的な医療体制の実現を目指す地域医療構想策定をいたしております。議員のほうからもお話しいただきました。二次医療圏ごとに、各医療機能の将来の必要量を定め、医療機能の分化と連携を推進することとなっております。

当市立病院につきましても、このプランの中ではご質問いただきましたとおり、急性期を減らしていくというような方針が打ち出されておりますが、このような対策として先ほどご説明をさせていただきましたが、慢性期と急性期の中間となる役割を果たす地域包括ケア病棟というものを新設をさせていただいたところでもあります。

また、今新たな医学部が開設されております病院におきましては、今後ますます病院機能を拡充し、高度急性期病院として大きく拡大をしようと考えております。これらの影響が、今後徐々に市立病院にも及ぶものと考えておりますので、新たな病院改革プランの中ではこのような厳しい環境の中で、しっかりと黒字を計上できるような取り組みを進めさせていただく覚悟でございます。

私からは、以上でございます。よろしく願いいたします。



○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 水道の決算状況をどのように見ているかということについてですが、現在ここ数年間はかなり経営が安定しているというような状況に見てとれます。平成9年度に料金改訂して以降かなり経営努力をされまして、経営がだんだんだんだん安定してきたと。平成23年、震災の年になりますけれども、あの時点でもやっぱり赤字にならないでどうにか黒字を確保できるくらいの企業体質になってきたのかなというふうに思っております。

ですが、今後給水収入は減少してくるであろうということは確実ですし、あと施設の老朽化という問題にも対応していかなくちゃならない。現在、剰余金等がありますのでそれらをうまく利用しながら、できるだけ今の経営条件の中で努力をお願いし、一年でも長くそういう条件を続けていただきたいというふうに思っておるところです。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） ありがとうございます。

時間も迫っておりますので、私から最後に1点だけ。今市長のほうからは、今後、復興・創生期間に向けて計画的に基金の未執行分を執行していくというのがあったわけですが、今後国のほうでは復興・創生期間についてはどちらかというとハードからソフトの政策ということで、財源も約6兆5,000億円ということが見込まれておるそうですけれども、どこまで本当かわかりませんが、あと実質2年でもう終わるんだというふうな声も聞かれておりますので、今被災自治体の中ではとにかく知恵比べ、どんどんどんどんとにかくいろいろな理由をつけて、どんどん「俺が」「俺が」「俺が」と言ったほうが予算を取れるという環境にあるようでございますので、ぜひその辺、組織立って事業執行のために邁進していただきたいということで、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 18番曾我ミヨ君。

○18番（曾我ミヨ君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして、認定第1号平成27年度一般会計決算に対する総括質疑を行います。先ほどの山本議員とは別な観点で質疑をしたいと思っております。

まず初めに、主要な施策の成果に関する説明書の前書きで、平成27年度を「復興躍進の年」と位置づけて、第5次塩竈市長期総合計画に掲げたまちづくりを目標に、それぞれの実現に

向けて事業を進めてきたこと、国のまち・ひと・しごと創成法を受けて人口減少の克服、そして雇用の創出の視点で戦略策定に取り組むとともに、地域活性化交付金を活用した事業を展開してきたと述べております。こうした事業を行った中で、どのような効果を上げてきたと考えているのか、まず最初にお伺いします。

平成27年度の決算は、先ほども述べられておりましたように佐藤市政の4期目、1年目の決算ということになります。佐藤市政に貫かれていることは、行財政改革を基本に事務事業の見直し、職員定数の削減、アウトソーシングの推進です。平成27年度も、これをベースにして進められてきたものと考えております。その結果、平成27年度の一般会計決算は、歳入歳出差し引きで約42億円の黒字、単年度収支額と繰上償還額を加え、基金積立金取崩額を差し引いた実質単年度収支でも約6億円の黒字で決算されたとしております。さらに決算概要の特徴、以下一般会計の推移、基金残高、地方債残高の推移などを見ても、歳出を抑えて黒字にしてきたことがあらわれていると思います。

この結果について、まずどのように受けとめているのかお伺いします。

先ほど山本議員の質問の中で、「経常収支比率については、達成できなかったことをおわびする」と言っておりました。でも、健全化判断比率、4指標、実質公債費比率11.0%、将来負担率で18.4%となっており、こうした数字を見ましても、では一体、佐藤市長はこの比率をどこまで持っていこうとしているのか、その考え方を伺いたしたいと思います。

それから、市民生活を初め地域経済の好循環につながっているのかということが一番の大きな課題ではないかと考えますし、そのことを私は心配しております。実はことし7月12日に、産業建設常任委員会と塩釜商工会議所の役員及び7つの部会の代表の方々と意見交換を行ってまいりました。

この中でも、さまざまなご意見をいただきましたが、商工部会の方は「塩竈の中心部、これまでも取り組んできたが、さっぱり進んではいけないのではないかと。一体どうするのか」。商業部会も「スタンプなどに取り組んでいるが、商店の負担も大きい」。水産市場部会の代表は、「仲卸もさまざまな工夫をして努力している。県外へのアピールに取り組んでいるが、しかしお客さんが来ない厳しい現状になっているが、市としても後押しをしてほしい」という意見。また観光部会の方は、「マリゲートは松島観光の玄関口。海から見た塩釜港は鉄くずの山になっている。マリゲート内のテナントも撤退している。家賃を安くするように求めても、改善されない」という意見。運輸港湾部会の方は、「塩釜港の整備計画や水深9

メートルの要望もしているが、全然進んでいない」など、厳しいご意見が出されました。そのほかにも、どこに行っても言われることは、「物が売れない。人も流れない。循環どころか先が見えない。何十年たっても展望が見えてこない」という声が、私には大きく聞かれます。

市長は「復興躍進の年」と述べていますが、市民との間には大きな乖離があると考えますが、どのように捉えているのかお伺いします。また、市民や産業振興に対する展望が見えないという声は多く出されていますが、こうした声に対して市長はどのような見解、あるいはどのような展望を持っているのかお伺いします。

第2は、市民生活や地域経済動向がわかるのが、塩竈市の統計書もありますが、平成26年度に宮城県の概要をまとめた平成26年経済センサス基礎調査、あるいは平成24年経済センサス活動調査のことが手に入りました。これを見ましても、1つは事業所です。宮城県内の市区町村別の事業所数から塩竈市を見た場合、震災前の平成21年3,271事業者だったのが、震災後の平成24年で2,728事業所となっています。平成26年度で2,779事業所となっていますが、まだ震災前には戻っていないという結果です。

2つ目は、従業員数です。平成21年の2万1,010人が、平成24年度には1万1,149人に減りました。これが、現在平成26年度では1万9,990人で、雇用の面でも震災前に戻っておりません。

市民所得はどうか。平成22年度は1,244億5,400万円が、平成24年度は1,159億7,800万円、平成26年度は1,238億9,200万円で、これもいずれも震災前に戻っていない状況です。このように事業所数、従業員数、市民所得などの数字からも、震災から5年経過する中でまだ戻っていない状況が読み取れます。こうした市内の経済の閉塞感を強くさせていることが、ここにあるのではないかと思います。市長はどのように受けとめているのか伺います。

そして、長期総合計画の3つの柱である「誰もが安心して暮らせるまちづくり」について、子育て支援策として学童保育の受け入れ対策をしてきたと述べています。しかし、学童保育の強化を掲げたものの、多くの課題が山積する事態になっているのではないかと思います。そして、学童保育のみならず、保育所の拡充、障がい児保育など多くの課題が求められていますが、実際に塩竈の「新のびのび塩竈っ子プラン」の計画では、保育需要が高まっているとは述べておりますが、保育所の拡充策は全く示されておりません。

子育て支援や課題に真っ正面に取り組む上で、私は一番の足かせになっているのが行財政改革推進であり、多くの課題の足かせになっていると私は思っております。今こそ職員をふや

して、子育て支援のための具体的な支援策に取り組むべきだと考えております。そして、子育て支援策にとどまらず、今求められている塩竈の水産振興、中小商店街を含むまちづくりのことなど、しっかりと職員をふやして調査検討して練りに練って、この復興期間中に方向性を出していくべきだと考えますが、市長の見解を求めます。

先ほどもありましたが、今地方創生交付金事業も出されていることから、地方自治体が地域の情報を分析し、総合戦略を打ち出すことが求められております。ある自治体では、1年以上の調査・議論を経て、弱み・強みを分析して5つの基本政策を作成して取り組んでいる先進的な自治体も出ております。これまでの行財政改革、職員削減の一辺倒から、こうした先進地の事例も研究しながらしっかりしたまちづくりの方針を、そして展望を市民に示すべきだと考えていますが、改めて市長の見解を求めて、質疑とさせていただきます。

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま曽我議員から、質問通告では平成27年度決算の概要についてという質問通告でありました。個別、個々のさまざまなご質問をいただきました。改めて、通告主義でありますので、質問通告をいただいておりますら、そういった資料を全て調べた上でご回答申し上げるべきであります。今回はそういったことではないという状況であります。まず基金の残額についてご説明をさせていただきます。

今宮城県内、仙台市を除きましても12市であります。平均の財政調整基金の積み立てであります。10%を超えております。十五、六%から、場合によっては20%。改めて基金の活用について申し上げるまでもないわけですが、今回の例えば東日本大震災規模の災害が発生した場合、あるいはその他緊急の事態が発生した場合に、財政運営のために一定程度の基金の積み立てをしていくというのは、当然のことではないのかなと思っております。

本市におきましては、残念ながらいまだ5%程度の積立額という状況であります。したがって、そういった緊急時に備えまして、できますれば10%くらいを何とか目指してまいりたいというのが、私の思いであります。そのような中で、財政運営に取り組ませていただいております。先ほど山本議員におわびをさせていただいた部分につきましては、病院事業会計の中でたまたま当初想定された内容での決算ができなかったということについては、大変申しわけなかったということでおわびを申し上げたわけでありまして、一般会計の基金の積み立てについておわびを申し上げたところではないということについては、ぜひご理解をい

ただければと思っております。

また、さまざまご質問いただきました。一つ一つしっかりと受けとめて、我々ももっとも努力をしていかなければならないというつもりであります。例えば、貞山1号岸壁のご質問であったかと思えます。水深マイナス9メートルの整備がなかなか進まないというようなことについては、我々ももっと早くというような思いで、国あるいは出先の塩釜港湾空港整備事務所のほうにたびたび足を運ばせていただいております。いよいよ平成28年度は本格着工ということで、大きな予算を取得ができたというようなお話も、先日所長からお伺いすることができました。一時も早く、こういった市の経済産業の活性化につながるような取り組みを、なお一層努力をさせていただきたいと考えております。

また、学童保育についてもご質問いただきました。私もたびたび、市内の放課後児童クラブとあえて言わせていただきますが、放課後児童クラブをご訪問させていただいております。もっとももっといい環境でという思いを、いつも抱いております。今回、そのようなことから、放課後児童クラブについての条例も提案をさせていただいたところであり、まだまだ行政の努力が足りないということについては、真摯に受けとめさせていただきます。

また一方保育所ではありますが、おかげをもちまして7年待機児童ゼロという、まず1つの目標は達成できたものと思っておりますが、一方では老朽化した保育所で子供さんというようなことについての努力が、まだまだ足りないなという思いであります。今後、なお力を入れてまいりたいと思っております。

ただ、今議員からいろいろご提案いただきました課題・問題を解決するためにも、やはり行財政の健全化というのは最大の課題となるものと思っております。したがって、前段いろいろ指摘いただきましたような部分につきましても、このような課題解決のためにはまずは率先して行財政改革に取り組むべきではないかと。定員の適正化についても、しっかりとあります。そういったことを、また改めて議会の皆様方にご説明をさせていただきながら、引き続き行財政改革でありますとか定員適正化というものを意識した行政運営を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

全てにお答えできなかったことについてはおわびを申し上げますが、私の回答は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 10番志賀勝利君。

○10番（志賀勝利君）（登壇） 市民クラブの志賀でございます。私のほうからは、認定第1号

平成27年度一般会計及び各特別会計決算の認定について総括質疑をさせていただきます。

初めに、一般会計で不用額約37億6,000万円、そして特別会計での不用額が約10億8,000万円と、合計で約48億4,700万円という大きな不用額が計上されております。その原因と、この不用額の今後の用途とといいますか、どういう形で動かされていくのかをお伺いいたします。

次に、教育関係のほうなんです、教育費では総額が約16億5,400万円、収入の部。支出済み額は約14億5,800万円ということで、そのうち不用額が約7,500万円ということに私は驚いております。というのは、私はてっきり教育現場での予算は不足しているものというふうに思っておりましたが、何ゆえにこれだけの不用額が出てくるのか。そして、こういう不用額が出てきたということは、十分な教育環境の形成がちゃんとなされているのか心配になっております。そのことについて、お伺いします。

そして、市内の中学校から公立の高校へ進学される方、その動向について我々一度も報告を受けたことがないわけですが、この件についてもお伺いしたいと思います。

次に交通事業特別会計、これはコンサルタント1,000万円かけて経営健全化計画というものが我々に提示されました。この計画、その後どのような進捗状況にあるのかお伺いいたします。

そして、次に一般会計で不用額約37億6,000万円というものが出ております。そして、議会においても不用額が約668万円、こういうものが発生している中で、議会の情報公開の根源であるケーブルテレビ中継の9月以降の予算をなぜ却下したのか、その理由をお伺いいたします。

以上で、私の1回目の質問を終わらせていただきます。よろしくご回答のほう、お願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 志賀議員からの総括にお答えいたします。

多量の不用額が発生しているが、その内容と今後どうなるのかというご質問でございました。

初めに、平成27年度決算における不用額についてであります、平成27年度一般会計決算における不用額は37億6,436万4,774円となり、平成26年度と比較をいたしますと17億2,692万2,919円の増、84.8%の増となっております。

不用額が生じた主な理由についてであります、年度内の事業の進捗を高めるために、年度末まで事業費を確保してきたものの、例えば地域住民との協議の難航でありますとか、

現場の作業条件が整わない等々で執行できなかつた分、具体的に申し上げますと漁港施設災害復旧費が12億9,430万2,763円、野々島漁港海岸保全施設整備事業費が1億6,000万円といったような不用額が生じてしまいました。下水道事業におきます大規模工事の進捗がおくれ、例えば下水道事業特別会計に対する一般会計の繰出金が4億9,809万83円の不用額が生じるなど、主に事業の進捗がかなわなかつたことの財源を不用として処理させていただいたものでございます。

なお、これらにつきましては不用額として処理し、改めて平成28年度でその所要額を計上させていただきます、事業の進捗を図っている状況でございます。

不用額を使えなかつたのかというご質問であつたかと思ひます。通常、歳出予算には国庫支出金や地方債などいわゆる特定財源が充てられておりますことから、歳出予算で不用が生じますとそれとほぼ同額の歳入予算も減額とさせていただきますこととなります。また、復旧・復興事業において不用額が生じますと、主なる財源であります復興交付金や震災復興特別交付税は後年度において精算を行うこととなり、他の事業への流用ということについては認められない財源の内容でありますことをご理解をいただければと思ひます。

教育費につきまして、七千数百万円の不用残というご質問をいただきました。後ほど担当のほうから詳しくご説明をさせていただきますが、今ご説明させていただいたような事業の進捗の関係ではないのかと思つております。

また、交通事業特別会計につきましても、あわせて担当のほうからご答弁申し上げます。

私からは、以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 菅原教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（菅原靖彦君） 教育費関連での不用額につきましてでございますが、工事費関係で申し上げますと年度で一定の予算額を計上いたしまして、そしてまた設計を送りまして、そして入札に付していくというようなことでございますけれども、そのような中で入札差額が出てくる前でございます。そのような場合には、一定の目的は達しておりますので、その残額については不用額として残っていくというふうなことがございますので、その辺のものが一つの要因になっているというふうに考えております。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） ただいま質問の中で、交通事業会計については平成27年8月に第2期の交通事業特別会計経営健全化計画を策定したわけでございますけれども、その進

捗についてはどうなのかというようなご質問を頂戴いたしました。

当計画につきましては、平成36年度までの10カ年の計画でございまして、平成27年度におきましては最終年度の平成36年度に塩竈市が実質的に一般財源を負担する金額の520万円に至るまで、毎年度どういう形で進めるかということで計画を実行してございまして、昨年度は幸い乗降客数等も21%程度伸びております関係もございまして、基準年の平成26年の一般財源の負担額1,543万9,000円に比べまして、平成27年度は1,026万3,000円ということで一定の圧縮がされているところでございます。また、平成36年度までのさまざまなプログラムに沿って今事業のほう進めてございまして、現在も航路の愛称募集等々、そういったことを着実に進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ありがとうございます。

私は、不用額とははっきり入札等で余ってきたお金だったのかなと。普通は、私の認識では繰り越されるなら繰越明許とかそういった形で今まで説明出ていました。ですから、不用額というのがそういうものではないというふうに感じたわけですが、今の市長のご説明をお聞きしますとできなかつた分なんだと。そうすると、なぜ繰越明許費という項目がつかないで不用額にするのか、そこの使い分けをちょっと教えてください。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 例えば災害復旧事業等につきましても、できるだけ早くという思いを皆様が持っておられます。我々も当該年度に、繰り越しを本来はお願いするということは恐縮だと思っております。当該年度で何とかやれないかということで、担当課のほうでは発注すべく努力を最後までしていただいたということであります。ご案内のとおり、繰り越しの報告というのはほぼ12月か1月くらいまでに繰越額を計上しないと、手続としてできないという性格のものでありますので、我々のほうでは1月・2月・3月、何とか頑張ってやろうということでぎりぎり予算を執行する努力をした結果として、できなかつたものについてはこのような形で不用額として、例えば復興交付金でありますと基金のほうに一旦戻しまして、また次年度に改めて基金のほうから繰り出しをしていただくという手続をとらせていただくものでございます。

よろしく願いいたします。



○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 結局そうすると、思惑違いというところで生じているわけですね。ですから、やっぱりだったらこういうものを決算に出すときに、ちゃんと我々にわかるように、「こういうものがおくられているんで、繰越明許にできないんで、こういうことで不用にしますよ」というようなことの説明が、こうやって聞かないとわからないという現実を私は心配いたします。こういった決算書の説明のときに、一切そういうことを勉強会でも、各会派もやっていますけれども、そういうお話ないんですよ、ただ通り一遍さ一つと過ぎていってね。ですから、「こんなに金余っているのに、何で何もできない、できないって言うのかな」というふうに思った次第であります。

そうすると、教育費については、これは建設費で余ったやつということの理解でよろしいんですか。

○議長（香取嗣雄君） 菅原教育部長。

○教育委員会教育部長（菅原靖彦君） おおむねの要因は、そのようなものが多いのではないかと考えております。教育関係の工事関係費で大きなものになりますと、起債を充当してございます。起債を充当しながら工事を執行したわけでございますけれども、起債のほうの最終的な変更の締め切りというものがございまして。年度末まで聞けばいいんですけれども、一定の工事期間も必要でございますし、そういった中で入札残があつて、本当は入札残があつたものをさらに予算執行したいところでございますけれども、そういった財源の裏がなくなってしまったというものについては、不用額にせざるを得ないというふうなこともございます。そういった要素もありまして、工事請負費の不用額があるということが1つでございます。

それから、人件費関係での不用額もあるわけでございますが、これは予算組みをしたときと、それから実際に張りついた職員の給与の差とか、予算化した後の変更もございまして、そういったところから出ているものもあるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） この余った不用額というのは、例えば前もってわかっていたらほかの予算に振りかえるとかなんとか、ほかの使い道に振りかえるというようなことはできない予算なんですか。それとも、ぎりぎりであったから、このまま残したということなんですか。

○議長（香取嗣雄君） 菅原教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（菅原靖彦君） 予算づけのほうは、一定の目的があった上での予算づけとなっておりまして、それで財政のほうからお認めいただいているという関係もございますので、その目的以外のところに使っていくということは、大きな違いのある目的に使っていくということはなかなかできないというふうに考えております。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） そうというのは、そんな急にわかるわけじゃないんでしょうから、補正でも何でもあるわけですから、そういったところで何かやっぱり出して、教育環境の整備であればそういったところにどんどんどんどんやっていくということも、好ましいかなというふうに思うわけですが。それは、それでわかりました。

それと、高校の進学状況というのは、こういったものというのは全然教育委員会としては、統計等はとっていらっしやらないんでしょうか。例えば、地元校進学ですね。とっているか、とっていないかです。あと、資料請求しますから。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 各学校で取りまとめたものを、教育委員会のほうにも報告はいただいておりますが、あくまで各学校の進路指導の資料ということで、公に回すようなことはしておりません。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 塩竈はそうなんでしょうね。私は、五橋中学校から来まして、何年前に100周年記念事業で行ってまいりました。そうしましたら、ちゃんと中学校では進路先のどこに何人入ったというのを全部出しています。それが一般の方々が、学校が「いい学校だ」「悪い学校だ」という評価の基準になるわけですよ。今のままだと、塩竈に若い世代入ってこないですよ。どこの学校に入れるかわかんない。どれだけの人がどこに行けるんだということが一切わからない中で、若い人たちは先行き心配ですよ。こういう情報は、やっぱりきっちり出さないといけないと思うんです。それで、そういうものがわかって、初めて教育のレベルアップの成果というのが評価できるわけですよ。全国のテストだけで、「点数上がった」「下がった」だけじゃないと思うんですよ。一応、そういうことだと私は思いますので、我々の会派としては資料要求させていただきますので、よろしく願いいたします。

それと、ちょっと私の思い違いなんで、改めて質問させていただきますけれども、こうやって不用額がそこそこ出てきている。それと、議会事務局でも議会費が約668万円も出てきている。こういう中で、なぜ平成28年度の2月の予算編成のときに、議会が事務局で予算申請しているにもかかわらず、ケーブルテレビが却下されたのか。確かにインターネット中継は実施されましたけれども、そこでケーブルテレビの予算が却下されたというのが、やっぱり非常に不思議なんです。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員、今回は平成27年度の総括でございますので、平成28年度でございませぬので。

○10番（志賀勝利君） わかりました。

じゃあ、あと交通事業会計については、先ほど約1,543万円が約1,026万円になったということの報告をいただいたわけですが、そうすると繰出金もその分減っているわけですか、お伺いします。前年度に対して。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 平成26年度の繰入金、市からいただいている繰入金に比べまして、平成27年度は896万7,000円繰入金は縮小しております。

○議長（香取嗣雄君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、議員全員をもって構成する平成27年度決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本案については議員全員をもって構成する平成27年度決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

暫時休憩いたします。再開は17時30分といたします。

午後5時13分 休憩

---

午後5時30分 再開

○議長（香取嗣雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

---

日程第7 議案第60号ないし第77号

○議長（香取嗣雄君） 日程第7、議案第60号ないし第77号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第60号から第77号までにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第60号「塩竈市老人憩の家条例の一部を改正する条例」ですが、清水沢東老人憩の家の供用開始に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第61号「塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例」ですが、市営清水沢東住宅集会所の供用開始に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第62号「塩竈市児童館条例及び塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」ですが、児童館及び放課後児童クラブに指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第63号「平成28年度塩竈市一般会計補正予算」から、議案第68号「平成28年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第63号「平成28年度塩竈市一般会計補正予算」ですが、東日本大震災復興関連予算といたしまして、港町地区津波復興拠点整備事業や塩竈市水産加工業従業員宿舎整備事業のほか、インバウンド資源発掘プロモーション事業、義援金の追加配分に伴います災害救助費を計上いたしております。

通常事業といたしましては、介護ロボット導入促進のための助成事業や、清水沢東老人憩の家の備品等整備事業、寄附金を活用した浦戸小中学校の学校図書整備事業などを計上いたしております。

歳入歳出それぞれ2億4,755万4,000円を追加いたしまして、総額を401億4,462万4,000円とするものであります。

主な歳出といたしましては、東日本大震災関連事業といたしまして、

1. 復興交付金第15回申請において認められました港町地区津波復興拠点整備事業の工事費の増額補正として

1億8,310万円

2. 同じく、本市の水産加工業者が実施する従業員確保のための宿舍整備に要する経費として補助金を交付する、塩竈市水産加工業従業員宿舍整備事業として 2,970万円
3. 同じく、東北観光復興対策交付金を活用し、本市の外国人観光客の現況把握とプロモーションを行うインバウンド資源発掘プロモーション事業として 500万円
4. 同じく、東日本大震災災害義援金として 1,969万5,000円
- 通常事業として、
5. 介護ロボット事業者が介護ロボットを導入する際の経費の一部を補助する介護ロボット導入促進事業として 187万4,000円
6. 市営清水沢東住宅集会所に併設して整備している清水沢東老人憩の家の備品等を整備する事業費として 154万8,000円
7. 塩釜東ロータリークラブさんからいただきました寄附金を活用し、浦戸小中学校に学校図書を整備する事業費として 10万円
8. 高齢者福祉・第7期介護保険事業計画策定のための介護保険事業特別会計への繰出金として 400万円
9. 野々島漁業集落排水処理施設の機器修繕に伴う漁業集落排水事業特別会計への繰出金として 76万5,000円

などを計上いたしております。

これらの財源につきましては、

- 復興関連事業の地方負担分に係る震災復興特別交付税として 4,677万5,000円
- 介護ロボット導入促進事業やインバウンド資源発掘プロモーション事業に係る国庫支出金として 587万4,000円
- 東日本大震災災害義援金及び小中学校図書整備事業に係る寄附金として 1,979万5,000円
- 東日本大震災復興交付金基金等からの基金繰入金として 1億4,999万1,000円

を計上いたしております。

次に、歳入につきましては、普通交付税が交付税の確定に伴い4,771万9,000円の増額、臨時財政対策債が発行可能額の確定に伴い2,260万円減額をいたしております。

債務負担行為につきましては、新たに指定管理者制度を導入するための藤倉児童館及び放課後児童クラブ運営事業のほか、次期指定管理に向けた美術館運営事業を追加をするものであります。

次に、議案第64号「平成28年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」であります、一般被保険者分の負担金を平成27年度分の精算に伴い返還するものとして、歳入歳出それぞれ3,653万4,000円を追加いたしまして、総額を73億8,883万2,000円にするものであります。

次に、議案第65号「平成28年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」であります、宮城県が実施いたします八幡築港線拡幅工事に伴い、整備区域内に設置をいたしておりますポンプ制御盤を移設するための事業費として、歳入歳出それぞれ1,500万円を追加いたしまして、総額を89億40万円にいたすものであります。

次に、議案第66号「平成28年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算」であります、野々島漁業集落排水処理施設の機器修繕のため、歳入歳出それぞれ76万5,000円を追加し、総額を1億4,036万5,000円にするものであります。

次に、議案第67号「平成28年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」であります、保険事業勘定につきまして、介護給付費等交付金及び地域支援事業支援交付金の平成27年度分の精算に伴う返還金のほか、平成30年度からの高齢者福祉・第7期介護保険事業計画策定に向けた事業費として、歳入歳出それぞれ1,096万9,000円を追加し、総額を50億4,966万9,000円といたすものであります。また、同計画の策定に向けまして、新たに債務負担行為を計上いたしております。

次に、議案第68号「平成28年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」であります、後期高齢者医療広域連合への平成27年度分の納付金の残額と保険料の精算に伴う還付金を計上し、歳入歳出それぞれ1,398万2,000円を追加いたしまして、総額を7億5,068万2,000円にするものであります。

続きまして、議案第69号から議案第71号までは「工事請負契約の一部変更について」であります。

まず、議案第69号であります、内容につきましては「25-復・交 中央第2ポンプ場電気設備工事」の一部変更でありまして、自家用発電容量の追加に伴い、非常用自家発電装置容量や動力変圧器容量の変更などにより工事費が増となりましたことから、契約金額2億2,741万7,760円を2,707万8,840円増額し、2億5,449万6,600円に増額変更いたすものであります。

次に、議案第70号であります、内容につきましては「25-復・交 中央第2ポンプ場機械設備工事」の一部変更でありまして、非常用自家発電装置容量の追加に伴う燃料貯油槽などの容量の変更のほか、将来整備予定の第3号ポンプ用配管を先行して施工することから、契

約金額 5 億3,870万4,000円を1,673万3,520円増額をし、5 億5,543万7,520円に増額変更いたすものであります。

次に、議案第71号であります。内容につきましては「25-復・交 中央放流渠築造工事」の一部変更でありまして、尾島橋撤去による全面通行どめから切り回し道路設置に変更したことのほか、安全確保のための交通誘導員の配置人数の変更などに伴う費用が増となりましたことから、契約金額10億440万円を1 億2,586万1,040円増額し、11億3,026万1,040円に増額変更いたすものであります。

以上の結果を受けまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき提案を行うものであります。

続きまして、議案第72号につきましては「財産の取得について」であります。

これは、清水沢地区の災害公営住宅であります清水沢東住宅の1号棟・2号棟及び集会所等に係る財産取得でありまして、独立法人都市再生機構に建設を依頼し整備を進めてきたもので、平成24年2月1日に基本協定を締結し、調査設計及び基本設計を行い、平成26年12月4日に譲渡予約契約を締結いたしまして実施設計を進め、平成27年4月30日に建物工事に着手してきたところであります。

取得する財産といたしましては、1号棟及び2号棟が鉄筋コンクリート造の共同住宅139戸、集会所等が木造平屋建ての集会所と高齢者生活支援施設をあわせ持つ施設でありまして、延べ床面積は住居棟と集会所棟を合わせて1万1,177.49平米でございます。

これまで都市再生機構と協議を進め、平成28年8月12日に取得金額が確定をし、同年8月15日をもって取得金額43億3,365万9,840円で譲渡仮契約を締結したものであります。

以上の内容につきまして、塩竈市財産条例第2条の規定に基づき、提案を行うものであります。

次に、議案第73号につきましては、「塩竈市集会所の指定管理者の指定の変更について」であります。

これは、港町集会所の指定管理者による管理の継続が不可能となったことから、平成26年第2回定例会で議決をいただきました本市の集会所の指定管理者から、同集会所を管理する団体の指定を解除しようとするものであります。

続きまして、議案第74号につきましては、「仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について」であります。ご案内のとおり富谷町の市制施行に伴う仙台都市圏広域行政推進協議

会規約の変更について、地方自治法第252条の6の規定により関係普通地方公共団体と協議を行うに当たり、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第75号「宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について」であります。議案第74号と同様、富谷町の市制施行に伴う宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づく関係地方公共団体の協議を行うに当たり、同法第290条の規定により議会の議決をもとめるものであります。

次に、議案第76号「宮城県市町村自治振興センター規約の変更について」であります。議案第74号、議案第75号と同様、富谷町の市制施行に伴う宮城県市町村自治振興センター規約の変更について、地方自治法第286条第2項の規定に基づく関係普通地方公共団体の協議を行うに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第77号「工事請負契約の締結について」であります。「28-災 第3769号北浜地区下水道災害復旧工事」であります。これは北浜地区の下水道雨水管路等の災害復旧に係ります工事請負契約でありまして、去る8月1日一般競争入札の公告を行いましたところ、7社から参加の申し込みがあり、8月25日に入札を執行した結果、株式会社エム・テック仙台支店が24億6,240万円で落札し、9月5日に仮契約を締結したものであります。

以上の結果を受けまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、提案を行うものであります。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお補足を必要とする部分につきましては担当部長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご協賛を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） それでは初めに、条例改正関係の2つの議案についてご説明を差し上げます。お手元に配付されております資料No.5定例会議案と、資料No.18定例会議案資料をご用意いたします。

まず、資料No.5の4ページをお開き願います。初めに、議案第60号「塩竈市老人憩の家条例の一部を改正する条例」でございます。

この条例改正の理由でございますが、提案理由に記載のとおり清水沢東老人憩の家の供用開始に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。



改正条例の施行期日は、附則に記載のとおり本年10月1日でございます。

それでは、改正の内容をご説明いたします。資料No.18の2ページ、3ページをお開き願います。

まず、2ページの1の概要でございます。高齢者の教養の向上及びレクリエーション等のための場として、災害公営住宅でございます市営清水沢東住宅の集会所に併設して整備してございます高齢者生活支援施設を老人憩の家として活用し、高齢者の心身の健康の増進を図ろうとするものでございます。

2の老人憩の家の必要性でございます。まず、清水沢東住宅1号棟から3号棟まで170戸が整備されておりますが、この住宅の入居者の多くは高齢者であることが予想され、集会所だけではなく引きこもり防止等の観点から、高齢者が気軽に集える場や一般高齢者を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業の会場として活用できる施設の確保が必要な状況にございます。

一方、本市の既存の高齢者施設でございます桜ヶ丘老人憩の家でございますが、昭和45年に整備された施設でございます。高齢化が進む中、今後のいきいきデイサービスの事業対象者の増加予想に対して、施設が手狭になっている状況でございます。

このようなことから、清水沢東住宅集会所に併設する高齢者生活支援施設を老人憩の家として機能を明確化し、活用していくことより本市の高齢者福祉介護施策の充実を図ろうとするものでございます。

3の施設の整備内容ですが、(1)整備経過はこの9月中に完成予定であり、(2)構造等は木造平屋建てで、集会所と合わせまして1棟を形づくっております。(3)の床面積でございますが、老人憩の家の専用部分、大広間・事務室等76.18平米、集会所との共用部分が多目的トイレ廊下など103.52平米となっております。次に、補正予算計上の内容でございますが、(4)備品等でございますが、テーブル・椅子等の備品が101万円、カーテンなどの消耗品が33万2,000円。(5)の維持管理費でございますが、半年分の光熱水費といたしまして20万6,000円で、合計154万8,000円となり、4の事業費及び財源内訳記載のとおり、全額が一般財源となります。

5のスケジュールでございますが、本年10月1日に老人憩の家の供用開始いたしますが、本格稼働については平成29年4月1日を予定いたしております。

なお、今後の運営等の表をごらんいただきたいと思います。本年10月から平成29年3月ま

で、桜ヶ丘老人憩の家では従来どおりいきいきデイサービスを実施し、高齢者団体等の利用を継続してまいるところでございます。一方、清水沢東老人憩の家はこの間本格稼働の準備、そして住宅居住者や地域の高齢者の沙龙的な場として活用してまいります。

平成29年の4月以降は、いきいきデイサービス事業を桜ヶ丘から清水沢東老人憩の家に移転し、桜ヶ丘は貸し館施設として引き続き高齢者団体等にご利用いただくということを考えております。また、清水沢東は本格稼働を開始し、いきいきデイサービスを初め相談員の兼務配置、さらには清水沢東住宅居住者、そして地域の高齢者の皆様の沙龙的な場としての活用を図ってまいります。

3ページをごらん願います。下段の平面図の右側、太線で囲まれた高齢者生活支援施設と記載されている部分が老人憩の家の占用部分でございます。

なお、この資料の1ページには新旧対照表を記載してございますので、後ほどご参照いただければと思います。

議案第60号については、以上でございます。

続きまして、議案第62号についてご説明いたします。引き続き、お手元の資料No.5定例会議案の6ページをお開き願います。

議案第62号「塩竈市児童館条例及び塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」でございます。

この条例改正の理由でございますが、10ページをお開き願います。10ページに提案理由が記載されてございます。児童館及び放課後児童クラブにおいて、指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正条例の施行期日でございますが、附則に記載のとおり平成29年4月1日でございますが、準備行為の項に記載してございますとおり、指定管理者に児童館等の管理を行わせるために必要な引き継ぎ等の準備行為につきましては、条例施行の前にも行うことができるようにさせていただきたいと考えてございます。

それでは、改正の内容についてご説明をいたします。資料No.18の12ページをお開き願います。

まず、1の概要でございます。平成27年度に本格施行されました子ども・子育て支援新制度では、放課後児童クラブの設備運営に関する基準が設けられ、児童の自主性や社会性、創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を通じて児童の健全な育成を図ることとなり、本市でも対象学年の6年生までの拡大等を行わせていただいたところでございます。

このことを踏まえまして多様なニーズ、例えばこれまで低学年中心の保育に加えまして、高学年児童を受け入れるための視点をあわせ持つなど、新しいニーズに対応するような政策が必要とされております。そういうことを受けまして、専門的な知識・経験に基づく新たな運営を図るため、児童館及び放課後児童クラブに指定管理者制度を導入させていただこうとするものでございます。

なお、指定管理を導入する場合でも、児童館や児童クラブの利用申請や入級申請に係る許可につきましては、児童等の支援に向けその状況をしっかり把握していくことが大切でありますことから、引き続き本市が責任を持って行うこととさせていただきたいと考えてございます。

次に、2の児童館・児童クラブの現況でございます。両施設の利用状況は記載のとおりでございますが、配置職員は児童館が正職員3名を含めまして合計4名、児童クラブが非常勤の支援員・補助員合わせまして43名でございます。

3の問題点と課題でございます。前段ご説明申し上げました子ども・子育て支援新制度の本格実施に伴う対応を初め、(1)から(4)まで4つが課題として挙げられます。

4の指定管理者制度のメリットでございますが、ただいまの4つの課題ごとに(1)から(4)と捉えているところでございます。

まず(1)の新制度への対応といたしましては、児童の自主性・社会性・創造性の向上を目指し、専門性を備えた人材の配置と育成や、地域世代間交流が期待されるところでございます。

(2)の児童の健全育成といたしましては、基本的な生活習慣・学習習慣の定着に向け、指定管理者によるクラブリーダー等常勤職員の配置によりまして、児童の育成支援が可能となるものでございます。

さらに(3)の支援を要する児童の受け入れといたしましては、職員の加配等専門性を備えた職員の配置等により、受け入れが可能となることなどが挙げられます。

次に、5の指定管理による運営の考え方でございます。児童館等の運営につきましては、指定管理のメリット等を生かしながら、(1)に記載してございます管理運営の基本方針に基づきまして公募型プロポーザル方式により、より適切な事業者を選定してまいります。これらの取り組みによりまして、これまで以上に保育の安心感を高め、規則正しい生活習慣と学習習慣を身につける取り組みを行ってまいります。さらに、支援を要する児童につきまして

は、受け入れ態勢の整備によりまして、基本的に全ての児童を受け入れてまいります。

このような基本方針に基づきまして、指定管理を導入するために（２）に記載のとおり公の施設としての位置づけを明確化し、学校施設の利用につきましても利用根拠を明確にしております。

（３）運営概要でございます。①の開館時間や②の休館日等につきましては現行どおりとさせていただきますが、それぞれ米印に記載してございますとおり、その変更については市長の承認を受け、指定管理者が柔軟に対応できるものとしております。

14ページをお開き願います。

児童クラブの利用料でございますが、これまでどおり月額3,000円といたしますが、利用料収入を指定管理者の収入とする利用料金制をとることによりまして、例えば利用料の口座振替に向けての検討等、保護者の皆様の利便性の向上につながるものと考えております。

（４）指定管理の期間でございますが、まずは平成29年度から３年間と設定させていただきます。指定管理の状況・成果などを検証させていただきながら、本市の子供たちにとってよりよい制度としてまいりたいというふうに考えてございます。

6のスケジュールでございます。今定例会でご承認をいただきましたら、10月から指定管理者の募集・選定を行い、記載のスケジュールで取り組んでまいりたいと考えております。

7の事業費と財源内訳でございます。指定管理期間３年間の債務負担行為限度額を設定させていただきました。限度額の積算に当たりましては、さきに見積徴収委員会の議を経まして、数社から提出されました参考見積もりをもとに積算をさせていただいております。単年度で1億2,650万円、３カ年合計で3億7,950万円でございますが、この限度額の範囲内で事業者の募集を行いたいと考えてございます。

なお、この資料の5ページ以降には新旧対照表を記載してございますので、ご参照願いたいと思います。私ども、この指定管理者制度の導入によりまして、児童にとっても保護者にとっても、また指導する職員にとってもこれまで以上に魅力のある、安定的で安心感のある事業運営を図ってまいりたいと考えてございますので、よろしくご審議をお願いしたいというふうに考えております。

議案第62号については以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） それでは、私から議案第63号「平成28年度塩竈市一般会計補正

予算」の概要についてご説明申し上げます。

同じ資料No.18の次のページ、15ページをお開き願いたいと思います。

この表は、一般会計及び特別会計の9月補正後予算額の総括表でございます。今回補正いたします金額は、補正額の欄にありますように、一般会計2億4,755万4,000円、国民健康保険事業特別会計3,653万4,000円、下水道事業特別会計1,500万円、漁業集落排水事業特別会計76万5,000円、介護保険事業特別会計1,096万9,000円、後期高齢者医療事業特別会計1,398万2,000円となります。合計では、最下段にありますように3億2,480万4,000円となりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は、その右側でございますように638億2,537万2,000円で、補正前に比べますと0.5%の増となります。

次に、一般会計の補正予算の概要につきまして、歳出からご説明をいたしますので、18ページ、19ページをお開き願います。

ここでは歳出予算を目的別に分類しております。補正額の欄で、費目2の総務費177万2,000円ですが、右ページ備考欄でございますように、訴訟及び行政不服審査請求事務は宮城県建設工事紛争審査会調停事件など、2件に係る弁護士着手金を計上いたしております。この後、同様に各費目の主な内容を右側の備考欄でご説明いたします。

費目3の民生費2,711万7,000円ですが、高齢社会対策費は介護サービス事業者が介護ロボットを導入する際の経費の一部を補助する事業費を、老人憩の家管理費は清水沢東老人憩の家の供用開始に向けた備品購入費や光熱水費などの維持管理費を、介護保険事業特別会計繰出金は第7期介護保険事業計画策定に係る繰出金を、災害救助費は義援金受付団体及び宮城県の配分決定に伴います義援金の支給事業を計上いたしております。

費目6の農林水産業費3,046万5,000円ですが、塩竈市水産加工業従業員宿舍整備事業は、従業員確保のために宿舍整備を実施する本市水産加工業者に補助を行う事業費を、漁業集落排水事業特別会計繰出金は、野々島漁業集落排水処理施設の機器修繕に係る繰出金を計上いたしております。

費目7の商工費500万円ですが、インバウンド資源発掘プロモーション事業は東北観光復興対策交付金を活用し、本市の外国人観光客の現況把握とプロモーションを行う事業費を計上いたしております。

費目8の土木費1億8,310万円ですが、港町地区津波復興拠点整備事業は、第15回申請において認められました工事費の増額補正を計上いたしております。

費目10の教育費10万円ですが、小学校図書整備事業・中学校図書整備事業は、塩釜東ロータリークラブ様からの寄附を活用し、浦戸小中学校に学校図書を整備する事業費を計上いたしております。

次に歳入の補正内容につきましてご説明いたしますので、前の16ページ、17ページをお開き願いたいと思います。

費目10の地方交付税9,449万4,000円ですが、右ページ備考欄にございますように、平成28年度交付額の確定に伴います普通交付税額の増額補正のほか、港町地区津波復興拠点整備事業等の地方負担分として交付されます震災復興特別交付税でございます。

費目14の国庫支出金587万4,000円ですが、高齢者対策費やインバウンド資源発掘プロモーション事業の実施に伴います国庫補助金です。

費目17の寄附金1,979万5,000円ですが、東日本大震災災害義援金及び同義援金の宮城県配分の計上のほか、浦戸小中学校での図書整備事業に活用されます寄附金です。

費目18の繰入金1億4,999万1,000円ですが、事業実施に伴います東日本大震災復興交付金基金などからの基金繰入金でございます。

費目21の市債2,260万円の減ですが、臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴います減額補正でございます。

なお、この資料の20ページ、21ページにつきましては、歳出予算の性質別比較表を掲載しておりまして、また次の22ページにつきましては投資的経費の内訳書となりますので、後ほどご参照いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 続きまして、議案第69号から第71号の「工事請負契約の一部変更」につきまして、ご説明をいたします。

変更しようとする金額につきましては、提案理由のとおりでございますので割愛させていただき、私からは資料番号18を使って工事内容変更をご説明申し上げます。

それでは、まず議案第69号と第70号でございますけれども、これは両方とも中の島公園に築造中の中央第2ポンプ場に係る第69号が電気工事、第70号が機械設備工事となっております。

資料番号18の37ページをお開きいただきたいと思います。

まず議案第69号であります。5の主な変更理由にございますとおり第三貯留管分の非常用自家発電装置の容量の変更と、それに関連する機器等の容量変更が今回の変更内容でございます。今申し上げました第三貯留管というのは、平成17年度に整備をいたしました塩釜郵便局の前にあります市道港町6号線の地下にあります総貯留量1,350トンの雨水の貯留管、これが埋設してございます。この第三貯留管、停電時も排水を確保するため現在整備中の中央第2ポンプ場の非常用自家発電装置の容量をアップさせるもので、そのことに関連する工事が今回の主な変更の内容となるものでございます。

6の変更内容の表をごらんいただきたいと思います。①非常用自家発電装置につきましては、容量を300キロボルトアンペアへアップする変更でございまして、金額は1,635万円の増額となっております。②の動力変圧器盤につきましては、非常用自家発電装置の容量が変更になることに伴いまして、変圧器の容量を変更するもので、200キロボルトアンペアから300キロボルトアンペアへの変更、金額は328万5,000円の増額であります。③の動力主幹盤・自家発電連絡盤につきましては、同じく非常用自家発電装置容量の変更に伴いまして、電源切替器容量と進相コンデンサーの容量を変更するもので、電源切替器につきましては800アンペアから1,000アンペアへ、進相コンデンサーにつきましては2器であったものを3器に変更するものでございます。こちらの金額は、543万8,000円の増額となっております。

ページの右側には、各設備の位置を示した平面図を掲載しております。赤枠で囲われているものが、それぞれの設備となるものでございます。

次に、議案第70号であります。次の38ページをお開き願いたいと思います。

ただいま説明いたしました議案第69号におきます非常用自家発電容量の追加に伴いまして燃料貯油槽、これ燃料タンクでございますが、燃料タンクの変更などがございます。

6の変更内容の表をごらんいただきたいと思います。①の燃料貯油槽、②の燃料小出槽は、ともに非常用自家発電設備の容量をふやしたものに対するものでございまして、貯蔵の燃料容量を見直しするものでございます。③の3号ポンプ先行配管につきましては、将来整備する予定の3号ポンプに係ります配管につきまして工事の手戻りにならないよう、約800ミリメートルの大口径の管をあらかじめ施工するものでございまして、こちらの金額は763万4,000円の増額となっております。

これら①から③の設備の設置場所ですけれども、ページの右側の上段の図をごらんいただきたいと思います。赤枠で囲われているものが、それぞれの設備となるものでございます。

議案第69号並びに第70号の第三貯留管の非常用自家発電の設備の増強分につきましては、東日本大震災復興交付金の第8回の申請でお認めをいただいたものでございます。それから第3号のポンプの将来の先行管につきましては、第10回の交付金の申請で認められたものでございまして、いずれも契約後に交付金が認められたため、今回変更のほうで対応させていただく内容としてございます。

次に、議案第71号のご説明をさせていただきます。39ページをお開きください。

初めに、ページ上段左側の主な変更理由をごらんください。今回の変更につきましては、切り回し道路の設置及び切り回し道路の安全を確保するための交通誘導員の配置人数の変更が主な理由となっております。

右側の表の6、変更内容の表をごらんいただきたいと思います。

1. 管渠工（ボックスカルバート）でございますが、対応する写真は①でございますので、こちらをごらんいただきたいと思います。ボックスカルバートの断面の変更によるもので、当初1連で設計してございましたが2連、2つ並べるものに変更するものでございます。金額は、5,598万7,000円の減額の変更となるものでございます。

次に、2の基礎工でございます。対応する写真は②でございますが、支持地盤の深さ、これの精査によりまして、くいの本数の追加によりますものでございます。当初274本、くいの全体の長さ5,570メートルを306本、全体の長さを5,872メートルへと変更するものでございまして、金額が2,729万3,000円の増額となるものでございます。また、残土の処分につきましては、設計の段階では残土の受け入れ先がまだ折衝中でありましたことから、場内仮置きという積算をしておりましたが、宮城県東部土木事務所発注の東松島市野蒜地内での施工中の復興道路事業の盛り土材として受け入れ協議が調ったことから、受け入れ条件を満足するための地盤の改良、その運搬に係る費用を追加するものでございます。対応する写真は③でございまして、金額は1,512万円の増となるものでございます。

次に、3の準備工・仮設工でございます。対応する写真は④でございます。ボックスカルバートの設置に当たり、当初は尾島橋を撤去し、道路を全面通行どめとしておりましたが、通行どめの期間が約1年にわたることから、関係機関との協議により水路内に仮橋を設置し、大型車両の通行ができる切り回し道路として車両や歩行者の通行を確保するとともに、雨天時の仮排水をより安全に行うため、仮設ポンプを設置する内容へ変更するものでございます。金額は、9,995万6,000円の増となるものでございます。



次に、安全費でございます。対応する写真は⑤でございます。国道管理者及び塩釜警察署との協議・指導によりまして、事故防止、安全確保のため、交通誘導員を当初240人から1,016人に増員するものでございます。切り回し道路の車両の誘導、歩道上の歩行者の誘導につきましても、朝夕の通勤時間帯など小まめに配置してございます。金額は、1,094万2,000円の増額となります。

次に、5の経費でございますが、今申し上げました1から4の変更によりまして、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、消費税、これらのものが変更となったものでございます。

議案第71号に係る説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 熊谷震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（熊谷滋雄君） 続きまして、議案第72号「財産取得について」ご説明いたします。資料No.5の14ページをお開き願います。

これは、清水沢地区災害公営住宅整備事業により整備する住宅のうち、1・2号棟並びに集会所等を取得しようとするものであります。

1の財産の種類は、建物であります。2の取得金額は43億3,365万9,840円でありまして、3の相手方は独立行政法人都市再生機構であります。

では、取得内容につきまして、資料No.18でご説明いたします。資料No.18の40ページをお開き願います。

左上の位置図をごらん願います。位置は、県営清水沢住宅9号・10号棟北側の敷地内のうちの、下の図面で太線で囲んだ西工区整備箇所になります。まず、災害公営住宅の内訳ですが、延べ床面積は資料中央にお示ししておりますとおり、配置図の北側に位置する1号棟が5,431.81平米、西側の2号棟がえ5,476.55平米となります。いずれの住棟も鉄筋コンクリート造6階建てで、間取りは1LDKから4LDKまでの6タイプ、整備戸数は1号棟が69戸、2号棟が70戸であります。また配置図にありますとおり、139戸の分の物置、屋外駐車場、駐輪場、ごみ置き場等も配置しております。

次に、配置図西側に位置しております集会所等ではありますが、延べ床面積は269.13平米。内訳といたしましては、共用部の案分面積を含めて集会所が145.33平米、高齢者生活支援施設が123.8平米になっており、構造は木造平家建てとなっております。集会所棟は集会室3室、備品庫を備えた集会所と、大広間、事務室、給湯室、浴室、トイレ、倉庫を備えた高齢者生活支援という、2つの機能を有しております。

41ページ左側に平面図をお示ししておりますが、向かって左側が集会所、右側が高齢者生活支援施設となっております。中央部分は共用部といたしまして、いろり土間を含む2つのエントランスのほか、厨房、多目的トイレ等を配置しております。

今後についてであります、取得の議決をいただきますれば、9月下旬の都市再生機構からの施設の引き渡しを受け、9月末から入居を開始する予定であります。

なお、42ページは取得金額の内訳となっておりますので、こちらはご参照願います。

説明は以上となります。

○議長（香取嗣雄君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 議案第77号につきましては、北浜地区下水道災害復旧工事でありまして、震災により被災いたしました北浜地区の雨水施設の災害復旧に係る工事請負契約でございます。

契約内容につきましては、提案理由のとおりでございますので割愛させていただきます、工事の概要についてご説明をいたします。資料番号20番の1ページをお開きください。

資料番号20番の1ページには、災害復旧工事の全体の平面図でございます。この地図上の上の太い黒線は、雨水の排水区でございます。本市では、総合治水計画によりまして17の排水区に分けて雨水対策をしております、今回この地区は藤倉第2排水区という20.25ヘクタールを受け持つものでございます。この20.25ヘクタールの排水区の災害復旧となるものでございます。この災害復旧によりまして、この排水区は10年確率の時間最大降雨52.2ミリメートルの降雨に対応できる計画としております。

1ページの図上の左上の排水計画の概略図をごらんいただきたいと思います。52.2ミリメートルの降雨があった場合の排水区の水の流れと流量を、略図で示しております。こちら排水区では藤倉第2ポンプ場、ここから塩釜港のほうに雨水を排水するわけでございますが、藤倉第2ポンプ場の排水能力は1秒当たり4.77トンとなっております。この藤倉第2ポンプ場のほうには、藤倉交差点側から既に2.35トン、旧二中跡地側から1.734トンが流入をしております。排水能力の余力といたしましては、0.686トンしかございません。一方で、北浜1丁目から4丁目までの流入量は、1秒間に4.5トンでございます。この能力差3.814トン分を北浜公園の地下に調整池として整備をして、そこに貯留しながら雨水を排水するというふうな計画でございます。

今申し上げました流入量の流れから、貯留の必要量は5,000トンと計算しておりまして、内

径300ミリメートルのポンプ4台による圧送で藤倉第2ポンプ場の吐出槽へ送り、放流渠を経由し、塩釜港へ排水するというものでございます。

工事概要についてご説明を申し上げます。

1ページの凡例をごらんいただきたいと思いますが、水色の線と黄色の線の部分は道路を開削して管を布設する開削工でございまして、総延長は、1,303メートルを計画しております。赤の線は推進工事により管を布設する部分で、約600メートルを計画しております。ピンクの部分が、北浜公園の地下に設置する調整池でございまして、

2ページをごらんいただきたいと思いますが、2ページは配置とそのイメージ図になっておりまして、北浜公園の北側から流入をし、東側から圧送によって流出をさせるというふうな計画になっておるものでございまして、

3ページをごらんいただきたいと思いますが、調整池でございまして、縦23.6メートル、横53.8メートル、高さは約9メートル、この箱型の調整池を深さ4メートルに築造するというものでございまして、

左上の図をごらんいただきたいと思いますが、左上の右上隅に、ちょっと小さい字で申しわけないんですが、ポンプピットと記しておる箇所がございまして、ここに調整池からの排水を行うポンプ設備といたしまして、内径300ミリメートルのポンプを4台、それから内径100ミリメートルのポンプを1台整備いたします。

1ページのほうにお戻りをいただきたいと思いますが、申しわけございません。

今申し上げましたピンク色の部分が調整池でございまして、この調整池から伸びる黄色の線2本出ておりますけれども、これが藤倉第2ポンプ場へ圧力で送る2連の圧送管になってございまして、

なお、4ページは工事契約台帳でございまして、後ほどご参照いただければと思います。

議案第77号に係る説明は以上でございまして、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） それでは、これより議案第60号ないし第77号の総括質疑に入ります。

3番浅野敏江君。

○3番（浅野敏江君）（登壇） 議案第62号「塩竈市児童館条例及び塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」、議案第63号「平成28年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、議案第62号の条例改正に関する予算について、公明党を代表いたしまして総括質疑いたします。

放課後児童クラブは、昭和30年ころからふえ始めた母親の就労に対して、いわゆる鍵っ子と称される子供たちの安全と見守りを兼ねた留守家庭児童対策として、昭和51年国庫補助金で厚生労働省の所管で始まりました。その後、放課後児童健全育成事業の法整備、昨年からの子ども・子育て支援法など、放課後児童クラブの環境が大きく変わってまいりました。

そこで、お尋ねいたします。今回の指定管理者制度を導入されようとした最大の根拠は何でしょうか。また、これまでの運営の仕方がどのように変わるのか、具体的にお示しください。また、あわせて児童館も指定管理者に移行しようとする根拠をお示しください。

現在、放課後児童クラブの運営において、指定管理者制度を取り入れている自治体は県内にどれくらいあるのか。また、その実績について調査されているのかをお尋ねいたします。

指定管理者にふさわしい事業所の選定に当たり、プロポーザル方式で応募した事業所に、これまでの支援員として働いていただいた方々が再雇用できる保証はあるのでしょうか。児童にとっても、また市役所の雇用形態からいっても、この点が大変重要と思われま

す。以上5点についてお尋ねして、1回目の質問といたします。よろしくご回答お願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま浅野議員から、議案第62号「塩竈市児童館及び塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」についてご質問いただきました。

初めに、指定管理者制度に踏み切ることになった要因についてというご質問ですが、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の中で、放課後児童健全育成事業の制度と施策が大きく変わったことが、要因背景としてございます。

変更点の1点目であります。児童クラブが地域子ども・子育て支援事業の一つとして明確に位置づけられ、地域の重要な子育て施策の一つとして規定されたことにあり、児童クラブの充実を図り、働く親の子育てをなお一層支援を行う必要がございます。

変更点の2点目であります。新制度では、対象児童が3年生から6年生まで引き上げをされました。本市では、平成27年度から対象児童を6年生まで既に拡大をいたしており、平成27年度の入級児童349名のうち4年生から6年生までの児童は26名で、全体に占める割合は7.4%でありました。対象学年の拡大に伴い、平成27年度は、当初は3クラブの増設を予定し、準備に当たったところでありましたか、結果としてクラブの定員を超える入級児童の増加がありました杉の入小学校1クラブの増設にとどまったところでありま

一方、平成27年度で年度途中で退級された児童がありますが、全学年で23.5%でありました。約4分の1が退級をされているという状況であります。このうち4年生から6年生は50%と、残念ながら半数の児童が年度内に退級といったような状況でありました。このことは、高学年になり主体性や社会性の増す子どもたちへの指導が十分に行き渡らず、低学年を対象としたこれまでの保育的見守りを継続させたことにより、子供たちの適切な発達環境が整っていませんでしたと推察をいたしたところであります。

このような経過を踏まえ、本市は児童クラブが子供たちが放課後を安心して過ごせる生活の場であるとともに、高学年の児童にとっても成長発達の間であることを再認識し、保育に加え教育の視点をともに持つことが必要ではないのかというふうに考えたところであります。児童クラブでの学習習慣定着の取り組み、高学年にとっても魅力的なプログラムを取り入れながら、人間関係、表現など多面的な領域を通じて行われる発達の中での教育の展開を図っていくことが急務であると判断をしたところであります。

また、一方では近年、個別に支援を要する児童についての対応もふえてきております。専門的・療育的視点も持ちながら、支援プランを立てて支援をしなければならないと考えております。このような教育の視点、支援を要する児童についての対応と、専門的な知識を取り入れ、児童クラブの管理運営のより充実が図られますよう、指定管理者制度の導入という方策を選択させていただいたものであります。

なお、再雇用ということについてのご質問もいただきました。あくまでも塩竈市の手を離れまして、新たな指定管理者を導入するというところでありますが、一方では現在の指導員・補助員と大変親しい関係にある子供さんたちが多数おられますことから、本市といたしましては継続雇用を期待する方々をご推薦という形にさせていただきたいと考えております。

次に、順序が逆になるかと思いますが、放課後児童クラブを委託や指定管理で行っている自治体の状況についてのご質問でありました。まず、県内13市のうち指定管理や委託を行っている市は、一部委託を含めて10市であります。このうち4市が、指定管理を導入いたしております。本市を含む残りの3市が、直営で運営を行っています。また、塩釜地区一市三町のうち、指定管理を導入している団体は2市町であり、直営は2つの町という状況であります。

現在、直営の市町についても民営化を検討している団体が本市を含め3団体あり、多くの団体が指定管理の導入を検討中のような状況であります。これを児童クラブの数であらわしますと、指定管理を導入しているクラブ数が43%、委託が19%、残りが直営という状況でございます。

次に、児童館を指定管理とする根拠についてのご質問をいただきました。児童館の管理運営につきましては、現在職員4名の直営で行っており、遊びの指導、遊びを通じた児童のケースワーク、あるいはグループワークとソーシャルワーク的視点から児童の指導を行うという児童館の本来業務に加えまして、6校12クラブの放課後児童クラブの管理をしながら児童の健全育成の支援をいたしております。このため、児童クラブの指定管理と一体的に管理することが望ましいと判断いたしますとともに、指定管理導入による事業効率化・職員数削減による費用軽減の効果があらわれることから、児童クラブの質の向上、人員体制の増等を図るために、費用の財源としても効果的でありますことから、一体的な指定管理導入ということに踏み切らせていただいたところでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 浅野議員。

○3番（浅野敏江君） 大変ありがとうございました。おおよそのことがイメージできたので、大変わかりやすかったと思います。

そこでお聞きしたいんですが、先ほど10市の自治体で既に指定管理者、また委託をしているというようなお話だったんですが、その部分で恐らくここ一、二年、またそれより長く行っていると思いますが、そういったところの実態調査といいますか、情報はつかんでいるかどうか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいま県内の市の状況についてということでございました。

私ども、指定管理の状況につきまして、既に導入している団体に聞き取り等を行わせていただいております。このうち平成15年に、かなり早い時期に導入したある団体でございますけれども、児童館・児童クラブでの指定管理が確立したものになっており、円滑な運営が行われているというお話を頂戴いたしております。

それから、近隣の市町についても聞き取りをさせていただいたところでございます。先ほど指定管理の導入が進んでいるというのは、市長からご答弁申し上げたとおりでございますが、現況といたしましては例えば指定管理者としての運営に対する理念や方針が明確に示されていると、各児童クラブにおける統一した運営が図られておりますという回答をいただいております。それから、企画提案による運営体制方針に基づきまして、季節の事業であるとかさまざまな事業計画にあわせまして取り組みが進められておりまして、児童クラブの活性に結

びついているというお話を頂戴しているところもございます。

また、先ほど指導員というお話がございました。指導員につきましては、指定管理によりまして柔軟な雇用態勢がとられているということでございまして、指導員の先生方の離職率が非常に低いものになっているというお話も頂戴いたしているところでございます。

それらのお話の内容を総合いたしますと、指定管理者制度の導入によりまして、児童館それから児童クラブの運営が円滑に行われているのではないかとというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 浅野議員。

○3番（浅野敏江君） ありがとうございます。そういった部分で、運営する側の中身的なものはよくわかりました。

ただ一番心配されることは、これまで直営で、またそれになれてこられた利用者さん、またご家族の方たちの不安もあろうかと思っておりますので、そういった点をしっかりとご説明、または皆様のご意見をいただいていたきたいと思っております。

それにつきましても、障がい者といいますか、発達障害の子供さんたちも今ふえているということで、今年度におきましてもデイサービスを利用したり、全員を受け入れすることができないという状況も続いておりまして、それらの不安もあると思っておりますので、ぜひその辺の不安のないような、また指定管理者になったときにはデイサービスを利用して1週間のうちに何回も場所が変更するということがないのかどうか。そのあたりも、ちょっとお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ご支援が必要な放課後児童クラブの皆様方につきましては、平成28年度の入級に当たりまして若干行政側の説明が不十分で、混乱を来したことは事実であります。と申し上げますのは、やはり専門的な知見によりまして指導育成を行っていただいたほうが、ご本人にとって大きなプラスになるといったよう児童がおられたことも事実であります。そういった方々に、週6日間のうち3日間はそういった支援施設、3日間は放課後児童クラブでというような方々のご案内をさせていただいたこともございました。また、やはりどうしても放課後児童クラブと一緒にという方々については、そういった方々のご希望、ご家族の方々の話もお伺いをさせていただき、できる限りそのような対応をさせていただいてまいっ

たところであります。

これから先につきましても、例えば指定管理という今提案していることがお認めいただきましたら、指定管理者とそういった支援が必要な方々とのしっかりと連携を図りながら、運営管理を進めてまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 浅野議員。

○3番（浅野敏江君） ありがとうございます。内容につきましても、また新しくスタートする部分においてさまざまな不安もあると思いますので、しっかりとその辺のことはきめの細かい対応方をお願いしたいと思ひまして、私の質問を終わります。

大変ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 6番阿部かほる君。

○6番（阿部かほる君）（登壇） オール塩竈の会阿部かほるでございます。

議案第62号「塩竈市児童館条例及び放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」、議案第63号「平成28年度塩竈市一般会計補正予算」藤倉児童館及び放課後児童クラブ運営事業について、総括質問をいたします。

まず、平成27年4月から適用されました子ども・子育て支援新制度は、省令基準を踏まえて策定される各市町村の条例に基づいて放課後児童クラブが運営されることから、その運営の多様性を踏まえ、最低基準としてではなく望ましい方向に導いていくための全国的な標準仕様としての性格を明確化するとし、より一層放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準がきめ細やかに明文化されております。

議案第62号、議案第63号について質問をさせていただきます。

その1点目といたしまして、児童館と放課後児童クラブ、この2つの施設の設置理念とそれぞれの役割についてお聞かせください。2点目は、指定管理者制度導入の流れについて、先進事例等を踏まえて制度設計をなされたと思いますが、それに伴います条例改正の基本方針等、市としてのお考えをお聞かせください。3点目は、指定管理者制度導入においては、その委託する職務権限と概要はどのようなものか、お聞かせください。4点目は、議案第63号の平成28年度塩竈市一般会計補正予算藤倉児童館及び放課後児童クラブ運営事業の概要とこれまでの予算状況、2施設別にお聞かせください。

以上、4点についてお聞きいたします。1回目の質問といたします。よろしくお願ひいたし



ます。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 阿部かほる議員のご質問にお答えいたします。

議案第62号「塩竈市児童館及び放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」についてお答えいたします。

初めに、児童館と放課後児童クラブを設置する理念と本市の役割についてというご質問についてであります。

まず、この2つの施設を設置する共通の理念であります。子供の最善の利益を実現するために、一人一人の子供が健やかに成長することができる社会の実現に寄与することであると考えております。その理念のもとで、まず児童館であります。健全な遊びを通して子供の生活の安定と子供の能力の発達を支援していく拠点としての役割を担ってまいります。

一方で児童クラブであります。保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業や夏休み等の長期休業中に児童館を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る役割に加え、保護者の就労支援を基本とする子育て支援の役割を担ってまいります。

次に、指定管理者導入に伴う基本方針などについてのご質問であります。

まず、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の中で、放課後児童健全育成事業の制度と施策が大きく変わったことが要因ということについては、前段浅野議員にもご説明させていただいたとおりであります。変更の第1点目であり、地域子ども・子育て支援事業の一つとして明確に位置づけられた。2つ目であり、対象児童が小学校3年生から6年生まで引き上げられた。このような変化に的確に対応できる内容の放課後児童クラブでなくてはならないという思いでありました。

先ほど、途中退職者が大変多かったというようなお話であります。あるいは高学年の方々になかなか関心を示していただけなかったという厳しい現実を突きつけられたところがあります。そういったものを今回の条例改正に伴いまして、よりきめ細かな対応をさせていただければと思っております。

また、指定管理者に委託する職務権限についてのご質問でありました。基本的な内容については協定書において位置づけられ、指定管理の目的や意義、指定機関、業務の範囲、緊急時の対応、情報管理、指定管理料、損害賠償等基本的な重要事項を盛り込む指定管理の3カ年

間を対象とする基本協定を締結をいたしてまいります。さらに、指定管理運営の詳細につきましては、年度協定という形で各年度ごとに人員体制、運営体制などについての協定を締結し、指定管理の円滑な運営を進める予定であります。

なお、指定管理制度を導入した後におきましても、利用料金の設定については条例で定めることとなりますとともに、児童クラブへの入級決定につきましては本市所管課において責任を持って対応させていただきたいと思っております。

次に、議案第63号「平成28年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、この子育て支援センターに係る運営業務の事業の内容についてご質問いただきました。今回指定管理を導入するに当たりましては、本市独自の4つの管理運営の基本方針に基づき、民間事業者のノウハウに基づく提案を引き出し、新たな視点でクラブ運営の充実を図ることができると考えているところであります。

1点目であります。受託した事業者が、児童館と各児童クラブに常勤の職員を配置することにより、運営体制の充実が図られることでもあります。特にであります、児童クラブには各学校単位で常勤のクラブリーダー1名を配置いたします。クラブ単位での指導体制の強化・向上が期待されるものであります。また、事業者による職員研修等を充実させることにより、支援が必要な子供さんたちへの療育支援等専門性を向上させ、これまで以上に育成支援の安心感を高めてまいりたいと考えております。

2点目ありますが、生活習慣や学習習慣の定着の取り組みの充実であります。児童クラブのプログラムの中に、学習習慣の定着の時間を組み込み、規則正しい生活習慣と学習習慣を身につける取り組みを行い、基礎的な学力の向上も目指してまいりたいと考えております。

3点目ありますが、支援を要する児童の受け入れ態勢の整備に向けて、専門性を携えた人材の配置と育成により、児童にとって利用しやすい環境を整えることでもあります。具体的に申し上げますと、支援を必要とする児童に係る職員の加配体制であります、現在4名に1人といたしておりますが、指定管理者の委託以降につきましては2人に1人という形で、個々の発達特性に合わせた療育支援の向上に結びつけてまいりたいと思っております。

4点目ありますが、地域交流促進として児童とかかわりを持つ人間関係を豊かにすることを目標に、地域との世代間交流を実施するほか、ボランティアの活用、高齢者デイサービス訪問による伝承遊び等地域の人材資源を取り入れた行事等の実施に向けて、利用者の提案を引き出してまいりたいと思っております。このような取り組みを通して、子供さんたちが家

庭で過ごすように安心してお過ごしいただき、この児童クラブが利用しやすい環境を保護者に提供できますよう、努力をさせていただきたいと考えております。

次に、現在の児童館と放課後児童クラブの予算状況についてのご質問でありました。平成28年度の当初予算では、児童館が3,071万3,000円、放課後児童クラブは8,315万9,000円となっております。2施設の合計では、単年度で1億1,387万2,000円となり、これを3カ年分で換算をいたしますと3億4,161万6,000円となります。この平成28年度当初予算と、今回の補正予算で提案をさせていただきました債務負担行為限度額の単年度分の金額を比較をいたしますと、2施設合わせまして事業ベースでは1,262万8,000円の増額となります。これは、常勤職員の配置でありますとか支援を要する児童への加配体制を整えるなど、よりきめ細かな児童の健全育成のための運営を図り、あわせて学力の向上等も目指してまいるといような内容充実に伴う増ということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○6番（阿部かほる君） ご丁寧なご説明、ありがとうございました。

2つの施設の共通した理念、そしてまたそれぞれの役割ということは今市長のほうからお答えをいただきました。指定管理者制度、その一言を伺いますと児童館は独立した施設であり、管理運営ということには非常にぴったりだったんですが、放課後児童クラブというのは子供を時間できちっと保護者から預かって、そこに大きな責任と、そして安心・安全な環境を提供するという非常に異なった意味合いを持っているというふうに私は捉えましたので、ちょっとご説明をいただきました。

ただし、児童の自主性、社会性、創造性の向上、あるいは基本的な生活習慣、学習習慣というのが今回非常に定着するようになるといふ、子ども・子育て新制度の中でうたわれております。これまでよりもより充実にといふ、やはりそういった制度、制度設計というものが改めて組み直さなければならない時期に来ていたといふふうに受け取っております。

ただ、やはり指定管理者制度と申しますと、多少の不安は私たちは持っております。その中で今市長が仰せられたように、それぞれのしっかりとした考えをもとにこの制度がスタートするといふことで、少し私も理解をしたところであります。そして、契約内容につきましてですけれども、やはり委託内容、結局児童館の委託内容、これを明記することはもちろんですけれども、放課後児童クラブでは職務内容といったものをしっかりととらえきり、やはり

そこに明記するということが大事なんではないでしょうか。そのことをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 指定管理に当たりまして、先ほど職務権限をどのように整理していくのかというご質問を頂戴いたしました。市長のほうから、指定管理者側と本市側で基本協定と、それからそれに伴いまして毎年度の年度協定を結ぶというご答弁さしあげたところでございます。放課後児童クラブの職務内容、それから事業内容等についても、基本的にはその協定の中に盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

しかし、指定管理者の1つのメリットとしては、指定管理者側の自由な発想で各種事業展開をお願いすると、提案をいただくということもございますので、その辺は余り制約することのないような協定の締結に配慮してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○6番（阿部かほる君） もう一つ、子ども・子育て支援新制度の中で運営の内容について自己評価、結果の公表に努めることということもございます。これは、ある程度子供たちを預かっている施設ですので、やはりご父兄の方たちや多くの市民の皆さんへのしっかりとした事業報告というものも大切かと思っておりますので、その辺もしっかり踏まえてやっていただきたいというふうに思っております。

そして多くのニーズに応えること、新たな制度に見合う制度設計ですね。まずもう一つは、確固たる雇用の安定化ということも入っているようですけれども、こういった制度移行にもっていくときには丁寧に、しっかりと順序を踏んでやっていただきますように心からお願いいたしまして、あと細かいことは所管の常任委員会のほうで質問させていただきます。

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 13番鎌田礼二君。

○13番（鎌田礼二君）（登壇） 市民クラブの鎌田礼二でございます。よろしく願いいたします。

議案第69号及び議案第70号「中央第2ポンプ場電気設備工事の一部変更について」及び「中央第2ポンプ場機械設備工事の一部変更について」、もう一つありました。議案第77号「北浜地区下水道災害復旧工事について」、総括質疑をいたします。

まず議案第69号及び議案第70号は、いずれも中央ポンプ場の非常用自家発電装置容量の変更に伴う工事の一部変更であります。この中央ポンプ場の本工事に関しては、現在工事中のものであり、かなり前に工事が始まったわけではありません。そうすると、今回の非常用自家発電装置容量の変更は、本工事の全景段階でわかっていたことではないのかと疑問が生じます。なぜ本工事の設計に最初から入れなかったのかを、お聞きいたします。

次に、議案第77号「北浜地区下水道災害復旧工事について」。この議案第77号は、北浜地区下水道復旧工事で公園に調整池を設置する工事の請負契約であります。この請負契約締結に際し入札を実施しておりますが、その中で従来とは違って入札金額をもとにした価格評価点、そして価格以外の評価を行い、総合評価により受注業者を決めております。この工事以外に、こういった手法での入札は、今までなかったと記憶をしております。どうしてこの北浜地区下水道復旧工事に適用したのかを、お聞かせください。こういった手法の基本的な使い方についてもお伺いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま鎌田議員から工事請負契約の一部変更についてのご質問でありました。

議案第69号、第70号であります。なぜ初めからというお話でございました。ちょっと経過をご説明をさせていただきます。

まず、中央第2ポンプ場の全体につきましては、平成24年11月の第4回復興交付金事業計画により交付決定をいただき、電気工事につきましては平成25年12月定例会でご承認をいただき、契約をさせていただきました。先ほど担当部長から説明をさせていただきましたが、既存の中央第三貯留管であります。この非常用自家発電装置につきましては、その必要性を復興庁に訴え、平成26年3月の第8回復興交付金事業計画におきまして採択をいただいたところであります。その施工に当たりましては、別々に発注するという手法もごございますが、設置場所あるいは管理運営等を考えました場合、中央第2ポンプ場の非常用自家発電装置に中央第三貯留管の容量分を追加したほうが経済性や維持管理上にも有利であるといったようなことを判断し、電気設備工事の変更ということでご提案をさせていただいたところあります。

また、機械設備工事につきましても同様の中身でありましたので、このような変更をお願い

いたしたところであります。

次に、総合評価落札方式についてご質問いただきました。総合評価落札方式について、若干説明をさせていただきます。この入札方式は、価格だけで落札者を決定する通常の一般競争入札とは異なり、同種工事の施工経験や優良工事表彰の有無など、価格以外の評価を対象に加え、価格と品質の両面から最もすぐれたものを落札者とする発注方式であります。この方式を採用することで、公共工事の品質を高めることが期待できるということで、公共工事の品質の確保の促進に関する法律というものがございしますが、この法律にのっとり国のほうではかなりの件数が、このような形で発注をされているという理解をいたしております。

本市におきましては、宮城県の指導のもと平成19年11月から試行で既に導入をいたしており、東日本大震災の発生後契約本数の増大とともに契約事務の迅速化が求められておりましたことから、一時期運用を見送った時期もございしますが、昨年度に1件、今年度については5件の入札において実施をしております。導入開始から平成28年8月末時点におきまして、14件の工事を発注させていただいたところであります。

なぜ総合評価落札方式を採用したのかということでございしますが、本市におきましては宮城県の指導のもとに、先ほど申し上げましたとおり平成19年11月から総合評価方式を試行いたしております。価格のみの競争の場合、適切な技術・能力を持たない業者によるいわゆるダンピング受注というものが、この東日本大震災を契機にかなり発生してきていることも事実であります。公共工事の品質の低下が大きな懸案でありますから、今回の案件につきましては管渠延長1,900メートルを超える開削及び推進工法、さらに北浜公園の地下に貯留量5,000立米の調整池を設置する工事のために、相応の技術力を有する建設業者への発注が必要となります。

このことから、発注方法を検討する工事請負等指名委員会において、不良・不適格業者を排除し、技術的能力を有する建設業者の参加を促すため、価格と価格以外の評価、具体的には品質であります。両面から最もすぐれたものを決定する方式として、現在本市が試行で導入している総合評価落札の採用に至ったものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 議案第77号については、理解をいたしました。

それで、もう一つの議案69号、第70号についてですが、これについては先ほどの説明ですと、

最終的に先ほど平成26年3月に採択をしたということなんですが、この最初の設計時点ではそれを入れていなかったのかという、入れたけれども採択できなかったのかという疑問が残るんですね。この貯留管については、平成17年にもうできているということですから、その時点ではあったものですから、当然私であれば考えてそれも盛り込んで設計すべきと考えているわけですが、その経緯はどういうことになるのでしょうか。そこだけ、ちょっとお聞きします。

○議長（香取嗣雄君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 塩竈市には、今ご説明申し上げました第三貯留管というのが平成17年、平成10年には第一中央貯留管というのが佐浦町のほうに布設してございまして、2つ貯留管がございまして。当時設計思想の中では、停電が長期間に及ぶということは設計の中で想定しておりませんで、東日本大震災が起きて3日、4日と停電が続くという事態に直面をいたしまして、あのエリアの排水が1週間ほどできなかったという事態を反省をいたしまして、自家発電を新たに復興庁のほうに要望いたしまして、今申し上げました第三貯留管、並びに中央第一貯留管のほうにも自家発電の設備の設置というものを、復興交付金の基幹事業として採択をされたものでございまして。それが第8回の交付金の申請で認められました。そのことから、今回その近くにあります中央第2ポンプ場の中に非常用自家発電装置を、第三貯留管を動かすための非常用発電装置を整備するということになってございまして。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） そうすると、一番最初の初期の第2ポンプ場の設計時点では、そういう思想はなかったということですか。それとも、その時点ではあったけれども、採択できなかったということなんですか。

○議長（香取嗣雄君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 中央第2ポンプ場そのものの非常用自家発電装置は、当初から設定しておりました。今回は、第三貯留管という既存の隣にある貯留管を動かすための非常用発電装置をプラスアルファしたと、その部分を変更したということでございます。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） ですから、その時点でそれをプラスアルファとして使おうという、余力

として使おうというそういう思想はなかったんですかということをお聞きしたかっただけの  
ことです。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 復興交付金事業につきましては、当初は今回の東日本大震災で被災を受  
けたものの、新たな施設整備というのを中心にやってきておりました。基幹事業として提案  
しても、これは認められないということで、なかなかご採択いただけなかったものが数々ご  
ざいます。この第三貯留管につきましても、既存の施設ということでなかなかハードルが高  
かったことは事実であります、その後にお認めいただきましたので、それを追加させてい  
ただいたということがございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 10番志賀勝利君。

○10番（志賀勝利君）（登壇） 市民クラブの志賀でございます。私のほうからも、議案第60号  
ないし第77号の中から総括質疑をさせていただきたいと思えます。

まず初めに、議案第62号「児童クラブの指定管理者の運営について」であります、前の方  
がお二方る質問して、説明を聞かせていただきました。

それで、私のほうからは1点だけお伺いしたいと思えます。一応、メリットということで質  
問事項を上げているわけですが、従来の経費と今回の指定管理者の1億2,650万円という年間  
の経費とどういうふうになるのか。その辺だけ、この問題に関してはお聞きしたいと思  
います。

それと、次に議案第63号の中で東北観光復興対策交付金事業についてということでインバウ  
ンド、いわゆる訪日外国人の観光客の取り込みというようなことで、塩竈市としては今まで  
どのような取り組みをされてきたのか。それで、今回のものについてはどう変わって、どう  
効果を上げようとしているのかお伺いしたいと思えます。

次に、議案第72号「財産の取得について」であります、清水沢災害公営住宅で大量の空き  
室が発生したことは、皆様既にご存じだと思います。これについて、改めてこの原因につ  
いてお伺いしたいと思えます。

私のほうからは、以上3点でございます。よろしくご回答のほどお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま志賀議員から3点についてご質問いただきました。

1点目の放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例については、指定管理者を導入するメ



リット、特に予算的にどうかというご質問をいただきました。先ほどご説明をさせていただきましたが、予算的には逆に若干ふえるというようなことを想定いたしております。理由がありますが、指導員を各学校に1名ずつ増員をいたします。さらには、支援が必要な児童生徒に対しましては、2人に対して1名の支援員ということになります。その他学力向上の分野でありますとか、そういったところの部分を考慮いたしますと、逆に予算としては年間一千数百万円くらいふえるものと想定をいたしております。

次に、東北観光復興対策交付金事業についてであります。ご質問の今までの取り組みについてであります。これは、はっきり申し上げれば東北全体、そして我々もインバウンドに対して系統的な計画的な取り組みは、ほとんどやってきていなかったというのが実態ではないのかなと思っています。結果として、東北全体でインバウンドが年間40万人くらいと。沖縄1県で100万人という中の差が、そういったことにあらわれてきているのかなと思っています。

そのような反省に基づきまして、今回東北観光復興対策交付金というものを国のほうで創設をされております。これは、やはり観光振興とあわせて復興を推進しようという目的であるかと思っています。各県に3億円ずつでありますし、仙台市が1億5,000万円ということで、12億5,000万円が予算化されているようであります。その中から、宮城県では各市町に一定の予算を配分していただいております。それが先ほど申し上げました500万円であります。実は500万円ではなくて県のほうからは400万円、それに内容を精査して一般財源100万円を合わせまして、500万円を計上させていただいた中身であります。

内容については、大きくはインバウンドの方々が今現在東北にどのような形で、どういった国から入ってきているのかというようなことについて一定程度整理をさせていただきながら、そういったことが判明をいたしましたら、そのターゲットを一定程度絞りながら、その国の方々のパンフレットでありますとか、あるいはそういった方々が関心をお持ちいただけますような食、あるいは景観、あるいは歴史といったものを発掘をさせていただくというプロモーション強化事業に充ててまいりたいと考えておるところであります。

それから、もう1点であります。清水沢災害公営住宅の入居者数が、まだまだ少ないのではないかというご質問でありました。発生した原因についてはということですが、本市におきましては災害公営住宅全9区画、390戸を計画をいたしております。既に本年度中に100%が完成する予定で、進めさせていただいております。この整備戸数の決定に当たりましては、平成20年10月に第1回目の意向調査を行わせていただいております。その際に、おお

むね、たしか420戸というような戸数を想定してきたかと思っております。その後平成25年6月に、第2回目の意向調査と仮申し込みの受け付けをさせていただきました。さらに平成26年12月に、第3回目の調査といたしましてその後の動向調査を行い、さらに平成28年ことしの3月に第4回目といたしまして一括募集を実施しながら、本申し込みの受け付けをさせていただきましたところ、残念ながら空き室が多数発生するということがその時点で判明をいたしましたので、その時点で未着工でありました北浜地区の2期分、29戸を取り下げをさせていただき、390戸の決定をさせていただいたところでございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ありがとうございます。

まずは、児童クラブの指定管理者のほうをちょっとお聞きしたいんですけども、費用は千四、五百万円増加する予定であるということは、理解しました。それで、じゃあこの指定管理者にした場合に、例えば塩竈市の場合雇用するのが非常に難しいというか、人がなかなか集まらなかったということがあったように私も記憶しているんですが、そういうことが指定管理者制度によって解決できるんでしょうか。できるという目算でやられていると思うんですけども、そのできるという目算がどういうところから、その目算が働くのかをちょっとお聞きします。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいま志賀議員から、指定管理者側で職員の確保ができるのか、その見通しはというお話を頂戴いたしました。先ほど指定管理料の積算に当たって、数社から参考見積もりをとらせていただきましたという答弁をさせていただきました。その際、私どもただ単に見積書を徴収しただけではなくて、提出していただいた各業者の皆様から職員の確保の見通し、あるいは雇用状況等についても聞き取りをさせていただいているところでございます。見積書を提出していただいた業者各社とも、そのような実績もございまして、塩竈市の受託に当たっても同じように指導員、職員を確保したいという考え方を本市のほうに伝えていただいておりますので、私どもとしては予定している指導員については確保できるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 先ほどのお話ですと、今までやられていた方も指定管理者のほうに雇用していただくと。この新規になる場合の雇用者というのは、例えば塩竈市の場合「塩竈市に在住の方でない困りますよ」とか「どこでもいいですよ」とか、そういう縛りというのは何も設けていないんですか。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 現在、43名の支援員、補助員、専門職員がいるというお話を差し上げたところでございますが、現在でも全て市内在住者ということだけではございませんで、市外からお通いになって放課後児童クラブをお手伝いいただいている先生方もいらっしゃいますので、指定管理者の募集に当たっても住所要件というんでしょうか、地元から雇用できればそれにこしたことはございませんが、雇用情勢等を考えますと私どもは住所要件をつけるということには、慎重に対応していかなくちゃいけないんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ということは、そういう縛りは設けなくて、指定管理者のほうに採用を任せるとことでよろしいわけですね。簡単に答えてもらっていいですから、そんないろいろイントロつけなくても。

それと、先ほどのインバウンドの件については、これはもう今までは何も取り組んではいなかったと、これからだというお話をお聞きしましたので、これは産業建設常任委員会のほうでまたやりますので、そのときじっくり質問をさせていただきたいと思いますので、これはこの辺にして。

あと、清水沢の災害公営住宅の空き室の問題について、前の定例会でも山本議員が質問して、市長から「三、四回ちゃんと意向調査しているよ」というお話はお聞きしたわけですがけれども、実は5月20日に産業建設常任委員協議会で同じ質問を私、担当課の方にしたんです。

「結局、何でこんなにいっぱい出たの」と。そのときに、「一応連絡とってました」と。連絡はとっていただけでも、「最初に入居した人にずっと連絡とったんですか」「希望した人にも連絡とったんですか」と言ったら、課長のほうから「いや、最初に入居希望した方からは、3月のこの一括募集まで連絡はとっておりません」というお答えをいただいたわけです。

それで、その意思表示をしなかった方に対しては、連絡をとっていましたがという答えもいただいています。ですから、結局そこに一番の原因があるんだろうというふうには思っているわけですが、やっぱりほかの地区に行ったり、女川町にも山本さんと2人で行って聞いてきたんですけれども、結局担当者がもうかなり頻繁に希望した方にもお邪魔して、それで結果としてはほとんどそういう空き室が出ないという状況の中で、募集が終わっていますというようなことも聞いていますので、やはりその辺のところはどうも塩竈市の場合、ちょっと足りなかったのではないのかなというふうには考えております。

ですから、きょうは質問というよりはそういうことを、一度市長にお伝えしたいと思っていて、あえてこの質問をさせていただきました。これで私の質問を終わります。

○議長（香取嗣雄君） 16番伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団の伊勢由典でございます。次の議案について、総括質疑を行います。

第1番目は、さきにも議論されております議案第63号ですね。「塩竈市一般会計補正予算」も含めて、藤倉児童館及び放課後児童クラブに係る債務負担行為、並びに議案第62号「藤倉児童館及び放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」について伺います。

今回の提案は、藤倉児童館及び放課後児童クラブについて市直営の運営から、指定管理者制度導入で今後3年間運営を行っていくとして、条例とそしてセットで債務負担行為を提案するものであります。

実は、この藤倉児童館並びに放課後児童クラブについて、歴史上の関係でお話しをさせていただきますと、塩竈市史の2「本編Ⅱ」昭和61年12月25日の発行によれば当時の市政、川瀬市政であります。高い福祉のまちづくりは川瀬市政の最も重要な課題。働く婦人のため、保育所整備充実、「もっと長く保育をしてほしい」「うちの子供は集団生活になじめない」などの市民の願いに応えるべく、保育所整備施設として昭和49年家庭保育制度が設けられ、そして藤倉地区に児童館ができ、昭和50年6月1日開館、そして児童福祉施設として役割をこれまで果たしてまいりました。

また、放課後児童クラブも昭和62年3月、放課後児童クラブの開設の規定が定められ、当時ですから市内8カ所の集会所を活用してきました。その後児童館建設を求める市民による署名運動が行われ、議会の議論を踏まえ小学校3校の空き教室と3つの当時集会所、藤倉児童館、ふれあいエスプを活用する条例が平成14年提案、開設したものであります。先ほどのお

話もありましたとおり、現在藤倉児童館は利用者実績で7,971人、これは平成27年度の決算の中で述べられております。また、放課後児童クラブは6校で12クラブ、336人、先ほどの提案理由の説明の中にも平成28年の4月1日、こういった実績をつくっております。

議案第62号の藤倉児童館改正と現行条例を比較しますと、現行の条例は第1条に「児童の健全な育成を図り、児童福祉の増進に資するため、児童福祉法に基づき児童館を設置」と冒頭示しております。改訂案は、第1条に「児童館の設置及び管理に関する必要な事項を定める」とし、この児童福祉法に由来するものについては第2条で「児童の健全な育成を図り、児童福祉の増進に資するため、児童福祉法に基づき児童館を設置する」としており、以下放課後児童クラブ条例も第1条について、先ほど言ったように先に指定管理の考え、そして第2条において初めてそこで児童福祉法について触れられておるのでございます。

それらも含めて、次の3点で、まずこの条例に関して伺います。

1つは、なぜ児童福祉法第1条にまず先んじて、この改正にあっても示さないのか、考えをお聞きをいたします。

また、放課後児童クラブの条例第12条では、現行では「市長はクラブの適切な運営を図るため、放課後支援員を置く」。それから2では、「放課後補助員は、単位ごと2名とする」としておりますが、改訂12条は「指定管理者にクラブ管理を行わせる」としております。先ほどからいろいろ聞いていますと、かなりそういうことも詳細について前段質疑があつて、回答がございました。しかし、条例の中にはそういった明確な支援員、補助員の規定がないのでございますが、それはどういう形で進めようとしているのか。指定管理者に任せてしまうのか。そこら辺のあたりをお聞きをしたいと思います。

第3点目は、同条例の13条で、実は市長は「クラブの入級児童の監護業務を社会福祉法人に委託することができる」と現行法上では定めております。したがいまして、この現行規定に沿った社会福祉法人への委託について、この間指定管理の前段の導入のその前に検討されてきたのかお聞きをいたします。

議案第63号一般会計補正予算の中で、藤倉児童館及び放課後児童クラブに係る債務負担行為設定で3億7,950万円が提案されております。実は、平成27年度決算での児童クラブの決算額は3,299万9,000円、放課後児童クラブの決算額は5,797万円で、合計しますと9,096万9,000円、これに3カ年を掛け合わせますと2億7,290万7,000円、これはあくまでもそういった金額ですよということを示しておりますが、そうしますと先ほどの3億7,950万円はほぼ1億円くら

い実際の決算上との関係では差が出てまいります。しかも、前段のところでは大分3社ですかね、見積徴収ということもやっておられるようで、こうした積算に基づくものなのか、債務負担行為と実際上の決算の金額との差、なぜこういったことが生じたのか、それについてお答えを願います。

次に、議案第67号「介護保険特別会計補正予算」について伺います。

補正予算としては400万円の補正、並びに平成29年度債務負担行為600万円を設定をしております。これは、平成30年度から平成32年度、ほぼ3カ年間の第7期介護保険事業の策定業務委託としておりますが、今政府は医療介護の分野で負担増、例えば75歳以上の高齢者の医療窓口負担を1割から2割、介護保険料の利用料を1割から2割、要介護1・2の生活支援などについて保険を外す、あるいは福祉用具の自己負担などというものが既に打ち出されております。来年が通常国会ですから、恐らくそこで出るのかなと思いますが、今回の第7期介護保険事業の内容もそうした内容が盛り込まれていく方向なのか、お考えだけお聞きをいたします。

最後に、議案第77号についてでございます。先ほど鎌田議員が触れましたので、私はその議案について2つの点だけお聞きをいたします。

1つは議案の資料で示されておりますが、工事請負契約台帳では予定価格32億272万7,040円でありましたが、落札は24億6,240万円ということで、予定価格との差はざっと7億4,032万円ということで、実は最近の下水道事業、雨水対策、その他震災絡みも含めまして、結構その後の追加増額が相次いで提案されております。まずその点で、今回の入札金額24億円でこの北浜の調整池、あるいは周辺の工事等について万全なのか。この入札金額で万全なのかお聞きをしたいと思っておりますし、またこの入札金額で周辺のこうした下水道工事に万全を期する契約関係なのかお聞きをいたします。

2つ目は、北浜の地下に先ほど5,000トンの貯留施設をつくると言っております。そうしたことも含めまして、第2ポンプ場から排出するということで、1日の塩竈市の水害対策の基準は満たすとは考えられますが、北浜地域全体の冠水対策及び塩竈市の全体の冠水対策で、どこまでこの北浜の貯留施設ができ上がることによって条件が満たされていくのか、その辺のあたりをお聞きをして、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま伊勢由典議員からご質問いただきました件について、

ご答弁を申し上げます。

初めに、議案第62号「塩竈市児童館及び児童館及び塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」についてお答えをいたします。

児童館条例、放課後児童クラブ条例で、第1条に児童福祉法を規定しない理由についてのご質問でありましたが、公の施設に係る条例につきましては、条例の基本的な構成として、第1条に地方自治法に基づく公の施設の基本条文を設け、第2条にその施設の目的について関係法令に基づき条文を設けるのが一般的な原則でありますことから、この原則にならったものであります。

次に、改正条例において支援員・補助員等の職員に関する規定がないのではないかとのご質問でありました。児童福祉法に基づき国が定めた放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の第10条において、必要必置規定が設けられており、これを踏まえまして本市におきましては平成26年放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例を制定し、国の基準の定めるところによる旨を規定をいたしておりますので、放課後児童クラブの児童支援員の適切な配置についての設置基準は、条例上既に定められていることであります。なお、指定管理者におきましても、改正条例案の第14条指定管理者が行う管理の基準として、「法令、関係条例、その他市長が定めるところに従い、クラブの管理を行わなければならない」旨を規定し、支援員等の職員はこの規定により配置されるものでございます。

次に、現行の放課後児童クラブ条例の社会福祉法人等に委託することができるの規定を、塩竈市の場合は運用しなかったのかというご質問でありました。今回の放課後児童クラブの運営の検討に当たりましては、単なる子供たちの監護保育だけではなくて、まず第一義に児童の育成支援の充実を図るために教育的な視点を取り入れた活動や支援を必要とする子供の受け入れ態勢の充実、さらに子供たちが安心・安全に過ごすことができる居場所づくり等クラブの内容・質の充実を目的といたしております。これを具現化・具体化していくためには、包括的に施設の管理運営全般にわたって委託をすることが必要でありますことから、地方自治法上で公の施設の包括的な管理運営については指定管理制度によることが位置づけられておりますので、一部委託ではなくて指定管理者による運営管理の委託も含めた提案をさせていただいた内容であります。

次に、児童館と放課後児童クラブ運営事業の債務負担行為の追加補正予算案を、条例改正と一体として提案した理由についてのご質問でありました。基本的に、行政事務におきまして

は事業執行と予算計上は密接不可分でありますので、従来から議会に対しましては施策事業とその関連予算を一体的にご提案をさせていただいてまいったところであります。このため、本条例改正案のご審議をお願いするにあわせまして、議決をいただいた後に進めようとする今後の指定管理の募集、指定、協定締結等の手続については、指定期間に係る3カ年間の予算の担保、裏づけを前提として予算計上と不可分なことでありますことから、債務負担行為限度額の設定をあわせて予算計上させていただいたものであります。

なお、伊勢議員のほうから藤倉児童館と放課後児童クラブの運営管理費が9,000万円というお話をいただきましたが、平成28年度の当初予算を合計いたしますとたしか1億数千万円になったかと思いますが、なお担当のほうで確認をさせていただきたいと思っております。

次に、「塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」についてお答えいたします。

介護保険料の負担年齢や利用者負担割合に関する国の動きと、本市の第7期の介護保険事業計画策定の関係についてのご質問でありました。現在の介護保険制度では、介護保険料の負担年齢はご案内のとおり40歳以上とされており、また利用者負担割合については原則1割で、一定以上の所得がある場合は2割ということであります。これら負担年齢の引き下げ等につきましては、今国においてさまざまな検討が始まっているということは了知をいたしておりますが、基礎自治体に対して国からいまだ具体的な通知等は入っておりません。したがって、本市としては現在の状況を基本に、第7期の介護保険事業計画の策定につきましては、現行制度のもとで国から示された基本的なスケジュールに基づいて策定業務を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、議案第77号「工事請負契約の締結について」というご質問でありました。予定価格と落札価格との差が極めて大きいということで、契約履行の安全性は大丈夫かというようなご質問でありました。総合評価落札方式の実施におきましては、入札を行った業者に対して入札価格の妥当性を調査する、低入札価格調査制度というものの実施が求められております。今回の入札におきましても、総合評価点において第1位となった業者に対しまして入札を留保し、低入札価格調査を実施をさせていただきました。入札価格が低くなった大きな要因といたしましては、調整池の部材関係が小会社で生産できることや、土留工に使用する仮設材が手持ち資材で対応できるといったようなことのほか、市内に自社の土地建物を所有しており、資材置き場や従業員の宿舎として使用できるなどといったような部分を優位点として挙げられておりました。そういったことを価格調査を行い、当該入札金額によって施工は可能



と判断をさせていただいたところであります。

なお、この地下貯留施設が塩竈市全体に及ぼす影響についてというご質問でございますが、担当部長から説明させていただきましたとおり、この流域に限定した貯留施設でございますので、他地域に対する効果というのは全くございません。あくまでも、この藤倉・北浜地区を中心とした流域内の雨水流出に対する効果を有するものでありますことをご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいま伊勢議員から、平成27年度の決算の金額と今回の見積もりに乖離があるというお話をいただきました。

先ほどのご質問に市長から答弁させていただきましたとおり、比較の中では平成28年度当初予算との比較をさせていただいたという経過がございます。ただ、平成27年度の決算は何でそんなに低いのかということでございますが、私ども当初見込んでおりました職員、指導員の先生方の確保が予定どおりになかなかできなかったということもございまして、若干低い数字になっているということでございまして、本来のあるべき姿を今回は盛り込ませていただいたというふうに捉えていただければと思います。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 8番山本 進議員。

○8番（山本 進君）（登壇） 山本でございます。後ほど諮られる予算案、議案の付託表に基づきまして、私が所属する産業建設常任委員会以外の議案について総括的に質問させていただきます。

まず議案第62号でございますが、大分各議員から質疑されましたので、私からは1点だけ質問させていただきます。

私の知り得る情報によれば、既に先行事例として導入している自治体においては、2年間の庁内検討、そして議会に対する、それも全員協議会を開催し説明していると聞いておりますが、当市議会におきましては今回、唐突という言葉はちょっと乱暴ではございますが、こういう形で議案が上げられました。その理由についてお尋ねいたしたいと思っております。

私が懸念するのは、平成27年に総務省で発表されたいわゆるトップランナー方式の導入、この平成29年度以降の導入メニューとして、児童館業務があります。これに指定管理者制度を

導入しなさいというメニューがあるわけですが、これがいわゆる地方交付税に反映されるというふうなことも、事実があるわけです。それを踏まえた上での今回の提案なのか。ちょっと考え過ぎかもしれませんが、お答えいただきたいというふうに考えます。

次に、議案第69号の契約変更ですが、市長及び担当部長の説明で理解はいたしました。確かに、復興庁との協議の中で認められたということで契約変更でありますけれども、行政実例等によれば契約変更というのは物価変動とかあるいは事情変更によるところの契約変更でありまして、今回のように既に定まっていた価格、あるいは企画等を後になって変更する場合は、これは別契約であるというふうに行政実例にはございます。確かに、契約の効率性からすればこの際一緒にやったほうがより効率的かもしれませんが、その形態を考えればまずこれは別契約であるというふうに私は受けとめておりますが、いかがでしょうか。

それから、議案第70号の問題ですが、将来予定の3号ポンプ用配管を先行施工とありますが、じゃあいつ施工されるんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

それから、議案第71号につきましては、国道45号線から進入できないのが1年間も続くということになれば、現在八幡築港線の改修工事、それから臨港道路のかさ上げ工事等で大分貞山地区、港町地区の交通渋滞が著しいわけですが、これは当初からわかっていることであって、どのような住民説明、どのような企業説明をされたのかお尋ねします。少なくとも「片側通行にしてくれ」とかというふうな要望が当然あったはずであります。それが落ちになって、今回のように約1億円近い契約変更になったということで、私は理解することができません。それから、交通安全対策要員の増ですが、これも警察署と事前協議されたのでしょうか。当然警察署は、事前協議があれば万全を期すわけですから、今回のような増嵩はなかったのではないかとこのように考えております。いかがでしょうか。

最後に議案第77号でございますが、調整池というのは今回の下水道の雨水計画の中で、どのように位置づけられているのか。私の理解するところでは、調整池というのは1つは流水抑制調整池、それから排水能力調整池の2つがあると思いますが、先ほど伊勢議員がおっしゃいましたように北浜というのはもともと浸水被害の常襲地帯であります。そこに調整池を設置すること自体がどうなのか、もっと山の手のほうにできなかったのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

以上で私の総括質疑は終わります。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 山本議員からご質問いただきました点について、ご答弁を申し上げます。

初めに、「放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」、性急ではなかったかというご質問でありました。この計画については、たしか平成27年度くらいからこういった計画を立てまして、議員協議会等で何度かご説明をさせていただいてまいりました。ただ、全員協議会というところまで思いが至らなかったことについては、私の不徳のいたすところだと思っておりますが、期間としては一定期間、所管の常任委員協議会のほうにも内容説明させていただきながら、今回申しあげましたような放課後児童クラブが置かれた環境の厳しさについては、ご説明をさせていただいたところであります。なお、努力をいたしてまいりたいと思っております。

次に、工事請負契約の変更についてであります。時系列的に、後から認められたということについては、ご理解いただけたものと思っておりますが、しからば最小の経費で最大の効果上げるためにどのような対策が必要であるかということで、私どももいろいろなケースについてケーススタディーさせていただきました。ただ、別につくるということについては、かなり費用がかさむという判断から、今回中央第2ポンプ場と一体として整備をさせていただかないかというご提案をさせていただいたところであります。

また、中央放流渠築造工事の問題についてであります。当初から仮設道路を整備をした上で、事業を進めるべきではなかったのかというご質問でありました。後ほど担当部長から、前後の経緯については詳しくご説明をさせていただきますが、改めてこのような仮橋を設置した上でということになりましたのは、平成26年4月11日杏友園で開催させていただいた説明会で、初めて出てきたと、仮橋の設置ということについてです。当時何人かの議員の方々もご列席いただいているようではありますが、その席でやはり1年間も橋をかけない、通行どめということについては、住民生活はもとよりであります。企業にとって大変生命線にかかわるような話になりますというような大変切実なご要望をいただき、このことについても復興庁のほうに協議をさせていただきました。もともと橋を設置しないという前提でやってまいりましたので、復興庁のほうと協議をさせていただいたところ、交通量あるいは地域の産業の状況等を説明させていただいたときに、やはりこれはかけなければならないということが決定いたしまして、住民の皆様方には平成27年3月4日、中の島の集会所で開催された説明会で、市としてこういった対応をさせていただきますということをご説明させていただいた

という経緯であります。

なお、警察協議というお話でありましたが、こういったかけてもいいということが決定した後の話でありましたので、まずは国道45号の管理者であります仙台河川国道事務所のほうに出向きまして、「こういった工事で、結果的に地域の交通渋滞等が懸念されます」というようなご説明をさせていただきました。どちらかといいますと、警察協議よりは国道協議の中でかなり安全員の配置等については厳しい条件を出されております。そういった状況も持ちまして、当然警察との協議もさせていただきました。警察のほうでは、国道協議の際にご指示いただきましたような安全員の配置であれば、やむを得ないだろうということでご了解をいただき、この工事に至ったということであります。

それから、議案第77号であります。北浜の公園の下に貯留施設を整備する。当然のことではありますが、貯留施設は外水の浸入といいますか、地下水の浸入等は防止できる施設であります。そういった水密性の高い構造物をつくってまいります。これは、第三貯留管でも、あるいは国道の下に設置した貯留管でも、普段は当然水が流入しないような構造となっているわけであります。したがって、地域の中にそういった大きなポケットを持っているということでご理解をいただければと思います。

山本議員からご質問いただきました貯留施設については、防災調整池というような構造ではないのかなと思っておりますが、防災調整池につきましては当然、中流域あるいは上流域で流出を抑制するというものであります。この施設は主に低平地であります藤倉・北浜地区の雨水の流出抑制ということで検討させていただいた中身でありますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 中央第2ポンプ場の3号ポンプをいつ整備するのうというふうなご質問でございました。

まず、塩竈市は17の排水区があるということは先ほどご説明しましたけれども、その17の排水区で10年確率が最終目標でございます、52.5ミリメートル。この中央第2ポンプ場、もう1個第3ポンプ場を置くと、この52.2ミリメートルに到達をするということになります。今、ですから42.5ミリメートルなんです、整備が終わってもですね。17の排水区の中で人口集中、そういったものを勘案しながら、次の整備計画を立てていくということになると思います。

まず、今中央第2ポンプ場があります中央排水区、そちらのほうがやはり人口集中が多いかと思しますので、この復興交付金の事業、雨水排水対策が終わりました後に、次の整備計画として10年スパンで整備してまいりたいというのが、私どもの目標でございます。

それから、放流渠に係る仮橋の説明会の開催でございますが、調査設計の段階では放流渠工事に伴いまして尾島橋を撤去するというので、施工中通行できなくなるということで主にコンサルタント、委託業者等を通じまして下水道の職員とともに周辺の家々を回ってお話を申し上げました。ただ、そのとき戸別戸別でのお話ではございましたけれども、設計が大体まとまって説明会を集まって杏友園のほうでやらせていただきましたけれども、そこでやったときに「全どもという期間は、ちょっとあり得ないんじゃないのか」ということ、それから「トラックも通してもらわないとだめだ」と、判断面でもだめだというふうなお話がございまして、そこで大きい方針の変更をさせていただいたというものでございます。

安全員の数というのは、先ほど市長が説明したとおりでございます。

それから、北浜の調整池でございますけれども、あの排水区の場所で5,000トンの貯留量をためておけるところというのは、国道45号線の地下にまたぐ一つと大きい貯留管を掘るか、それからもう既にあいている北浜公園、北浜公園は将来的にはまた公園として復すこともできるものですから、あのエリアの地勢上のことを総合的に勘案をいたしまして、北浜公園のほうに調整池を設置させていただくということにさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） ありがとうございます。

詳細については、それぞれ所管の委員会でご議論願いたいということで、私からちょっと答弁漏れのあった議案第62号について、総務省の発表しているトップランナー、それに児童館があるんですけども、その絡みで今回指定管理者制度を導入したのではないんですかということ、ちょっと最後にお尋ねします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 大変恐縮です、答弁漏れがございました。おわびを申し上げます。

トップランナー方式というものが、今総務省で推奨されていることについては、了知をいたしております。全市町村平均ということではなくて、上位3分の1の平均を今後交付税の算定基礎とするという、大変厳しい内容というふうに理解いたしております。

先ほど申し上げました行財政改革でありますとか、定員適正化計画の中で、実は本市におきましても委託あるいは指定管理者というものを将来どう進めるのかということについては、今までも検討させていただいてまいりました。私の意識といたしましては、特に今回の取り組みについてはトップランナー方式というよりは、先ほど申し上げましたように年齢枠が拡大になったことに対して、非常に対応がおくれてしまったという反省に基づくものであるものというふうに申し上げさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 15番土見大介君。

○15番（土見大介君）（登壇） つなぐ会の土見です。私のほうからは、議案第63号「一般会計補正予算」の中から、東北観光復興対策交付金事業について、また公民館本町分室及び杉村惇美術館の指定管理についての2点についてご質問させていただきます。

まず初めに、東北観光復興対策交付金事業についてです。資料No.18、ページは30ページになります。

塩竈、この土地には非常にたくさんの魅力があります。神社もあります、市場もあります、浦戸諸島もあります。それらを活用した事業として、来月には「みなと塩竈・ゆめ博」というものも開催され、近隣の市町村からお客さんをたくさん集めてこようというような取り組みが行われます。

一方、日本政府においても、東京オリンピックの行われる2020年には4,000万人、さらにその10年後の2030年には6,000万人の外国人観光客の入り込み数を目指して、観光立国を実現させるためにさまざまな事業を行っているという状況です。

今回議案の中にありました東北観光復興対策交付金事業についても、観光庁のもと平成28年4月にイメージ改善等に取り組む自治体を支援することを目的とした事業として、この活用を各自治体に求めているというものです。この事業の中で、塩竈市は現状の把握として外国人観光客の入り込み数を把握し、さらに旅行者に対する聞き取り調査、また受け入れ施設に対する聞き取り調査と意識調査というものを行い、その結果をもとに検討委員会をつくって協議し、その後プロモーションの実施を行っていくというような事業計画が示されています。

その中で、私として非常に疑問に思った点としまして、この調査とプロモーションの間に塩竈の資源というものの磨き上げというものが必要なのではないかというふうに感じております。塩竈は皆さんもご存じのとおりで、観光客の皆さんからもよく言われることとして、

「どこでごはんを食べたらいいの」「お土産って何買えばいいの」というようなことは、日本の観光客の皆さんからもよく聞かれることです。

また、例えば鹽竈神社の例を挙げますと、ボランティアガイドの方々がいるので、その存在を知っていれば手厚いガイドを受けることができるのですが、そういうことを知らなければやはりなかなか景観以外を理解するのは難しいというような状況です。日本人観光客の間でもそのような状況ですので、海外からいらした観光客の方々に対しては、言語の壁というもの一つあり、さらに状況は厳しくなるというふうに考えます。

仲卸市場に例をとれば、海外から来たお客様に対してはお食事は提供することはできても、逆にお土産として海産物を買っていってもらい、母国に持って帰ってもらうということは非常に困難というのが現状であります。このように、インバウンドの目的である経済効果を生むということにおいて、塩竈市としてまだ非常に弱いというような状況が挙げられます。この点について、この事業の中で塩竈市としてはどのようにお考えか、その意見をお聞かせください。

続きまして、公民館本町分室及び杉村惇美術館の指定管理についてお伺いいたします。資料No.18、同じく18のページ33になります。

公民館本町分室及び杉村惇美術館は、リノベーションを経て昔の面影は残しつつもきれいになり、平成26年度より指定管理者のもと運営が行われております。塩竈市として美術館をこのような形で運営していくというのは初めてのことで、塩竈市としても指定管理者の皆様としても、非常に試行錯誤の中でここまでやられてこられたというふう感じております。昨今では、今回の資料の中にもありますように、観光客も1万人を超えるような人数がいらっしやっており、日々さまざまなイベント、企画展などでにぎわっているというふうにお聞きしております。これらのことについて、教育委員会を初め指定管理の皆様、そして美術館スタッフの皆様、関係各所の皆様に厚く御礼申し上げます。

さて、この第1期の指定管理を終えたところで、これからよりよい施設に、よりよく市民もしくは市外の方にも開かれた施設にしていくために、改めてこの施設の運営目的を確認したいと思います。また、運営目的を述べていただく際には、市民の生活にどのような価値をこの杉村惇美術館及び公民館本町分室が与えてくれるのか。また、現在日本のさまざまなところでアート・美術を利用したまちおこしというものが行われていますが、塩竈市としてはこの美術館を観光にはどのように活用していくのか。この2点について配慮した上で、運営目

的を述べていただきたいというふうに思います。

また、さらに今後新しく指定管理者を募る際に、ではどのような評価基準で指定管理者の評価を行うのか。その点についても、お考えがあればお答えいただけたらと思います。

以上で私の第1回目の質問を終わります。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま土見議員から2点についてご質問いただきました。

初めに、東北観光復興対策交付金事業についてお答えいたします。

概要についてであります。訪日外国人が全国的に急増する中、その効果を被災地にも波及させるため、外国人観光客を呼び込み、観光による復興の実現を目指すため、平成28年4月に官公庁が東北6県自治体を支援することを目的に創設された事業であります。

前段志賀議員からもご質問いただきましたが、やはり塩竈、あるいは宮城、そして東北といったような地域については、外国人観光客を地域の中にどのように受け入れをするかといったようなことについては、全く未知の世界であったのではないのかということをお返事をいたしております。今仙台空港の民営化に伴いまして、つい昨日でしたか、台湾からの定期便がまた増便され、毎日台湾からの定期便が就航するというような状況であります。

一方、自分たちの足元を見つめると、鹽竈神社に私もたびたびご訪問させていただきますが、ほとんど台湾の方々とお会いするというような状況であります。これぐらい、台湾の方々も塩竈に足を運んでいただいているながら、我々市民はほとんどそういったことを認知をしていないというのが、正直なところではないのかと言わざるを得ない状況であります。したがってこの観光対策交付金事業で、正直申し上げれば、まずは何から手をつけるかというところから議論を始めなければならないのではないのかと思っております。

ただ、私もかつて宮城県におりまして、港湾・空港というものを担当し、外国をご訪問させていただきながら、セールス活動を行ってまいりました。そういった私のつたない知恵であっても、ぜひ今後の塩竈のインバウンド増加に対する活力になればという思いでございます。

今回の調査であります。平成28年度はまずプロモーションを展開していく上で、情報収集がまず必要だろうと。それがまずは欠落をしておりますので、まずはそういった情報収集をするため、現況把握調査を行わせていただきたいと思っております。具体的には、市内の観光拠点におきまして、実際に訪れた外国人旅行者の数、滞在時間などを把握をいたしますと同時に、できますればアンケートを実施し、旅の目的や塩竈の印象、取り組むべき課題など



を調査をいたしてまいります。また、受け入れ側であります観光施設や商店者の方々の意識や課題なども、あわせて調査をさせていただきたいと思っています。あるいは、本市や観光物産協会ホームページへのアクセス数も、参考にさせていただければと思っています。

何回か前の定例会で、土見議員から「塩竈市のホームページに、どういった方々が、どれくらいの頻度でアクセスをしているんですか」というご質問をいただきました。そのときまで、私は分析ができると思っておりませんでした。調べましたら「どこどこから、どれくらいのアクセスがあるか」ということについては、まさしく適正に把握をできる。なおかつ驚きましたのは、海外からのアクセス数も結構多い状況でありました。アメリカ、オランダ、あるいは中国といったようなところから、塩竈市のホームページにアクセスをいただいているということを確認をさせていただいたところでもあります。そういったことも、今後のインバウンド増加の一つのきっかけになるのではないかとこのように考えているところでもあります。

ただ、それだけでとどまるということであれば、全く効果が発現されないことになると思っておりますので、平成29年度、平成30年度におきましては、例えば季節によって来日される国の傾向が変動するのかなどか。あるいは、リピーターの割合等を引き続き調査分析を行い、さらにターゲットとなる国の嗜好に合わせた動画の作成や、インターネットの内容を精査をいたしてまいりたいと思っています。またあわせて、フェイスブックやSNSを活用した情報発信にも、もっともっと力を入れていかなければならないのかなと思っています。

議員からご質問いただきました、そういったことにあわせて、外国人向けの観光素材の磨き上げはというご質問でありましたが、本市には日本遺産に認定されました例えば鹽竈神社を初めとする歴史・文化であります。そして、すし、日本酒、あるいはスイーツに代表される食、ここに当然けさも出発式をやってまいりました「三陸塩竈ひがしもの」も入るものと思っておりますが、このような豊富な観光素材がいっぱいあるわけであります。加えまして、ミシュラン二つ星という海外からも高い評価をいただく魅力があるわけであります。このような素材をしっかりと磨き上げまして、やはりインバウンド資源発掘、構築事業を進めてまいりたいと思っております。

次に、杉村惇美術館についてのご質問をいただきました。まずは、議員のほうから「塩竈市に新たな文化の発信拠点ができたと」というお褒めの言葉をいただきまして、感謝を申し上げます。おかげさまをもちまして、多くの市民の方々のみならず、県外からも、そして外国の方々にもご訪問いただいております。ただ、アンケート調査等をとりますと、

美術館単独で来たという方々の割合が半分くらいでありまして、残りの方々は例えば亀井邸、鹽竈神社、あるいは「旧ゑびや（えびや）旅館」といったような市内に残されます歴史文化を散策をされる過程で、この杉村惇美術館もご訪問いただいているということが、調査の結果判明をいたしているところでもあります。

したがいまして、ご提案をいただきました単に美術館としての活用ということだけではなくて、市内の回遊性をこの施設でいかに高めていくのかということについても、しっかりと活用策を検討させていただきたいと思っております。

次に、新たな指定管理者を選定するに当たっての評価指標ということのご質問でありました。杉村惇美術館は本市初の絵画美術館であり、地域ゆかりの杉村画伯の貴重な作品を常設展示し、市民のみならず多くの有識者の方々から改めてその作風のすばらしさについて評価をいただいております。平成27年度の美術館の来館者数は1万6,940人ですが、来館者数は美術館がさまざまな事業展開をしていることの評価があらわれた結果でありますので、今後とも来館者数を指標の一つとしてまいりたいと考えております。

また、展示会やワークショップなどの参加者へのアンケート調査も、評価指標の一つとして捉えております。イベント等に関して行っているアンケートの集計結果では、「大変よい」「よい」と答えた方々の割合が98%に達しておりますので、基調としては今後もそのような市民の方々が関心を持っていただける、さまざまなイベントも開催するような指定管理者を選定をさせていただきたいと考えているところでございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 土見議員。

○15番（土見大介君） ご回答ありがとうございます。

まず、インバウンド事業のほうから、時間も限られていますので端的にいきたいと思えます。このプロモーション事業と現状把握の間に、磨き上げというのが必要というふうに私は述べたんですけれども、その磨き上げの対象というのは商品だけじゃなくて、地元の人々というものも磨き上げの対象としていかなければいけないんじゃないかというふうに思います。外国人の観光客の方々から見たときに、言語の壁というのがあるのはもちろんのことながら、営業時間が例えば夕方までしかやっていないとか、そういうところも外国人の観光客の方から見たときにとても使いづらいところというのは、まだまだ多々あるというふうに考えますので、その点についてもぜひご検討いただければというふうに考えております。

ちょっと時間がないので、もう一つの杉村惇美術館のほうにも話を移させていただきますが、目的としてちょっと市長からご答弁いただいた内容が、運営の目的なのかどうかちょっと私は理解できなかった部分があるのですけれども、今後杉村惇美術館と公民館というものがもっと広く市内・市外を問わず多くの方に受け入れられるためには、アンケート、入り込み数、入り込み数の中にも例えば市内・市外、それぞれどれくらいの数があるかとか、県外の方がいるか、そういうところまである程度詳しく分析をして、またどのイベントのときにはどのような方々がいらっしゃるか、そういうことも含めて詳しく調査というか評価をしていってほしいなというふうに考えております。

済みません、最後ちょっと感想になってしまいましたが、これで私の総括質疑は終わります。

○議長（香取嗣雄君） 暫時休憩をいたします。再開は20時40分といたします。

午後8時25分 休憩

---

午後8時40分 再開

○議長（香取嗣雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質疑を続行いたします。5番阿部眞喜君。

○5番（阿部眞喜君）（登壇） オール塩竈の会阿部眞喜でございます。私からは、議案第63号から2つご質問させていただきます。

1つ目は、資料No.18、28ページ、介護ロボット導入促進事業についてでございます。高齢化社会が進んでいる日本において、介護ロボットの導入促進は期待が大きいと言えます。塩竈において、どれだけの需要があるのかをお聞かせください。また、国の支援ではありますが、今後の事業の継続はあるのかをお聞かせいただければと思います。

2つ目は、東北観光復興対策交付金事業についてでございます。志賀議員からは「過去今までどういうことを行ってきたのか」、また土見議員からより詳しく「塩竈の文化や歴史、伝統あるものをどう生かしていくのか」というご質問がありましたが、私からは将来について質問させていただきます。

3年計画の事業ということでございますが、3年後どれだけの観光客数を見込んでいるのか。また、経済効果はどのようなところまでを目指しているのかという、目標数値をお聞かせいただければと思います。永続的に観光客を呼び込むことがこの事業の必要なことであり、3年間お客様を呼んだら、それだけでいいやということではないと思います。ぜひとも当局、

市の考えをお聞かせいただければと思います。

私からは、以上大きく2点でございます。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 阿部議員から、大きく2点についてご質問いただきました。

初めに、介護ロボット導入促進事業についてお答えさせていただきます。

まず、全国での需要についてのご質問であります。この事業は国の平成27年度の補正予算の繰越分による地域介護・福祉空間整備推進交付金を活用して、介護従事者の負担軽減を図るため、介護サービス事業者が介護ロボットを導入する際の経費の一部を補助するものでございます。国は、当初関係予算に総額52億円を計上し、1事業者当たりの上限を300万円の全額補助としておりましたが、全国で5,475の事業者が手を挙げられたようであります。結果としては、この上限を300万円から92万7,000円に圧縮して、内示が行われたところであります。

本市の事業者の希望状況についてのご質問でありました。まず、平成28年2月に国から介護ロボット事業の実施について通知があり、市内で対象となる76事業所に通知をしたところ、4事業所から希望がございました。その内訳は、2事業所がベッドにセンサーや外部通信機能を備えた見守り支援機能のものを希望された方でありました。また2事業所が、介護職員の身体に着用することにより、人の動きをサポートする筋力補助装置である移乗介助機能のものを希望されておりました。その後4月に補助上限が圧縮された国の内示を受けて、4事業所に意向を確認させていただきましたところ、3事業所から申請の意向が示され、今回の補正予算はこの3事業所を対象としたものでございます。

次に、インバウンド増加策についての、見込んでいる成果についてのご質問であります。3カ年間の経済効果と入り込み客数の見込みについてであります。観光庁で出しております訪日外国人の消費動向等から試算をいたしますと、平成27年では入り込み数が約4,200人、消費額が約9,700万円となりますので、3年目の平成30年には入り込み数が約8,300人、消費額が約1億9,000万円を目指すこととなります。これは、あくまでも現在の本当に基礎的な資料をもとに算出したものでありますので、今後の調査の中でこの精度を高めてまいりたいと考えているところでございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいま、阿部眞喜議員から介護ロボットの今後の見通しとい

うことで、ご質問を頂戴いたしております。私ども事務レベルで入手している情報でございますが、国は平成28年度の補正予算において前回の52億円より金額は小さいものの、介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業といたしまして、4億円を計上しているという情報が入っております。ただし、平成28年度の補正予算分につきましては、いまだ具体的な内容が明らかになってございませんので、今後とも情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○5番（阿部眞喜君） 詳しいご返答ありがとうございます。

介護ロボットに関しましては、一応私も議案を見ながら、ちょうど企業者が集まるところでこういう事業をされている方がいたということで、少し勉強していたので、ぜひとも塩竈市でも、このようにマッスルスーツというんですかね、そういうものとか、あと見守り支援ベッドシステムなど、よりよい環境で年長者の皆様を見守っていただけるように、制度がよりよくなればよいなと思いましたので、ご質問させていただきました。

インバウンドのほうは、委員会のほうでもあと詳しくやっていきたいと思っておりますので、先ほど市長のほうから経済の見込みと観光客数も聞きましたので、より一層それができるように塩竈の資源を磨き上げていくことが、土見議員も言うように必要なのかなと思っております。遠いので、なかなか成田空港からこちらに来るといって、国際線も台湾便しかないというのが、今LCCでも台湾便しかないというのが事実でございますので、例えば東京駅から東日本のほうに来る際には、新幹線が3万円で3日間乗り放題という外国人向けのJR東日本が行っているものがございますので、そういうところをいかに調査をしてPRできていくかということになってくると思っておりますので、ぜひとも一人でも多くの人に塩竈市に来ていただけるように進めていけるように、3年間計画を立ててやっていければと思います。委員会でがっちりやりたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 17番小高 洋議員。

○17番（小高 洋君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して、議案に対する総括質疑を行ってまいります小高 洋でございます。よろしくお願いを申し上げます。

さて、今回お伺いをいたしますのは、議案第63号「平成28年度一般会計補正予算」のうち、

塩竈市水産加工業従業員宿舍整備事業についてであります。

まず、前段お話をしたいのは、この間アベノミクスで例えば大企業、3年連続で史上最高益を更新したということもございましたけれども、これがなかなか賃上げにはつながってこない。名目賃金は多少上がったとしても、増税が重なってきた、あるいは物価上昇が重なってきたということもありまして、実質賃金は5年連続のマイナスと。結局物が売れないということで、個人消費は2年連続でマイナスという事態が起こっているわけでありまして、そして、物が売れないという状況の中、ここ塩竈においては例えば原材料を輸入に頼る水産加工業では、円安の影響で原材料が非常に高騰した、震災で失った販路がなかなかもとに戻ってこない、こういった中でこの間懸命の経営努力がなされてきたわけでありまして。

しかしながら、今度は「では、雇用の拡大を」と図っても、なかなか人が集まらない、こういった状況が生まれているわけでありまして。ハローワーク、あるいは商工会議所等でお話をお伺いしますと、なかなか賃金が上げられないという問題、あるいは昔ながらの業界のイメージ、言葉は適切かどうかわかりませんがいわゆる3K職場、こういったイメージがあるのではないかというようなことも聞かれたわけでありまして。

こういった状況の中で、宮城・岩手両県では外国人技能実習生の受け入れ枠を拡大する構造改革特区を共同申請し、昨年塩竈市の4社、釜石市の1社が認定を受けたということをお聞きしました。この認定された会社においては、これまで年間3人だった受け入れ枠が6人にふえ、3年間の実習期間で最大18人の受け入れが可能だということでありましてけれども、果たして人材確保という観点から見れば限定的なものでありますし、また労働力という観点で外国人技能実習生制度を見るという点でも、この制度そのもののあり方において今まさにさまざまな議論が行われているということも事実であります。そして、人材確保としての対策としてさらに打たれたのが、宮城・岩手両県で本年度水産加工業の人材確保支援策として、この宿舍整備の補助制度を始めたわけでありまして。

今回、宮城県と協調して行われるこの中小水産加工業者等が実施をするこの宿舍整備について、何点かお伺いしたいと思います。

1点目ですが、数社手を挙げておられる状況の中で、果たしてその対象となる方々、おわかりになる部分だけで結構です。外国籍の方々の割合、技能実習生等を含めつかんでいる部分でお答えをいただきたいと思っております。

そして2点目になりますが、この外国人技能実習生制度においては、これまでその過酷な労

働実態の問題ということが、全国的に取り上げられてまいりました。一部の報道で「最低賃金で奴隷のごとく」と、こういった言葉で取り上げられた報道を私自身目にしたこともございます。塩竈市において、果たしてこういった実態があるのかどうか、私にはまだわかりませんが、塩竈市において外国人技能実習生の雇用状況、労働条件、こういった部分を含めてつかんでいることがあれば、お答えをいただきたいと思えます。

そして3点目として、根本的な人材確保、地元経済をいかに盛り上げるかという点では、やはり塩竈市にお住まいの方、あるいは近隣の市町村にお住まいの方にこういった職場があると、魅力的な職場があるといかに目を向けていただくか、いかにアピールしていくかというところも非常に大事になってくるかと思えますが、そのあたりのお考えをお聞かせください。

以上3点、よろしくお願いをいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 小高議員のご質問にお答えいたします。塩竈市水産加工業従業員宿舎整備事業についてのご質問でありました。

1点目ではありますが、今回整備をする宿舎について収容人数、さらにはその中で外国人技能実習生はというご質問でありました。今回、宮城県の制度を活用して3社が整備する宿舎の収容人数ではありますが、合計で44人となっております。そのうち、外国人技能実習生の受け入れ人数は19人となっており、割合としてはおおよそ43%という状況であります。

次に、外国人技能実習生の実習環境についてのご質問でありました。実習生を受け入れるに当たっては、前提条件として賃金に関しては日本人を雇用する場合と同様に宮城県が定める最低賃金、平成27年度では時給726円でしたが、これ以上の金額にすることとなされており。また、時間外労働についても、割増賃金の支払いや不当な控除や強制貯金の禁止など、良好な実習環境を整えるためのガイドラインが示されているところであります。市内で外国人技能実習生を受け入れている事業者では、このガイドラインに沿った適切な制度運営がなされているものと判断をいたしているところであります。

つい先日も、このような外国人就労者を雇用されている会社の方々にお伺いをさせていただきましたが、外国人の方の雇用環境も大変厳しくなっているというお話をいただきました。ミャンマー、あるいはベトナムといったようなところから、今市内の水産加工業界にはお越しをいただいております。そちらのほうに出向いて、研修生の募集を行ってきたようですが、日本は研修生であります、他の地域では社員として採用するというような企

業もあるようであります。したがって、今後はこういった外国人就労者も大変厳しくなってくるのではないかとこのことを憂慮いたしております。

そういったことを踏まえますと、やはり地元から水産加工業界の方々に就労いただくということが、何よりも肝要ではないのかなと考えておりますが、残念ながら依然として厳しい環境であります。平成27年12月の塩竈市の有効求人倍率であります、1.05倍と低い水準にはありますが、事業所ではパート賃金の引き上げや求職者の意向に沿った勤務時間の調整、あるいは正社員としての募集など、雇用確保のためさまざまな対策を講じているとお伺いをしております。しかしながら、応募は残念ながらほとんどなく、採用した場合でも離職者が多く、安定的に労働力を確保することが大変厳しい状況であります。

ハローワーク塩釜管内の新規高卒者の職場定着状況を見ますと、採用後1年経過後の水産加工業の定着率であります72.6%となっており、いかに定着率を向上させるかが課題となってきました。本市といたしましても、求職者に向けた水産加工のイメージアップのため、塩竈市水産加工業雇用ガイドブックを作成し、県内の大学や高等学校、あるいはハローワークなどに水産加工業の雇用確保に向けた情報誌を配布いたしております。また、個々の事業所では従業員の確保がなかなか困難なことから、昨年10月には塩釜商工会議所や団地水産加工業協同組合が中心となりまして合同説明会を開催するなど、雇用の確保に取り組んでおります。また、つい先日はハローワーク様が塩釜ガス体育館で、各企業のPR活動もあわせて行っていただくなど、地域を挙げて雇用の確保の取り組みを始めているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） ありがとうございます。

1点目の質問についてであります、やはり収容人数44名中実習生の方が19名、43%ということで、やはり割合としてはかなりの部分があるのだなということがわかりました。

それで、先ほど外国人実習生の方の労働条件というところにつきまして、2点目でお伺いしたわけですが、外国人実習生は入国1年目というところから労働者として、労働基準法上の労働者として扱われるということが、入管法の改正ででき上がったわけでありまして、そういった点ではしっかりとした労務管理が行われながら、しっかりと実習を積んでいただくということがやはりきちんとしたあり方なんだろうというふうに思うわけであります。

そういった中で、先ほどのお答えにありましたように、塩竈市におきましてはそういった部



分きちんとガイドラインにのっとってやられているものと判断しているということでありましたけれども、もし仮にこういった実態があれば、それは当然ながら許されることではありませんので、そのあたりの対策を今後もしっかりと考えながら進めていただきたいというふうに思います。そして、やはり先ほど市長もおっしゃったように、塩竈市に住み塩竈市で働く、地元雇用という点で大いにこれはぜひ取り組んでいただきたいというふうに思うわけであります。

先ほどさまざまご紹介をいただきました雇用ガイドブックの作成、配布、あるいは合同説明会、PR活動、こういったことをたくさん取り組んでいらっしゃるというふうに理解をしたわけでありますが、いかに業界に目を向けていただくかということで、例えば3月議会、私自身地域貢献事業に取り組む地元企業に光を当てるための認定事業など、こういったものをご提案させていただいたわけでありますが、そういったことも含めて再度市として今後どういったことを検討されていくのかお聞きをして、私からの質問としたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 我が市の基幹産業であります水産業・加工業界、今大変厳しい環境の中での頑張りをいただいております。当然のことながら、我々もこれらの関係者のご苦勞を少しでも分担をしていかなければならないという覚悟であります。一方ではなかなか地元の基幹産業に関心を持ち続けていただけないということも、実態であります。

つい先日、塩竈市内にあります国の東北水産研究所でありましたか、私も水産研究所の中を見せていただくイベントがありましたときに足を運びました。ちっちゃい子供さんたちが直接魚に触れる機会があつて、本当に明るい笑顔でそういったことをやっておられた。やっぱり、ちっちゃいときから地元のそういった食に関心を持っていただくということから、我々ももう一回しっかりと取り組んでいかないと、つけ焼き刃的なことではとてもとてもなかなか効果があらわれないということ、改めて自分なりに確認をいたしてまいったところであります。

10月には、また「みなと塩竈・ゆめ博」開催をされますが、そういった会場でもやはり塩竈のこういった産業に関心を持っていただけるような取り組みもしっかりとやっていくということで、市民の方々に改めて認識をいただくというようなことに努めてまいりたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（香取嗣雄君） 14番志子田吉晃君。

○14番（志子田吉晃君）（登壇） 市民クラブの志子田吉晃です。私からも総括質疑をさせていただきます。平成28年度塩竈市一般会計補正予算の概要、及び議案第62号と第63号に係る「塩竈市児童館及び放課後児童クラブの指定管理について」総括質疑を行います。

まず初めに、平成28年度一般会計9月補正予算について。2億4,755万円の補正が追加され、合計で401億4,462万4,000円となります。また、特別会計と合わせますと3億2,480万円が追加補正され、合計で638億2,537万2,000円となりました。それで、この今回の9月補正の予算編成の基本的な考え方をお示しく下さい。お聞きしたいことは、今回この9月補正の最大の特徴は何か。どのように表現できる補正予算なのか、目玉は何なのか、解説願えれば幸いです。

次に、議案第62号の「塩竈市児童館条例及び放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」、この指定管理者制度についてお尋ねします。この事業の内容は、皆様導入のメリットについて、内容については前の議員の方々がお聞きしましたので、私からは特に職員の安定的な雇用の確保や事業応募者の確保の見込みについて伺います。また、長期的な事業展望をお伺いして、1回目の質疑といたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 志子田議員のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、議案第63号「平成28年度塩竈市一般会計補正予算」の予算編成の基本的な考え方についてのご質問でありました。

今回の補正予算につきましては、復旧復興関連事業や復興支援のための各種事業のほか、長期総合計画実現のための事業など、補正予算総額が2億4,755万4,000円を計上させていただいております。大きな柱であります。まず、本市の復旧・復興を加速させるための予算として、2億3,749万5,000円を計上いたしております。中身であります、東日本大震災復興交付金第15回申請により、国に認められました港町地区津波復興拠点整備事業の増額補正分や、被災をされた市民の皆様へ義援金をお配りする災害救助費のほか、宮城県と協調し従業員宿舎を整備する事業者に対し補助する塩竈市水産加工業従業員宿舎整備事業や、外国人観光客の入り込み数の増加を図るため、国の東北観光復興対策交付金を活用して実施をいたしますインバウンド資源発掘プロモーション事業を計上いたしております。

また、長期総合計画実現のための予算529万4,000円といたしまして、市営清水沢東住宅集会所に併設して整備をいたします清水沢東老人憩の家の供用開始に向けた備品整備費等の計上のほか、国の地域介護・福祉空間整備推進交付金を活用し、介護ロボットを導入する事業者にも補助を行う高齢社会対策費、寄附金を活用し浦戸中学校に学校図書を整備いたします小中学校図書整備事業などを予算化をさせていただいたところであります。あわせまして、今年度で指定管理が終了いたします杉村惇美術館の次期指定管理に向けた美術館運営事業、並びに新たに指定管理を行おうとする藤倉児童館及び放課後児童クラブ運営事業の債務負担行為の設定を行わせていただいております。

議員からは、今回の補正予算の目玉はというご質問をいただきましたが、基本的には当初予算にそういったものを折り込ませていただいておりますが、強いて申し上げさせていただければ額は500万円ではありますが、今東北全体の大きな課題となっておりますインバウンド対策を今後どう進めるかということの、一定の方向性を見出す調査費ではないのかと思っております。これが、さらに大きく膨らむことができますよう、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

次に、指定管理者制度でお願いをいたしております放課後児童クラブであります。職員が確保できるのかというようなご心配をいただきました。先ほど志賀議員からも同様のご質問をいただきましたが、今塩竈市内の放課後児童クラブについては、市内の方のみならず市外の方々にも採用の枠を広げさせていただいております。今回指定管理者を、今から条例をお認めいただければ取り組むわけではありますが、基本的にはやはり職員の確保は厳しいかと思っております。ただ、一方ではチームリーダーといいますか、学校に1人そういった方々を配置して、全体を引っ張っていくということを計画いたしておりますので、ぜひすぐれた人材を数多く確保できるような指定管理者を、今後検討させていただくことを予定をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） ありがとうございます。じゃあ、2回目以降のことでお聞きします。

一般会計補正予算のことですけれども、金額は少ないです。私もそう思ったんですよね、2億円か3億円かと。ところが、今回の9月の審議では債務負担行為、これも3億幾らだし、それから工事契約のほうですと新たに24億円というのも出てきましたから、2億円なんだけ

れども実際の審議事項は50億円くらいの補正予算規模の審議内容になるんじゃないか、計算がちよっと大ざっぱ過ぎますけれども。その辺のところ、言っていただければ9月の審議に力が入りますので、その辺のところどのようにお考えでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 当然のことではありますが、我々が提案いたします予算が塩竈にお住まいの皆様方の社会福祉の向上に直結いたすわけでありますので、1円たりといえどもしっかりと活用してまいる覚悟でおりますが、実はこれも大変申しわけなく思っておりますが、毎年せっかくつけた予算を繰り越しでありますとか、あるいは先ほども議論させていただきましたが不用額という処理をさせていただいております割合が、結構高いものになっております。実は平成28年度につきましては、そういったことを繰り返すということではなくて、上半期にできる限り発注率を上げていこうという大きな目標を立てさせていただきました。そういったことから、当初予算で年間予算を見通した編成をさせていただきましたほか、6月補正でも今後必要な額については上積みさせていただいたところであります。

今回は、今ご質問いただきましたとおり大変厳しいお願いをさせていただいておりますが、放課後児童クラブの問題でありますとか、あるいはこのまちの振興、活性化に大きな役割を果たすでありますよう杉村惇美術館の指定管理者というものももちろんございますが、それ以外にも先ほど来、阿部議員からもご質問いただきました介護にロボットという新たな取り組みを行政としてスタートをさせるほか、今大変悪戦苦闘されております水産加工業界の方々の従業員宿舎の一定の支援をさせていただく等々、大切な予算を計上させていただいておりますので、しっかりとご審議をいただきますようお願い申し上げますところであります。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） 最初の1点目、お聞きしました。

あと、それから2点目のほうの放課後児童クラブですけれども、もう私で6人目ですか。それだけ関心があるということでございます、新規事業ですからね。それで、新しくやるということですから、皆さん関心もあるし、確認しておきたい。

私のほうからは雇用問題で、この条例改正文の中には雇われる人たちの職員の項目が、仕事も書いていないし、職員の内容も書いていない。そうすると、この委託される指定管理者になる業者との契約のほうで業務内容を規定するのか、あるいは仕様書のほうで規定するのか。

先ほどは、ほかの方が聞いた職員の採用の件なんですけれども、再雇用は市のほうから指定管理業者のほうに推薦する形にするという答弁いただきましたけれども、そういうことでなくて、そういう仕様書の中に「今までの職員の方は、業者がかわっても雇い入れるように」というところがあれば、これ3年ごとに指定管理者がたとえこれからかわったとしても、働いている方々の雇用の安定、そのことを考えたそういう方式をやっていただきたいと思えますけれども、その辺の考え方をお示しいただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 条例上でどういった方をということについては、先ほど伊勢議員のほうからもご質問いただきましたが、平成26年に制定した条例の中で既にその部分の詳細については記述がされておりますので、今回改めて重複してということはやらないということでご説明させていただいたところであります。

2点目であります、今まで一生懸命放課後児童クラブを支えていただきました指導員、補助員の方々には、常に感謝を申し上げているところであります。先ほど私が申し上げましたのは、引き続き雇用を希望される方については、どなたが指定管理ということについてはまだ決まっていないわけでありますから、そういった新たに指定管理に取り組む方々に「こういった優秀な人材がおります」ということについては、推薦をさせていただくということをお願いしました。

これから先は、私も余り法律詳しくないので、例えば委託をするときに「こういった方々を使う」ということを指定できるかどうかということについては、労働基準法等も詳細に点検をしなければならない事項ではないのかなと思っております。なおその辺については、きょうということではなくて、改めてそういったことが可能なかどうかということについては、担当のほうで検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

◇

日程第8 議案第78号及び第79号

○議長（香取嗣雄君） 日程第8、議案第78号及び第79号を議題とします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程いただきました議題第78号及び議案第79号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案はいずれも人事案件でございます。

まず議案第78号は、「教育委員会の委員の任命について」でございます。現委員4名中、2名の委員が本年9月30日をもって任期満了を迎え退任されますことから、その後任の委員を任命しようとするものでございます。後任には、塩竈市北浜1丁目にお住まいの柴田仁市郎氏、昭和21年9月1日生まれ。次に、塩竈市藤倉3丁目にお住まいの池野暢子氏、昭和20年5月9日生まれのお2人を再任しようとするものでございます。

次に議案第79号は、「固定資産評価審査委員会の委員の選任について」でございます。現委員9名中4名の委員が本年10月4日をもって任期満了となりますため、その後任の委員を選任しようとするものでございます。後任には、塩竈市松陽台3丁目にお住まいの佐久間志保子氏、昭和26年11月6日生まれ。塩竈市字伊保石にお住まいの佐々木和夫氏、昭和22年2月24日生まれ。仙台市青葉区中山4丁目にお住まいの大友 洋氏、昭和33年2月3日生まれ。以上の3名の方は、現在委員としてご活躍をいただいております、再任をさせていただこうとするものでございます。

また、1名の委員が今期を限りに退任されますことから、後任として塩竈市栄町にお住まいの土井儀憲氏、昭和26年5月13日生まれを新たに選任しようとするものでございます。

いずれの方々も、人物、識見ともに適任と考えますので、満場のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） お諮りいたします。本件は人事案件でございますので、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本件については質疑、委員会付託、討論を省略し、

直ちに採決することに決しました。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議案第78号について採決をいたします。

議案第78号について、同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議案第78号については同意を与えることに決しました。

次に、議案第79号について採決いたします。

議案第79号については、同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議案第79号については同意を与えることに決しました。

お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明10日から25日までを常任委員会及び平成27年度決算特別委員会を開催するため休会とし、26日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明10日から25日までを常任委員会及び平成27年度決算特別委員会を開催するため休会とし、26日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後9時23分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年9月9日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会議員 西 村 勝 男

塩竈市議会議員 阿 部 眞 喜





平成28年 9 月 26 日（月曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 2 日目）

## 議事日程 第2号

平成28年9月26日(月曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

---

#### 出席議員(18名)

1番	小野幸男君	2番	菅原善幸君
3番	浅野敏江君	4番	西村勝男君
5番	阿部眞喜君	6番	阿部かほる君
7番	香取嗣雄君	8番	山本進君
9番	伊藤博章君	10番	志賀勝利君
11番	今野恭一君	12番	菊地進君
13番	鎌田礼二君	14番	志子田吉晃君
15番	土見大介君	16番	伊勢由典君
17番	小高洋君	18番	曾我ミヨ君

---

#### 欠席議員(なし)

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君
市民総務部 政策調整監	佐藤修一君	健康福祉部長	桜井史裕君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	阿部徳和君
震災復興推進局長	熊谷滋雄君	市立病院事務部長 兼医事課長	荒井敏明君
水道部長	高橋敏也君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤俊幸君

健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	川村 淳 君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤 達也 君
建設部次長 兼都市計画課長	阿部 光浩 君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	鈴木 康則 君
水道部次長 兼工務課長	大友 伸一 君	市民総務部 危機管理監	千葉 正 君
会計管理者長 兼会計課長	小林 正人 君	市民総務部 市政策課長	相澤 和広 君
市民総務部 財政課長	末永 量太 君	市民総務部 税務課長	武田 光由 君
健康福祉部 子育て支援課長	木村 雅之 君	健康福祉部 長寿社会課長	鈴木 宏徳 君
産業環境部 環境課長	菊池 有司 君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤 勲 君
教育委員会 教育部長	高橋 睦麿 君	教育委員会 教育部長	菅原 靖彦 君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	渡辺 常幸 君	選挙管理委員会 事務局長	相澤 勝 君
監査委員	高橋 洋一 君	監査事務局長	佐藤 勝美 君

---

#### 事務局出席職員氏名

事務局長	安藤 英治 君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木 忠一 君
庶務係長	戸枝 幹雄 君	議事調査係主査	平山 竜太 君
議事調査係主事	片山 太郎 君		

午後1時 開議

○議長（香取嗣雄君） ただいまから9月定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第2号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いをいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、6番阿部かほる君、8番山本 進君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（香取嗣雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。なお、本日の一般質問は全て一問一答方式にて行います。

13番鎌田礼二君。

○13番（鎌田礼二君）（登壇） 市民クラブの鎌田礼二でございます。よろしくお願ひいたします。

今日は、質問の機会を与えていただきありがとうございます。皆様に感謝申し上げます。

今回の一般質問では、議会中継と市立病院の2点に絞りました。この2つは時期的にも最も重要な事項であると私は考えておりますので、じっくりと論議をしていきたいと思っております。

では、通告に従い質問いたします。

まず、議会中継について。

ここ数年、議場のデジタル化について議会運営委員会を中心に検討してきました。デジタル化の工事も終え、今定例会が最初の定例会となりました。現在、私の一般質問もインターネット中継が行われているわけですが、この議場でのデジタル化のコンセプトと将来の方向性についてお聞きいたします。

また、宮城ケーブルテレビマリネットができた当初から行ってきました塩竈市議会の議会中継が、本年6月の定例会をもち放映中止となりました。放映中止になった経緯をお聞かせください。

次に、市立病院についてお聞きいたします。

市立病院では、改革プランに基づき職員一丸となり経営の効率化などに取り組んでおり、涙ぐましい努力であると評価をしております。しかし、収支についてはよい状況ではないのではと心配をしております。過去10年もしくは改革後7年間の収支状況はどうなっているのかをお聞かせください。

また、市立病院の改革に向けて、市立病院事業調査審議会と改革プラン評価委員会がありますが、役割や活動実績などについてお聞かせください。

最後に、市立病院の今後についてどう考えておられるのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま鎌田議員から大綱2点についてご質問いただきました。

初めに、議会中継についてお答えいたします。

まず、議場のデジタル化のコンセプトについて、そしてデジタル化の概要についてというご質問でありました。

今回導入いたしました中継設備につきましては、映像、音響システムをこれまでのアナログ方式からデジタル方式に更新を行い、より明瞭な音声と鮮明な画像による議会中継の配信が可能となったところであります。

また、議場内に大型モニター4台が備えつけられましたことにより、例えば発言残時間の表示が可能となったほか、傍聴人の皆様方からもモニターを通して議席で発言する議員の皆様を正面から確認できるようになりました。

さらに、設備のデジタル化によりインターネット中継が可能となりましたため、定例会、臨時会、各特別委員会と議場で行われる全ての議会が中継可能となったほか、リアルタイムはもちろんでありますが、いつでも録画データが視聴できる環境が整ったところでございます。こうしたインターネット中継の取り組みにつきましては、市議会が作成いたしましたPR用のチラシを広報しおがま9月号の折り込みとして市内各世帯への配布を行い、市民の皆様への周知に努めているところでございます。

次に、議会中継をデジタル化放送とした考え方についてであります。IT化が進展し、ソーシャルネットワーキングサービス、いわゆるSNSの利用が進む中、全国の自治体では

インターネットによる議会中継が主流となっており、市民の皆様方からもご要望をいただいていたところであります。

また、鎌田議員からは、以前の市議会におきましてインターネット中継の導入に関するご提案も頂戴したところでございます。

これらを踏まえ、パソコンはもちろんであります、スマートフォンやタブレット端末といった市民の皆さんの身近な媒体を通し、リアルタイムで、あるいは場所にとらわれず、どこでも議会中継を視聴いただける環境整備に重点を置き、取り組んだところでございます。

宮城ケーブルテレビの議会中継についてのご質問をいただきました。

平成27年の2月定例会までは、定例会、臨時会等議場で行われる全ての議会につきまして、宮城ケーブルテレビ及びFMベイエリアのFMラジオにおきまして、それぞれ無料で中継をさせていただいておりました。

しかし、それ以降はともに有料の取り扱いとなりましたことから、平成27年6月補正におきまして予算を計上し、中継経費として約280万円を支払いながら宮城ケーブルテレビのみで同年6月定例会以降、定例会の本会議について中継を実施してまいりました。

また、平成28年度につきましては、中継設備のデジタル化のための整備、インターネット配信等の維持管理に要する経費を合わせまして約2,400万円を当初予算に計上させていただきました。このたび整備が完了いたしまして、本定例会以降につきましては定例会、臨時会等、議場で行われる全ての議会につきまして新たな取り組みとなるインターネット中継に切りかえを行ったところであります。

なお、さきの6月定例会におきましては、デジタル化整備が間に合いませんでしたので、一時的に中継費を約70万円支払いながら、宮城ケーブルテレビでの議会中継を実施したところであります。

今後につきましては、新たに導入したインターネット中継設備につきましては2,400万円の設備でありますので、アクセス状況等の確認や導入効果等の検証を行いながら、最大限の活用が図られますよう議会ともども努めてまいります。

次に、市立病院についてご質問いただきました。

前改革プラン、10年ないしは7年ということでございましたが、改革プランが7年間でございますので、7年間の収支についてご報告させていただきます。

市立病院では、平成19年度末で不良債務が21億円を超えましたため、国の公立病院改革ガ

イドラインに基づきまして、平成20年度に市立病院改革プランを策定し、平成21年度から平成27年度の7カ年を計画期間として各種の目標数値を設定し、経営健全化に取り組んできたところでございます。

前改革プランでは、平成16年から始まりました新医師臨床研修制度に伴う影響としての医師不足などにより、結果として累積した不良債務21億円につきまして、医師不足は全国的な問題であり市立病院のみの責任ということではないという判断から、一般会計において負担をさせていただくこととし、病院の役割としては新たな不良債務を発生させないことと、経常収支の均衡を図ることの2つを目標に掲げてきたところでございます。

このうち、1点目の新たな不良債務を発生させないという目標は、何とか単年度黒字を計上しながら達成をしてきたところでありますが、もう一つの目標であります病院経営の指標となる経常収支の均衡につきましては、他の年度は未達成でありましたが、平成23年度には約300万円の経常利益を生み出し、過去数十年間の病院経営において達成することができなかった経常収支の黒字化を達成することはできましたが、他の年度でこの目標達成ができなかったという現実であります。

そういった中、病院事業調査審議会と改革プラン評価委員会についてのご質問をいただきました。

新改革プランの策定に当たりまして、昨年10月、市立病院事業調査審議会を立ち上げ、新改革プランを策定したところでございます。

審議会委員の構成であります。会長には本郷東北大学名誉教授、副会長には鳥越塩釜医師会長のほか、塩釜医師会の渡辺副会長、県の地域医療構想との整合性を図る観点から県の医療整備課長と塩釜保健所の副所長、市民代表など総勢9名の委員から構成されているところであります。また、改革プラン評価委員会の委員につきましても、審議会の各委員にあわせて委嘱をしているところであります。

これまでの開催状況であります。新改革プランの策定に当たり、平成27年度に4回開催いたしました。現在、県において地域医療構想を策定中のため整合性を図る必要がありますことから、ご審議いただいた内容につきまして、本年2月に本郷会長より、とりあえず中間答申として受けたところでありまして、その後に全員協議会におきまして議員の皆様へ答申の内容をご報告させていただきました。

また、評価委員会は、病院事業の取り組み状況を評価するために毎年1回開催することと



しており、本年は8月におきまして平成27年度の取り組み状況について評価をいただいたところであります。

評価の内容といたしましては、期待される地域医療の役割は果たしているとの評価と、経営改善については患者数の増のための職員意識改革と受診しやすい病院を目指すようにのご指摘をいただいたところであります。

次に、病院の将来展望についてのご質問でありました。

まずは、市立病院が公立病院として果たすべき使命についてご説明させていただきます。

国による医療機能の分化連携が推進されている中、1つの病院で全ての医療を提供するというこれまでの病院完結型から、病院間でそれぞれの専門医療や療養環境を互いに提供し合うことにより地域全体で治し支える地域完結型の医療への転換が求められております。

しかしながら、医療を取り巻く環境はますます厳しさを増していくことが予想され、旧塩釜医療圏の二市三町におきましても、それぞれの病院が主力となる診療科目を強化していくなど、診療科目の選択と集中がなされていくものと考えております。

このような状況におきまして、地域住民が安心して必要とする医療を受けられるようリーダーシップを市立病院が発揮し、病院間の連携や調整の役割を果たすこと。また、地域医療において必要性がありながらも病院経営の観点から民間病院が不採算部門としてなかなか実施できない、例えば在宅医療や慢性期医療などの分野を担うことの双方を果たしていくことが、二市三町で唯一の公立病院である市立病院の役割であると認識いたしております。

現在、国では2025年におけるあるべき医療介護の提供体制の実現に向け、医療介護総合確保推進法を制定したところであり、県ではこの法律に基づき、地域における効果的かつ効率的な医療提供体制の実現を目指す地域医療構想を策定しているところであります。

地域医療構想では、第2次医療圏ごとに各医療機能の将来の必要量を定め、医療機能の分化と連携を推進することとし、今後二市三町地区では急性期の削減が想定される一方、回復期、慢性期などにつきましては不足が見込まれております。特に地域包括ケアシステムの構築が求められている中、地域における在宅医療の必要性がますます高まっていくものと推測いたしております。

また、近隣の東北医科薬科大学では、大学病院として高度急性期や急性期医療の充実、さらには救急患者の受け入れに積極的に取り組んでおり、市立病院の急性期医療を取り巻く環境はますます厳しさを増していくことが予想されます。

このような状況を踏まえ、新改革プランでは市立病院が今後果たす役割として4つの役割を掲げさせていただいています。1点目が急性期病棟の維持と積極的な救急患者の受け入れ対策、2点目でありますが地域包括ケア病棟の運用による在宅復帰であります。3点目が、療養病棟による慢性期医療の提供であります。4点目は、先ほど来申し上げておりますが、在宅医療の充実であります。

これらの役割をしっかりと果たしていく一方で、慢性期医療や在宅医療などの政策的医療については採算性が厳しいのも現実であります。このような状況を考慮し、新改革プランでは一般会計から必要な繰り入れを行っていただき、所期の目的をしっかりと果たす市立病院改革を今後も進めさせていただきたいと思っております。新改革プランに掲げました収益の目標と費用削減の目標に基づき、さらなる経営の効率化に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田礼二議員。

○13番（鎌田礼二君） ありがとうございます。

まず、議会中継について2回目の質問に入っていきたいと思ひます。説明は先ほどありましたが、はっきり言ってこのインターネット中継、やはり役割がちょっと違うと思ひますね。インターネット中継とケーブルテレビの放映とは質が違うと思ひます。

それで、まず役割が違うというのはどうかという、今はいわゆるインターネット中継であれば若い人たちがいつでもどこでも見られるという、先ほどスマートフォンやなんやらでもという話をお伺ひしました。しかし、従来塩竈市内で今までずっと継続的に見てこられた市民にとっては、その段階でばしっと見られなくなる状態になるわけですね。中にはインターネットも大丈夫ですよという人はいるのかもしれませんが、年齢層やら何やらを考えるとどうもそれはちょっと考えにくいというふうにおもひますね。ですから、全国的に先ほどの市長の回答ではインターネット中継が主流だという話ではありますが、情報公開といひますか行政やら議会もそうですが、そういう観点では、私は本当に必要なツールだと、塩竈市にとってはツールだというふうには思ひますが、その辺の観点はどのようなふうにお考えになるのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、鎌田議員から今回導入したデジタル化放送設備だけでは市民の方々に十分な周知ができないのではないのかというご質問であったかと思ひます。

ご答弁の中で、今回2,400万円の経費を投入させていただきまして、今定例会から新たにスタートしたわけでありまして。ご答弁の中でも触れさせていただきましたが、まずはこのようなシステムが市民の方々にどのように受け入れていただけるかということについての周知等に努力をさせていただきますとともに、折に触れてこういった形で議会中継が見られますよということについてはPRをさせていただきたいと思っています。実はきょうも朝、市老連の方々のスポーツ大会が体育館でありまして、私はそちらのほうに足を運ばせていただきますとともに、きょうは午後から議会がございますのでということで失礼をしてまいりましたところ、何人かから、私たちもしっかり見ているからねというようなお話をいただきまして、大変うれしく感じて帰ったまいったところでありまして。

なお、このことにつきましては、過日、議長、副議長から私のほうに足を運んでいただきまして、議員の皆様方の中にこういった気持ちを持っておられる方々もおられますというご要望は承りました。その際にも、まずはこういったシステムがどれだけ市民の方々から受け入れをいただけるかということについてもしっかりと確認をさせていただきたいというようなお話をさせていただいたところがございます。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） やはりちょっとけさ、市老連のそれには私は参加をしていないんですが、デジタル放送化でいわゆるインターネット中継を見ているという話だったんでしょうかね。中にはいろいろそういった達者な、達者なというのはちょっと表現が悪いですが、いらっしゃることはいらっしゃるんですが、全部ではないと。一部ではないかと私は思うんですが、ないしは今までのケーブルテレビの中継のイメージがあって、今まで見ていたよという、そういういわゆる意見といいますか声ではなかったかと私は推察するわけですが、先ほどの回答になかったんですがいわゆる情報公開上、今インターネット中継が始まったわけですが、これについてケーブルテレビも前はあった、ラジオもあった、それにインターネット中継があればもう万全かなと私は思うんですが、このケーブルテレビが減ったことによってそういった情報公開度が私は下がっていると思うんですよ。

そういった考え方、いわゆる二千何百万円出したからいいよという考えでは私はいけないと思うんですね。これは初期投資であって、維持費として毎年2,400万円かかるわけではありませんよね。その辺、どういう状況になっているのかちょっとお聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 相澤政策課長。

○市民総務部政策課長（相澤和広君） 今、維持管理経費のことについてご質問いただきましたので、お答えしたいと思います。

デジタル化に伴いまして、平成28年度でございますが、途中から、9月定例会からの経費ということでございますが、約120万円程度ということでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） では、ちょっと極端な話が、ケーブルテレビより高いんじゃないのかなんて思ったりもするんですが、そういうことはないのかなと。いわゆる初期投資で二千何百万円かかったけれども、毎年かかるというわけではないし、いわゆる今回設備を整えたのでこれをどう維持するかというところは先ほど言われた金額だと思うんですが、私はやっぱりケーブルテレビは必要だと思っているんですね。それは市民、一部のお年寄りはその言ったかもしれませんが、全体的には必要だと思っているということなんですよ。

それで、先ほどの情報公開上はどういうふうに考えているのかということについてはちょっと回答がなかったんですが、いわゆる経費だけ説明があったわけですけども、これは予算はとれなかったんですよ、ことしの予算。議会事務局の話をお聞きしますと、ケーブルテレビの中継を予算化するように申請はしてあったと。しかし、予算はとれなかったというふうに聞いているんですが、これをいわゆる予算化しなかった理由として、やはり今回デジタル化するのでこれのみでいいという考えなのでしょうか。その辺の経緯をちょっとお聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど120万円というご説明をさせていただきましたが、私の知り得ている中身では、インターネットを当然使いますので、その回線使用料として結構多額のものがかかるというふうに担当から説明を受けています。ことしは9月定例会からでありますので、年間ということになりますと幾らの金額になるか、後ほど説明させていただきますので、よろしく願います。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） わかりました。それ掛ける4倍はかかるのかなと思うんですが、それはわかりました。

なぜ予算化しなかったのか。いわゆる市の考え方として情報公開に対する考え方がどうなのか。これはいわゆるインターネット化を図るのでケーブルテレビの放映は必要ないと判断

しているのか。もう一つは予算化しなかった理由を明確にお答え願いたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 今回インターネット化ということでございまして、去年実施計画というので計上していただいて、その後、翌年度の予算の協議に入っていくという流れになります。今回、平成28年度にはこのようなインターネットの放送を取り入れていくということでございましたので、私どもは基本的にケーブルテレビというのは契約されている方のみの範疇ということで放送されている内容でございます。我々はインターネットということで、これは例えばケーブルテレビを契約されていない方でもそれは視聴できるということで、考え方としてはかえってこれまでよりも範囲が広がるだろうという前提のもとで我々は考えさせていただきました。

その中でやはりいろんなツールは何ぼでも広げてお金をかけるということではなくて、今回は2,400万円という投資もさせていただきましたので、まずは基本的に制限なくどなたでも見ていただけるこのインターネットの放送。これも第一の情報提供ツールということで我々は位置づけさせていただきたいということもございましたので、基本的にはインターネットの経費につきましては実施計画上査定をして認めさせていただきましたが、ケーブルテレビにつきましては今回新たにシステムを導入するというので、これについては落とさせていただくという手続をとらせていただいたところです。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） ちょっと考えがよくわかりませんね。いわゆるインターネット中継の場合は、塩竈の市民も見ているが、いわゆるこのケーブルテレビのエリアより広い人たちが全国的に見る可能性はもちろん高い、それは認めますけれども、一方塩竈市に限った場合はどうでしょうか。いわゆる先ほどは加入者が限定されるという話はあったわけですが、インターネットだってそれほど塩竈市内で見える人がいるのかなという、そういう疑問が生じてくるわけですね。全国的にはもちろん多いかもしれませんがね。そういった点ではやはり塩竈市民の議会やら行政に対する興味やら何やらがある中で、これはやっぱりケーブルテレビが放映されないというのは本当に大変なことかなと思うんですよ。

それで、やはり今までの視聴者はずっと連続で多分見てきてくれているんですよ。そういった声も私も電話でお聞きしますし、「この間、こうだったね」とかそういう報告もある経緯もありますし、限定はされるが議会によっほど興味のある人が見ているわけですよ。しか

しながら、インターネットについては、先ほど言った全国的な規模ではあるもののいわゆる興味を持たなかったらそこにアクセスする人もいないし、いわゆる限られてくると。大した数ではないと私は思うんですよ。今後、実態は調査できるんでしょうけれども、実績はね。

そこであと、市長が言われましたが、いつでも見られると言いましたが、いつでも見られません、実は。9日から放映されているんですかね。議会中継は、中継はされていました。しかし、後で検索して夜遅く見ようとか、確認しようとか。全然アップされていません。ちょっときのうは忙しく、確認はしなかったんですが、きのうとかけさにアップしたんでしょうか。いわゆる今までの実績は見られるんでしょうか。ちょっと実態は見られないと思うんですが、端的に見れるのか見られないのかをお答え願いたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） システムの中身になりますが、実は議会事務局のほうがよく知ってらっしゃると思うんですが、我々がお聞きしているのは、今回の放送を録画したものをためておいていつでも見られるというご説明をさせていただきました。基本的には多分議員さんの検索とか……（「端的に見られるか見られないかを」の声あり）現在は確かに見られません。お話を聞いているのは、定例会が終わって5日後ぐらいにいろいろ編集した中で整理したものでアップして見られるようになるというお話だそうです。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 全国的には、その日の晩から見られるんです。先ほど、いつでも見られるというのほうです。いわゆる始まったばかりなのでそれはできないのかもしれませんが、チェックしてどうのこうのと、チェックするんだったら中継の段階でチェックしないといけないんじゃないんですか。一回流れたものは補正、修正きかないんですよ。ですから同じものをすぐにアップして、その日の1時間後ないしはその日の夜からちゃんと見られるというそれが本来の形ではないかと思うんだけど、ちょっと不思議な話ですよ、これは。

それで、こればかり論議していると市立病院もあるのであれなんです、議長さんが申し入れをしたということですが、先ほどさっと内容をちょっとお聞かせいただいたわけですが、具体的にどういった話があってどうだったのか。そして、市長はどういうふうを考えて、どういうふうにご回答したのか。その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） このデジタル化放送のそもそもの導入の経過についてご説明させていただきました。（発言者あり）いや、それはだって鎌田議員が自分でご記憶かと思えますけれども、先進地を調査したときに、もうデジタル化でやっていますよと、塩竈市はおくれているんじゃないですかというご質問をいただき、我々もそうだなと、これは我々ももっと新しい手法を導入することに積極的に取り組んでいかなければならないよなということの中で、いろいろ建策を重ねてきまして、今回ようやくこういった方式を導入できたわけでありまして。ということは、例えばこれを導入しないでという話ではないですよ。

ですから、そういったことの経過を議長、副議長にはお話をさせていただきまして、まずは9月から始まったわけでありまして、そういった成果をまずは確かめをさせていただきたいと。しかる後にということで、またご相談をさせていただきますというお話をさせていただきました。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 私も議会運営委員会の委員長もやっていましたし、積極的にこのデジタル化については政務調査としても、議会運営委員会としても調査をさせていただきました。その中で、やはりもちろんいわゆるインターネット中継のみというところもありましたが、ケーブルテレビも一緒に併設してやっているところはいっぱいありました。その中で、中でもケーブルテレビのほうがやはり見ているんですよと、視聴者数が高いんですよという地域もありました。ですから、この話を進める段階では、ケーブルテレビはなしにして、デジタル化を図ってインターネット中継をやろうという話ではなくて、従来のケーブルテレビ、あのころはラジオ中継もやっていました。それもやりつつもデジタル化を図れば、より多く市民に見ていただけるという話で進んできたはずなんですね。ですから、そういう方向に方向転換をしていただきたいのですが、今までの回答ですと、ことしの再開はあり得ないと。それで、来年についてもただ検討するんだということでもいいんですか。いわゆる簡単にちょっとお答え願いたいんですね、市立病院もあるので。よろしくお願いします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 再三、ご説明しているつもりであります。今回2,400万円で導入した設備が、どれぐらい市民の方々に受け入れていただけるかということを確認をさせていただきたいということでご答弁を申し上げているつもりでございます。よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） というと、確認して、その内容次第ではやっぱりやらないよということであろうというふうに推察するわけですが、ここでこのケーブルテレビについて最後の確認をしておきたいんですが、議長団のほうから申し入れがあったという話はしました。予算化がだめだったというのは、予算特別委員会があったあの時点ではわかっているわけですから、ことしの2月ですよ。それ以降、いつ議長が申し入れをしたのか。その月日がわかれば日にちまで、そこだけ教えてください。それで次に移りたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 何月何日というようには、今こちらに予定表がないので、たしか8月かあるいは9月に入ってからかと思いますが、議長団がお越しいただいて、いろいろこういった意見もあるようでありまして。我々行政でもそういったこともしっかりと受けとめていただきたいというお話をいただいたところであります。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） そうすると、予算化がされる2月の時点では、もうこれはとれないというのがわかっていて、事務局では局長を初めとする方々が議長団には説明をしているという話があったわけですが、そうすると議長団については何らアクションはとらずに、8月末ないしは9月の初めにそういった申し入れをしたということですね。そういった事実ですね。では、次に移りたいと思います。市立病院についてです。時間も大分費やして、時間がなくなっただけで端的にいきたいと思います。

あの回答の中で、いわゆる繰出金、いわゆる収支について概略で説明があったわけですが、私たちにちょっとわかりやすいように、決算特別委員会の資料として資料ナンバー24の60ページの市立病院の事業繰入金の一覧表というものを出していただきました。これはもちろん決算の資料の中の9番にも、ここ10年間の状況も載っているわけですが、わかりやすい内容ということでこれを出していただきました。

これを使って質問させていただくと、実績の繰入額と、それからその繰入額の中の基準内と基準外があります。そして、交付金。これは国から公立病院ということでおりてきているわけですが、そういう内容で一覧表をつくっていただきました。

そうすると、これは簡単に説明をいただきたいんですが、皆さん聞いている人もわかるように。実質繰入金はわかります。実際に一般会計から繰り入れした金額ですから。基準内、



基準外の考え方、それから交付税の算入額、交付税について。この3つについて簡単に、時間がなかったので皆さんわかりやすいようにご説明いただきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 荒井市立病院事務部長。

○市立病院事務部長兼医事課長（荒井敏明君） 資料ナンバー24の繰入金の内容だということです。

まず、基準内のお話をさせていただきますと、これは総務省の繰り入れの基準、先週ですけれども15項目ほどあると。本市、本院だと大体3項目ほど該当するんですが、その総務省が定めている基準というものに合っているもの、もしくはあと特例債のように市のほうとこれまでの経緯を踏まえてルール化したものというものをまず基準内にしているというものであります。

それからあと、基準外となりますと、それ以外ということになりますので、例えば基準を超えるものの一般会計からの繰り入れをしていただいていること。例えば昨年度ですと、消費税の損税分があると決算特別委員会でもお話ししましたように、そういった収益的にもかなり厳しい内容があったので、ルールには基づかなくてもそういった収益のために必要なもの。そういったものが基準外として繰り入れをいただいておりますという内容です。

それから、交付税。これは地方交付税なんかでも普通交付税、それから特別交付税の2種類ございます。それで、一般的に普通交付税のほうというのは、これは一般会計が繰り入れた分に対して大体交付税は普通交付税で見られるという内容でありまして、基本的には病院の病床数でありますとか、それから救急告示病院としての病床数でありますとか、そういったルールに基づく算定がありまして、普通交付税で基準財政需要額のほうに措置されると。

一方、特別交付税のほうになりますと、例えば我々正職員に対します基礎年金拠出金でありますとか、そういった交付税にはなじまないもの、そういったものは特別な需用があるとして特別交付税のほうで見られているという内容であります。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） そういう内容なわけですが、平成27年度を部分的に切り取ってみますと、一般会計から約7億円の繰り入れをしていると。そして、うち基準内は4.7億円、4億7,000万円ぐらいだと。そして、うち基準外は2億2,000万円、2億3,000万円ぐらいですか。そして、交付税の算入額は約2億円です。つまり、これは何を私は言わんとするかというと、基準内より交付税の算入が低いんです。交付税の算入が先ほど言ったように約2億円ですよ

ね。そして基準内が約5億円ぐらいなんですよ、5億円近く。この差が3億円あるわけですね。このいわゆる交付税の考え方として、先ほど説明をされましたが、簡単に言えば公立病院として不採算部門があると。それを補填するものとして国が認めた金額が2億円ではないのかと、そういう捉え方を私はするわけですが、ざっくり考えてです。そういう考え方はおかしいでしょうか。簡単に。

○議長（香取嗣雄君） 荒井市立病院事務部長。

○市立病院事務部長兼医事課長（荒井敏明君） 見方として、全て繰出金、いわゆる繰入金に対して全て交付税措置されているというものではありません。例えば、地方債の元利償還金といえども、一般的な交付税措置額としては約4割。現在ではその3割に下がって、さらに22.5%まで下がってきているという実態もございまして、全てに対して一般会計が出した基準内に対して交付税が措置されているものではないということでもまずご理解いただければと思います。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 基準内外は別として、私が思うのが、いわゆる国として、公立病院としてこういうことをやっているの、不採算部門があるのでこのぐらい交付しますというような、いわゆる簡単な考え方といえば、いろいろ算定のあれの中ではそういったことがあるでしょうけれども、考え方としてはそうなのかなというふうに思うわけですよ。そうすると、いわゆる繰出金がなくて、この国からおりの交付金ぐらいの金額でやれば問題ない話であると思うんですよ。ですから、この今までのを私もちょっと計算してみました。この間の決算特別委員会で聞いたこともありますので、実績負担額をずっとここに入れてみました。医療内収入が幾らで、そして実質の負担額が幾らなのかと。いわゆる実質負担額というのは、実繰入額、実際に一般会計から入った金額。それから国からおりの交付金を引くと、平成21年は5.4億円、それから平成22年は5.1億円、その次が5.8億円、5.2億円、5.3億円。平成26年度はちょっと低くて4.4億円、そして平成27年度については約5億円です。つまり、もう平たく考えれば毎年5億円は繰り出しをしているわけですよ。これが毎年5億円とはすごい金額だし、10年で50億円ですよ。50億円ですよ。10年だったら、繰出額がね。20年では100億円になるんですよ。そうするとこれまで負担をして、いわゆる公立病院の使命というかを先ほど挙げていただきましたよね。それから、昨年12月の一般質問で私も、どうかならないのかと、やはり民営化するべきではないかという話をしたら、公立病院の使命がある

のでそれはできないという市長の考えは十分お聞きはしました。これだけ使命も果たしはしているかもしれないが、毎年5億円もの繰り出しをしていると。これは市民に反対に負担をかけていないかと。5億円もあつたら子育て支援やら人口増加策、それから市内の道路をみんなきれいに整備できるんじゃないですか。そうすれば、極端な話がいわゆる塩竈に移り住んでみようとか、そういう人口増加策の一端に使って、税収もふえて、塩竈の財政状況も好転するのではないのでしょうかというふうな思いもあるんですよ。これだけいわゆる使命も果たしているが負担もかけていると私は思うんですが、これについて考えを簡単にお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） この期間中の7年間における一般会計の繰入金総額の総額であります、7年間で50億4,000万円です。ただ、これは先ほどのご答弁の中でも説明をさせていただいておりますが、要は累積債務の解消分もこの中に入っているわけでありまして。それで、このことについては、ご答弁の中でも、これを病院の責任だけにすることについては余りにも重過ぎるのではないかと。医者がいないわけでありまして。そういったことから、議会のほうに、その損失分については国のさまざまな制度を活用して繰り入れをさせていただきたいということで、累積債務解消分が20億5,000万円です。それで、除いた総額が29億9,000万円になります。このうち国から交付税措置がされますのが14億1,000万円です。この差し引き額15億8,000万円が、今鎌田議員がご質問されている病院の運営に対する実質的な一般会計からの負担金、年間2億数千万円という金額であることは間違いありません。よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 今までの累積の分があつて、その解消のためにやっているのはわかりました。かといつても、2億円の金額が出てくるわけです。2億円もあつたら、先ほど言ったような道路整備やら、いろいろ子育て支援、そういったところにやれるのではないかと私は思うんですね。その金額は、2億円、3億円はわかりました。

でも、それだけ市民に負担をかけてまでこれをやる意味があるかということではなくて、そういう負担をかけつつやるべきものなのかなというところはちょっと疑問は残るんですね。そして、市立病院を持たない市もあるわけです。じゃあその市立病院を持っていないところは、先ほど言った市立病院のないいわゆる公立病院としての使命を果たしていないので、そこ

ではいわゆる病死する方の死亡率が高いとか、発症率が高いとか、そういう実態になっているのでしょうか。簡単にそこをちょっと。実際に公立病院がないところはどうなんですかと。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 病院のあるなしが、市民の方々の命を守ることにどう関係があるかということについては、極めて難しいご質問であると思っております。簡単にこうですということは、私がお答えできる場面ではないわけでありますが、少なくとも病院があることによって救われる命というのはあるということは確信をもって申し上げられるわけでありまして、再三申し上げますが、こういった繰り出しをしますということについて、一切議会に報告なしで私どもがやっているのであれば、鎌田議員から何事だと責められるというのは重々受けとめさせていただきますが、年度当初にこういった繰り入れをさせていただきながらということについては、何度もご説明をさせていただきながら取り組んでおりますことをぜひご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 市長が最後にちょっと針で刺されたなと思っているんですけども、私はそれを重々承知で、いわゆるこれは先ほど言ったようにインターネット中継もやられていて、市民も見ている可能性もある。それで、市民も知っていただきたい。実態はどのようなかということで私は質問をしているんです。もちろんこれは、もちろん今までのあれは自分で計算すれば、わかることはわかりますよ。でも、市民はここまで細かなことはわかっていないと思うので、実態を市民に知らせる意味でもこういった一般質問をやらせていただいています。

そして、先ほどの市立病院がないところではどうなのかという話をしたんですが、それについては回答はなかったわけですが、今まで改革をずっと進めてきました。それで、私はもう水気のない雑巾を絞っても一滴も出ないよという状況に、極端な話が今の状況として、市立病院としては努力してなされてそういう状況になっているのかなと。これ以上、やはり黒字をふやして行って、赤字まで解消してというようなことは、繰り出しもなしというようなことは考えられないと。

そうすると、建てかえしかないんじゃないかと。今の位置では、私は今の設備ではお金を生み出す病院ではないかと。いや、お金を生み出せばいいという話ではないんですよ。市長

が言われる公立病院としての役割も果たしつつ、市民にも応えていく。そして、負担をかけない病院をつくるためには、今の設備ではもう無理だと。私はそう考えているんですよ。そんな意味で、建てかえが必要だと私は思っているんですね。新たに建てかえをして、先ほど言ったような金額を払うのであれば、もう建てかえの金額に払ったほうがいいと。それで、新しい病院になるということになれば、計画されれば、働く職員の方、それからお医者さんの熱の入れようも違ふと。もちろん建ててからの皆さんの働きがいつも違ふと。なおかつ病院が、今市立病院でも病院の料金がちゃんと決まっていますので、古い病院であろうが、環境がいい病院であろうが、みんな取られる医療費は同じはずなんです。そんな意味で、そうすると市民も喜ぶと。新しい、いい設備であれば。そう思うんですが、建てかえの必要な時期だと考えるんですが、これに関してはどういうふうに考えていらっしゃるんですか。今の設備で十分で、十分黒字は生み出せる、一般会計からの繰り出しもなしにいけるというお考えでしょうか。その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 病院を建てかえするのかというご質問になりました。実は、先日の台風通過時に、病院のほうから悲痛な声を上げられました。もう、二十数カ所雨漏りしておりますと。金だらいだけでは間に合わない状況でありますというようなことを、病院から連絡をいただきました。私も次の日に早速病院のほうに行って点検をさせていただきましたが、老朽化については、改めて申し上げるまでもないと思います。ただ、そういう状況は市役所もそうでありますし、例えば学校についてもしかりであります。限られた予算をどう使っていくかという厳しい選択を迫られているわけであります。

我々は、病院につきましては、まずは赤字体質から脱却しましょうと。それで、せめて単年度黒字をしっかりと計上できるような、そういう体制にならなければ、病院の建てかえという問題はとても難しいというようなことを、関係者の方々には私から直接申し上げてきております。そういったことを何とか実現しようとして頑張ってきたのが、今回の改革プランであると思っております。

ただ、残念ながらそれ以上に制度のほうの変革が大変厳しい。例えば、消費税を2%上げられただけでも病院の経営というのが大変厳しいというような状況であります。なおかつ、我々は病院の建てかえだけではないわけであります。市役所だって決して訪れていただく市民の方々に快適な環境を提供させていただくなどとは決して思っておりません。ただ、一方

では限られた予算をどのように活用していくか。先ほど来、病院あるいはケーブルテレビで議論をさせていただいておりますが、そういった財政的な見通しを一定程度きっちりと立てていかなければならないものだと思います。病院につきましては、そんなに時間がないだろうということについては、私も改めて感じておりますが、しからばどういった手法を活用すれば病院の建てかえができるのかというところまでお示しをしなければ、議会も市民の方々も納得していただけないものと思っておりますので、なおそういった努力をいたしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 病院は聞くところによると、入院した人もそうですし、やはりもうかなり老朽化していると、もう限界ではないかなと。そういうふうにするのでそう言っているんですが。今の状況であの病院で、いわゆる利益を生み出せるのかと。先ほど改善してからというようなことを言ったんですが、そんなことを考えたら、もう絶対できないというふうに私は思うんですよ。

その意味でも、改革が始まった平成22年度の医療収入、医業収入ですか。いわゆる患者さんが払ったお金関係ですが、25億4,000万円ですよ、平成22年は。次の年が25億1,000万円、24億2,000万円、25億1,000万円、そして平成26年が減ってしまして23億4,000万円。それで、平成27年度が25億1,000万円と。ここでずっと伸びて、伸びて、毎年1億円ぐらいずつ伸びてきているとかそういうことであれば改善は見込めるなという数値上はそう思うわけですけども、数値はそうは言わないと思うんですよ。ずっと一緒です、改革後も。いろいろな諸事情があることは決算特別委員会やら何やらで聞いているのでそれは理解はするものの、いわゆるこの医業収入をアップしていかなかったら、絶対黒字化にはならない話なんですよ。

そんな意味で、いわゆる物を生産するものであればあそこは工場であるというふうを考えれば、今までの設備で同じ工場ではそれ以上の生産能力は上がりっこないですよ、もう。限界で、皆さん一生懸命努力しているんですから。

そんな意味で、新しいものをつくるべきだと思うんですよ。新しいもので新たに生み出していかなかったら、この医業収入は上がらないと私は思うんですね。

それで、役所もどうのこうのという話が出ました。役所だって同じです。やっぱり働いている人が、役所の職員の皆さんがおられるわけですけども、立派な役所で環境のいい役所でやれば、それは仕事のやりがいがある。はかどると思いますよ。会議だって今、そっちに

行ったりこっちに行ったりしている。それから、会議だけではない。部分、部分的にいろいろ分かれているので、これは効率が悪いに決まっているんですよ。1カ所にまとまればいいんですね。そんな意味で、私なら一石二鳥で、役所と市立病院を抱き合わせで一緒にやればいいのかなどというふうに思ったりもします。

そして、そのいわゆるお金の問題があるのであれば、民間の活用も考えたらいかがかなと思うんですね。市長が言われるような公立病院の役割を果たすなら、医業部分は今までどおり公立でやる。それから、建物やら事務関係、それから清掃関係とか給食関係とかありますよね。そういった部門は民間にやっていただくという、いわゆるPFIとかという方法もありますしね。そういった方法をいろいろ検討する時期ではないのかなと私は思うんですよ。

今までどおりやはり今までの建物で一生懸命やって、とにかく利益を少しでも上げるんだという、それじゃあ私は、自分だけの契約で済む話であれば別ですけども、お客さんを取り寄せてのことですからなかなか難しいと。

何度も繰り返しになりますけれども、同じ病院、古い病院であろうが新しい病院であろうが、同じ治療を受けたら同じ金額なんです。そうなれば、お客さんとしてはやはり環境のいいところに行くのではないのでしょうか。そんな意味で私は、役所も含め、それから市立病院も一緒に1つの建屋で、交通の便のいい場所にぼんと効率よく建てて、民間の力も利用してやる。そんな手しかないのかなと。そういうことによって、そういう計画が上がれば、職員の方も働きがいもある、やりがいもある。お医者さんもですね。そして、利益も若干は改善の道も開けるのかなと思ったりもします。時間もあと2分ぐらいしかないんですが、これに関してご意見をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 無から有を生ずるというのは、なかなか難しいと思います。今、議員が、例えばPFIでありますとかPPPでありますとか、そういった事業手法というのは一時的に事業者が立てかえをするという制度でありますよね。かかった費用はいずれ発注者であります塩竈市がお返しをしていかなければならない。これは当たり前の話であります。それを一時期に立てかえするのか、例えばPFIを活用して何十年かは建設した会社が維持管理をしながら、それをBTTFというんですかね。そういった形で塩竈市に引き渡しをしていくというのが制度の中身であります。例えば、建設業者が建設費を肩がわりしてくれるという制度ではないわけですので、当然のことながら庁舎にしても病院にしても、建てる

にかかった費用はいずれ長期短期にかかわらず何らかの形で返済していかなければならない。そのようなことが、今の塩竈市の財政から費用が生み出せるかどうかということに我々は悩んでいるわけであります。恐らく私を含めて誰しものが、病院の建てかえをしたいという強い思いを持っていますが、しからばその部分、今まで提供させていただいたサービスを削れるのかということになるわけであります。それは、絶対に許されないことだと思っておりますので、そういったことが明確な方針として皆様方にご説明できる環境では今ないということをご説明をさせていただいておりますことを、ぜひご理解いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 以上で、鎌田礼二君の一般質問は終了いたしました。

17番小高 洋君。

○17番（小高 洋君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して一般質問を行います日本共産党の小高 洋でございます。

昨年、議会に送っていただいてから早くも1年がたちました。改めて市民の皆さんの目線に立ちながら質問をしてみたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

さて、1点目は藤倉庚塚線上、特に藤倉2丁目3番地付近の歩道についてであります。

この歩道部分については、この道路の反対側、3丁目側のところの側溝についてかさ上げなどの整備がなされ、あわせて道路整備が行われた関係もありまして、現状車道の高さに対して歩道が非常に低く、したがって大変勾配がきついという状況があるわけであります。

あわせて沿道にあります住宅敷地の関係から大変歩道が狭く、自転車で通行なさる方、歩行者の方にとってこれは大変歩きにくいものとなっているわけであります。

これが果たして冬場ともなれば、凍結することも考えられ、そうなれば今度は通行することもままならない、こういった状況となることも予想されております。また、現実に転倒してしまった方、手押し車を押して通行していたら車輪が曲がってしまったと、こういったお話も伺ったわけであります。そして、その歩道沿い、沿道には園芸店もございます。何とかしてほしいと、お客さんも入りにくいといった声もお聞きいたしました。

改めて何らかの方法で対策をとることをお考えでしょうか。お伺いいたします。

2点目について、利府中のインター線整備についてであります。

利府中インター線は、塩竈市越の浦の国道45号線を起点として利府中インターチェンジに至る幹線道路でありまして、塩竈の水産加工会社から三陸道、あるいは仙台都市圏、こうい



ったところとの交通機能強化を図り、塩竈市街地の渋滞解消、そして避難路としての役割も持っている非常に重要な路線であります。第1期区間は用地買収が難航し、たびたび日本共産党の天下県議、小野前市議とともに県の土木事務所を訪問し、早期の工事推進の要望を行ってまいりました。難航していた用地買収も今年度、2016年度中には全地権者と交渉を完了させる予定で、2017年度に工事を発注し、年度内、2017年度内の完成を目指すということでありました。

また、この1期工事に伴い、吉津集会所が取り壊されますが、宮城県が支払う土地代、補償金、こうしたところをもとに市がこの集会所を建てることになっております。そして、17年度に工事が完了した後、2期工事分についてはさまざま検討着手が始まっていくということでありました。

そこです、この第1期工事分の進捗、今後の見通しについてお伺いします。

次に、この第1工事分供用後の塩竈市内の交通状況の変化についての考え方を伺います。

さらに、第2期工事について、今後の市の取り組みにおける考え方というところでお伺いいたします。

続きまして、3点目は塩竈市における子ども医療費助成制度の拡充というところについてお伺いいたします。

昨年の9月定例会、初めての一般質問。その第一のテーマがこの拡充についてというところでありました。この間、日本共産党市議団としてこれは常に求め続けてきたことでもございます。子どもの権利条約、掲げられた権利の中で、防げる病気などで命を奪われないこと、病気やけがをしたら治療を受けられること。これに基づいて、ぜひこの医療費助成というものをこの条約の中で定義をされる18歳というところまで、そしてさらには全ての子供についてひとしく与えられる権利でありますので、所得制限の撤廃というところもあわせて求めてまいりました。

そうした中、昨年12月定例会におきまして、通院、入院あわせて中学校3年生までと拡充の条例改正が示され、今年度より拡充の運びとなったわけでありました。

これは、この間述べてきたとおり非常に評価をするところではありますが、その一方で非正規雇用の増大、賃金格差の拡大の中で、これは子育て世代の負担軽減というところに大きく寄与する政策であるということ踏まえまして、さらに子供というのも18歳までであります

ので、さらにさらにこれから発展させていかななくてはいけなといった分野であります。

所得制限に関してみても、一定の所得のラインでサービスがゼロか100かということになっている。これがおかしいのではないかと。何よりも、全ての子供にひとしく所得制限撤廃ということも強く求められているというわけであります。

そこでお伺いをしたいのは、まずこの18歳というところまで拡充することについて、市長の基本的な考え方、助成はどうあるべきなのかということについてお伺いいたします。

次に、この所得制限という考え方につきましても、基本的な考え方をお伺いいたします。

続いて、平成28年度塩竈市と他市町村の取り組みを比較しての現状をお伺いいたします。

そして、県が2017年度からの補助拡大、助成の拡大を表明したわけですが、この拡大を踏まえて、市として今後どう検討されていくのかお伺いいたします。

続きまして、大きな4点目ではありますが、市の障害児保育というところでお伺いいたします。

全国的な保育士不足の中で、なかなか保育のニーズに応え切れていない、こういった現状の中で、先日も質疑で取り上げましたが、隠れ待機児童ということも大きくクローズアップされまして、今保育行政のあり方というところに大きな注目が集まっているわけであります。

そういったところで、例えば決算特別委員会の中におきましても、保育予算の増加、保育士確保、老朽化した保育園の建てかえ、こういったところを求めたわけではありますが、今度は市の保育行政、障害児保育というところで見えてまいりたいと思います。

まず、市の障害児保育における現況と課題についてどう捉えておられるかお伺いいたします。

次に、塩竈市障害児保育実施要綱について、受け入れの対象となる児童あるいは補助金などについてお伺いいたします。

そして、市内の私立保育園における県の市町村振興総合補助金をもってなされた補助金が要件を満たさない児童に支給されたことによる返還問題について、現在の状況と検討内容についてお伺いいたします。

さて、5点目ではありますが、本市に立地する宮城県塩釜高校について、最後に何点かお伺いいたします。

8月のことでありますが、塩釜高校にお伺いをして、お忙しいさなかお時間をいただき、さまざまお話を伺いしてまいりました。塩釜高校、平成22年に統合され、男女共学の宮城

県塩釜高校となったわけでありましたが、1学年の定員が400名、全体で1,200名と、これは県内一のマンモス校となっております。それだけの人数が、市内・市外さまざまところからこの塩竈市で学んでおられるわけでありましたが、毎年大変多くの卒業生が進学、あるいは社会へと羽ばたいていくというわけでありまして。

まず、震災後、ここ5年間の卒業生の進路状況についてお伺いいたします。

次に、卒業生の中で就業することを選ばれた方、ここ塩竈市内での就業状況についてお伺いいたします。

最後に、塩釜高校はこの塩竈市唯一の高校であります。1,200名の未来ある若者がこの塩竈市を学びやとして選んでいただいたと。ぜひ、卒業後もこの塩竈で暮らしていただきたい。ともにこの塩竈の未来をつくっていききたいと、そういった観点から、この市内への就業といったところをいかに促進していくか。市としての考え方、取り組み等についてお伺いいたします。

以上、大きく5点についてお伺いいたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 小高議員から大きく5点にわたりましてご質問いただきました。

初めに、藤倉庚塚線上、特に藤倉2丁目、3丁目の歩道整備についてのご質問でありました。歩道につきまして、勾配がきつく歩行者の通行が困難でありますことに加え、冬場なんかは滑ってしまうと。大変厳しい環境であるというご質問でありました。

この部分につきましては、藤倉地区区画整理事業を進めるに当たりまして、当該地域を事業範囲に入れられないかという検討協議を行った経緯がございます。しかし、地権者の同意が得られない等の理由から、新浜町杉の下線の沿線区域を区画整理事業の対象範囲とし、市道藤倉庚塚線側につきましては社会資本総合整備交付金により道路の整備を進めていくという大きな方針を打ち出したところであります。

市道藤倉庚塚線の藤倉2丁目、3丁目付近であります。車道に対して宅地が低く、最大で36センチメートルぐらい下がっている場所もございます。車道と宅地の距離も短いことから、宅地への乗り入れ部分を確保すると歩道の傾斜がきつくならざるを得ない箇所等が出ております。車道にはご案内のとおり雨水排水のボックスカルバートが中央に埋設されておりますことから、道路の高さを下げることができない状況でありまして、段差解消策と

しては、宅地側のかさ上げが必要と認識いたしているところであります。

しかしながら、社会資本総合整備交付金により整備を行えますのは歩道を含む道路部分でありまして、ご質問の道路の復興交付金事業では民間宅地のかさ上げは行うことができないという制度でありますので、今市が考えております制度としては、市独自に創設いたしております宅地防災対策支援事業制度をご活用いただきまして、歩道のかさ上げにあわせて宅地の盤上げを行っていただけないかと。そういったことが可能とすると、歩道の傾斜の緩和解消が進められるということになります。

ただし、この市の宅地防災対策支援事業制度であります、2分の1が塩竈市の補助、2分の1が受益者の負担ということになっておりますことをご理解いただきたいと思います。

次に、利府中インター線についてのご質問であります。

インター線整備第1期工事の進捗につきましては、地元の方々から大変なご支援をいただきました。改めて心から感謝を申し上げますところでもあります。県では第1期工事として庚塚パーキングから吉津集会所までの延長460メートルを実施計画といたしております。

用地補償につきましては、本年7月末時点での進捗率が約43%となっておりますが、今年度末までに全ての用地補償を完了する予定というふうに仙台土木事務所から聞いております。

また、本体工事につきましては、平成29年度に着手し、単年度で完成を目指す予定となっております。

利府中インター線第1期工事分供用後のこの周辺の道路交通の変化についてのご質問でありました。

この第1期工事は終了いたしますが、例えば吉津トンネルやダブル踏切は現状のまま残されることとなります。したがって、第1期工事が完了いたしましても、従前の交通量は変わらないものではないのかなというふうに考えております。

なお、吉津トンネルや周辺の舗装面については、第1期工事完了までには周辺の通行状況を再度確認し、必要があれば維持補修を本市で実施し、安全で安心な通行を確保してまいりたいと考えております。

ご質問の利府中インター線整備、第2期工事の見通しについてのご質問でありました。

第2期工事は、吉津集会所付近から青葉ヶ丘団地を一部トンネル構造で経由し、JR東北本線、仙石線を橋梁でまたぎ、杉の入4丁目の国道45号線に接続する延長約1.3キロメートルの路線でございます。当該路線につきましては、本来は県が事業主体であります、昨年

度、市では一刻も早く事業に着手をしていただきたいという思いで、本市の貴重な復興交付金を活用し、復興まちづくり事業として津波発生時における新浜地区の国道45号線と三陸自動車道を結ぶ緊急避難輸送路として、最も妥当な路線であることを認識し、調査を行い検証させていただいたところであります。

県でも市がみずからこのような調査を行ったということについては大変重く受けとめていただいているものと判断をいたしておりますが、いまだ第2期を着工するという明確な方針は打ち出されていないということが現状であります。

大変重要な路線であります。我々もさまざまな機会を捉えまして、できる限り早期に着工されますよう努力をいたしてまいりたいと思っております。

次に、塩竈市における子ども医療費助成の拡充についてのご質問であります。

18歳まで対象を拡大することについての基本的な考え方についてのご質問でありました。

本市の子ども医療費助成事業であります。昨年12月定例会におきましてお認めをいただきましたとおり、本年4月からふるさとしおがま復興基金という限りのある財源ではあります。このようなものを活用し、外来の助成対象年齢をそれまでの小学校6年生から義務教育期間の中学校3年生まで拡大をさせていただきました。

現段階において、対象年齢をさらに18歳まで拡大することにつきましては、義務教育終了まで拡大した今回の推移を見守り、その財源につきましても現在の限りあるふるさとしおがま復興基金の活用から、今後どのようにして安定財源に切りかえ継続することができるかをまずは最大の検討課題とさせていただきたいと考えております。

次に、所得制限の撤廃についてのご質問であります。

一定以上の所得がある方々については、経済的に医療機会が確保されているのではないかという考えに基づき、所得制限限度額を設けさせていただいております。この所得制限限度額は、県の所得制限と同額の取り扱いといたしております。

所得制限を撤廃するには、さらに現状でありますと2,400万円の新たな財源を必要とすることとなりますが、県の助成対象外でありますことから、全て市の自主財源で負担するということとなります。今年度から実施している外来対象年度の中学校3年生までの拡大については、何とかふるさとしおがま復興基金を財源とし、毎年約1,300万円を充当いたしておりますが、いずれ限りある財源でありますので、所得制限の撤廃には新たに大きな財政負担を伴いますことから、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

次に、このことについて他市町村と比較しての塩竈市の制度の現状についてというご質問でありました。

平成28年4月1日現在となりますが、まず対象年齢は本市を含む県内13市中、8市が外来・入院とも中学3年生までを対象といたしております。残りの5市は、入院のみが中学校3年生まで、外来を小学校6年生までとしているところが3市、小学3年生までとしているところが2市という現状であります。

また、塩釜地区二市三町では、外来・入院とも高校3年生まで対象としていますのは松島町1町であります。中学校3年生までとしておりますのが1市2町、入院を中学校3年生まで、外来を小学校3年生までとしているのが1市でございます。

なお、所得制限を設けている市であります。県内13市中、本市を含めて10市という状況であります。塩釜地区二市三町で所得制限を設けている市町は、本市を含め2市2町という状況であります。

次に、宮城県が対象年齢を3歳から就学前まで拡大することを踏まえて、本市として今後どのように対応するのかということでもあります。

宮城県からは、平成29年4月から、現在の所得制限は現状維持しながら対象年齢を外来について3歳未満から就学前まで拡大するとの説明を受けております。なお、宮城県の対象年齢拡大に伴い、本市に対し増額となる助成金の規模であります。平成27年度の医療費助成実績で試算をいたしますと、3歳から未就学児まで助成費2,969万7,000円ありますので、この半額の1,484万8,500円が県から増額されると推定いたしております。

この助成金について、本市が今後どのように活用するかについては、今年度中学生まで対象年齢を拡大したことに伴い、約1,300万円の限りあるふるさとしおがま復興基金を投入した経過も踏まえ、年齢拡大に必要な安定的な財源の確保や市全体の財政面と総合的な視点から、慎重に検討させていただきたいと考えております。

次に、保育所についてご質問いただきました。

保育所における障害児保育の現状について、まずご説明をさせていただきます。

公立、私立保育所で受け入れをしている障害児の人数についてであります。塩竈市障害児保育実施要綱に基づき、障害児の受け入れを行っているのは、市内10カ所の認可保育所において本年4月1日現在、公立保育所が1名、私立保育園4名の合計5名でございます。

障害児の受け入れに当たっての課題についてであります。各保育所では、基本的に3歳児

以上の全ての障害児の受け入れを行っているところであります。なお保育所では日々の保育の中でよりよい保育環境をお子様に提供するため、保護者の方々とご相談する機会を設けながら保育を行っております。障害児の保育については、母子保健担当など関係機関との連携を密にしていくことが今後重要になるものと思料いたしております。

塩竈市の障害児保育実施要綱についてのご質問でありました。

この要綱は、心身に障がいをもつ児童の集団保育の実施に関して必要な事項を定めております。

保育所で受け入れの対象とする児童であります。4点であります。1つ目には、特別児童扶養手当の支給対象となる児童であります。2つ目でありまして、身体障害者手帳の交付を受けている児童であります。3つ目は、療育手帳の交付を受けている児童。4つ目は、これらの児童と同程度の障がいをもつと宮城県子ども総合センターなど公の機関において認められた児童のいずれかに該当する3歳児以上の児童でございます。

また、これらの児童の保育に当たりましては、そのお子様の発達にとってどのような療育支援が必要なのか、母子保健担当や障害児母子通園施設などと丁寧な話し合いを行っているところであります。

障害児を受け入れた場合の補助金の条件についてであります。まず平成15年度の国の三位一体の改革により、国はそれまでの補助金を廃止し、地方交付税の算定対象として市町村への財政措置に切りかえました。この措置により、県は宮城県市町村振興総合補助金の障害児保育事業による補助金を創設いたしました。その支給要件であります。身体障害者手帳4級または5級を有する児童、療育手帳Bを有する児童または児童相談所の判定書または障がいに応じた専門の医師の診断書等が提出されている児童で、特別児童扶養手当の支給対象外となる集団保育が可能で比較的障がいの程度が軽い児童を受け入れている私立保育園に対し支給されます。その補助金は、障がい児1人当たり月額4万9,000円でございます。

また、本市は障がいの程度が重い児童に対しまして、塩竈市認可保育所保育事業補助金で障害児保育分を含めて、保育園ごとに各月初日における入所児童数に2,600円を上限とする金額を乗じて補助をさせていただいております。

市内私立保育園における障害児保育に関する県の振興補助金の返還を求めていることについて、現在の状況とその後の検討内容についてお答えいたします。

私立保育園に対する補助金の返還に関して、現在の進捗状況であります。これまでの取

り組み内容について、まずは相互の理解を深めるため、該当する保育園と意見調整を図っているところであります。障害児保育事業に関しましては、過去の資料を精査しながら今後の対応について早急に対策を検討いたしてまいります。

私立保育園に対する市の補助金であります。平成16年度に塩竈市認可保育所保育事業補助金交付要綱を制定し、このうち障害児保育事業に対する補助は、集団保育が可能で日々通所ができ、特別児童扶養手当の支給対象障害児、いわゆる重度の障害児を受け入れている施設を対象とする旨、規定いたしました。その後、平成21年度に市の補助金の見直しを行い、それまでの乳児保育、延長保育、障害児保育の各事業に対する補助を統合の上、保育園の各月初日の入所児童に先ほど申し上げました1人当たり2,600円を上限とする金額を乗じて補助する形式に改めさせていただきました。

障害児保育に対する国の交付税措置で、本市に交付される金額であります。約330万円です。これに対しまして、本市では一般の児童分も含めて私立保育園全体で987万円交付いたしております。

こうした経過を踏まえ、障害児保育としての補助は、現在も保育園に対し改正前の補助金と同程度の補助をさせていただいているものと認識いたしておるところでございます。

次に、塩釜高校の卒業生の進路について、何点かご質問いただきました。

まず、ここ5年間の進路状況についてのご質問でありました。

平成23年度は、卒業生392名のうち、進学などが248名、就職が144名、就職率は36.7%ありました。平成24年度は震災の影響を受け、就職者が大きく落ち込み、卒業生396名中、進学などが294名、就職が102名、就職率は25.8%となっております。その後は就職率が回復をしまして、5カ年平均では進学率が68.9%、就職率が31.1%となっております。

次に、これらの就職希望者が市内の企業にどれほど就業されているかというご質問でありました。

塩釜高校において、平成27年度に学校を通じて紹介を行った企業等への就職者は100名ありますが、そのうち市内事業者への就職者は8名で、市内への就職率は全体の8%という状況であります。来春、平成29年3月卒業見込みの状況については、平成28年8月末現在の数値となりますが、卒業見込み者数393名のうち、進学予定者が287名、就職希望者が106名。就職希望者の割合は27%となっております。就職希望者の就職希望地といたしましては、県内への就職希望者数が92.1%、県外への就職希望者が7.9%。県内就職希望者のうち市内事



業者への就職希望者の割合は9.2%と依然として低い状況であります。

次に、就職者の定着率についてであります。

平成24年度以降の塩釜管内における新規卒業者の高卒者の職場定着率であります。採用後1年経過は76.8%、2年経過は64.0%、3年経過後が52.2%となっており、高校卒業後の3年経過後には約半数の生徒が職場を離脱しているという状況であります。

このような状況を踏まえまして、市内への就職をいかに促進するのかというご質問でありました。

いかに就職を促進するかということですが、昨年度の塩釜管内の職業求人受理状況では、基幹産業である水産加工業などの製造業を中心とした生産工程労務の就職割合が57.4%と最も高くなっております。しかし、就職を希望する塩釜高校の多くの生徒は、事務、販売、サービスの仕事を求めており、例年の傾向から結果としてそういった職種が多い仙台を中心とした市外への就職となっており、市内においては求人求職のミスマッチの状況下にございます。

一方、市内の水産加工施設の現状であります。これまで水産加工業はどちらかといいますと3Kのイメージが強くございましたが、震災からの復旧整備により、多くの工場が施設設備面で大幅な改善を図ってきております。特に8分の7の水産業共同利用施設復興整備事業補助を活用した水産加工業者の方々などは、女性の働きやすい環境づくりのためパウダールームやシャワー室の整備を行う等、就業関係の改善に取り組んでいただいております。

今後は、例えば企業内保育所の整備などについても事業者に対して働きかけを行い、若い世代が子育てと就業の両立を図ることができるような環境整備を事業者とともに促進してまいりたいと思っております。

また、本市の基幹産業は、やはり水産加工業でありますことから、もし水産加工業に対する好感度が必ずしも高くないようであれば、そのイメージを払拭し、塩釜高校を初めとする若い方々に職場として選択いただけないものかと考え、本年4月には水産加工業の仕事の現場を直接取材し、その復旧・復興した姿を紹介するとともに、働きがいや職場で活躍している方々の生の声を掲載することで、水産加工業の仕事の魅力を知ってもらい、働きたいという人を少しでもふやしたいとの思いで、市内の水産加工業者29社を掲載した塩竈市水産加工業雇用ガイドブックを作成し、県内の高校や大学にPRを図ったところであります。

また、4月25日には、塩釜公共職業安定所、宮城労働局、宮城県の共催による高校生のた

めの合同企業説明会及び企業と高等学校教諭の就職懇談会が塩釜管内の企業30社、学校9校、生徒220名参加のもとで、塩釜ガス体育館で開催されております。本市からも、私を初め職員が足を運び、塩竈のPR活動をさせていただいたところでもあります。この合同会では、市内企業11社中、水産加工業者6社が参画をし、具体的な仕事の内容や職場環境等の説明を行い、市内企業のPRを行っております。

本市といたしましても、引き続き、ぜひぜひ塩釜高校卒業者に地元の企業で就業いただきますよう、なお努力いたしてまいります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） ご答弁ありがとうございます。

かなり時間もなくなってしまいましたので、簡潔にお伺いしてまいりたいと思いますが、まず1点目のいわゆる藤倉庚塚線上の歩道整備についてというところでございますが、実は先日、そういった近隣にお住まいの方々含め、そういったところへの改善要望ということで市当局のほうにお伺いしてまいりました。その際はなかなか具体的なお話と申しますか、そういったところがお伺いできなくて、そういった中で先ほどの市長の答弁の中にもありましたような中に管が埋まっているので道路が下げられない。そういった事情などをさまざまお聞きした上で、市としてぜひ知恵を絞っていただきたいということでお話をしてきたわけがあります。

それで、先ほどご答弁の中にありました宅地防災支援対策事業の中で、宅地の盤上げといったところを今行っていないかということで、その具体的な部分で今どういったふうになっているのか、そこを改めてお聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 東日本大震災後に制度化いたしました宅地防災対策支援事業という事業がございまして、そちらを市長の答弁の中でご説明させていただいたわけですが、民間の方が持っていらっしゃる宅地をかき上げするというのが、これまで制度化されておりませんでしたけれども、今申し上げた制度の中で、例えばそのお宅を改修しようとするときには一定程度の支援ができるという制度でございます。

ただ、これも東日本大震災を理由に設立した基金を財源としておりますので、期間が有限になっております。現在のところ平成29年度中という期間が期限となっておりますので、ぜひ

ひそれまでの期間の中に何か機会があればぜひかさ上げをしていただけないかなと思っております。

あと、今ご発言いただきました箇所ですけれども、道路の沿道に駐車場になっている場所が結構ございまして、その駐車場と道路とをすりつけるという必要がどうしてもございまして、そこで、段差をつけないでスロープですりつけるという必要がございまして、そのエリアは全体的にどういうふうな整備が良好かということで平成26年度、平成27年度の道路工事の中で、我々としては最大限知恵を絞らせていただいて施工したものでございまして、震災前より決して道路が高くなってより傾斜がきつくなったという状況ではないということは、まずご理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） わかりました。より傾斜がきつくなったことではないということではありましたが、実際に道路が非常に見ばえもきれいになった中で、どうしてもその歩道の部分が目につきやすいということはあるのかもしれませんが、一方で転倒なさった方もおられる、あるいは手押し車が壊れてしまったということもございまして、そういった事実もございましてということでもあります。

それで、市の道路行政の中においてさまざまあるかとは思いますが、市民生活に支障を来す特に行政が行った事業の中で発生してしまったということもありましたので、ぜひこれはさらに、さらに、大いに知恵を絞っていただきたいというふうに思うわけでありまして。

例えば、土木のみならず、復興、下水道、さまざまな部署でこれは連携をして早期の解決をお願いしたいということで、ちょっと時間もありませんが、要望となりますが、さらにそこで取り上げた付近のバス停がございまして。道路と歩道の分離帯、縁石のところに切れ目がなくて、バスの乗りおりに非常に苦労しているというお声も頂戴しておりましたので、これも早期の解決を強く求めて、時間の関係もありますので次に移ってまいりたいと思います。

利府中インター線整備の関係であります、先ほどご答弁の中にもありましてとおりに実際その用地買収が平成27年度内に終了する見込みという中で、その工事期間中の移転に関してやはりさまざまあるということも事実であります。

そこで、お願いをしたいのは、いわゆる県事業ということではあります、地元の皆さんのさまざまなご事情に関して、一体これは市として、一体主体的に一定のところを取り組んでいただきたいということでもあります。仙台土木事務所と連携しながら、つなぐところはし

っかりおつなぎいただきながら取り組んでいただきたいというふうに思うわけであります。

さらには、集会所の移転ということもありますので、市民交流の重要な場ということもありまして、ご意見を酌んでいただきながらこれはしっかりと取り組んでいただきたいということで要望をしておきます。

それで、交通状況の変化についてというところでお伺いいたしました。先ほどのご答弁の中では、吉津トンネルあるいはダブル踏切は現状のままということで、従前の交通量と変わらないのではないかとということでおっしゃっておられましたけれども、現在でもいわゆるしおりトンネル方向から吉津のトンネルを抜けて、そこから例えば杉の入を抜けて新浜町、あるいは藤倉方向へ一定の交通量があると、時折渋滞も見られるという状況でありまして、やはり多少なりとも道路がきれいになれば、多少悪化することもあるのかなというふうに思うわけであります。

そういった中で、この路線は通学路でもありますので、市の道路行政としていわゆるその位置づけをどうやって具体化をしていくのか、そこは先ほどご答弁の中にありましたように道路状況を見ながらしっかりとご検討をいただきたいと思います。

それで、吉津トンネルの部分であります、この部分は以前より日本共産党市議団としても、このトンネルにおいても安全対策ということで求めてきた経緯がございます。どういったことかと申しますと、周辺は大変自然豊かな地域と申しますか、それだけに夕方となれば多少周辺と比べて暗いというようなところもあります。

そういった中にある全長93メートルほどのそれなりに歩くと長いトンネルであります、中がやはり全体的に暗いといえますか、基準的な部分で見るとそうでもないのかもわかりませんが、暗くて多少冬場などは若干怖いというふうに思うこともあるわけですが、例えば照明をさらに明るくする、あるいは中を白く塗り直してもっと通行しやすいふうにするというようなお考えがもしあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 吉津トンネルにつきましては、数年前からいろいろ照度の問題、それから内側を少し色を塗るともう少し明るくなるんじゃないかというご提案などもいただきまして、塩竈市としては、照明灯は今上下の2段になっていると思います。色違いですけども、そういった工夫などもさせていただいております。

なお、今私どもも交通量については把握しておりまして、利府のほうに中倉の横を通過

抜けていく大型車両などもあります。ただ、あそこの東塩釜吉津線、これは越の浦春日線、利府中インター線につながる都市計画道路として計画はしておりますけれども、そこがまだ概成済みとなっておりますので、その見通しを市としてはつけていかなければならないのかなということを考えてございます。

ただ、いずれにしても総合的に交通量が変わってくるというのは、越の浦春日線の供用が開始してからということになりますので、そういった計画の中で東塩釜吉津線の整備については検討していこうというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） わかりました。

さまざまトンネル内の部分においてはこれまでもご検討なさっているということでありましたけれども、やはり感覚としては非常に暗いなど。特に冬場、徒歩あるいは自転車で通行する際はやはり不安であろうというふうに思うわけであります。

それで、私も小さい子供がおりますが、この間何度かやはり不審者情報というところも携帯に速報として入ってくるような状況でありまして、そういった部分においてはやはりそのたびに不安を覚えるところでありますので、そのトンネルの照度ということに関しましてはぜひ安心の通行通学というような観点からご検討いただきたいというふうに思うわけであります。

それで、利府中インター線、その道路交通状況の変化ということでありましたが、実際、今現在例えば大型車両、先ほどの答弁にもございましたけれども、青葉ヶ丘の団地内を通行していくような車両も何台か見られるようなこともありまして、そういった部分、利府中インター線の供用開始前後、そういったところにある程度こだわらずにやはりさまざまご検討いただきたいというふうに要望したいと思います。

それで、2期工事についてであります。利府中インター線2期工事まで完了して初めてその効果が発揮される路線であろうというふうに思うわけであります。冒頭述べましたとおり、塩竈の水産加工団地から三陸道、仙台都市圏、交通機能強化を図ると、あるいは市街地の渋滞解消、避難路としての役割というところで、供用開始が早期に求められる事業でありますので、これはぜひ大いに検討を連携して取り組んでいただきたいというふうに思うわけであります。

一方でこの計画の中で、例えば青葉ヶ丘の団地にお住まいの方々の中では、閑静な住宅街

がどうになってしまうのかというところで懸念を覚えておられるという方もおられました。こういった部分に関して、市としての取り組み方というか、話し方といたしますか、簡単で結構ですので端的にお答えいただきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 利府中インター線の2期工事につきましては、トンネルを抜けたところが1期工事の終了場所になります。そこからだんだん青葉ヶ丘のほうに向かって上のほうに上がって行って、青葉ヶ丘の団地の下はトンネルで抜けて、今越の浦のポンプ場をつくっておるほうにトンネルで抜けて、そこからループ状に回って国道45号線にタッチするというふうな都市計画上の計画となっております。

それで、ちょっと青葉ヶ丘の方が閑静な住宅地がどういうふうに変化していくのかというふうなご懸念があるというのは今お伺いしましたけれども、すぐ近くを大型車がびゅんびゅん通っていくということではなくて、一定程度の橋脚、それからトンネル、そういったものを経由して車が通行していくものというふうに思料されますので、そういったところが県の2期工事、用地買収等に着手したならば、全体像などを示しながら丁寧にご説明申し上げたいというふうに思っております。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） わかりました。そのあたり、丁寧な説明というところで要望をしておきたいと思います。

いよいよもって時間がなくなってまいりました。

それで、次に子ども医療費助成制度の拡充というところについてお伺いいたしますが、さまざま先ほどご答弁いただきましたけれども、まずその予算的な部分ではこれまでも基金の考え方などお聞きをしてきたわけであります。

その一方で、塩竈市においては先日の決算の中で、現在住宅の建設も一定好調だというようなこともございました。少子高齢化が進む中で、いわゆる若い世代、子育て世代にいかにか定住していただくかという関係で、その周辺地域との比較という観点で見ても、実は例えば県内の市町村、今ちょっと新聞記事を持ってきたんですが、ほとんどが中学校3年生以上というふうになっていると。さらには、仙台市は小学校3年生から一気に中学校3年生まで拡充するというのがこの9月定例会の中でもあったようでありますけれども、さまざまこの記事を見ますと、例えば石巻市、あるいは白石市、こういったところ。隣の多賀城市は小学

校6年生であるようではありますが、岩沼市では所得制限を緩和していくと、栗原市では18歳までやっていくというようなこともありまして、いわゆるもはやセールスポイントになるようなことではなくなってきたと。ある意味では、当たり前の施策となりつつあるわけでありまして。さらには、以前取り上げましたけれども、国がその交付金を減額するペナルティーの問題。これも具体的な方針こそ出てきてはおりませんが、強い要望のもとでペナルティーの廃止も含めて、今現在議論をされているわけでありまして。

そして、日本共産党の県議団も毎回のよう議会で取り上げまして、県もようやく拡充を決断したというわけでありまして。

先ほどのご答弁にありましたおよそ1,500万円ほどになるかというような試算でありましたけれども、ぜひその安定財源と先ほどおっしゃいましたが、こういったところも財源として考慮しながら、前段述べた子供たちの権利、これをしっかり守っていくという観点で、これはぜひぜひご検討いただきたいというふうに思うわけでありまして。

それで、ちょっと駆け足となりますが、市の障害者保育の関係で少しお聞きしたいと思います。

先ほど市の保育所における現況と課題ということでお聞きいたしました。市内10カ所、それぞれ公立で1名、私立で4名、計5名今お預かりをしているということでありましたが、やはりひっかかってくるのは3歳児以上というところになるわけでありまして。

塩竈市障害児保育実施要綱においても、その受け入れ対象となる部分、これが3歳以上というふうになってしまうわけで、いわゆるその待機児童というところの観点で見ましたときに、3歳未満で障がいを持っているお子さんは自動的に待機児童になってしまうということも言えるのではないかと思います。

そういった中で、先ほど保育のニーズという観点から、また障害者差別解消法との関係でも、この3歳以上というところ、これはもはやなじまないのではないかというふうに思うわけでありまして、そのあたりのお考えはいかがでしょう。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいま小高議員から障害児保育の年齢を引き下げられないかという趣旨のご質問かと思っております。

ちなみに県内の13市の状況をご報告させていただきますと、塩竈市と同じように3歳以上という年齢を設定しているのが本市を含めて4市、約3割でございます。それで、3歳未満、

生後例えば4カ月、5カ月から、あるいはゼロ歳からというふうに規定しておりますのが7市でございます。13市の約半分がそのような設定をしております。

このような状況を見ますと、決算特別委員会の中でも浅野議員からの質問に担当課長からご答弁差し上げたところでございますが、障害児保育所は40年代後半に始まったときに、国のガイドラインをもとに各市町が制度設計をしたかと思いますが、このような状況を考えますと、塩竈市におきましても対象年齢の引き下げに向けての検討は具体的に着手する時期に来ているのではないかとというふうに捉えているところでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） わかりました。大変前向きな重要なご答弁をいただいたのではないかとというふうに思っております。

そこで、そういった部分でも進めていくに当たっては、やはりその課題という部分でいかに受け入れていくかというところが出てくるのだろうというふうに思います。本質においては、やはり保育士の確保、受け皿をいかに確保するかというところに、これはなろうかと思えます。これも繰り返し取り上げてきたことではありますが、例えば発達障害というところ、実際何らかの特徴が見られるお子さんでも、障がいとしては診断を受けておられないお子さんも一定おられるだろうということもありますが、数としては捉えていなくても現場として対応する保育士さんたちは、やはり一人一人のお子さんたちに合わせて対応するわけがあります。そして、仮に3歳以下までその障害児の受け入れというところがかなくなった場合には、また一定その受け入れルールが、その労力といいますか、ちょっと言葉はあれですがなかなか難しい状況がまた発生してくるのではないかとということもあります。

そういった状況の中で、いわゆる保育士が足りない、受け皿をどうしていくかというところで、その障害児の分野で考えていることがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 障害児保育に関して、保育士の確保という課題にどう対応していくのかというご質問を頂戴いたしました。

それで、私どもはその障害児保育に限らず、通常の保育であっても、できるだけ希望されるお子さんを受け入れたいという思いの中で保育士の確保を進めているところでございます。

ただ、現状としてはかなり厳しい状況がございまして、例えば県内に13の大学、短大、専門学校、保育士を養成している機関がございまして、そのような中で実際に保育所にお勤め



になる卒業生の方というのは、昨年度よりも若干ふえまして、ことしの春ですと大体6割ぐらいになるのではないかとこのように捉えております。

それから、もう一方で、昨年までは関東圏に卒業生がかなり行ってらっしゃるということでしたが、ことしの春の卒業生というのは大体県内なり地元就職されているという状況がございます。私どもとしましては、そのような状況もございますので、ことしの卒業生は卒業生として、次年度の卒業生に向けてそのような学校なり教育機関育成機関のところに連携を密にしながら保育士確保について取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） わかりました。決算特別委員会でも述べましたが、ぜひ予算を持ってしっかりとやっていただきたいというふうに思うわけでありまして。

それで、先ほど補助金の分野で1点ご答弁いただきました重度の障がいを持ったお子さんに対する補助金、全児童掛ける2,600円というところで措置をされているわけでありまして、ここの部分に関して十分な補助額となっているのかとお聞きしようとしたわけでありまして、その前の段階で改正前の補助金と同程度の補助をしているというような答弁があったわけでありまして。

そういった状況の中で、これは額としてはそういったことになるのかもわかりませんが、重度の障害児を預かるというような状況の中で、1人の児童当たり2,600円という考え方になってしまいますと、受け入れをしてもしなくても額は変わらないのではないかとこのように考えがもしかすると出てきてしまうのかなど。となれば、受け入れをしないほうが園の運営としてはやりやすいというふうになってしまうこともあるのではないかとこのように思うわけでありまして。

それで、ちょっと他市の要綱を何件か眺めてみたわけでありまして、例えば仙台市では1人受け入れると14万円、3人だと23万3,200円というふうに要綱で定めているそうでありまして。3人で単純に3で割ってしまうと、実際加配される保育士さんに対してその補助金が多少少ないということもあるので、3人でちょうど1人7万円になるくらいの計算。1人だと14万円と。大崎市では1人当たり7万円ということをやっていると。多賀城市では、6万5,333円というところでその補助を出しているということでありまして。

そういった中で、やはりここは現在の補助とは別に障害児保育に関する補助を設けるべきではないかとこのように考えておりますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 先ほどの市長からの答弁の中で、1人当たり月額2,600円掛ける保育児童の数を補助させていただいているという答弁を差し上げました。ちなみに、例えば仮に60人の定員の保育所であれば、年間どのくらいになるかというふうに試算しましたところ、年間187万円ほどになるということでございます。仮に県の補助でいう月額4万9,000円で、1人保育士を雇用したときに宛てがわれる補助の額というのは年間58万8,000円、60万円弱ということになります。余り金額の話はしたくございませんが、そういうことを考えますと、現在の私どもの1人当たり幾らと定額の補助を積み上げでもって、例えば障がい児保育を担当する保育士3名を雇用する分には十分に当たるのではないかというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、今小高議員からご質問がございましたが、今後障がいをお持ちのお子さんがふえるような状況があるとすれば、そのようなものに対してこれまでの補助制度を含めて基本的な内容を見直していく必要があるのではないかというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） わかりました。額としては、なかなかお金の金額になってしまうわけですが、額としては多少高いかもしれないけれども、受け入れをしようがしまいがという部分に、やはり多少なりともいろんな考え方が出てくるんだろうというふうに思います。

そういった中で、一定重要かつ前向きな答弁だったのではないかというふうにも思うわけでありまして、ぜひそのあたりを大いに検討していただきながら、そして園の意見というものもある程度聞きながら、早期に具体化を図っていただきたいということを強く求めて、次に移ります。

もう、残りほとんどございませんが、平成27年度の塩釜高校の進路状況についてお聞きしました。先ほど市長からもございましたが、就職113名中市内と地区内を合わせても就職は20名ぐらいなんだそうですね。

そういった中で、先ほど市長からもさまざま取り組みがございましたが、例えば市長、ハローワークの所長さん、校長先生の3者で企業訪問をして就職のお願いをしているというようなことも教えていただきました。やはり先ほど市長がおっしゃいましたとおり、イメージを変えていく取り組みというものが必要なんだろうというふうに思っております。ぜひ、市

として地元塩釜高校との連携、ぜひ産業界も巻き込んでやっていただきたいと。在学中の早い段階から触れてもらう、こういったことをお願い申し上げまして、終わります。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 以上で、小高 洋君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後3時01分 休憩

---

午後3時15分 再開

○副議長（伊藤博章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。5番阿部眞喜議員。

○5番（阿部眞喜君） オール塩竈の会、阿部眞喜でございます。本日は一般質問のお時間を頂戴いたしましてまことにありがとうございます。

また、今年の8月31日に当選をさせていただき、今回の9月定例会で丸一年を迎えることができました。多くのお支えいただいた市民の皆様、ご理解、ご協力、そしてご支援いただいた皆様に感謝を申し上げますとともに今回の一般質問も実のあるものとしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

私からは4点ご質問させていただきます。

まずは、塩竈市政について昨年私が9月の一般質問、また2月の質問に対してした項目を3つ取り上げさせていただきます、現状をお聞きさせていただければと思います。

1つ目は、ごみ袋の改善でございます。

先日、塩竈市役所の市民の皆様の声のところにも載っておりました。仙台市のような形状のごみ袋にならないのですかというご質問がございました。ぜひとも、私も今年の9月の一般質問でこちらを取り上げさせていただいたこともございますので、現状の報告をよろしく願いいたします。

また、市民憲章の制定についてでございます。

昨年9月の一般質問の際に市民憲章について市長にお聞きさせていただいたところ、時期が来れば策定をさせていただきたいというお答えをいただきましたが、その時期はいつごろでしょうか。再度お聞きさせていただきます。

また、3つ目といたしまして、第二創業に対する支援の取り組みについてでございます。

2月の質問の際に、こちら第二創業に対する支援の創業についての支援のものを取り上げさせていただきますまして、策定してはどうかというご質問をさせていただきました。そちらの取り組みについてお聞かせいただければと思います。

2つ目は、経済への取り組みでございます。

中心市街地活性化法についてお聞きさせていただきます。人口減少が進み、こちら本当に塩竈市でも平成11年ころからスタートしており、コンパクトシティを目指すものでございますが、人口減少も進み、成功しているのかどうか。現状を、市長の考えをお聞かせいただければと思います。

3つ目は、情報の発信についてでございます。

塩竈市としまして、どのような今広報戦略を行っているのか。また、私からは広報戦略課を創設してはどうかということをお聞かせさせていただきます。

今の塩竈は受けや待ちの姿勢の情報発信ではないかと私は考えております。市民の多くの皆様に、塩竈市が今どのような状況なのか、どういう取り組みを行っているのかというものは、こちらから待っているのではなくて、発信をすることが必要と私は考えておりますが、市長のお考えをお聞かせください。

そして、最後に4つ目、伊保石公園の開発でございます。

現在、東日本大震災の復興・復旧に向けて取り組んでいるところではございますが、ぜひとも復旧・復興が終わった際には伊保石公園の開発を行ってはどうかと私は考えております。本来、公園というのは、市民の皆様が集い遊ぶような環境ではございますけれども、現在の塩竈市は公園自体、そして球場自体も復興住宅などの建設に進み、人口比率に対して公園が足りていないのではないかと私は考えております。塩竈市として、今後伊保石公園をどのように開発していくのかをお聞かせ願います。

以上、4点でございます。よろしく願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま阿部議員から4点にわたりご質問いただきました。

1点目であります。ごみ袋の改善についてであります。

取っ手つきごみ袋の導入についてでございますが、取っ手つきごみ袋に関しましては、これまで決算特別委員会や一般質問におきまして、浅野敏江議員、志子田吉晃議員からもご質問いただきました。そういったご質問を踏まえまして、今日まで検討させていただきました。

た結果についてご説明させていただきたいと思います。

検討結果、このたび改めて担当課におきまして、実施に向けて取り組みを行い、取っ手つきごみ袋を一部試行的に作製し販売することができる体制ができ上がりました。来月の10月からになりますが、これまでのごみ指定袋に加えまして、取っ手つきごみ袋を2種類販売開始する予定となっております。

取っ手つきとして販売されますのは、燃やせるごみの大とプラスチック製容器包装大の2種類で、従来のごみ袋の販売店で購入することができることとなります。

これによりまして、従来のごみ袋と取っ手つきごみ袋、それぞれ使い勝手に応じて市民の皆様どちらでもお使いいただけるようになり、一定程度利用者の選択肢を広げることができるものになると確信いたしているところであります。

なお、今後であります、利用されます市民の皆様や販売店等のご意見も頂戴しながら、導入後の評価や改善の検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、市民憲章の制定についてでございます。

昨年の9月定例会におきましても、阿部議員から同様のご質問を頂戴し、私からは市民憲章の制定については市全体としての機運の高まりを見据えながら、大きな節目に合わせて検討させていただきたいというご答弁を申し上げました。

その時期はいつかというご質問であります。市民憲章の制定時期に関するご質問については、今本市における震災からの復旧・復興、10カ年計画で取り組んでおります。平成32年度までであります。また、長期総合計画につきましても10カ年計画で取り組み、平成32年度に終了いたすこととなります。これらの結果を踏まえますと、平成33年4月ぐらいが市民憲章の制定の時期としては、私としては適切ではないかと考えているところでございますが、なおこのことについては改めて議会の皆様、そして市民の皆様とさまざまな角度から意見交換をさせていただきながら、集約等させていただきたいと考えているところであります。

次に、第二創業に対する支援についてのご質問であります。

国の日本再興戦略であります、地域経済の活力を高め、雇用を創出するため、開業率4.9%が現状であります、米国、英国レベル並みの10%台にすることを目指しており、この実現に向け、平成26年1月に産業競争力強化法を制定し、地域の創業を促進する取り組みを市町村と地域の商工会議所等が連携して行うよう枠組みづくりがなされました。

本市におきましても、市、商工会議所、さらには市内の金融機関等が連携して取り組む創

業支援事業計画を今年4月に策定し、5月に国の認定を受けたところであります。

こうした中、塩釜商工会議所では、昨年から市内の金融機関などと協力し事業を継承し業務転換や新事業、新分野に進出を予定している方々や新規に事業を始めたい方々を支援する創業スクールを開講いたしております。このスクールは創業を成功させるための事業計画やビジネスプラン作成能力、顧客獲得力などを身につける都合8回の講座を受講していただくもので、昨年は市内での創業希望者など12名の方々が参画をされております。卒業生の中からは、昨年度実施されました中小企業庁の第2回全国創業スクール選手権において、市内で営業している青果店のノウハウを活用し加工品ではなく生の果物を使ったジェラートを販売する新事業のビジネスプランが、全国251プランの中から8名のファイナリストに選ばれております。また、このファイナリストに選ばれた方は本年6月下旬に本町の空き店舗を活用した果物屋さんのジェラートの店舗をオープンされ、マスコミ、テレビなどで取り上げられるなど本市の本町商店街のにぎわいにも貢献いただいているところであり、事業化の成功例と申すことができるのではないかと考えております。

今後の創業支援につきましては、塩竈商人塾や空き店舗を活用した創業支援、シャッターオープン・プラス事業など、これまでの取り組みの強化を図るため商工会議所による創業スクールやワンストップ窓口などを加えた商工会議所や市内の金融機関と連携した取り組みを行い、国の認定を受けました計画により、創業を目指す方々や新たな事業にチャレンジしていく事業者の皆様を支援いたしてまいります。

次に、経済の取り組みについてであります。

議員のご質問は、中心市街地活性化法についてであるかと思いますが、平成10年に中心市街地活性化法が制定され、本市はいち早く平成11年3月に塩竈市中心市街地活性化基本計画を策定し、下馬駅を含む5つの駅勢圏約200ヘクタールを中心市街地に位置づけ、鹽竈神社、本塩釜駅、マリゲート塩釜を中心に3ゾーンを重点地区に設定し、中心市街地全体の回遊性向上を目指してまいりました。

まず、旧貨物ヤード跡地を活用し、海辺の賑わい地区土地区画整理事業を実施し、本塩釜駅とマリゲート塩釜をつなぐ、食・住・商の混在する新しい都市空間の創出を図りました。

また、3ゾーンを結ぶ中心軸として北浜沢乙線の景観整備を実施し、歴史的地域資源を生かした門前町づくりを進めました。さらに、表参道前や海岸通にトイレや駐車場、案内サイン等の顧客利便施設を設置し、回遊ルート環境整備に努めてまいりました。

しかし、中心市街地活性化法は商業振興策が中心であり、まちなか居住や都市機能の集積など市街地を生活空間として再生する措置が少ないことから平成18年5月に改正され、市町村が作成する基本計画につきましては内閣総理大臣の認定制度となり、策定に当たりましては民間も含めた法定協議会の設立と民側の事業を盛り込むことが義務づけられております。

本市では、平成19年9月から学識経験者、商工会議所、商業者代表、市などで組織する中心市街地活性化協議会準備委員会を組織し、中心市街地の将来像や活用の方策について検討を行いました。

しかし、当時はタウンマネジメント機関の設置など民側の計画を盛り込むことに民間の皆様方の機運が残念ながら高まらず、法定協議会の設置ができなかったということがございました。

今後、改正法に基づく基本計画の策定に至らなかった経過を改めて検証いたしてまいりたいと考えております。そのため中心市街地活性化の事業として、平成17年度に採択されました都市再生整備計画事業をベースに今は取り組みを始めているところであります。

次に、情報発信について、塩竈は待ちの姿勢が強いと。積極的にもっと情報発信をしていくべきではないかというご質問でありました。

まず、現在の広報戦略の状況についてのご説明をさせていただきます。

本市では、市長、副市長、教育長のほか各部長で構成する塩竈市広報委員会において、年度当初に広報計画を定め、その方針に基づき広報活動に取り組んでおります。

広報活動の手段でございますが、1つは広報しおがまや各種パンフレットといった印刷媒体の活用。2つ目といたしましては、ホームページやソーシャルネットワーキングサービス、いわゆるSNSあるいはコミュニティFM等の活用、さらには毎月開催いたしております定例記者会見、投げ込みといった報道機関を通じた取り組みでございます。

広報しおがまにつきましては、長期総合計画、震災復興計画に基づく主要事業を特集記事として紹介するなど、行政紙としての信頼と年代を問わず市民の皆様に親しみを持っていただける広報紙を目指しているところであります。

また、ホームページにつきましては、平成27年度のアクセス件数が75万9,051件と、前年度68万4,697件から10%増加いたしており、年々増加傾向にございますので、アクセス件数やリピーター率、閲覧上位ページ等の分析を行い、庁内で情報共有を図りながら効果的な情報発信に努めてまいります。

さらに、本市では昨年7月、フェイスブックを開設し、現在政策課や建設部、エスポなど6

部課等において運用を開始しており、情報発信の拡散性などSNSのメリットを生かした情報発信に力を入れてまいります。

効果的な情報発信に当たりましては、今後もさまざまなSNSそして多様な広報媒体の活用を図り、年代や居住地、ターゲットに即した情報発信を行うなど戦略的な広報活動を行ってまいります。

やはり今後積極的な広報を進める上では、さらなる行政側の努力が必要であるという認識をいたしているところであります。

最後に、伊保石公園の整備についてご質問いただきました。

健康増進施設としての整備についてでございますが、子供さんから高齢者までが集い、楽しめる施設をつくりたいという思いのこもったご提案をいただき、心から感謝を申し上げます。

現在、供用いたしております伊保石公園の第1期工事につきましては、都市公園として地形を生かした豊かな自然を体感いただいたり、あるいは市民の方々にウォーキングを楽しんだりいただいたりといった健康維持や体力増強等を目的とした公園として整備をいたしております。

第2期工事はどのような計画であるかというご質問でありました。

第2期工区の整備につきましては、第1期工区供用開始後の整備計画として、野球場、テニスコート、あるいはサッカー場等の総合スポーツ施設を整備する構想を検討した経過がございます。しかし、公園を整備するための国庫補助財源の確保が困難であること、さらには大震災からの復旧復興事業を最優先課題として現在取り組んでおりますことから、第2期工事整備の具体的な検討までには至っていないという状況であります。

なお、議員のほうから市民1人当たりの都市公園の面積についてご質問いただきました。塩竈は少ないのではないかというご質問でありましたが、市民1人当たりの公園面積につきましてはおおよそ10平米を超える状況でありまして、県内平均の5平米をかなり上回る状況ではありますが、まだまだ市民の方々に快適なこのような空間をご提供させていただくということにつきましては、行政の大きな役割と認識をいたしておりますので、整備財源の確保をしっかりと図りながら課題の解決に取り組ませていただきたいと思いますと考えております。よろしく願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 阿部眞喜議員。



○5番（阿部眞喜君） 市長、ありがとうございました。

まず、取っ手つきのごみ袋についてでございますが、来月の10月からスタートということで、燃えるごみとプラスチック用の2種類ということで、ありがとうございます。取り組んでいただきました当局の皆様、本当にありがとうございます。こちらのサイズというのはどのようにしているのか教えていただいてもよろしいですか。

○副議長（伊藤博章君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 現在、先ほど答弁にもございましたとおり、燃やせるごみとプラスチック製容器包装のいわゆる大の袋ということで販売することになります。それで、今のものと比べますと脇にまちがついておりまして、取っ手がついているということで多少今のものとはサイズは違いますけれども、いずれも大というサイズで販売させていただくことになってございます。

○副議長（伊藤博章君） 阿部眞喜議員。

○5番（阿部眞喜君） ありがとうございます。10月、私も楽しみにしております。

私はそのときに質問させてもらったのが、後ろに広告などを入れてごみ袋の経費を浮かせてはどうかということ去年提案させていただきましたが、いろいろ広告代理店の方とかにご相談するとやはり捨てるものに広告を入れるのはなかなか厳しいということでアドバイスをいただいたので難しいのかなとは思っております。

ただ、ご提案なんですけれども、浦安市で行っているのが、震災があつて多くの世界の皆様からお力添えをいただいたということで、後ろに蚊の注射のものですかね。アフリカのほうに資金を送るのを1枚1円、ジカ熱ですかね。そのワクチンを提供するものに寄附をやっているというのを地元の団体さんと一緒に提携してやられているという事例もありますので、そういう形であればぜひ後ろに広告を入れたりとか、あとはいろんな市民の皆様にご提供できるものの扱いができるのかなと思いますので、ぜひとも試作段階ということでございますので、そういうところへのまたチャレンジもしていただけたらなということ、こちらはご提案ということでお考えいただければと思います。

2つ目、市民憲章についてということでございましたが、平成33年はどうかという市長のお考えでございましたが、せっかくであれば私は今年度、私が市議会に、市長も市長をしている4年間の間にぜひとも策定したいなと思って、私は来年の魚市場が完成するときにぜひいいのではないのかなという考えで今回こちらを上げさせていただいたんですけれども、市

長はいかがでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 確かに市民憲章、相当の市でもう既に制定されているようであります。ただ、調べてみましたところ、例えば県北のほうでありますと合併のときに憲章を改めて制定をして、地域の皆様方の意識を一つにするというような取り組みをされたという経過等につきましても、私もいろいろと調べさせていただきました。

今回、魚市場ということについては想定しておりませんでした。できれば長期総合計画の改定時期、特に長期総合計画の中には市民像というものを明確にしていまいますので、そういったときがよろしいのかなと思いましたが、議員のほうからもっと早くということですが、ちょっとまずは職員、市民の皆様方と意識調整をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 阿部眞喜議員。

○5番（阿部眞喜君） ありがとうございます。市民の皆さんはやはり行政に携わって政治にかかわっていくんだということがやはり一番欠けている部分もあるのかなと思いますので、ぜひともそういうのを踏まえて、やはり塩竈市の経済の中心となる魚市場が開設されるというところが一番注目ポイントになってくるのかなと思っていますので、こちらはご検討でよろしいので、平成33年4月には制定すると今お約束いただきましたので、もし早くするのであれば、ぜひとも魚市場建設に向けてその際に行っていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

次、第二創業に対する支援についてでございますが、2月に質問した際に、その後3月にすぐに動いていただいて、国のほうでも支援をするという部門にたしか登録をさせていただいたという記憶がございます。なかなかハードルが高くて難しかったということもございますが、やはりそういうところにチャレンジするところをどんどん塩竈市でも登録していくことはすばらしいことだなと思います。こちらでも感謝申し上げます。

ことし、昨年12名の創業スクールの参加者がいたということでございましたが、今年度は何人ぐらいいらっしゃるのか教えていただけますでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） お答えいたします。

ただいま商工会議所のほうにお願いする形で創業スクールの募集をしておるところでござ

います。募集定員が30名ということですが、ちょっと今の段階で途中経過も含めて何人ということはまだ押さえてごさいません。30名定員ということで今実際に動いていると思いますので、よろしく願います。

○副議長（伊藤博章君） 阿部眞喜議員。

○5番（阿部眞喜君） ありがとうございます。30名ということですが、こちらはたしか先々月の下旬ぐらいからもうスタートをしている事業だと思いますので、11月の多分下旬までの事業ということで、途中からも入ることというのは可能なか教えていただけますか。

○副議長（伊藤博章君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） これについては、8割以上受講いただいたときに認定書をお出しするという性格のものでございますので、もしそれが必要なければ途中からということもあるいはできるかもしれませんが、基本的にはそういった8割以上受講いただくというような中身のものになってございます。

○副議長（伊藤博章君） 阿部眞喜議員。

○5番（阿部眞喜君） ありがとうございます。多くの皆様にこちらはチャンスというか、学んでいただく場ということで非常にすばらしい創業スクール、私もちょっとパンフレットを見ましたけれども、すごく勉強になる会ではないかなということで私も登録したんですけれども、正直行けていなくて、資料だけご提供しますということで会議所からお話いただいているんですけれども、例えば商人塾だったりシャッターオープン事業もですけれども、こういうものが定員30名にならない、その創業スクールもですけれども、ならないのはやはりなかなか情報というものが行っていないのかなと思いますので、こちらはその後の情報発信について一緒に質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

次、（2）番の経済の取り組みなんですけれども、平成11年の3月にスタートして基本計画をつくるということで長年の経緯なども市長からご説明いただきました。ありがとうございました。

それに伴って、平成19年9月、こちら法定協議会が立ち上がれなかったということでございましたが、そちらの要因がわかれば教えていただくことはできますでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 阿部都市計画課長。

○建設部次長兼都市計画課長（阿部光浩君） 当時、民間の方々にそういったTMOのほうを

立ち上げないかというお話を市のほうからさせていただいたんですけれども、具体的にどういた事業をまちづくり会社として行っていくのかということがなかなか議論が煮詰まらなくて、そういった組織をつくることができなかったというように伺っております。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 阿部眞喜議員。

○5番（阿部眞喜君） ありがとうございます。まちづくりの主役は本来市民であると思うんですけれども、それがなかなか難しいということで、そういうところをやはり誘導したりとか指導していくのが行政の役目なのかなと思ひまして、私もいろいろ調べていて、基本計画のほうに塩竈市が平成何年からですかスタートして、基本計画のほうに名前が載っていなかったのを策定してはどうなのかなと思ひていろいろ調べてみましたら、立地適正化計画というのが今、どちらかというところらが主流だということも教えていただいているいろいろ調べさせていただきましたけれども、塩竈市ではこちら立地適正化計画を制定するなどの取り組みなどは行っているのか教えていただけますでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 阿部都市計画課長。

○建設部次長兼都市計画課長（阿部光浩君） 近年、国のほうでは中心市街地活性化法に関連した事業が減少する一方、人口減少や少子高齢化の加速により、持続可能なコンパクトなまちづくりを推進する立地適正化計画に支援がシフトしております。

この立地適正化計画とは、都市の中心部に都市機能や居住地域を集約させ、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを目指すもので、都市機能誘導区域に福祉、医療、商業等の都市機能増進施設を誘導するための施設や居住誘導区域に住宅を誘導するための施策を定めているものです。計画を作成した場合、例えば土地再生整備計画を初めとする既存の事業の補助率のかさ上げですとか、地方再生推進交付金として地域公共交通、都市再生、中心市街地活性化、医療、福祉、子育て支援、公共施設再編、住宅施策、学校教育、防災、広域連携など各省庁にまたがる数多くの支援を受けることができます。

本市の空洞化した中心市街地を有効に活用し、コンパクトで魅力ある市街地にするために、こういった計画を庁内でも今検討している最中です。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 阿部眞喜議員。

○5番（阿部眞喜君） ありがとうございます。塩竈市ではやはりコンパクトなまちということで、歩いて動ける地域ということですかね。そうなるのかなと思ひますので、ぜひともこちらを進めていっていただきたいと思ひますし、こちらは先ほどご説明があったとおり人口

減少に伴ってやはり中心市街地を中心に皆様にまちを歩いてもらうことで、いろいろと高齢者の皆様の外出の機会を増加させたりとか、コンパクトなまちでいろいろ新しいビジネス展開が生まれるということも考えられるのかなと思いますので、こちらはぜひとも策定に向けて動いていただくことが、また塩竈市の新しい開発になるのかなと思いますのでぜひともこちらをご提案したいと思うのですけれども、今検討中なんですか。動いてらっしゃるということでしたよね。

○副議長（伊藤博章君） 阿部都市計画課長。

○建設部次長兼都市計画課長（阿部光浩君） この中身につきましては、塩竈そのものがコンパクトなまちということで、すでにコンパクトなまちになっていますので、果たしてこの計画が必要かどうかということもありまして、10月になりましたら各担当課長と集まりましてこの内容についてもう少し詰めて、実際取り組むかどうか検討してまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 阿部眞喜議員。

○5番（阿部眞喜君） ありがとうございます。宮城県ですと仙台市と大崎市が先駆けてやられているということでございましたので、ぜひとももし動いていく際には情報などもアドバイスいただきながら進めていただければと思います。

3つ目ですけれども、情報発信についてということでいろいろと現在の取り組みを教えてくださいました。ありがとうございました。

ホームページも今、75万9,000アクセスということで、前年度より10%増だということでございましたけれども、あと広報紙、印刷物なども行っているということで、さまざまな広報を行っているということで今いただきました。ありがとうございました。

しかし、やはり全て、広報紙は広報紙でやはり見ていらっしゃる方たちも多くいらっしゃると思いますし、ホームページも検索をすれば、やはり塩竈市と入れればもちろん塩竈市役所のホームページが一番最初に出てまいりますので調べるというところになってくるんだと思うのですけれども、やはり私、こちらは自分たちから発信するというような、情報を発信することが必要なのかなということを考えております。

例えば、ツイッターなんかですと、宮城県でいえば気仙沼市と岩沼市のみとなっておりますけれども、先ほど市長からお話がありましたけれども、いろいろSNSも活用して今後努めてまいりたいということでございましたが、やはり私はフェイスブック、ツイッター、

トリップアドバイザー、あとインスタグラムといろいろ無料媒体でございます。だからお金がもしないにしても、やはりそういうものを多く活用して、塩竈市という文字をまず皆様にお伝えすることが必要だと思っておりますけれども、今のままですと塩竈市を知っている方は検索をすと思えますけれども、塩竈市というところが新しくシャッターオープン事業をやるんだ、どういうまちなんだろうと行ってまた調べることに繋がると思えますし、創業スクールがありますよとか、ここでもいろいろ発信しないと、自分たちから調べないとわからない人たちはもちろん意欲がある方たちなので、そういう方たちは調べると思えますけれども、やはりこちらからこういう情報がありますよということをばんばん提供していくことが必要だと思うんですけれども、いかがお考えか教えていただけますでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 相澤政策課長。

○市民総務部政策課長（相澤和広君） 今、議員からおっしゃれたことにつきましては、市としても適格な情報につきましては効果的に発信していきたいというふうに考えておりますので、今いただいたご意見を頂戴しまして、先ほど広報戦略課みたいな創設のお話も一定程度いただきました。それで、広報をつくる上では、庁内的に横断的に各部から約12名の広報編集委員という方をご推薦いただいて議論しておりますし、また広報アドバイザーという制度がございまして、広報づくりが市の一方的な情報の発信にならないよう公募で市民の方々からアドバイザーになっていただいて、毎月広報紙に対するアドバイスなんかもいただいて、双方向の取り組みを行っております。

ただ、こういった取り組みを行っているのが、今広報紙作成について中心に行われておりますので、こういったことをもっと今言われたSNSとかに拡大して、まずはご意見も頂戴しましたので、広報委員会というものを例えば広報戦略委員会みたいなことでちょっと役割を拡充しながら取り組んでいけないかということについて、ちょっと検討させて取り組みについて進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○副議長（伊藤博章君） 阿部眞喜議員。

○5番（阿部眞喜君） 前向きなご意見、ありがとうございます。私もことし31歳になりますけれども、どちらかという我々世代ですと、やはり寝る前に自分たちが調べるものとかニュースとか、私もどちらかという全部全て携帯から情報をいただいて、いろいろと寝る前にきょうはどうだったのかなとか、スポーツはどうだったのかな、経済はどうなのかなというのを調べてから寝るようにしているんですけれども、そういう中にやはり塩竈市で何か常

に、例えば2日に1回とか更新をしていって情報提供することで、きょうは塩竈市でどうい  
うことがあったのかなということをも市民の皆様、我々世代はそれを調べてから寝たりとか、  
こういうことはどうなんだろうと携帯ですぐに調べられるというのがやはり必要なのかと思  
いますので、そのためにはこちらから随時発信をしていって、例えば広報アドバイザーの方  
は広報紙のアドバイスをもちろんしていただくというのは、すごくすばらしいし必要なこと  
だと思うんですけれども、例えばシェア大使とか、発信をしたものに対して必ずシェアして  
くださいねというものも市民の皆様任命をして、どんどんそれを拡充していくことで塩竈  
市はおもしろいことをやっているなということ伝えていくことが必要だと思っております。  
そういうものはもちろんお金がかかることではないですし、逆に市民の人たちと一緒になっ  
て塩竈市をPRしていきましょうということになりますので、そういうことをやっぱり塩竈  
に思いのある方たちはみんなやりたい、やりたいとやっていただけるのではないのかなと私  
は思うので、ぜひそうやって、せっかく塩竈市の中でやっているものですばらしいことがい  
っぱいあると思うんですけれども、例えばシャッターオープン事業しかり、例えば土日のお  
子様を預かる制度にしてもですけれども、やはりそういうものがあるとわからなければ使用  
しないと思うんですよね。だからそういうのをばんばん発信して、そういうことをやること  
でよりよいサービスにつながるのかなと思いますので、ぜひともそちらをご検討していただ  
いて、せっかく行っているものを無駄にしないように、一人でも多くの皆様に提供できるよ  
うに努めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、私がきょう一番言いたい伊保石公園のところになりますので。

伊保石公園の開発でございますが、第1期工事で豊かな自然、ウォーキングのある公園を  
ということでしたが、第2期から野球場、テニスコート、サッカー場、震災があっ  
てということございました。

今現在、実際に伊保石公園を訪れている来場者数というものがわかれば教えていただきた  
いのですけれども、よろしく願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 済みません。後で調べてお答えしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 阿部眞喜議員。

○5番（阿部眞喜君） ありがとうございます。私、例えばこちらの公園は本当に市民の皆様  
がご利用いただける公園になるべきじゃないのかなと思っております。今であると、やはり

訪れて何かをしたい、例えばというところがなかなか難しいのかなと考えております。

例えば、利府の加瀬沼公園だったり、大郷ですか、グランドゴルフ場を有しているあの公園もですけども、大体あそこの公園で1日500名の方たちがグラウンドゴルフをしに来ております。塩竈市の伊保石公園もそのように人が集える公園になると私は考えているのですけれども、そちらどうかお考えがあればお聞かせいただきたいと思いますんですけども、いかがでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 今、阿部議員がおっしゃった加瀬沼公園ですけども、そちらは広域公園ということで塩竈市もお金を出して、この広域の行政で整備した公園でございますので、位置づけとしては塩竈市の市民の方も当然使っていい公園ということになるかと思えます。

それから、伊保石公園でございますけれども、伊保石公園は総合公園というふうな位置づけでございます。今1期分として整備いたしましたのは先ほど市長答弁にございましたように自然を生かした、地形を生かした公園ということでございまして、2期目といたしまして予定しておるのはスポーツ施設等の整備を中心とした公園ということに今のところなっております。

ただ、今2期目の都市計画決定を既に打っているエリアというのはあるんですけども、2期目の部分に関してまだ土地も買収できておりませんので、かなり長期的な視野に立った公園整備になるのかなというふうに考えておるところでございます。可能性は物すごくあると思います。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 阿部眞喜議員。

○5番（阿部眞喜君） ありがとうございます。公園の例えば整備等であれば、たしか国の公園のほうで支援を2分の1、例えば遊具を設置したり直したりという制度があるはずでございますので、そういうものでまず改善をしていただきたいと思いますし、開発するのであれば、例えば東松島市で道の駅を民間で行うもので、行政とあと業者とメーカーさんが、3者合同になって開発したものもございまして、そういう形で民間としても、例えば整備をして運営をしてもらう。土地はあくまでも塩竈市が貸すとか、そういう形でスポーツ施設の運営なども行えると思うんですけども、あくまでも公でやるのか、それとも民間でそういう可能性があるのか教えていただけますでしょうか。



○副議長（伊藤博章君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 前段ご質問いただきました国の支援制度でございますけれども、都市公園が市民1人当たり10平米未満であれば国の支援を受けることができます。現在、塩竈市の都市公園がどのぐらいになっているかという、都市公園の定義というのも定められておまして、それでいくと現在塩竈市は1人当たり24平米持っています。ただ、ちょっとこれには、今申し上げました都市公園の定義の中に何が入っているかという、風致公園というのが入っているんです。風致公園とは何かという、第二小学校の横から藤倉にある国有地盤公園、ああいったものも自然公園としてカウントしなさいということになっていまして、そういうのも入れると、あと浦戸のほうもありますね。そういうのも自然公園の面積に算定しなさいというのをに入れてしまうと、塩竈市の市民1人当たりの公園面積は24平米になってしまうんです。そうすると、国の10平米をはるかに超えているということになりますので、現状残念ながら公園整備に使える補助がないというのが現状でございます。

それから、民間活用でございますが、やはり土地を取得して造成をして、その上にどうぞご進出ください、アイデアをください、一緒に経営しませんかというのは、形としてはできるかなというふうに思いますけれども、先ほど申し上げたように、まだ2期分として塩竈市では土地を所有しておりません。それから、土地を所有していないということはインフラ上の問題もあります。水道であるとか下水道であるとか、そういったものも未整備の地区でございますので、そういったことも含めてまず造成までやった上で民間に協力を申し出るという流れになるのかなと考えておるところでございます。

○副議長（伊藤博章君） 阿部眞喜議員

○5番（阿部眞喜君） ありがとうございます。勉強不足で大変申しわけございませんでした。ありがとうございました。24平米ほどあるということでもございましたので、私はその補助を使えるんじゃないのかなということでいろいろと国のほうにも確認をして、いろいろ出してもらった資料だったのですが、済みません。勉強不足でした。ありがとうございます。

野球場、テニスコート、サッカー場ということでございましたけれども、今本当に塩竈市で公園の整備があとできる場所は、私の中で伊保石公園と中の島公園が県の所有地になりますけれども、あそこが唯一できる場所なのかなというところを考えておりました。

中の島公園はどうしても県の事業となりますので、こちらからいろいろとこういうことをしたいなということを多分言える可能性はあるんでしょうけれども、県に委ねるしかないの

かなと思いますので。例えば、サッカー場、テニスコート、野球場ということでございましたけれども、いつぐらいに動きたいなというか、これぐらいから動けたらなという期間があれば教えていただきたいのですけれども。

○副議長（伊藤博章君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） まだ総合的に事業費がどのぐらいかかるかということの検討も正直しておらないところでございます。そういったところをきちんと調査した上で、財政計画とマッチさせて見通しを立てなければいけないかと思っておりますので、ちょっと今の段階では申しわけございませんが申し上げることができないという現状でございます。

○副議長（伊藤博章君） 阿部眞喜議員。

○5番（阿部眞喜君） ありがとうございます。先ほど、前半の鎌田先生からも市立病院、あこの市役所もですけれども、いろいろと移転したらどうかというお話でお金がかかるころばかりで恐縮ではございますけれども、塩竈市の伊保石公園、私はやっぱり、例えばグラウンドゴルフ場があって、公園を整備して、子供たちが遊びながらご年配の皆様がそちらを見ながら、例えばあそこは掘ると温泉も出ているというお話もありますので、例えば沸かし湯で沸かしながらそこで営んでもらうというか、一日を楽しんでもらうような施設があって、やはり子供たちからご年配の皆様まで遊べる空間づくりをしていくことが必要なのかなと考えておりますので、ぜひともその際には、本当に私は大郷町にグラウンドゴルフをしに平日に500人以上集まるという話を聞いてすごいなと思っておりました。なので、話を聞くと塩竈市からも行っていますし、仙台市からも行ってらっしゃるということでございましたので、ここは本当に塩竈市でしっかりと整備をして行うことで、松島に泊まってもらうというような新しい観光ルートだったり、老人クラブさんたちの旅行になったりとかなるんじゃないかなと私は考えておりますし、雪もそんなに豪雪地帯ではないので冬場でも運営は可能なのかなと思っております。

なので、ぜひともそういうような時代に合わせた、市民の皆様としっかりと協議をして、時代に即したものにつくっていただくことと、やはり例えばですけれどもアスレチック公園なんかですと宮城県には少ないと思っておりますけれども、例えば関東地方では多くの人たちが集まって平日遊んでいたりと、土日家族連れが来て一日中遊ぶというような空間もございますので、そのように、宮城県にはないけれどもほかの地域でいかに人が集まっているかというものを調査をして、しっかりとした公園設備にしていきたいと思いますので、震災

復興がまず先でございますので、ただ震災復興が終わった、じゃあどうしようかではなくて、できれば同時に進んでいただくような形で計画をしていただきたいなと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

時間10分少々、では最後をお願いします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 阿部議員から、伊保石公園の活用について今さまざまご提議いただきました。

恐らくは、この伊保石公園の大規模であります、この部分については塩竈市が今都市空間の中で手つかずの自然を満喫していただくような空間というのは、残念ながらほぼ皆無に等しい。市内ですよ。あくまでも市内で見つ場合に、本来人間の生きる中で必要なものが何かと、いろんな選択はあると思うんですが、やっぱり塩竈市内に今お暮らしいただく方々が、自然に回帰するといったようなときに真っ先にどこに行くかということ、私は伊保石公園ではないのかなと思っておりますが、そういう思いを込めて、今1期分の公園を整備したのではないのかなと思っております。

もう七、八年前でありましたが、県のほうからお越しいただきまして、私も目隠しをさせられまして、それで100メートルぐらい歩いてくださいということで歩かされたんですが、もう人間の無力さというのをしみじみ感じたところでありまして、ああいった自然の空間の中にぽんと放置されますと、人間果たして何ができるのかということのを改めて振り返る時間になるのかなと思っておりました。したがって、そういった第1期工事のコンセプトというのは、今後とも大切にしていかなければならないのかなと思っております。

今、藤倉にお住まいの方々が、ゲンジボタルを定着させたいということで、伊保石公園の中のせせらぎを活用して、そこにカワニナを生息させながら、ゲンジボタルが着実に定着しているようであります。ただ、余りPRすると大勢の方が入って行ってすぐにだめになってしまうので、なかなかPRできないというジレンマがあるんですが、そういったところが塩竈の市内の中にあるということも、我々の誇りとして生きていけるのかなと思っております。

今、ご質問いただきましたパークゴルフ場でかなりの収益が上がっているということについては、たしか北のほうのまちですよ。大和町、大衡もそうですよね。塩竈市民の方々がわざわざ土日に大衡のほうに行ってパークゴルフ、グラウンドゴルフをして帰ってくる。私も時々行きます。こういうのが塩竈にあったらいいなと思うこともあります。

そういった空間が、今後どういった部分に用意できるかということにつきましても、一つはやはり市民の方々のニーズを大切にしていまいりたいと思っております。大勢の多くの市民の方々の、やっぱり伊保石公園はこうであってほしいというようなご意見を大切にしながら、本当に未来永劫にわたってこの塩竈に住み続けていただけるような、そういう空間をさまざまな部分で用意ができますよう、我々行政はしっかり頑張っていまいりたいと思っております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 伊保石公園の利用者数でございますけれども、年間約2万人というふうな統計になっております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 阿部眞喜議員。

○5番（阿部眞喜君） ありがとうございます。市長、ありがとうございます。例えばですけども、自然を生かしたということで、済みません。私もそのゲンジボタルの件は知らなかったので大変ご苦労されている皆様にご失礼をしたなとおもいますので、ありがとうございます。

例えばですけども、淡路島なんかですとライフラインがない民宿施設などが非常に人気で、例えば電気もない、水道もない、もちろん火もない、ガスもないと。ただ建物だけが建っていて、そこでファミリーで遊びに行くと、ごみはあとまとめて置いておくと市民の皆様がそれを回収していくというような形の民宿施設などがあるんですけども、そうやって自然に触れてもらったりとか、ライフラインを勉強するような施設などが、そういう中では例えばこの中にあればまたおもしろい施設になるのかなというふうに私は感じておりました。本当は、私はそれが浦戸にあればいいなと思っているんですけども、それはまた質問が違いますのであれですけども。

そういう形で、あるものをしっかりと生かしながら、やはり私もまちづくりをしていかなければいけないのかなと思っておりますので、ぜひとも今後とも市民の皆様のご要望に応えるような公園にぜひとも開発をしていければなと私も感じておりますので、よろしく願いいたします。

少し早いですけれども、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（伊藤博章君） 以上で阿部眞喜議員の一般質問は終了いたしました。

15番土見大介議員。

○15番（土見大介君）（登壇） 土見大介です。この場に立ちますと、昨年しどろもどろになりながら、初めてこの議会で質問させていただいたことを思い出します。それから1年間、何とかやってこられましたのも、同僚、先輩議員の皆様、また議会事務局の皆様、そして市当局の皆様、さらには多くの市民の皆様のおかげとっております。心より、まずは感謝申し上げます。

私としましては、これからも変わらず地域資源の掘り起こしと、それを生かした産業の活性化、また人材育成、そして今振興策が喫緊の課題となっております浦戸諸島、この4つをテーマに時事優先されるべき質問を織りまぜながら質問させていただきたいというふうに考えております。

今回私からは、防災、子育て世代の定住促進、新魚市場の漁船誘致策、最後に協働のまちづくりの4点について質問させていただきたいと思っております。

まず初めに、防災・減災に向けた取り組みと、防災施設の平常時、通常時の有効活用について質問させていただきたいと考えております。

今、浦戸諸島の皆さんについて申し上げますと、震災後5年半がたちますが、まだ家の前の生活道は砂利道のままというところが非常に多い状況になっております。この原因としましては、どうしても住宅のすぐ手前が岸壁になっていると。海とすぐ近くに生活しているというところがあり、防潮堤ですとか護岸の整備というのがまだ進まない状況があるのですが、先月、その中にして県担当部分ではありますが、浦戸諸島の防潮堤の高さというものが決定いたしました。それに伴いまして、その背後地、後ろ側の道路のかさ上げですとか整備というものも今後順次進んでいくものと思っております。

そこで一つ質問させていただきますが、今後の防潮堤を含め、または今回の議案でも議会にも供されました防災拠点施設を踏まえて、市内の防災施設の整備スケジュールというのが今後どうなっているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

また、施設の整備とともに重要なものとして避難訓練などの防災意識の向上というソフト面のものも挙げられます。ことしもこの定例会の前に、連続の台風がやってくるというようなこともあり、異常気象という話がありますが、これはもはや気候の変化というふうに捉えて対応をしていかなければいけない状況になっております。また、津波の防災、防潮堤なども含めますが、こういうものを策定するとき、過去のデータというものを参考にしてその高さというものを決めたりしますが、やはり今後どのように気候が変化していくのか、そ

うところの細かな変化もしっかり見た上で、今後の整備というものに当たってほしいというふうに考えておるのです。

話はそれでしたが、防災意識の向上。このようなものというのは、今後気候がどんどん変化していったときにも、やはり一人一人が強い意識を持っていれば助かること、クリアできるような問題というのも出てくるというふうに考えております。

そこで、市としては、この防災意識の向上という取り組みについてどのようなものを実際行っているでしょうか。その中には一人一人の防災意識の向上というのもありますし、あとは信頼性の高い情報伝達の方法というの也被含まれます。このような取り組みについてお伺いしたいと思います。

次に、これは自分の自席において2回目以降に質問しようと思っておりますが、防災施設というものは非常に大きなものです。備えあれば憂いなしなんですけれども、実際平常時においても維持管理費というものがかかってきます。この維持管理費を賄うということだけではありませんが、ぜひこの防災施設というのを平常時にどのように活用していくのか。この点については自席にて質問させていただきたいというふうに考えております。

続きまして、子育て世代に選んでもらえる塩竈を目指したまちづくりについてお伺いいたします。

塩竈は、私が言うまでもありませんが、日本全国と同様に少子高齢化が進んでおります。今後、塩竈をさらに活性化させていくということを考えた場合、若いこれからどんどん生産していく人口というものをどんどんふやしていかなければいけないというふうに考えます。

多くの方に塩竈に住んでもらう。定住促進というものは、塩竈市でもその取り組みは行われていると思いますが、ターゲットを絞る、例えば若い世代ですとか高齢の方とか、そういうターゲットを明確にしないでただ定住促進という形で事業を行っていきますと、ターゲットがぼやける分、適切な策というものが打てないということがあると考えられます。

そのため、今回は定住促進について、これから結婚される方、もしくは子供をつくられるといった世代の方をターゲットとした定住促進の事業、このようなものは今塩竈市としてはどのようなものが行われているか、この点についてお伺いしたいと思います。

また、仕事や住居、このようなものだけではなく、子育て世代というところに関して言えば、子育てもしくは教育、そういうものの支援策というものもこの地に居を構えるときに重要な選考基準というふうになると考えておりますが、塩竈市の子育て支援の基本方針という

ものはどのようにになっているのかお伺いしたいと思います。

また、自席に戻って以降になりますが、さらに発展として今後の子育て政策の中から保育所について取り上げさせていただきたいというふうに考えております。

3点目は、新魚市場における漁船誘致策についてです。

来年の9月に完成予定の新魚市場。塩竈の基幹産業である水産業を支える大切な施設であります。また水産業というものはその後ろに構えています水産加工、もしくは輸送業、小売業と非常に裾野の広い産業であり、この水産業を振興するという事は非常に塩竈市にとっては大きな経済効果があるというふうに考えております。

そのため、この新しく新設、完成されます魚市場の有効活用というものは必須というふうになってきますが、その中で新魚市場の水揚げ能力というものはいかほどかお伺いしたいというふうに考えております。今後どのような魚種をどの程度水揚げすることを想定して新魚市場を整備し、またその対象となるような魚種などに最適化といいますか、対応できるような施設、設備というのはちゃんと整備されているのか。ここについてお伺いしたいというふうに思います。

また、水産資源というものは限られた資源になります。今、マグロを初めさまざまな魚種において国際的な規制というものが厳しくなっておりますが、今後、今規制のかかっていない魚種においても規制の対象になってしまうということが考えられます。そのため、この塩竈市、水揚げというものは、特に近くの近隣のほかの魚市場と資源の奪い合いをしていくというようなことになっていくと考えられます。その際、漁船の側から見ますと、塩竈市というものはほかの魚市場と比べてどのような魅力があるのか。その点についてご説明いただければと思います。

また、これは自席になるんですけれども、最後に今後の塩竈市としての新魚市場を活用していく今後の目標というものをお伺いしたいというふうに考えております。

最後に、協働のまちづくりについてお伺いいたします。

近年、人々のニーズや抱える問題というものは非常に多様化しているというふうに、新聞でも、各種メディアでも言われてきております。その個々の問題に対してきめ細やかに対応していくということが求められている反面、非常に問題というものは多岐にわたるものですから、行政としてそれぞれに一つ一つ対応していくというものには限界があるということも懸念されているところです。

そのため行政としましては、非常に多くの方々に関係するような大きな問題ですとか、インフラ関係の整備というものを行い、個々の問題に関しては市民、企業、もしくは大学、行政が一丸となってチームをつくり、その問題を解決するために対応していくというのが今後のまちづくりの形として重要であるというふうに考えられております。

この中で大きく以前と違うのは、やはり受益者であった市民がより積極的に問題の解決に取り組んでいくと。その団体として、チームとして参加していくということが挙げられます。そのためには、市民や市民団体との活動というものを活性化させることが欠かせません。

ここで伺いたいのですが、塩竈市としては市民活動推進のための施策としてどのようなものを行っているか、ご確認いたします。また、2回目以降の質問として、みなと塩竈ゆめ博を協働の観点から見た際にどのような成果があったのか。または、今開発が進んでおります海岸通地区再開発において、この再開発でできた施設を利用してどのように観光の活性化政策というものを市民とともに図っていくのか。そのとき市民としてはどのように参加すればいいのか。この点について伺います。

以上、4点について、私からのまず1回目の質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 土見議員から大きく4点にわたり、ご質問いただきました。

初めに、防災・減災に向けた取り組みと防災施設の平時活用等についてのご質問であったかと思いますが、私からは浦戸防潮堤整備スケジュールに関するご質問にお答えさせていただきます。

浦戸地区の防潮堤であります、ご案内のとおり当初は4.3メートルという高さを住民の方々にお示しさせていただきました。ただ、余りにも高いのではないのかという各区長さん初め地域住民の方々の切実なご要望をいただきまして、県とも調整をしまして、市内と同様に3.3メートルの高さというものを示したところであります。

しかしながら、それでも高いと。我々浦戸島民は、海が見えない生活はあり得ないと。朝起きたら海、夜寝る前も海を、また潮さいの音を聞きながらここで暮らしていきたいという切実なご要望等を賜りました。

県のほうにもこの高さの調整については、再三足を運びましたが、先日浦戸の一部地区では2.1メートルという高さで整備いたしますということが最終決定いたしましたところでありま



す。

土見議員からも、なかなか集落のさまざまなインフラがさっぱり整備が進まないのではないのかというご質問をいただきましたが、我々も大変苦慮いたしておりました。一つには、防潮堤の高さが決まらないと、なかなか関連施設の整備ができないと。例えば、防潮堤の高さが3.3メートルであれば、背後の地盤高をかさ上げさせていただきますということを我々は条件として出させていただきました。かさ上げするとすれば、かさ上げた地盤高で道路をつくらなければいけない、あるいはその他の施設も整備をしなければならないということになってしまいますので、全て防潮堤の高さにコントロールされてしまうという状況でありました。

5年数カ月かかってしまいました。浦戸の方々には大変申しわけなく思っておりますが、ようやく防潮堤の高さが決まりました。このことによりまして、今後浦戸の基盤整備が大幅に促進されるものと思っております。

具体的な事例を申し上げますと、寒風沢漁港につきましては、平成30年3月の竣工を目指して今工事が進められているところであります。同様に、野々島地区につきましても申しあげました8月8日に宮城県による防潮堤高の説明があり、地域住民の皆様方がひとしく賛同いただきましたことによりまして、今後早期に防潮堤の整備が進められるものと思っております。野々島につきましては、平成31年3月の完成を目指して工事を進めてまいりたいと思っております。

今申しあげましたのは、本市が所管する部分であります。

宮城県が管理する防潮堤であります。桂島の漁港海岸と石浜の港湾海岸につきましても、防潮堤高がT.P.プラス2.1に決定いたしましたことによりまして、県におきましては早速詳細設計に着手し、来年度以降に本格工事に着手するというようなこととお伺いいたしております。

また、朴島建設海岸の防潮堤であります。こちらにつきましては防潮堤高が決定いたしておりましたので、既に着工されております。平成30年3月末には工事が完成する予定であります。

次に、このように大切な防災ということについて、市民の意識の向上のためにまずどのような取り組みをしていくのかと。特に昨今、異常気象・異常海象とは呼べないような平常化していると、大きな災害が毎年多発しているという中で、今後防災意識向上のためにどの

ような取り組みをするのかというご質問でありました。

まずは、私ども塩竈市の職員、市民の方々の生命財産を第一線で守るべき責務があります。こういった責務をしっかりと果たせるような防災意識を常に持ち続けることではないのかなと思っております。職員には、防災は初期対応であると。初期にどのような対応をするかによって結果が大きく左右される。したがって、我々職員は初期防災意識をどのように対処していくかということが極めて大切であるということをお願いしております。

具体的に申し上げますと、ついつい先日、台風8号、7号、9号、それから台風10号が来襲しました。まず、気象庁の発表で台風情報や降雨予測をもとに発令をされます。そういったものを市としても改めて分析させていただいております。このような雨が降ったら、このような風が吹いたらどのような災害が発生するかということを未然に我々は学習をさせていただきます。そのために、地域防災計画には位置づけられてはおりませんが、警戒体制連絡会議というものを設置いたしております。これは、警報等が発令されますとほとんど職員はこの配置についていると思っていただいて結構かと思っております。今回も台風7号時には約150名、台風9号、10号通過時にはそれぞれ200名体制を構築いたしまして、職員が一丸となりまして防災に向けた総力戦を展開したところであります。

今後も、まずは職員が率先してこのような意識を持ち続けることこそが防災の原点になるのではないかというふうに考えております。

また、市民の方々のご協力も大変大切であります。自助・共助といったような部分になるのかと思っておりますが、公助以前に、やはり自助・共助が機能しないと地域全体としての防災というのはなかなか成り立たないと思っております。大雨による災害、土砂災害、台風によっては高潮や高波による浸水被害等が当然予測されるわけであります。そういった情報を市民の方々にいかに早く正確にお伝えするかということでもあります。防災無線、エリアメールのほか、塩竈消防団員等による巡回広報等によりまして、そのような周知に努めているところであります。特に台風10号につきましては、昭和26年に気象庁が統計をとり始めて以来、初めて東北地方に直上陸するというような危機的な状況にございましたため、私も直接防災無線のマイクを握りまして、市民の皆様方にご協力を要請させていただいたところであります。

結果といたしまして、避難所を開設させていただきました。学校を中心として15カ所を開設させていただきましたが、27名の方々がご避難をいただきました。天候の回復に伴いまし

て、そのときは18時までには全ての市民の方々が帰宅についていただきましたが、生命財産を何とか守ることができたということで安堵いたしましたところでもあります。

また、市民の皆様方に常々から防災意識を向上させていただくということも大きな取り組みであります。

具体的に申し上げますと、総合防災訓練であります。塩竈市におきましては、毎年6月に開催している総合防災訓練を、被災想定を変えながら訓練を実施させていただいているところでもあります。例えば、今年の訓練では停電をしているという中で自分たちがいかに行動すべきかといったようなことに重点を置いた訓練をさせていただきました。例えば、避難経路の交差点では信号が停止したことを想定して横断させていただくというようなことでもありますとか、各指定避難所においては発電機を利用した避難所設置運営訓練など新たな訓練にも取り組んだところでもあります。

今後とも、訓練には多くの市民の皆様方が率先して防災意識を向上いただくような、そのような訓練に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

次に、子育て世代に選んでいただけるような塩竈づくりについてのご質問をいただきました。

初めにご質問いただきました子育て世代に対する本市の定住促進の取り組みについて、若干事例等も交えながらご説明させていただきます。

現在、県内で人口が増加している自治体の状況を見ますと、やはり若い子育て世代の方々は住宅造成が進み仙台近郊で新たなコミュニティー形成が図られる地域に住まわれる傾向が顕著になってきております。

一方、本市では県内の仙台近郊にある自治体に先行して、市街市域全体に及ぶ宅地開発が進み、現在では新たな人口流入を図る開発用地が極めて厳しい環境であります。したがって、本市が持っている強みを若い世代の方々へアピールしていくことが極めて重要であるというふうに認識いたしております。

本市の強みであります、本市は少子高齢化と人口減少を市政運営の大きな課題であると捉え、第5次長期総合計画の中に重点戦略に定住を位置づけ、その個別計画として平成25年度に策定をいたしました定住人口戦略プランを設置しております。あわせて平成27年度において、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定させていただきました。このような3つの戦略を総合的に、有機的に連携をさせながら、本市におきましては定住を進めていくというこ

とになります。

この総合戦略で5つの基本目標を定め、特に子育て世代や生産年齢人口の定住に的を絞り、一つは新たな雇用の創出であります。2つ目は、新しい人の流れの創出であります。3つ目ではありますが、結婚・子育ての希望の実現といったようなものを大きな柱として掲げさせていただいております。

まず、雇用の創出におきましては、基本的な方向として本市の基幹産業であります水産業、水産加工業のブランド化を進め、稼ぐ力と雇用力の強化を図るとともに、塩竈の食や観光等の地域資源を有機的に組み合わせ、ストーリー性を持たせた商品力の向上や販売、販路拡大を位置づけさせていただいております。

その具体的な取り組みといたしましては、これまで三陸塩竈ひがしもののブランド化の推進や水産加工、がんばる塩竈支援事業の実施、あるいは塩竈フード見本市の開催等に取り組んでまいりました。今年度におきましては、新たに塩竈水産商品ICT化事業として、水産商品のデータベース化を図り、モニター調査やマーケティング調査を行いながら、インターネットを活用したデジタル商談会でありますとか販路拡大、シティセールスのための塩竈フェアの開催を通じ、地域産業振興による雇用力の強化に努めているところであります。

また、企業の雇用確保、就業支援といたしましては、本定例会にご提案をさせていただいております水産加工業従業員宿舍整備事業についても、雇用力の強化につながるものと考えているところであります。

新たな人の流れを創出する取り組みといたしましては、みなと塩竈・ゆめ博開催支援を通して、塩竈の持つさまざまな地域資源の魅力にストーリー性を持たせて発信をしていきますとともに、今年度におきましては東北観光振興交付金事業として、宮城県とタイアップしてインバウンド資源発掘とプロモーション強化に取り組み、外国観光客の誘致も含め、若い世代に魅力ある情報発信を強化いたしてまいります。

また、住宅施策といたしましては、まず子育て世代の定住促進を図るため、地域優良賃貸住宅、新清水沢サンコーポラスを平成24年に本市が取得し、現在子育て世代の方々を中心に入居をしていただいているところであります。

さらに、現在推進いたしております海岸通市街地再開発事業において計画されております新たなマンション建設、子育て世代の誘導を図る大きな柱になるのではと考えているところであります。

加えて、豊かな居住空間の創出に向けましては、本市の魅力である海の見える丘のまち、歴史と文化が薫る門前町をアピールするために、景観計画を策定いたしますとともに、現在都市マスタープラン策定を進め、若者や子育て世代にとって魅力あふれる利便性の高いまちづくりを計画的に進めてまいります。

また、本市の優位性でございますコンパクトシティとしての利便性をさらに高めるために、今年度からNEWしおナビ100円バスを新たに3ルート増便いたしましたところであります。

なお、国におきましては、来年度に向けて県や市町村に空き家情報を登録し、低所得の高齢者や子育て世代に広く提供する仕組みを創設する方針で検討を行っておりますことから、本市の空き家の有効活用を図るべく、入居者への家賃補助や所有者に対する空き家改修費の支援等も視野に入れて、現在担当部において検討を進めさせていただいております。

本市の子育て支援の基本的な方針についてご質問いただきました。

本市の第5次長期総合計画では、安心して産み育てられるまちづくりとして、子育て支援の充実をまちづくりの基本目標とさせていただいております。その具体化を図る個別計画として、平成27年3月に策定した新のびのび塩竈っ子プランにおきまして、子育て支援の充実を図るために、母子保健保育にとどまらず教育等々、さまざまな施策を総合的、重層的に取り組みながら実現に向けて取り組んでまいります。

具体的には、例えば生後4か月までの乳児を対象にした乳児家庭全戸訪問事業でありますとか、特定不妊治療費助成事業、子ども医療費助成事業等々であります。今後さらなる充実を図ってまいりたいと思っております。

また、平成27年度から対象を小学校6年まで拡大いたしました放課後児童クラブにつきましても、今定例会にご提案をいたしております指定管理者制度の導入を図ることにより、これまでの学童保育的な運営に加えまして、今後は学力向上に向けた学習支援事業等も展開させていただきたいと考えております。

さらに、子育て世代にアピールする本市独自の施策として、平成27年度に策定した教育大綱に基づき、今年度から市内の全ての学校における小中一貫教育の導入に向けた取り組み等にも着手させていただいているところであります。さらに、次期学習指導要領の核となるアクティブラーニングという先駆的な教育に取り組みますとともに、幼・保・小連携という切れ目のない教育の取り組みも実施させていただきたいと考えているところであります。

次に、塩竈市における漁船誘致の中で、新魚市場の水揚げ処理能力についてのご質問をい

いただきました。漁船水揚げの主力施設である南棟につきましては、一度に水揚げできる量として、マグロはえ縄船などの太物一本扱いが約80トン、小型船による沿岸物が約1トン、そのほか陸送搬入品などで約25トンに対応できるよう設計させていただいております。

また、東棟につきましては、遠洋底びき網による冷凍搬送品の選別作業が約150トン可能な施設能力となっております。新施設への取り扱い数量の設定につきましては、平成24年8月に策定された高度衛生管理基本計画の中で過去3カ年の取り扱い数量からそれぞれのピーク時に合わせた取り扱い高をもとに設定させていただいたところであります。

現在、取り扱いの強化に取り組んでおりますサバや冷凍カツオにつきましては、新魚市場の計画策定当時は取り扱いが少なかったことから、この設定では考慮をされておりませんが、水揚げの時期や時間帯が異なりますことから、施設面積上は問題なく取り扱うことができるものといったふうに考えているところであります。

そういった中で、近隣他市場と比較した際の塩竈市魚市場の優位性と漁船誘致のための施策についてのご質問であります。

まず、優位性であります。大きく3点であると理解いたしております。1点目でありまず地理的な条件、2点目でありまず価格形成力、3点目はブランド力といった3つの優位性があると考えております。

地理的な条件であります。本市魚市場は、消費地仙台市に非常に近いということはもちろんであります。大消費地東京へのアクセスにもすぐれ、とりわけトラック便は東北以北のハブ機能を有しており、築地の翌朝競りに十分間に合うという優位性を持っております。

次に、価格形成力であります。本市魚市場が得意とするメバチマグロを代表とする生マグロにつきましては、効率的な水揚げ作業や取り扱い業者の数、流通のための資機材や運送、販売ルートなど長年のノウハウの蓄積による優位性を持っております。

また、遠洋底びき網による冷凍魚の取り扱いにつきましても、塩竈船籍の漁船3隻に加え、北海道の稚内船籍の漁船にも搬入をいただくなど遠洋底びき網漁船の取り扱いが本魚市場に集中いたしておりますことから、例えば冷凍キンメダイの国内の取引価格などに関しましては、本魚市場が形成しているような状況にあります。このように、主力魚種に関しての価格形成の影響力が大きな優位点であります。

そして、ブランド力であります。サバは石巻の金華サバ、生鮮カツオは気仙沼が有名であります。やはりマグロは塩竈であります。その中でも三陸塩竈ひがしものを筆頭とするメ

バチマグロは全国的にも知れわたり、これは大きな優位性であると判断をいたしております。

次に、協働のまちづくりについてのご質問をいただきました。

議員のほうから、住民のニーズは多様化の一途をたどっていると。そのようなニーズに対応するためには、きめ細かな対応を行うべきではありますが、それにも限界があるのではないのかというようなご質問でありました。

まず、市民活動推進のための施策の形成についてであります。本市ではさまざまな施策を進めるためには、その基本となる計画を定め、取り組みを進めております。市政運営の最も基本となりますのがやはり長期総合計画であります。この長期総合計画を初め、のびのび塩竈っ子プランや健康しおがま21プラン、都市マスタープランや地域防災計画、最近ではまち・ひと・しごと創生総合戦略や景観形成計画等々でございます。本市ではこのようなさまざまな計画を策定する過程におきまして、市民の皆様にご参加をいただき、議論いただきました内容等を計画に反映させていただいているところであります。

長期総合計画を例えば例に挙げさせていただきますと、学識経験者を初め産業分野、福祉分野、環境防災分野、教育分野など多岐にわたる分野の方々に構成される25名の委員による審議会のほか、市民懇談会などを幾度も開催するなどして計画を策定させていただいております。その内容につきましては、議会にもご説明をさせていただき、ご承認をいただいたところでございます。

現在、本市では長期総合計画の審議員のほか、子ども・子育て会議や都市計画審議会、防災会議など37の委員会組織等を設け、市民の皆様にも市政運営に積極的にご参加をいただいておりますし、今後とも市民の皆様と協働のまちづくりの推進に努力をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○副議長（伊藤博章君） 15番土見大介議員。

○15番（土見大介君） ありがとうございます。残り20分ほど、時間はまだまだたくさんございますので、私のほうから2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、防災・減災のほうの話から始めますが、防潮堤を含めた今後の防災施設の整備については、今ご答弁の中でご説明があったので、そのスケジュールがより少しでも早くなるように、市民の皆様のためにも整備を進めていただきたいというふうに考えております。

特に昨今、各地で災害というものがおきますし、またはオリンピック関係というものもあ

りまして、なかなかどうしても工事業者さんの不足というのが一つ大きな課題として出てきているという話もお伺いいたしております。そのため、工事を発注する時期ですとか条件というものをしっかり見定めた上で、入札が不調に終わらないようにご尽力願えればというふうに思っております。

その上で、ソフト面の要するに意識向上の部分の話に移らせていただきたいのですが、まず初めに昨年、今月にたくさん台風が来ていて、その際には夜中にもかかわらず市役所の皆様には出勤していただいて対応に当たっていただいていることを非常に感謝しております。このような市役所の対応というのは非常に素晴らしいものがあるんですけども、実際、市長もおっしゃられていたように市民一人一人がどれだけ防災意識を持てるかというところが今後の対応の一つポイントとなってくるのかなというふうに思います。

その観点から、先ほどご紹介もあったように防災訓練というものがあるのですが、この防災訓練に関して2点ほど質問させていただきます。

まず、1点目として、通常防災訓練は昼間に行われておりますが、災害というものはもちろん昼夜問わず起こる可能性というのがございます。特に塩竈市内において、昼間にいらっしゃる人々と、夜に仕事を終えて帰ってこられる方々を含んだ夜というものでは、やはりいる人々というものが若干変わってくるということが考えられますので、市外で働かれています夜しか塩竈にいないような方々というのも含めた夜の対応を考えた避難訓練というのはあるのでしょうか。

また、その避難訓練などに通常参加していないような方々に対する防災意識の向上というような対策については、どのようなものが行われているのでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 千葉危機管理監。

○市民総務部危機管理監（千葉 正君） 防災訓練ということのご質問でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1点目、夜間訓練を実施すべきではないかというふうな趣旨のお話をいただきました。我々は実際、総合防災訓練を実施する際には、災害がいつどのような形で発生するかわからないというような状況のもと、さまざまな条件を付与させていただいているところでございます。

昨年度の総合防災訓練では、夜間の地震発生を想定するという事で、日中ではございましたが、夜間を前提にした行動をしていただくというようなこと。さらには、各指定避難所



の開設訓練におきましても、体育館の中に暗幕を張りまして、暗い中での避難所の開設または運営訓練というようなことを実施させていただいているところでございます。

それで、現実的に夜間に訓練をとというお話でございますが、なかなかまだ機が熟していないといいますかそういう状況にないのではないかと判断をさせていただいているところでございます。

ただ、一方で自主防災組織の中には独自に地域で夜間訓練を実施している組織もございます。こういった自主防災組織の皆様に対して、地域のその特性の中で夜間訓練を実施していただけないでしょうかという願いを実は今させていただいております。こういった地域の夜間訓練が拡大をされるというような状況を見定めながら、市の全市的な総合防災訓練につなげてまいりたいというふうに現在は考えているところでございます。

また、実際防災訓練に参加されていない方への対応はどうかというお話でございました。なかなかお仕事の関係でありますとかさまざまな事情で市の防災訓練に参加できない方もいらっしゃることは、我々もわかっているところでございます。それで、先ほどお話ししたのは自主防災組織等が地元のほうの独自訓練ということで別途実施されている状況もございまして、そういったところにできるだけ参加をしていただくとか、そういったことで防災意識の向上を図っていただければと思います。

また、昨年5月に防災ガイドブック、これなんですけれども、これを配布させていただいています。この中にもいろんな備えについての内容を記載してございますので、常日ごろからごらんいただいて対応をお願いできればというふうに考えてございます。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 土見大介議員。

○15番（土見大介君） ありがとうございます。

まず、夜間のほうということなんですけれども、先ほど阿部眞喜議員の質問の中で市長もおっしゃられていたように、視覚というものがなくなると、人というのは非常に弱いものになってしまいます。それなので、夜間を想定してといっても、昼間にやってしまうとどうしてやっぱり視覚というものが有効に活用されてしまうので、その部分をあえて奪った上で訓練するというのは非常に重要かと思えます。避難所の開設というのを暗幕の中でやったという話もありますが、本来真っ暗なところでしたら、もしかしたらその体育館へすらたどり着けないという方も多くいらっしゃるかもしれません。なので、ぜひ自主防災組織の皆様と協

力しながら暗闇というものに対する対応というのも行っていたらと考えております。

ただ、実際に訓練のほうに参加されていない方々に対しては、自主的にもしくは会社で、またはガイドブックなどを活用してやるとともに、そういう方々の目にももっと防災というものに触れていただけるように、例えば市民まつりとかそういうところでのブースでも以前あったと思いますが、そのようなところでも防災活動というのを積極的に行っていたらというふうに思います。

次に、情報伝達手段というところに対して少しご質問させていただきたいというふうに思っております。

昨年、防災に関してご質問させていただいたときには、まだ災害対応ページもできていなかった、そしてフェイスブックなどもなかったというような状況の中、現在ではそれらも既にできていて、かなりわかりやすいようなページ構成、もしくは迅速な情報提供というのができていくのかなというふうに思っています。この点については、ご対応いただいたことを非常に感謝申し上げます。

また、しかしながら、フェイスブックで情報提供というものをしているのですが、利用されている方々は皆さんわかるかもしれませんが、利用者がどんどんふえてくると情報というのは非常に流れていってしまうと。見てほしい方の目につかずに情報が過ぎ去ってしまうというようなことも考えられるということがあります。

その中で、特にツイッターとかフェイスブックというものは、やはり利用者がたくさんふえてきて情報発信する方もふえてくると、やはりそういう危険性が出てくる。特に災害のことを考えると、古い情報であったりとか、もしくは間違った情報というのが流れて、それがさも正しいものと思われてどんどん拡散されてしまうと。そういうことも起き得るということも、実際、東日本大震災も踏まえてそういうことが起きています。そのため、いかに情報を求めている人のところに正しい情報をお送りするかというところの観点も踏まえて、今後SNSというものを活用して行ってほしいなと思います。

その中で、例えば一つとしては、1次ソースとよく言われるのですが、情報の発信源というものはどこなのか、ここを見れば必ず新しい情報がわかるよというようなところを明確にして情報を発信するですとか、あとさまざまなツイッター、フェイスブック、インスタグラムでもラインでもいいんですが、そのようなもろもろ、それぞれ特徴というのがあります。人に確実に見てもらえるようなツールはどれか。見てもらえない、流れてしまうのはどれか

と。いろいろありますので、ここは災害だけではないんですが、観光も含めて活用というのは、それぞれのSNSというものの特徴を生かしてやっていただきたいなど。

そのとき一つ参考になるのは、例えば首相官邸のラインですとか、あとは利府町で今メールマガジンというのをやっています。これらはなかなかふだん使われないというか、情報発信能力が多くないことが逆に必要なときに必要なだけぼんと情報が出てくるというようなこともありまして、非常にうまい例だなというふうに考えておりますが、この点について市役所としてはどうお考えかお聞かせください。

○副議長（伊藤博章君） 相澤政策課長。

○市民総務部政策課長（相澤和広君） ただいま情報発信という観点でご質問いただきましたので、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

今、土見議員のほうからご説明がありましたとおり、情報のツールによってさまざまなメリット、それから特徴的な点があるかと思えます。今いただいた他市町の例、もしくは政府の例をご説明いただきましたので、早速ちょっと情報を集めながら検討を進めたいと思います。

なお、現時点では防災に関する明確な情報発信というのは、市のホームページのほうを災害に特化したページに切りかえさせていただいて情報発信をしているという状況でございますので、現在はそこにぜひアクセスをしていただいてごらんいただければと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（伊藤博章君） 土見大介議員。

○15番（土見大介君） ありがとうございます。防災の対策ページというところに、ぜひ皆さんがアクセスしやすいように、フェイスブックなどで情報発信するときも最新情報はこちらというふうにそのページを促すなど、人々がぜひそっちのほうに誘導されるような仕掛けというのをやってほしいなと思えます。

次に、防災設備の平常時の活用についてお伺いたします。

防災設備は非常に大きなものでありますから、維持管理費というのが非常にかかるものがあります。また、防潮堤に関していえば、浦戸諸島は今後景観でまちおこし、地域おこしをしていこうという中で、どうしてもやはりその景観というところから考えると大きく、重くのしかかってくるものであるというふうに考えております。

そのような観点から、防潮堤もしくは避難デッキ、このような防災施設というものを今後

平常時はどのように活用していくのか。そのお考えについてお答え願いたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 熊谷震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（熊谷滋雄君） 私のほうから、津波避難デッキの有効活用についてご説明いたします。

津波避難デッキについては、有事の際に現地不案内の方々が一時的に避難できる施設として整備させていただきました。平常時においては、本市の宝である海の景観を眺めていただける場所として、ウォーターフロントを形成する施設の一つになっており、観光面においても有効であると考えております。

現在は、市民や利用客の皆様にご親しんでいただけるよう景観デッキの愛称募集を今選考しております。10月のゆめ博において発表される予定となっております。これを契機に、市民の皆様の認知度もさらに高まることと期待しております。

また、9月からはしおかぜ通り線の整備をあわせて行いまして、避難誘導看板の整備を開始しておりますので、早期建造を目指しながら避難デッキの周知を広く図って行いたいと思っております。

あと、先ほどありましたが、あわせまして質問がありました津波防災拠点の整備スケジュールの件ですけれども、これは今月20日に工事を着手しております。今現在仮囲いを設置して既存の建造物の撤去を行っております。

あと今後、できるだけ早い時期に残された電気、あと機械設備の発注を行い、早期の完成を目指したいと思っております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 防潮堤が景観を損ねないようなことでのご質問がありました。

浦戸地区につきましては、特別名勝松島の指定を受けておりますので、寒風沢につきましては、表面は石積みのような仕上げにするための化粧型枠というものを使って景観についての配慮ということをごできるだけしていきたいなというように思っております。

また、野々島につきましては、2.1メートルというふうになりましたので、見かけ上80センチメートルぐらいのコンクリートのパラペットみたいなものが立ち上がるような形になるかと思っております。こちらについては、現状では通常のコンクリートでの仕上げということをご考えておるところでございます。

○副議長（伊藤博章君） 土見大介議員。

○15番（土見大介君） ありがとうございます。ぜひ、環境に配慮した、景観に配慮した方法で活用していただけたらなというふうに思います。

特に、最後は野々島で80センチメートルという話がありましたが、浦戸諸島というものは、外から見たときというのが景観の美しいものとして一つ挙げられますので、住民の目線に立ってというのももちろんなんですけれども、船で移動される方々の目線にも立ってぜひ対策をとるというふうをお願いしたいと思います。時間も限られてきましたので、次のテーマに移りたいと思います。

子育て世代に選んでもらえる塩竈をというところなんですけれども、先ほどご答弁いただいた中で、強みをどんどんアピールしていきたいということで3つほど、雇用促進、もしくは回遊性ですとか魅力発信という部分を挙げていただいたんですけれども、その中で私のところにも今後、塩竈はすごくいいところだよ、住みたいよねという話が何件かやっぴり上がっております。ですけれども、その方々に対して魅力というものは伝わっているんですけれども、じゃあ実際に塩竈に引っ越してきたときに、引っ越すという実益といいますか実生活の部分の考えるときにどうしても二の足を踏んでしまうというような方が多いということをお伺いしております。

その中で、雇用促進という部分では水産のブランド化、ストーリー性を持った販路拡大というようなことがありました。これらによって、地元の産業を活性化させて雇用を創出していくというようなことだと考えて受け取っております。

それはそれでよろしいのですけれども、そして創出された雇用、そこで働かれるようになった人々というのが、じゃあ次にどこに住むのかという話になると思うんですが、今ご紹介いただいた逆に定住というか住宅関係のお話ですと、一つは海岸通の再開発地区のマンション、または清水沢の子育て世代向けの住宅という2つが挙げられるのですが、まだ情報、数値として不確定なところもあるのですが、実際にこの水産関係の業者さんで新しく就職したような方々が、例えば海岸通の再開発地区のマンションというものに通常に住めるような賃金をいただけるのか。その対象としている世代というものが、ちゃんと定住促進の住宅関係と雇用創出のところで一致したようなターゲットになっているのか。その点について一言いただければと思います。

○副議長（伊藤博章君） 熊谷震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（熊谷滋雄君） マンションに関しましては、ファミリー向けということで設定していると聞いておりますので、そういった方々をターゲットとしていただいております。

○副議長（伊藤博章君） 土見大介議員。

○15番（土見大介君） ありがとうございます。再開発地区、海岸通の再開発地区のマンションというものは私たちも興味があつていろいろと情報を集めさせていただいておりますが、なかなか水産業、特に一般の社員もしくはパートとかそういう方々では、夫婦でもなかなか生活するのに厳しいのではないかとというような賃金もしくは購入価格というものが設定されていたはずで。

その中で逆に清水沢のサンコーポラスのほうが一つ対象となるかなというふうに感じるのですが、このアパート周辺の例えば保育園、学校、買い物ができる場所、仕事場への交通といったものは、どのように整備されていますか。

○副議長（伊藤博章君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 今お尋ねの清水沢の子育て支援住宅サンコーポラス新清水沢というところでございますが、これは平成24年に、以前雇用促進住宅と言っていたものを市が雇用促進住宅のほうから定住のために買ってくれというふうな要望がありまして、市のほうで取得したものでございます。ですから、せっかく取得したものを市としてどういうふうにご利用しようかということで、地域優良賃貸住宅子育て支援住宅ということで、近隣の周りの同じような住宅の家賃を基本家賃としまして、それに中学生以下の子供さんがいる場合は9,000円引きますよというのが子育て支援住宅の制度設計したものでございます。

ですから、それに合わせて周りのインフラを整備したわけではなくて、インフラは既にさまざまな商環境、学校、そういったものがある中で取得して、そのような形で今活用しているというふうなことでございます。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 土見大介議員。

○15番（土見大介君） ありがとうございます。とすると、外から見たときに、そこが必ずしも魅力的に映るかどうかというのは正直わからないということだと思いますので、ぜひ、今バスも新しいルートも開設されると思いますが、そういうところも含めてアクセスがいいような、よりこの場所というものが生かされるような環境づくりというのをお願いしたいと思います。

さらに話を進めていきます。残り1分ぐらいになってしまったのですが、子育て政策の基本方針というところの中で、乳児家庭全戸訪問という事業がありました。非常にすばらしい事業だというふうに考えておるんですが、どうしても市役所の人が一軒一軒行くというのは、やはり効率という面から考えても難しいのかなと。足しげく通うということもなかなか難しいと思いますので、この子育て世代の家庭同士の横のつながりというのをいかに早くつくっていくかというのが大切なことなのではないかなと思います。場所としてはこころんなどいろいろさまざまございますが、やっぱりその周知といいますか、こころんというものを利用するということに対してもっともっとPRというものをやっていっていただきたいなど。

あとは、また小中一貫校というお話もございましたが、これはやはりボトムアップというのが一つ目的というのがあると思います。それに対して、一人一人のお子さんたちの秀でたところをそれぞれ伸ばしてあげるといような、トップを伸ばしてあげるとい仕組みも必要であって、その中に一つアクティブラーニングというのがあると思いますが、今後、各いろんなどで導入されていくんですが、課題として教師の方々のほうの課題、教育というのがあります。この点についてはどうお考えか、最後に質問したいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 今ご指摘のようにアクティブラーニングを推し進める上で教師の力量というものが問われるということは、既に各学者などが書いているところであります。自主的、能動的な学習を保障するためには、まず教師のほうの働きかけとして、発動をどうするのか、そして話し合いをどういう場面で導入していくのかといった観点が育っていかなければそういった事業はなされません。

そういった意味から、今まさに本市におきまして新しい学力向上プランの中で、アクティブラーニングを意識した形での一人も見捨てない教育ということを進めておるところでありまして、今各学校の校長なども入れながら、各学校の代表を入れながら、そういった方向を今模索しているところでございます。以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 以上で、土見大介議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明27日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤博章君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明27日定刻再開するこ

とに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後5時10分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年9月26日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会副議長 伊 藤 博 章

塩竈市議会議員 阿 部 かほる

塩竈市議会議員 山 本 進



平成28年9月27日（火曜日）

塩竈市議会9月定例会会議録

（第3日目）

### 議事日程 第3号

平成28年9月27日(火曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

---

### 出席議員(18名)

1番	小野幸男君	2番	菅原善幸君
3番	浅野敏江君	4番	西村勝男君
5番	阿部眞喜君	6番	阿部かほる君
7番	香取嗣雄君	8番	山本進君
9番	伊藤博章君	10番	志賀勝利君
11番	今野恭一君	12番	菊地進君
13番	鎌田礼二君	14番	志子田吉晃君
15番	土見大介君	16番	伊勢由典君
17番	小高洋君	18番	曾我ミヨ君

---

### 欠席議員(なし)

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君
市民総務部 政策調整監	佐藤修一君	健康福祉部長	桜井史裕君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	阿部徳和君
震災復興推進局長	熊谷滋雄君	市立病院事務部長 兼 医事課長	荒井敏明君
水道部長	高橋敏也君	市民総務部次長 兼 総務課長	佐藤俊幸君

健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	川村 淳 君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤 達也 君
建設部次長 兼都市計画課長	阿部 光浩 君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	鈴木 康則 君
水道部次長 兼工務課長	大友 伸一 君	市民総務部 危機管理監	千葉 正 君
会計管理者長 兼会計課長	小林 正人 君	市民総務部 政策課長	相澤 和広 君
市民総務部 財政課長	末永 量太 君	市民総務部 税務課長	武田 光由 君
健康福祉部 長寿社会課長	鈴木 宏徳 君	産業環境部 環境課長	菊池 有司 君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤 勲 君	教育委員会 教育 長	高橋 睦麿 君
教育委員会 教育部長	菅原 靖彦 君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	渡辺 常幸 君
選挙管理委員会 事務局長	相澤 勝 君	監査委員	高橋 洋一 君
監査事務局長	佐藤 勝美 君		

#### 事務局出席職員氏名

事務局 長	安藤 英治 君	事務局 次長 兼議事調査係長	鈴木 忠一 君
議事調査係 主査	平山 竜太 君	議事調査係 主事	片山 太郎 君

午後1時 開議

○議長（香取嗣雄君） ただいまから9月定例会3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第3号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いをいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、10番志賀勝利君、11番今野恭一君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（香取嗣雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は、全で一問一答方式にて行います。

2番菅原善幸君。

○2番（菅原善幸君）（登壇） 平成28年9月定例会におきまして、公明党を代表しまして質問させていただきます菅原善幸です。

市長並びに当局の皆様方の誠意あるご答弁をよろしくお願い申し上げます。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、ふるさと納税について2点お尋ねいたします。

平成20年度税制改革において導入されたふるさと納税は、地方格差や過疎などによる税収の減少に悩む自治体に対して格差是正を推進するために、新構想として平成20年、第1次安倍政権のときに創設された制度です。所得税の納税義務者が都道府県または市区町村に対し寄附をした場合に、支出寄附金のうち2,000円を超える部分について、一定の上限までは原則として所得税、個人住民税から全額が控除されるというものです。

このふるさと納税の特徴は、寄附の謝礼として地元名産品など、謝礼品として送ってもらうことに人気が高まっています。寄附が多ければ多いほど地域の活性化につながる大事な事業といえます。

そこで、お尋ねしますが、本市のふるさと納税の取り組みと進捗状況についてお聞かせくだ

さい。

次に、2点目ですが、企業向けふるさと納税についてお尋ねいたします。

総務省は、このほど、全国の自治体に向けて企業版ふるさと納税制度を平成28年4月より開始いたしました。主な内容は、地方公共団体が地方創生のために効果的な事業を進めていく際に、事業の趣旨に賛同する企業が寄附を行うことにより、官民挙げて各事業を推進することができるよう、平成28年度税制改正において、地方創生応援税制が創設されました。地方公共団体が作成し、国から認定を受けた地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活動事業に対して企業が行う寄附について、現行の損金算入措置に加え、法人事業税、法人住民税など及び法人税の税額控除を導入し、寄附金の約6割相当の税額負担を軽減するものであります。

一例ですが、隣の多賀城市では、企業版ふるさと納税を活用し、交流人口拡大事業に取り組む方針を打ち出しました。2018年度開催予定の東大寺展を軸に、イベントなど、全国展開する予定になっていると伺っております。

本市においても、企業版ふるさと納税は大事な事業と思いますが、市長のお考えをお尋ねいたしたいと思います。

次に、空き店舗、空き家の対策についてお尋ねいたします。

空き店舗、空き家の現状についてお伺いいたします。

昨年5月に空き家対策特別措置法が施行されました。これにより、各市町村は1. 倒壊などのおそれがある、2. 衛生上著しく有害、3. 景観を著しく損なう、4. 生活環境を保てない、このいずれかに当てはまる空き家を特定空き家と認定し、立ち入り調査や所有者に対する撤去、修繕の指導、勧告、命令ができるようになりました。

全国的にこの法律が施行されてから、私も新聞報道などで各市で空き家に関する問い合わせが急増との記事を目にしています。また、本市でも身近に長年空き家状態で倒壊のおそれのある箇所などがあり、市民の方からご相談もいただいております。

そこでお聞きいたしますが、本市の空き店舗、空き家の件数と特定空き家の件数。また、それに対する相談、要望などがありましたらお聞かせください。

2点目に、本市においての空き店舗、空き家の利活用についてお尋ねいたします。

本市では、まち・ひと・しごと創生総合戦略に本市の第五次総合計画戦略プランの中で、空き家の活用を上げております。現在、空き家バンクも含め、現在の活用の状況、また今後の

利活用に向けた取り組みをどのようにお考えなのかお伺いします。

次に、子育て支援事業について、3点お伺いいたします。

1点は、産後の子育て応援メールについてでございます。本市において、人口と子供の推移を見ますと、塩竈市の総人口に占める子供の人口の割合が年々減少しています。

本年5月、公明党会派の長野市のこども未来部子育て支援課に視察に行っていました。長野市では、妊娠から出産、育児に関する子育ての悩みや不安を軽減する伴走型のサポートを中心に、市の情報などを携帯電話へメールマガジンで発信するプッシュ型のサービス事業を行ってまいりました。子育てにおける母親の孤立防止や育児不安、産前産後鬱、児童虐待の予防解消にもつながり、大変喜ばれてまいりました。配偶者の男性も登録できることによって、女性の体調の変化などの理解も進み、子育ての意識の醸成が図られる効果も生まれています。

出産、子育ての女性の負担軽減を図り、子育てに喜びを感じていただくことができるのが子育て応援メール発信事業であります。子育て支援の充実を図るために、本市独自のきめ細かな子育て応援メールなど、情報発信をすることはいかがでしょうか。市長のお考えをお伺いいたします。

次に、2点目は、子育て支援センターにおける一時預かりについてお伺いいたします。

本年4月、公明党会派の視察で北海道江別市で子育て広場を学んでまいりました。江別市ではまちの中心にある大型商業施設2階フロア約500平米の広さに、子育て支援センター「ぼこあぼこ」を開設しています。商業施設内という利点を生かし、年中無休の運営を行っております。受付カウンターの脇には一時預かりコーナーが設置しており、多くの方に利用されてまいりました。町なかにあるという立地場所や商業施設内にあることなど利点を生かし、買い物を楽しんだり、美容室に行ったり、ゆっくり友達と会話を楽しむなど、子育ての中の母親のリフレッシュを図っております。子育て支援センターも一時預かりも市内外の子供たちが利用しやすいように登録料は無料です。一時預かりの利用料金は1時間300円と低価格の設定になっているため、多くの方に大変に喜ばれ、利用数もふえています。

そこで、お尋ねしますが、本市には子育て支援施設「こころん」がありますが、今後子育て支援センターにおいて、一時預かり事業を実施するお考えはないでしょうか。市長の答えをお伺いいたします。

3点目は、大型遊具導入についてお伺いいたします。

「ぼこあぼこ」は、先ほども申し上げましたように、大型商業施設内にあります。そのよう

な利点を生かし、各種さまざまな大型遊具が数多く設置され、子供たちが生き生きと遊んでいました。本市もまた、子育て支援にとって、大型遊具の導入について、市長の見解をお伺いし、1回目の質問といたします。

ご清聴、ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤 昭市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま菅原議員から3点にわたりご質問いただきました。

初めに、ふるさと納税についてお答えいたします。

本市のふるさと納税の取り組みとその進捗状況についてのご質問でございました。

平成20年4月に自分の生まれ故郷や応援したい地方公共団体などに寄附をする制度としてスタートしたところであります。平成27年度からは、住民税から控除される際の限度額が2倍に引き上げられましたほか、ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設に伴い、一定条件のもと、これまで必要でありました確定申告なしで税の控除が受けられるなど、より利用しやすい仕組みに変わりつつございます。

本市の取り組みについてであります。平成20年7月から制度をスタートさせ、近年の取り組みといたしまして、昨年度から、ふるさと納税の利便性を高めるために、寄附金の払い込みをクレジットカードで行える仕組み等も導入させていただきました。また、今年度からは、これまで5万円以上の寄附者のみに御礼品をお送りしていましたものを、3万円以上に引き下げをさせていただき、ふるさと納税の利用拡大に努めますとともに、ふるさと納税額に対する返礼品の金額の割合であります。いわゆる還元率をこれまでの5%程度から最大10%まで引き上げ、さらに御礼品につきましては全て塩竈の地場産品とし、その拡充に取り組んでいるところでございます。

次に、企業向けふるさと納税の推進についてのご質問をいただきました。

いわゆる企業版ふるさと納税であります。ご案内のとおり、改正地域再生法の成立により、本年4月からスタートした制度でございまして、地方公共団体に本社が所在しない企業がその地方公共団体に寄附を行った場合に、税額控除の特例が措置されるものでございます。

具体的には、これまで寄附金の全額損金算入の取り扱いにより、約3割の税負担の軽減が行われておりましたが、このことに加え法人住民税及び法人税、法人事業税等において、寄附額の3割に相当する額の税額控除が新たに認められましたことによりまして、あわせて寄附額の約6割に相当する額の優遇措置を受けることができるものとなったものであります。

この制度を活用して、地方公共団体が企業からの寄附を募る場合には、まず、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を企画立案した上で、企業に相談を行い、事前に寄附の見込みを立てておく必要がございます。さらに、立案したまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をもとに地域再生計画を策定の上、内閣府に申請し、認定を受けてから初めて寄附を受けられる制度となっております。

本市の取り組みといたしましては、企業の皆様に本市の地方創生の進化に向けた政策の推進をアピールできるような事業の構築について、今取り組んでいるとことであります。例えば、観光分野などで活用できないかといった検討を進めており、あわせて本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく取り組みの趣旨に賛同いただけるような企業について検討いたしてまいります。

次に、空き店舗、空き家対策についてのご質問でありました。

まず、空き店舗と空き家の現状についてのご質問でございました。

空き店舗の現状については、平成26年度に企業誘致など、産業振興のための基礎資料とするため、市内の工業地域、沿岸部の準工業地域の空き地、空き工場、空き事業所の調査にあわせ、市中心部の商業地域において空き店舗の調査を行わせていただきました。現在91店舗の空き店舗が存在いたしておりました。

また、空き家につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空き家法が平成27年5月に完全実施されております。この空き家法とは、防災、衛生、景観等の地域住民など周辺に悪影響を及ぼす空き家対策と、まちづくりのための空き家の利活用を総合的に推進するため、国による基本指針の策定、市町村による空き家等対策計画の作成、その他の空き家等に関する施策を推進するための、必要事項を定めるものでございます。特に、老朽化等により周囲に悪影響を及ぼすおそれのある特定空き家の所有者に対しましては、その撤去や修繕に関する勧告、あるいは命令、さらに必要な手続を経て行政代執行の手続も可能とするものであります。

このように、市町村には空き家対策に係る一定の権限が付与される一方、空き家対策を効果的に推進するための、市町村による空き家等対策計画の策定や実施体制の構築、そして空き家の実態把握などが求められるものであります。

本市のこれまでの取り組みについてであります。本市に対するこれまでの相談のほとんどが、周囲に悪影響を及ぼしている空き家に関するものだったことから、まず、本市ではその



実態を把握するため、平成26年度から平成27年度にかけて、空き家調査を行ったところでございます。平成26年度の町内会等の調査による空き家データをもとに平成27年度には老朽化などで建物上危険で、周囲に対して危険が及ぶものと思われる空き家51件を対象に、市民安全課と定住促進課が改めて実態調査を行いました。そのうち18件につきましては、特に危険度が高いといったことが確認されております。51件の空き家は将来的に空き家法の第14条に規定されております倒壊のおそれなど著しく保安上危険、もしくは衛生上著しく有害である特定空き家に該当することがございますことから、空き家の実態調査経過、所有者等建物、もしくは土地の状態、対応方法や方針などを記載した空き家カルテを作成し、特に危険度が高い空き家の所有者に対しましては、文書による改善要請を行っております。

年々、空き家に関する相談件数は増加傾向となっており、平成27年度は56件、本年度も8月末時点におきまして、既に22件の相談を受け付け、その全てが老朽化や適正な管理が行われていない空き家でありましたことから、所有者に対して空き家の状況についてお知らせをしながら改善を促しているところであります。

今後、空き家法に基づいた周囲に悪影響を及ぼす空き家対策と、定住につながる空き家の利活用について、これまでの各担当課での検討状況を踏まえ、総合的に推進できる体制づくりを検討いたしてまいります。

また、議員から、本市で今取り組んでいる状況についてというご質問でありましたが、空き家バンクの実施に向けまして、単なる登録制度としてではなくて、より実効性を高め、居住可能性や居住満足度の高い空き家を提供できますよう、空き家バンク制度の導入にあわせて空き家に対する改修費などの助成ができないかどうか検討させていただいているところであります。

次に、子育て支援事業についてご質問いただきました。

産後子育て応援メールについて、お答えさせていただきます。議員ご提案のメールマガジンによる子育て支援情報の配信は、現在産後の育児相談や家庭訪問などを通して、保健師が主に対応いたしておりますフェース・トゥ・フェースの支援をICT技術を活用しながら補完できる新たな情報提供サービスのご提案と受けとめさせていただいたところでございます。

子育て応援メールについての配信につきましては、具体的なメニュー等を検討させていただきながら、今後その実施に向けた体制を構築させていただきたいと考えております。

総務省の発表によりますと、現在の携帯電話の世帯普及率であります、95.8%で、そのう

ちスマートフォンは72%を占めている状況でございます。ネット社会といわれる今日におきまして、新生児を抱える親御さんにおいては、スマートフォン等で子育て情報を受け取りたいというニーズが高まっているものと認識をいたしております。

このことから、本市におきましても、ご提案のようなIT時代にふさわしい子育て情報の提供をどのようにしたら取り組むのか。先進自治体の取り組み等も参考にしながら調査を深めてまいりたいと思っております。

次に、子育て支援センターにおける一時預かり事業についてのご質問をいただきました。

子育て支援センターや大型商業施設など、市中心部での一時預かり事業についてのご質問がありました。

現在、本市の一時預かり事業は、公立保育所では新浜町保育所におきまして、私立保育所では花立町のあゆみ保育園において実施いたしております。ご利用できるケースは、保護者の急病や入院等に伴う一時的な保育、あるいは保護者の就労形態等により家庭での保育が断続的に困難となるケースなどであり、両施設ともそれぞれ1日10人までお預かりできる体制を整えておりますが、現在の利用状況であります、約3割程度にとどまっております。

一時預かり事業を多くの子育て世代の方々に利用していただくために、子育て支援センターや大型商業施設内などで行ってはどうかというご提案でありました。

まず、現在の子育て支援センター「こころん」であります、日中来館されている親子でフルに活用されております。この中で、一時預かり事業を行うということについては、余りにも施設の面積が不足するという状況になるものと想定いたしております。

一方、ご質問いただきました大型商業施設内に開設された施設等での一時預かりは、お買い物や美容室、習い事などの間に短時間お子さんを預かる、一時預かりというよりは、いわゆる託児になるものではないかと考えられます。先進的な取り組み事例を参考にしながら、本市での事業実施可能性やニーズについて、まずは把握をさせていただきたいと考えております。

例えば、大型商業施設などで実施する場合に、会員制とし、市外の方々も利用できるようなというご提案でありましたが、このことにつきましても、やはり託児事業といった視点で捉えるべきではないのかと認識をいたすところであります。

託児を本市として行うのか、あるいは事業者の方々にそういった体制を依頼すべきか、といったようなことからまず整理をさせていただければと思っております。

また、子育て支援センターや大型商業施設における大型遊具施設を導入されて、子供たちになお楽しみを提供されてはいかがかというご提案でありました。

現在の「こころん」の利用者からは、親子と一緒に遊べるスペースが確保されており、落ちついて遊べるという評価の声もいただいております。例えば、「こころん」に大型遊具を導入することによりまして、親子の遊びの幅は広がりますが、一方では限られたスペースの中で、子供たちが安全にご利用いただけるかどうかといったような不安も事実ございます。こういったことを総合的に整理させていただきたいと考えているところであります。

また、大型商業施設につきましては、本市が基本的にこういったことを取り進むのか、あるいは託児的な視点で取り進むのかといったようなことについても、施設整備に当たりましては整理をさせていただきながら、今後検討させていただきたいと考えているところでございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 菅原議員。

○2番（菅原善幸君） 丁寧なご答弁、大変ありがとうございました。

それでは、ふるさと納税について、ただいま市長より詳しく説明をいただきましたところ、ふるさと納税の特徴としましても、やはり各自治体への寄附をすることにより、金額に応じた返礼品がいただけるということがやはり一番の所得税の、また、個人住民税から一定額控除される制度となっておるわけでございます。やはり、人気が高まっている理由は金額に応じて自分の欲しいものが自宅に送られるということだと私は思います。

そこで、本市へのふるさと納税の金額が、本年当初の見込みよりもさらにふえる見通しということでお聞きしていますが、昨年平成27年度寄附総額約1,440万円ということではございました。寄附者も146人となったわけではございますが、今現在の寄附者総額と寄付金の総額を、また、大口寄附者といえますか、そういった方がおりましたら内訳などをお示ししていただきたいと思っておりますので、どうかお伺いしたいと思っております。

○議長（香取嗣雄君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） お答えいたします。

基本的にふるさと納税、8月末日現在で捉えている数字でご報告させていただきます。総額が325万円、件数が34件ということになります。このうち、インターネットを介したいわゆるふるさとチョイスといわれる、インターネットを介してふるさと納税をしていただいた

方が34件のうち30件ということで、ほとんどが個人の方30件。つまり大口の部分としてはないという状況になっております。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 菅原議員。

○2番（菅原善幸君） ありがとうございます。

そうしますと、昨年までの金額のほうは、金額と件数が出ていますけれども、8月末時点ということでお尋ねしましたが35人ということでございました。そして、インターネットの30件という形でありまして、大口の寄附者は現在はいないという答弁をいただきました。

そこで、平成26年度の寄附者が93人ということで、若干でございますけれども、金額が1,213万円から1,441万円と上がったわけでございますけれども、何の取り組みをされたのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 相澤政策課長。

○市民総務部政策課長（相澤和広君） 金額が少し平成27年度で伸びていると。ということで、どういった取り組みをしたのかというご質問でございました。

先ほど市長からご答弁申し上げましたとおり、昨年度、ふるさと納税の利便性の向上を図るということで、今内訳等もご説明させていただきましたけれども、クレジットカードでの支払いというものを導入したということが一つでございます。あとは、国の制度で住民税の控除の限度額が2倍に引き上げられたということが相乗効果としてあらわれたものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 菅原議員。

○2番（菅原善幸君） ありがとうございます。

このふるさと納税については、全国自治体は本当にさまざまな特徴を生かしてやっているわけでございますけれども、特典の品々をカラー写真、そして登載なども本当に工夫しながらインターネットなどで発信しているわけでございますけれども、本市のネットから、私もふるさと納税を見させていただきました。本市では約40セットぐらいの品が基本的に登載されていたと思いますが、どのような方法によってこの返礼品の選定をされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 相澤政策課長。

○市民総務部政策課長（相澤和広君） 返礼品の選定ということでございますが、本市におきましては、本市の観光物産を振興するというところで、観光物産協会がございまして、そういった振興を図る団体を通して物産品の選定をお願いしているということでございます。

○議長（香取嗣雄君） 菅原議員。

○2番（菅原善幸君） 観光物産店とは、マリングートにあるところですか。

○議長（香取嗣雄君） 相澤政策課長。

○市民総務部政策課長（相澤和広君） 観光物産協会ということで、市の観光交流課で所管しておりますけれども、そちらの所管の団体を通してご選定いただいているということでございます。

○議長（香取嗣雄君） 菅原議員。

○2番（菅原善幸君） ありがとうございます。

ほかの自治体を見ますと、全国的に高額寄附金という上位を見ますけれども、やはり一例でございまして、宮崎県都城市では1年間で35億円も寄附金を集めたということでございました。返礼品も宮崎牛ということで、多分宮崎牛があるとは思いますが、また豚肉とか、肉類がやはり人気を集めているということで、一昨年が上位になったということでございます。

そしてまた、ふるさと納税の成功例として、北海道の上士幌町がございまして、そこもやはり肉類が主体となっているわけですが、上士幌町とはどういったところかというところ、人口5,000人ぐらいしかいないところなんでございまして、町の歳入は約65億円という本当に小さい町でございまして、そのうち町税が6億4,000万円ということで、本当に小さいところなんですけれども、このふるさと納税の資金調達額が何と6億5,000万円とほぼ同等というくらいのふるさと納税を集められたということで有名になったことでございまして、このふるさと納税のポータルサイトのふるさとチョイスというのが、やはりインターネットで必ず運営される場所があるんですけども、その中で一番の人气がやはり肉が多いということでございまして、上士幌町が用意しているふるさと納税の納税者への特産品は、やはり牛乳とかハチミツとかジェラートとかジャガイモとかあるわけですが、これがふるさと納税の金額の大きな理由の一つだということでございました。

ということで、また本市でも見させていただきましたけれども、お酒が大体主体になってまして、あと、かまぼこの詰め合わせがありました。そういった中で、牛肉が一つも入って

いなかったというのが、肉類が入っていなかったということでございましたので、そういうものも検討していただきたいというのもありました。ほかの地域でもやはり自分の特産品でなくてもそういう集めている地域もございまして、その辺がかなえることができるかなと思ひまして、大切な市の財政にもつながっていくとは思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、菅原議員からお肉というお話がございましたが、やっぱり塩竈は魚を何とかPRさせていただきたいということで、そういった品ぞろえを中心に今取り組ませていただいているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（香取嗣雄君） 菅原議員。

○2番（菅原善幸君） わかりました。やはりさまざまなポリシーを持った塩竈としての特産物を、魚、それからお酒という感じで見させていただきました。

次に行かせていただきます。

次は企業版ふるさと納税についてお尋ねしたいと思います。

この企業版ふるさと納税は、地方創生に積極的に自治体への寄附をした企業に対して、法人住民税や法人税などの税額控除によって3割税負担を軽減する制度だということでございます。結局は、実質的には企業の持ち出しが基金の約4割ということで、全体で約6割ほどその税負担が軽減されるということでございますけれども、現在本市が企業ふるさと納税の制度を進めていないのかとお聞きしたんですけれども、先ほど市長から検討していくということでございました。そういった前向きな答弁もいただきましたので、これはここでやめますけれども、現在宮城県で認定されている市町村がございまして、この制度はやはり認定しないと進められないということでございました。宮城県では、今現在たしか6件だと思うんですけれども、約1億4,800万円ということで私は聞いたことがございます。

そういった中で、隣の多賀城市のことなんですけれども、企業版ふるさと納税、先ほども私からお話しさせていただきましたけれども、交流人口の拡大ということで、最大3億円でもって、奈良市との縁で2018年に東大寺を軸にして大イベントを開くということで、多賀城が今回やられたということで認定を受けられたそうなんですけれども、これからのことなんですけれども、もしこの認定で、そういうプロモーションとかがございましたら、わかる範囲で結構なので、教えていただきたいと思ひまして、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 相澤政策課長。

○市民総務部政策課長（相澤和広君） 今、企業版ふるさと納税の本市の取り組みの現況ということで、改めてご質問いただきました。

先ほど、市長からご答弁申し上げましたとおり、今、観光分野で検討を進めておりますが、ちょっと具体的に今申し上げられるような内容はございません。観光分野ということで、交流人口の拡大とか、そういったことに貢献できないかということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 菅原議員。

○2番（菅原善幸君） わかりました。今検討中ということでございました。この制度は本当に地方創生の応援制度というが登録制になっていまして、認定できない限りこれが進んでいけないわけですが、ぜひともこの企業版ふるさと納税を何らかの形で進めていただきたいなと思います。

次に行かせていただきます。

次は、空き家対策についてお尋ねしたいと思います。

この、空き店舗、空き家対策でございますけれども、地元の地域を私も回らせていただきましたけれども、その中で数々の空き家に対する声をお聞きしております。ときに、空き家について何点か質問させていただきますけれども、先ほど市長にも現状についてお伺いいたしました。やはり、年々空き家がふえていることは間違いございませんので、やはり空き家になってしまうということは、さまざまな原因があると思います。

現在、空き家を見ますと、倒壊のおそれがある危険な空き家が何軒かございますけれども、この危険な空き家に対してどのような対策が最も必要であるのかということが、やはりこの空き家に対する切々たる市民の声だと思っております。私も2カ所ぐらいはもう倒壊寸前のところがございまして、やはり防災や衛生、景観、地域の住民の生活に本当に深刻な影響を及ぼすわけでございますけれども、そういった問題を何としても近隣が危険災害に遭わないように手立てがないのか、いい方法がございましたら、「空家法」を踏まえて簡単にお聞きしたいと思いますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 今、議員からご質問の特定空き家ということでございます。

昨年の6月の定例会におきましても、浅野議員から特定空き家関係のご質問をいただいているところでございます。

私ども、地域の住民、商業者からそういう建物に関しての苦情、あるいは情報提供、ご相談などをいただきますと、まずは市民安全課が窓口となりまして現地調査をさせていただく。その中で、場合によっては税情報による所有者の確認をさせていただきながら状況を調査させていただくということになります。

その現地調査におきましては、建築の知識を持っておられる建設部の定住促進課の職員などと一緒になりまして、先ほど議員からも特定空き家の4つのタイプのお話がありました。国は昨年時点で、特定空き家等に関するガイドラインというものを定めまして、その中で具体的にこういう条件に該当すればという基準も示しているところでございます。

私どもも、基本的に塩竈市独自の基準ということをつくっておらないんですが、基本的には国で示しているガイドラインの基準に従いまして、定住促進課とともに現地調査をさせていただきまして、この中で、建物自体がやっぱりかなり朽ち果てているような状況の中で、これは特定空き家に該当するというようなことにつきましては、そのガイドラインに従って基準でもって判断をさせていただきながら、見させていただいた空き家が特定空き家であろうと判断されましたときには、所有者確認の上、まずは通知をさせていただいて、指導、助言等を行うということでございます。所有者が必ずしも近場に住んでいる方だけでもございませんので、通知の中には現況の写真とかも全て添付させていただきまして、近隣の住民からこういうご要請をございますという内容を記した文書にしたためまして、所有者の方に一刻も早い処置をお願いするというをまず第1段階としてやらせていただいているということでございます。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 菅原議員。

○2番（菅原善幸君） 市長にも、答弁にありましたけれども、22件の相談もございましたということでありました。そのなかで、やはり切々たる倒壊寸前のところも確かにあるわけでございますけれども、先ほど空き家バンクのこともお話しさせていただきましたけれども、そういった、塩竈を倒壊のおそれのない、危険性のないような形で、相談の内容が、壊れる寸前のところがございますかどうかお聞きしたいんですけれども。今現在何件ぐらい倒壊寸前のところがあるか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（香取嗣雄君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 先ほどの市長のご答弁の中で、実地調査を行った中で、特に危険度が高い空き家というのは18件ということでご答弁させていただいております。



ます。

○議長（香取嗣雄君） 菅原議員。

○2番（菅原善幸君） ありがとうございます。ぜひとも18件を何とか行政的に相手の方に対処できる方法がないのか、また再度ご検討していただきたいと思います。市民の声を皆さんが本当に塩竈に住んでよかった、また、住みたいという方をこの塩竈に……、やはり今現在あいている、また、住めるような空き家もございますし、そういった中で、空き店舗もこれからやりますし、また低所得者の基準に対してもそういった空き家対策もお考えになっていただきたいと思います。

次に行かせていただきます。

次に、子育て支援事業の3点目でございますけれども、3点お伺いしました。その中で、1番目に産後の子育て支援メールについてのお伺いでございます。

今回、我々の会派としましても、長野県に行きまして、妊娠から出産までの子育て発信メールということで、マガジンをスマホに発信する事業に取り組んでいたということでございました。いろんな告知の部分がございますけれども、今現在本市におきまして、そういった出産後の応援メールではないんですけれども、そういった発信するようなところがありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 子育て応援メールについてご質問いただきました。

一般的なメールマガジンを塩竈市は活用していないのかというふうにご質問いただいたかと思いますが、大変申しわけございませんが、汎用のメールマガジンというものは現在のところ活用に至っておりません。ただし、子育てに関する情報をどのような形で発信しているかというご質問であれば、先ほど市長から答弁申し上げましたとおり、私どもの担当といたしましては、保健師が直接お母さん方、あるいは妊産婦の皆さんに直接お会いして、フェース・トゥ・フェースで情報交換するということを基本としておりますので、情報発信の仕方ということであれば、人間を介してということになるかと思っております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 菅原議員。

○2番（菅原善幸君） ありがとうございます。私もメール発信の携帯電話に送られるということでありましたけれども、やはり長野県では本当にすばらしい取り組みを今現在やっておりますけれども、9月8日に、これは登米市の県内では初めて導入されたということで、予防接

種の時期をメール発信で知らせるということでありました。これは、県で初めて登米市が導入されたということでございます。大体10種類の予防接種がある中で、やっぱりどうしてもペーパーだけで送られて、予防接種の時期とかそういったものを告知するだけではなくて、メールによって発信するという形を取り入れたということで、本当にメールが来られたお母様方から喜ばれたという記事もありました。ぜひとも市長からも新しい取り組みとして検討するということございましたので、ぜひとも我が本市におきましても、若い世代のお母さんが本当に出産には大変困っているわけでございますので、ぜひともこういった発信の速やかにできるメールマガジン発信を、ぜひプッシュ型のサービスを行っていただければと思います。これはあくまで私からの提案でございますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

次に行かせていただきます。

次は、2点目に上げました子育て支援センターにおける一時預かりについてのお伺いございました。

これも、ことしの7月に江別市に行きまして、公明党で行かせていただきました。そこで、交差点広場というところで学んでまいりましたけれども、郊外型の大きな施設の中に、2階フロアになりますけれども、約500平米ぐらいのところがございます、大型スーパーの中に2階になるわけですが、子育て支援センターをということで設けていたわけでございます。

そういった中で、この本市においては今現在「こころん」がございますけれども、多分、先ほどの答弁では数が限られているということございました。今現在、私もこの大型の施設も含めて、やはり子育て支援センターも改めて設けたほうがいいんじゃないかなということ、いろいろ考えたんですけれども、今、郊外型の大型施設ということで、大型商業施設のところが、2階がかなりあいているわけなんです。空き家になってございまして、結構スペース的にも大きいところがございまして、そのところに大型遊具も導入しながら子育て支援センターができないかなということでも、ちょっと提案したいなということもございました。

また、「こころん」も今現在、一時預かりということではありませんけれども、そういった限られた場所がないということで、やはり、買い物をしながらお子さんを預けるというところが今なかなかないということで、利便性も含めてこの大型店舗の中にこういった新センタ

一が設けられないかということで提案させていただきました。

そういうことで、ぜひともこの塩竈市に新しい取り組みといたしまして、こういう施設も設けていただきたいなということで、何かお考えがございましたらぜひともお答えをお願いしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいま、具体的に中心商業地にある大きな商業施設を活用してはどうかというご質問をいただきました。

現在、「こころん」はおかげさまで毎週土曜日、毎週日曜日も開館をいたしてございまして、年間大体1万3,000人を超える皆様に利用いただいているという状況がございまして。私どもといたしましては、「こころん」がただいまそのような盛況ということもございまして、当面、現在の推移を見守っていきたくて考えております。

また、ご提案いただいた大型商業施設の活用ということでございまして、機会を捉えながら相談できれば相談していきたいと考えているところでございまして。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 菅原議員。

○2番（菅原善幸君） ありがとうございます。ぜひとも前向きなご検討をよろしくお願ひしまして、私からの質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（香取嗣雄君） 以上で、菅原善幸君の一般質問は終了いたしました。

8番山本 進君。

○8番（山本 進君）（登壇） 風の会の山本 進でございます。

私、2つの質問事項を用意してございまして、昨日の答弁の時間の長さを見まして、とりあえず1問に絞って、2問目については2回目以降自席でさせていただきたいと考えています。したがって、答弁は簡潔にお願いいたします。

まず、1つ目ですけれども、東日本大震災集中復興期間の総括として、2つの主な事業について、当局のお考えをお聞きいたします。

1つは、海岸通地区震災復興市街地再開発事業の今後の取り組みについてでございます。

平成27年2月に事業認可申請し、そして認可になり、正式に再開発組合が設立されました。その後の計画では、当然権利変換計画をし、そして当該地域のいわゆる除却施設の撤去、工事に着手する予定でありましたが、いまだ事業進捗の兆しが見えません。今後の取り組みについて、簡潔にお尋ねいたします。

2番目は140億円を投じたいいわゆる塩竈市新魚市場の管理運営のあり方と今後の市場の方向性についてであります。

確かに、昭和40年、旧魚市場が建設されて以来、今日まで産地市場としてその実績を誇ってまいりましたが、ここに新たな魚市場の施設を建設、来年9月竣工を前にして、どのように管理していくのか。そしてまた、産地市場としてどういう形で、どういう方向性でこの市場を運営していくのかについてお尋ねいたします。

以上2点について、よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤 昭市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま山本議員から、初めに、東日本大震災集中復興期間の総括についてということで、海岸通地区震災復興市街地再開発事業の今後の取り組みについてというご質問でありました。

議員には、組合にもご訪問いただきまして、激励を賜っておりますこと、まず心から感謝を申し上げるところであります。

再開発組合であります、6月の権利変換計画変更に向けて、計画作成の取り組みを進めておりましたが、権利者同意の取りまとめに時間を要し、権利変換計画の縦覧及び認可申請ができないというのが現状であります。現在8月24日を新たな評価基準日として、土地建物評価、補償費再算定の準備を進めておりますが、新たな期限であります平成29年2月23日までに縦覧手続を開始することが絶対条件となります。

組合で予定しております現状の事業スケジュールであります、10月末までに事業計画、資金計画の精査、12月までに事業計画の変更、平成29年2月までに権利変換計画の縦覧手続及び認可申請、その後3月に宮城県からの権利変換計画の認可を受け、平成29年度早期の工事着手というものを事業スケジュールといたしております。しかしながら、この事業は中心市街地のにぎわいを創出する重要かつ急がれる事業でありますことから、組合と行政が調整を図りながら、でき得る限り平成28年度中に前倒しで工事着工ができますよう、市の総力を挙げて支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、魚市場についてご質問いただきました。全体の概成については、平成29年10月前後というお話をさせていただいております。

今回、140億円の投資を行うわけではありますが、年間の運営経費であります、1億5,600万円程度になるものと試算いたしております。現状が1億1,600万円でありますので、約4,000

万円ぐらいの経費が増加するということになります。この部分につきましては、貸し事務所等の使用料の収入、運営コストの上昇に伴いますルール分の繰入金の増加などによって3,000万円程度の増収は見込まれますが、残り1,000万円につきましては、やはり魚市場使用料の収入増を目指すことが不可欠ではないかと考えております。そういったことから、平成30年度の水揚げの目標を120億円とさせていただいております。

また、管理運営についてであります。私どもは今、卸売機関の一元化を要請いたしております。具体的に申し上げます、事務所に卸売機関の事務所は1カ所であるということについて最後通牒させていただいているところであります。まだまとまっていないというのが現状であります。できますれば、こういった新たな卸売機関を交えながら、本格的な魚市場の運営管理を適切に行うよう努力いたしてまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） まず、海岸通地区震災復興市街地再開発事業についてですけれども、今、市長方答弁をいただきまして、計画より単純に1年おくれるのかなという感じがしています。ただ、私が問題にしたいのは、塩竈のまちの顔ともいべき歴史あるゾーンであります。そういう中であって、やはりその内容がどういうものなのか、どういう街区を構成しようとしているのかも、広く市民の方々に理解してもらおう。そういった手法というのは必要なのではないかなという感じがしているわけです。

具体的に見ますと、権利変換にまだ同意されていない方もいらっしゃって、同意率が86.4%ということと、それから、保留床のテナント誘致につきましても、現在のところ成約率は残念ながらゼロ件。そういった中で、市民の方々は、議会もそうですけれども、絵柄は見ていますけれども、こういったようなテナントを入れようとしているのか、そのプロジェクトマネーはどういった形で生みだされるのか、ロイヤルティーはいつから還元できるのかという具体的な事業計画と内容が全く見えてこない。そういう中で、2月に4億255万3,000円の調査のための予算を議決しているわけです。私は、これは議会においても非常に責任のある重い議決だと思うんです。何だ、あんたら、中身もわからないで賛成したのかというふうになりはしないかということ非常に懸念しているわけです。例えば、市も権利者の一人であります。いわゆる公共駐車場を建設する計画がありますけれども、1番地区、2番地区を起点にして半径50メートルのところに民間駐車場の総台数、私、数えました。大体140台ありま

す。民間のコインパーキング含めて、もちろん市の駐車場もありますけれども。日中の駐車率は大体3割から4割ぐらいです。そこに4階5層駐車台数120台の公共駐車場を建設した場合、単純に民業圧迫になりませんか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 駐車場の利活用についてのご質問でありました。120台の施設規模で計画いたしておりますが、これは、今都市計画決定をいたしております前の駐車場とほぼ同じ規模でということで計画させていただいています。当然のことではありますが、我々行政が引き取る財産でありますので、引き取った後の運営管理についても内々作業はさせていただいております。

具体的に申し上げれば、先ほど山本議員から、民間駐車場を圧迫しないかというようなご質問でありましたが、今回の場合は、新たにマンションの建設がなされます。64戸でありましたか。それらの方々の駐車場として、まずはぜひ活用させていただきたいという申し出が既になされております。マンション業者とその辺の内容を詰めさせていただいておりますし、そういったことであれば、警察署のほうの車の登録も十分にできますということを確認させていただきながら、まず半数程度以上はそういった方々に、民間の方々の今までの経営を圧迫することなく使用できるという見込みであります。その他につきましては、新たな店舗、新たなオフィス等ができるわけありますので、そういった方々の利活用を見込んで、一定程度の収支については、粗々の試算はさせていただいているところであります。なお、今後の状況をつぶさに精査しながら、精度を高めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） ちなみに、交通量調査、それから消費者動向調査、事務的にされたことはありますか。

○議長（香取嗣雄君） 鈴木復興推進課長。

○震災復興推進局次長兼復興推進課長（鈴木康則君） 山本議員にお答えいたします。

交通量調査等、今、商業調査を含めて、組合でも委託しております商業コンサルのほうに市でも、その辺を含めて委託をしてお願いをしているという状況でございますが、その結果を今、そういった状況でございます。

なお、マンションのほうは63台今建設予定でございますので、この中で、従来駐車場につきましては、赤字決算でなかなか大変だったということなんですけれども、2月定例会でもご

答弁させていただきましたけれども、63台が賃貸しで貸すことができるようになりますと、採算性につきましては何とか回るのではないかとということで、今シミュレーションしておりますので、従来の公共駐車場とはまた違った運営になるのではないかと試算しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） 今、コンサルと言われましたけれども、コンサルが今何をやっているか全然わからない。先ほど言いましたように、既に昨年度4億255万3,000円の事業計画策定費と、それから追加として権利変換策定費を議決したわけです。ところが、コンサル、コンサルと言うけれども、何をやっているのか全然見えないんですけれども。いずれにしても、これは見えるようにしてください。

それから、交通量調査、別に専門機関に調査委託しなくても、我々毎日通っていればわかります。私は、だから、都市施設としての公共駐車場は、被災して解体されたわけだから、これを機会に、手続は都市計画決定の変更手続ですけれども、大変ですけれども、廃止したほうが私はより実態に合った手法かなと考えております。

それから、マンションと言いましたけれども、マンションの具体的なコンセプト、それから平均的な予定分譲価格、それからターゲット、つまり入居していただきたいターゲット、客層、どういったところに絞っているんですか。

○議長（香取嗣雄君） 鈴木復興推進課長。

○震災復興推進局次長兼復興推進課長（鈴木康則君） 山本議員にお答えいたします。マンション63棟、当初の計画ではもう少し数が多い計画だったんですけれども、63棟に変更するに当たりまして、一戸一戸当たりの面積を若干広げまして3LDK等の間取りにいたしまして、ファミリー層を対象にしたマンションになったとお伺ひしております。

分譲価格等につきましては、近傍の家賃相当ということで、今計算しているようなんですけれども、まだ正式な分譲価格は決まっていないということで、そこも含めて今回の権利変換計画の中で決めていくという状況になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） 要するにまだ具体的に決まっていないということですよ。

それと関連して、先ほどの話に戻りますけれども、保留床の処分、テナントの坪当たりの単価は幾らに今計算されていますか。

○議長（香取嗣雄君） 鈴木復興推進課長。

○震災復興推進局次長兼復興推進課長（鈴木康則君） その保留床の処分価格も、私どもも、市からも、組合でありますとかまちづくり会社のほうに早目に家賃設定を決めていただいて教えていただきながら、テナント誘致に含めて教えてほしいという話はしているんですけども、近隣の家賃ということですとお伺いしておりますけれども、まだ正式に坪当たり幾らという決定がないということでございますので、それを早急に決めて、テナント誘致等を含めて具体的な動きにしていかなければいけないことを再三再四組合とはやりとりをしているという状況でございます。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） 県内の負担金は当時10億円と記憶しているわけですけども、その他の荒地である保留床を処分して、処分価格でもってやると。ですから、この事業が成功するかしないかは、この保留床がいかに当初の事業計画のとおり処分できるかということですよ。

今、駅前周辺の貸しビルを見たときに、大体9時ごろ本塩釜駅の間に立ってずっと周りを見てください。半分以上あいています。残っているのは学習塾だけ。そういう状況の中で、それだけの坪単価で貸そうとしているのかわかりませんが、いまだにわからないということは、だからテナント成約率はゼロ件なんです。幾ら払えば入れるのか、幾らそこで家賃を払って初期投資して、じゃあ何年でもってロイヤルティーを生むのかとかかわからないです。

逆に心配しているのは、金融機関が資金を貸せますか。私は貸せないと思います。いつから配当をもらえるんですかと。金融機関は、いつから配当をもらえるんですかととなりますよ。いや、まだわからないもん。事業計画が決まっていないからと。私はそういうことを今非常に心配しているんです。素人でよくわからないんですけども、これはどうなんですか。

○議長（香取嗣雄君） 鈴木復興推進課長。

○震災復興推進局次長兼復興推進課長（鈴木康則君） お答えいたします。

その辺の事業計画の精査というものも含めまして、今組合で努力しているんですけども、私どもも、いろいろ会議の中に入りまして、けんけんがくがくやりとりはしているんですけども、なかなかその決定というものが、組合のほうで決めることでございますので、なかなかその辺の、私どもの思いも含めて伝わらない部分、また、なかなか難しい部分もございまして、まだ決定には至っていないという状況でございます。なお、県の認可を受ける際



にも、事業計画、資金計画がきちんとしたものがないと認可を受け付けないという話を言われておりますので、その辺の精査をした資金計画、事業計画を今つくるというのが大前提で今進んでいるという状況でございます。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） 大変苦しい答弁を強いているようで、大変申しわけないと思うんですけども、私は心配しているから言うのであって、こういう事業の場合は、まず建物を建てる、ビルを建てるというよりも、そこで展開される事業は何なのか、いわゆるプロジェクトは何なのか、それが魅力あるものになるのかどうかという議論に時間をかけなきゃいけないと思うんです。建てりゃあ、あとは野となれ山となれでは大変なことなんです。

私がいろいろ心配しているのは、壺番館の例にもありますように、今「覚悟」というでかい看板が立っています。そこに再開発組合の方々、地権者を中心とした組合の方々の思いというものが十分感じておりますが、逆に行政として、万が一、その建てた建物を全部背負わなきゃいけないという覚悟も、一方ではしていかなければならないんじゃないですかということを知りたいです。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、山本議員からいろいろご心配をいただいておりますが、まず、テナントであります。今現在も、十数社のテナントの方々とお話し合いは始まっております。ただ、ここはぜひ理解いただきたいんですが、私自身がもし借り手であれば、具体的にどういった建物が建ったかということを確認しないままに建物を貸していただきというのは、なかなかビジネスとしては進みませんよね。これは当たり前だと私は思います。当たり前だと思います。やっぱり自分で建ったものを確認した上で、ここで自分がやろうとしている商売に合ったものかどうかというのは、当然判断されるものと思っております。そういったことで、若干時間がかかっていることについてはご批判のとおりではありますが、そういったところを組合と一緒に我々も取り組んでまいりたいと思っております。

今、ビジネスの部分についても、どういった方々を招致するかということで、我々も一部知恵を出させていただいているところであります。

最後はというお話でありましたが、これは組合施行でありますので、そういったところに今私がお答えする準備はないわけではありますが、しっかりと成功できますように、我々も責任を持って取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） そういう意味においては、やっぱり行政が考えているいわゆる子育て支援施策を業務床の中で展開するというのは、一つの引きつけるコンセプトであると思うわけです。

私は6月2日に文書質問を出させていただいて、それはどうなんですかと聞いたら、一般的な理念だけで、具体的な、どういったような子育て支援のための施設を整備しますという内容は出ていないです。例えば、のびのび塩竈っ子プランでは、新浜町保育所は廃止します、藤倉保育所以外は民営化ですと一方でうたっていますが、こういったような構想を前提に、当該地区に展開しようとしている子育て支援施設の具体的な内容は、答えられるならば教えてください。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 海岸通市街地再開発計画地区に子育て支援施設はどのようなものかというご質問をいただきました。

私どもの施政方針の中にも記載されておりますとおり、駅前の利便性を考えた施設ということで検討を進めているところでございます。具体的な内容ということでございますけれども、検討に当たっての考え方は3つ。これは前に答弁差し上げた内容ということでございますが、1つは、再開発事業にとってより効果の高い施設を目指す。2番目でございますけれども、これは一番重要でございます。資金的な面からも、復興交付金の効果促進事業を活用できる施設というのがございます。私どもは今、復興交付金の活用ができるかどうかというところを県を通じて国とやりとりしている段階でございます。このようなことが早く実現できて、皆さんにご報告できるように、担当としても取り組んでいるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） 次の質問に移りたいので、これで最後にいたしますけれども、私は、この事業をぜひ成功していただきたいと思ひます。その中においても、ことを進める場合、身の丈にあったという言葉がござひます。この事業そのものは、結局は復興交付金という事業主負担5分の1という極めて有利な補助事業であるがゆえに、被災に遭わないような拠点をつくるというと、どうしても高層にならざるを得ない。ですから、復興事業といひゆる市街地再開発という2つの異なる事業目的が復興交付金の制度の中に埋没してしまひて、本来検

討すべきにぎわいなり潤いなり活性化なり、そういったようなものがどうも消えてしまっていると云わざるを得ない。この際ですから、時期的なものでもあるだろうし、もちろん、先ほど市長が言ったように組合の問題でもありますけれども、やはりこれはもちろん行政の責任でもあるわけですから、私は、ぜひ身の丈に合った事業というものも再検討ができないかということをご提案して、この問題は終わります。

次は、魚市場ですけれども、平成30年からの維持管理1億5,600万円。私はこれは非常に少ないのかなという感じはしています。問題は、現在の水揚げ手数料1,000分の3、0.3%。これは卸売機関へ行く。そのうち1,000分の5、0.5%は市へという一つの構造があるわけですが、本当に1億5,600万円程度で済むのかどうかという問題がある。昨年完成したお隣の世界一の魚市場施設。今何で頭を痛めているか。維持管理です。維持管理費で困っている。そういうことで、現在の維持管理費から4,000万円程度の上積みで果たしてなるのか。その根拠を示してください。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 新しい市場、来年秋にオープンします。それに向けまして、私どもはどういった経費がかかるのかというシミュレーションというか、試算を重ねております。今、根拠ということをお話をいただきました。今現在申し上げられるところでは、まず、どういった増要因があるのかということをございますけれども、まずは新しい市場でございます。例えばエレベーターができる、駐車場のゲートができる、太陽光発電ができるということで、そういったもろもろのメンテナンス費用というものが新たに2,300万円ぐらいは増になるだろうと見ております。これまでも、さまざまな委託料で2,400万円ぐら見ておりますので、これが5,000万円近くになると見ております。

それから、かなりの事業費の部分については、国の補助と特別交付税でできましたが、一部地方債を借り入れております。3億数千万円の起債になると思いますが、その償還費用として大体2,500万円ぐらふえるだろうと見ております。

そのほかに、下水道の使用料等についても、電気料等々含めて600万円ぐらふえると。

一方では、今まで廃棄物処理のいろいろな費用が、あそこはどなたでも自由に立ち入りが出てきて、いろいろな廃棄物が実はあったということも反省しておりまして、そういったものをきちんと今整理しましょうということで業界の方々とお話しさせていただいておりまして、そういったもので減る部分もございますので、その委託料で、大体4,000万円ぐらふえると

今のところカウントしております。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） 関係する方々にインタビューいたしますと、ぎりぎりだ、大変だ、何ぼ負担するかわからないと。事務所費も一般の貸し事務所も、現在の使用料の平米単価で平均的に3倍の使用料になるということもありますし、あと、今言ったように清掃委託、排出者責任の原則に基づいて自分たちがしなくちゃならないと。もちろんフォークリフト、これも今回のみやぎ環境税を財源として市が購入してかけてあるわけですけれども、それから電気代。卸売の一つですけれども、既に平成13年度においても危機的状況であるという中でずっと推移してきているわけで、非常に厳しい経営が強いられておるわけです。ですから、その中で新たな負担となってくると、これははっきり言って経営体として立ちいかなくなる。その辺のコンセンサスは十分得ているんですか。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） ただいまのご質問は、新しい卸売市場の中で運営されます卸売機関のいろいろな負担がふえてくるだろうと。それに対していろいろな細かい説明等をして一定の理解を得ているんでしょうかというご質問かと思えます。

こちらは、市場の整備に関しましては、本当に震災前の平成22年度から新しい市場のあり方はどうでしょうかというお話をさせていただきながら、計画のほうは当然卸売機関にも入っていただいて進めてまいりました。また、震災を経て新しい市場をつくる際には、プロポーザルで設計業者を決めたわけですけれども、その中では、やはりまず5つの課題を定めまして、その中の第1番目に、コストを抑えて高度衛生管理を実現するためにどういった施設をつくっていただけますかということでの提案をいただきまして、自然換気システムですか、太陽光を使う。あるいは、低温室というものはつくりますが必要最小限の整備にしましょうと。あるいは、製氷設備については、近隣にある民業の方々の製氷を運び込んだほうがいいんじゃないかという意見をいただいて、なるべくコストがかからないような形にしております。そういった中で、中で使ういろいろな整備、備品についても、何とかならないかというお話をさせていただきながら、本当に長い時間をかけまして、今議員からもご紹介があったように、フォークリフトについては県の補助制度などを使いながら整備いただいております。

細かい点については、まだまだわからなくて不安だというお話もいただきましたので、そういったことについても、必要に応じて卸売の方とお話しさせていただいて、細かい詰めを今

させていただいておりますけれども、そういった意味では、いろいろな打ち合わせをさせていただいて、一定の理解を頂戴しながら整備を進めていると理解しております。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） 8月10日でしたか、C棟の完成式をしたんですけれども、あのときたしか、11月に卸売機関が引っ越すという話を聞いたんですけれども、どうなったんですか。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 私どものお話としては11月にということでご案内差し上げたんですが、実際のところはやはり年末の忙しい時期であったり、あるいはコンピューターシステムを移設するとかで、もう少し時間がないとできませんというお話をいただきましたので、一応1月中には引っ越しをお願いするという形で、多少その辺は協議の上延ばさせていただいております。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） そういう情報も、誰がどこでどういうスケジュール管理をしているのかわかりませんが、やっぱり議会のほうにもきちんと適宜報告していただきたいと思えます。

それで、話は前後しますけれども、昨年私のほうで提案いたしましたように、先ほど市長からは卸売一元化と。これはもう五、六十年前から出ては消え、出ては消えのなかなか難物なので。私はいわゆる指定管理者制度の導入はいかがですかと。つまり運営会社、運営組織。両卸売機関からそれぞれ人を出し合って、現在かかっている1億数千万円の予算を交付して指定管理に回せるというふうにしたほうが私はいいと思ったんですけれども。前の答弁では検討しますといったんですけれども、そこもまだ検討中のようで実現はしないんですけれども、それも早急にやっつけていかないと、隣の魚市場みたいになりますよということだけ言っておきます。

それで、今、C棟の話が部長から出たんですけれども、両卸売機関の入る引っ越しする場所というのが、あの図面で見ると、いわゆる電算室ですけれども、これはいいんですか。補助金の関係で。大丈夫なんですか。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） おっしゃるとおり、電算室という形の図面上の記載となっております。補助的にもその辺について

は、石巻、気仙沼も含めて同じ形でやっております、それで差し支えないだろうということ  
とで頂戴しております。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） じゃあ、せっかく両卸機関がワンフロアで電算室に入るのであれば、現  
在それぞれ競りとか入札のデータというのはそれぞれ独自に立っていますね。それで、管理  
事務所で変換して出していますね。データを一元化してタブレットを貸して、瞬時にそのと  
きの競りなり入札価格をわかるようにしたらいいんじゃないですか。その検討はしています  
か。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 議員お話しのとおり、今新しい市場では、大船渡ですとか銚子  
とか気仙沼も含めまして、そういったタブレットを使う、あるいは電子入札ということを一  
部導入し始めているという状況がございます。私どもとしまして、一元化の一つの取り組  
みとして、魚市場の業務系のシステムというものが個別にございまして、おっしゃるよう  
に船のコードも違う、魚のコードも違う、売り上げも別々に出てきてそれを合わせるとい  
うことを私どもはやっていますので、例えば業務系のシステムから一緒にするということが  
かりに、将来の一元化に向けた準備をできませんでしょうかということでの話もさせてい  
ただいた経過もございまして、なかなか、それは決まってからやればいいんじゃないかとい  
う話等もいただきまして、ちょっとそこのところも、我々の押しがまだ弱いと言われれば  
それまでかもしれませんが、そういったことで、今のところまだ進められていないという状  
況がございます。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） 別に、組織の一元化と情報の一元化とは違うもので、今、バイヤーがも  
う市場前で全国の市場で、何がどれだけとれてどれだけの値段で売れたかすぐにわかるん  
です。漁船が帰港して、水揚げして、並べて、競りにかけて、はい幾らでしたではないん  
ですよ、もう。極端な話、洋上で連絡し合っ、あそこはこれだけの値段で買ってくれるからあ  
ちちに行くべということがあるんです。そういう意味においても、やはりいろんな機会を捉  
えて言っている開設者である市が業界の方々と一緒になってやっていくという姿勢を持っ  
ているわけですから、そこのところをやっぱりやっぺいかなければ、産地市場としての使命は  
どんどんなくなってくると思う。

そういう中で、多分、水産庁の復興の補助のメニューの中に、地魚販売とレストランがメニュー化された。それから展示コーナーがあったと思うんですけども、地魚販売とはどこから持ってきた魚ですか。誰が誰に売るんですか。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 地魚販売施設ということで、復興交付金を頂戴しております。それについては、塩竈市は当然マグロが中心の市場ですので、基本的にはマグロ中心の販売ということになろうかなと考えておるところでございます。誰が誰に売るのかということでございますけれども、基本的に卸売市場でございますので、仲買人が一般消費者に売ってはずいということになっています。しかし、市場の開設者である市長が利用者のために販売するというについては認められておりますので、そういった形で進めていきたいと思っています。ただ、塩竈の魚市場、仲卸市場とともに、あのエリアの水産業の核となる施設であり、観光資源でもございますので、やはり相乗効果が生まれるような形で運営できればなと考えております。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） 確かに、そうすれば法的にはクリアはされますけれども、もともと地方卸売市場というのは、いわゆる市内にある魚屋の権益を守るために特別な許可を得た業者しか買えませんよという一つの法の縛りなんです。そこで自由に売ったり買ったりすることは本来できないわけです。ところが、今実際買い受け人そのものが最盛期のとき三百数社あったものが今130社くらいですか。そういう意味で、商材の先細りによって、これからも減っていくんじゃないかということで、一つ一つ活路を見出す意味ではいいかもしれませんが、ただ、部長知ってのとおり、七、八十メートル先には塩釜水産仲卸市場があります。それとの関係もどうなんですか。民業圧迫だ民業圧迫だというんですけども、その問題と、レストラン、あっちでも海鮮丼とかなんとかやっています。私はけさ行って来たんですけども、結構お客さんが来ていた。その辺のところはどう考えているんですか。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 地魚販売施設もレストランも、先ほど申し上げたとおり、市場と仲卸と本当にもに相乗効果を発揮するような形で運営していただくような主体を、これから来年のグランドオープンに向けて、どういった方にそこに入っていただくのかというふうに考えていく手はずになっておりますが、そういったことは十分に考えながら進めていき

たいと思っております。例えば、レストランの利用者は誰なのかということですが、基本的には、両卸売機関の方の食べる場所でもあり、水揚げされている漁船員の方が食べる場所でもあり、当然仲買人の方とかがご利用いただくことも想定しておりますし、また、昼間の時間帯は一般のお客さんにもご利用いただけるということでイメージしておるところでございます。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） さきに大船渡の魚市場を視察に行っていました。その理由というのは、設計会社が同じなんです。外見もよく似ている。同じようにレストランがある、展示コーナーがあるんです。レストランでは家賃をただにしたんだって、なかなか来てくれないから。周辺には結構昔ながらの食堂があるんです。そういう人たちの商売に影響を与えてはまずいということ。

ところで、社長が相手をしてくれたんですけれども、社員の人は食べるんですかと言ったら、朝から忙しくて食べてられない、せいぜい週に1回か2回ですということで、観光される方を対象にということで、じゃあどれぐらいと言ったら、やっぱり少ないんです。そういう中で、確かにコンセプトはいいし、観光というものを売りにした場合に、こういった海を眺めながらのレストランというのはいいロケーションではありますけれども、そういったような問題が一方ではあるということをおきながら、来年の公募に向けて検討していただければと思います。

それから、これから市場としてどういったような魚をどこから集めるのか。あるいは、集めた魚をどういった方向に流していくのかということについては、前も質問しましたので、繰り返しませんけれども、いわゆる入り口戦略と出口戦略という表現を使いましたけれども、入り口では、当然知つてのとおり、国際的な漁業規制、TAC法の制定によって、どんどん本マグロも規制になる。いずれメバチなども規制の対象になるのかなということで、6割を占める本市の魚市場についても将来的には安閑としていられない。代替魚種というものを真剣に考えなければならない。最近ではサバというものもやっていますけれども、サバも中国とか台湾の船、300トンとか400トンの船が来て根こそぎとっていきそうです。日本の10倍もある船です。サバも今度は漁獲じゃなくて漁船規制でもって条約を締結するという動きがあるそうです。

いずれにしても、魚資源というのは、もう国際の資源管理の中に入ってしまったという



こと。そういう意味において、やっぱり宮城県では3つの特産漁港、全国13個あるうち3港が宮城県にあるわけです。ここは、宮城県において、調整というか、呼応の産地市場のあり方というものも県として真剣に考えてもらうような提案というか、要望をしていかなければならない時期なのかなと感じます。

さきにコンサルも提案しているように、遠洋トロールでもって何とかって、あれは塩竈に船が入りませんからね、今の航路の浅さでは。ですから、前から業界の方が提案しているように、航路をしゅんせつし、マイナス9メートルにし、トロール船も入るようにやって、そしてT棧橋をつければトロール船も入ってこられて冷凍も荷揚げできますよということ。今、仙台港に入っているんです、天皇海山のキンメダイなんか。天皇海山に入れて、仙台港の冷蔵庫に入れて、そして出荷調整している。こっちに持ってこないんです。ですから、塩竈の場合は、移入も輸入もどんどん減ってくるという中で、じゃあ、代替をどうするかということになれば、単に魚目線ではなくて、魚を商材としての商業の視線から、管理者も巻き込んで商業の線から水産、市場というものを考えていかなければ、私は大変な時代になると。まだ過去の遺産を食べられるうちはいいです。食べられなくなったらどうするかと。我々は、やっぱり、これは次世代に残さなきゃいけない使命があるわけですから、そのところを最後にお話しさせていただきます。

最後に、2番目の東日本大震災復興・創生期間における政策について、いろいろ政策は執務とは評価とかをかけていますけれども、確かに今、長期総合計画、実施計画、各種分野のいろんな計画でやっているというのはわかっていますけれども、私は、決算特別委員会でも指摘したように、評価というところが非常に弱いというか、していないんじゃないかという気がするんです。ですから、PDCAのPDはあるけれどもCAがない。ですから、復興について言えば、どうも復興予算ありき。復興予算ありきでもって、それが本当に必要だったのかどうかということの検証が私は極めて少なかったのかなと思っているんですけれども、その辺で、この決定システムと評価手法についてお尋ねします。

○議長（香取嗣雄君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 政策決定のシステムというご質問でございました。

震災復興計画もございまして、一方ではまた長期総合計画というものも動いているという中で、私どもは、その大きな計画の中に基づいて基本的には実施していく事業ということについては、向こう3カ年の実施計画を策定しまして、その中で事業を選択していくという内容

になってございます。いろいろ事業の選択に当たりましては、社会経済情勢の状況や国、県の動向、本市が抱える行政課題、その点の財政見通しなどを踏まえて、企画部門と財政部門で協議を行い作成した骨子案について、庁議で審議をしながらそういう実施計画事業の策定を行っていくという状況になってございます。

特に、議員からご指摘のありました評価システム、前の前にも発言がございました長期総合計画なんかの評価ということにつきまして、本来ですと、毎年3月なりの時期に毎年度の評価をしていただくという状況でございました。今回たまたま5年間という長期総合計画、あるいは復興の折り返しの年ということもございましたので、全体の5年間のものをまとめた上でのお示しをさせていただこうということで、済みません、現在取りまとめをしているところでございます。時期的には今年中にそのようなものを改めてお示ししながら、議員にも評価をいただくというシステムをつくっていきたいと思っております。

また一方では、主要な施策の成果の中では、基本的には担当部課の判断ということにはなりますが、政策の評価をさせていただいているということになります。ただ、この辺は自己評価ということもございまして、なかなか客観的な周りの視点が入っていないというご指摘もございます。我々はこの辺も、5年間の総括をする中で、このような外の厳しい目というものも評価の中に入れていかなくてはいけないのかなと考えてございます。まずは、その5年間の総括ということを行う中から、そこら辺のことも検討させていただきたいと考えているところであります。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） なかなか評価というのは難しいものでして、ただ、行政の場合、前の決算特別委員会で私が言いましたけれども、今の評価というのはどちらかというと予算執行率なんです。1億円あったら1億円使った。100%、よかった、よかった、ではなくて、それをやっぱり受ける市民なり受益者がどういった満足度を持ったか、あるいはどういう不満があるかと。それは、将来的には本当にまちづくりのための効果があったのかどうかということをやらなければならないのかなと。

そういう意味で、具体的に挙げていうと一つ、避難デッキ。確かに港町地区一帯の防災関連の中で、復興交付金事業としてされたんでしょうけれども、今ひとつわからないのは、どういった流れで、どういった議論があってやって、これを、きのうも議論があったんですけども、どういった方向に持っていこうとするのか。また、塩竈というまちづくりの中に、デ

ッキそのものが持つ存在意義というか、価値というか、どういうところなんですか。そこをちょっと聞きたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 津波避難デッキのコンセプトであります、主たる目的は、万が一、今回のような津波が発生したときに、いち早くあの上に逃げていただくというのが、まずは最大の目的ではないのかなと思っております。あわせて、普段通行される方々が、あの場所をご活用いただくということでは、それはそれでありがたいという思いであります。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） 私は、いろいろなところで時間を見つけて顔を出すんですけども、言われるのは、あれは何や、何のためにつくったのやと。一応説明はするのね。やはり10人が……、10人とは言いませんけれども、私のつき合っている人がそういう人なのかわかりませんが、まず賛成はしないです。そこに14億円もかける必要があったのかということがまず最初に出てきたんです。そういう意味で、やはり情報公開、そしてアカウンタビリティ、説明責任というものはやはり行政の場合にはついて回るということを十分念頭に置きながらやっていただきたいと思います。

その情報公開の中で、昨日、鎌田議員から出ましたケーブルテレビの関係ですけども、私は基本的にはアナログからデジタル化、これは時代の趨勢で必要なことです。ですけども、やはり、今2万3,000世帯の中で約5,400世帯、43%の方々がマリネットに加入しているわけです。七ヶ浜、一部多賀城もありますけれども、大体それでも5,000世帯ぐらい掛ける高齢者のご夫婦で約1万人が見ている。楽しみにしているんです。こういう人方は、パソコンを持っている方も中にはいますけれども、一般的には持っていないし、ましてスマホも持っていないでしょう。やっぱりテレビで、何だやっていないのかということですよ。ですから、私は、インターネット中継はそれでいいんですけども、やっぱり平成4年にケーブルテレビに250万円、平成4年にFMに200万円を出資しているわけです、市としては。その条件というのが、いわゆる行政情報を媒体とするための趣旨だよということなんです。ですから、議長団にも議会運営委員会から正式に申しましたけれども、速やかに市当局に対して予算要求し、そして再びケーブルテレビで放送されることをまたお願いして、この点については終わります。

最後に、人材育成ですけども、人材育成、中国の故事、漢詩でいろいろ表現の仕方はある

んですけれども、俗にいう1年先を考える人は花を育て、10年先を考える人は木を育て、100年先を考える人は人を育てるという故事がございます。まさに今の時代、私は人だと思います。全てにわたって人が大事だと。いろいろ申し上げております復興・創生期間においても、まさにこれからは、職員。職員によるアイデア勝負と。ある被災自治体の首長がおっしゃっていました。山本君、被災自治体で差がついたのは、そういう発想をした職員がいるかいないかだと。そして、そういう発想をした職員のアイデアを採用したかしないかだと。その差がはっきり出たとおっしゃっていました。ですから、私は、まず職員、人材育成に対して今までどういったような対策を講じてこられたのか、また、今後どうされていくのかをお聞きします。

○議長（香取嗣雄君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 人材育成というお話でございます。基本的に今、震災以降ということもございますが、我々は今研修というのは基本的には市町村職員研修所の研修ということがメインでやっているところになってございます。山本議員は、私ども市役所の先輩職員でございます。私が市役所に入庁したときは、先輩職員の方々というのは仲間で勉強会を開かれたりしておりまして、例えば仙台市の職員なんかと共催で地方自治体の政策提言などを著名な講師を呼んで、話を聞いて意見を交換するなど、この塩竈をどうしていくかという進取の気概といいますか、チャレンジ精神というのを非常に感じたことがございます。やはり、時代の変遷ということもございませうが、なかなか今そのようなエネルギーを感じることができなくなってきていると。どうしても自分に与えられた職務に小ぢんまりとおさまってしまうという職員がちょっと多いのかなという印象を受けております。ただ、やはり、地方自治体も競争、アイデア勝負、知恵比べということもございませう。我々は、その市町村職員研修所でやっている研修というのは、公務員としての最低レベルをクリアするための研修であろうと思っております。やはり、これから求められる職員というのは、公務員の枠を超えて、さまざまところに人のネットワークがある、幅広いチャンネルを持っているような、そういう新たな発想ができる職員というものが必要なのかなと考えてございます。なかなかそういうものを研修面でフォローするというのは、かなり難しいのかなと考えてございます。ただ、我々も手をこまねいているわけにはいきませぬので、何らかの形での、そういう意味での職員同士の仲間づくりといいますか、きっかけづくりということには手をつけていきたいなと考えてございます。

例えばなんですが、塩釜地区の二市三町の広域行政連絡協議会では、ここ2年ほど、二市三町職員の交流事業ということで、例えば、各市町のお祭りなんかのときに、お互いに市の若手職員が集まってお手伝いをしながら、その後交流会をするというような取り組み。平成26年度から続けてきております。約20名ぐらいの職員が集まって、けんけんがくがくの話をしていると。そういう意味での職員のきっかけづくりの研修、そういうものに我々はまず取りかかって行ければなと思っています。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） 最後に2つだけ提案させてください。

昨日の当局側の伊保石の件についての答弁の中で、今市民1人当たりの保有する公園の面積が、藤倉の地盤公園も含めて5平米なので、国の補助金事業には合致しないと。だからできないんだという答弁をされていますが、私は違う。だから自前でやればいいんです。市民応募債、あるいはオーナー制度、あるいは福島のJヴィレッジのようにスポーツ民間企業から出資していただくとかという形で民間でできないかという発想をぜひ私は持っていただきたい。補助制度がないから、補助基準に合致しないからダメなんだじゃなくて、ないんだっただら自分でつくればいい。国の制度を変えればいい。そういう気概を私は一人一人に持っていただきたいと思います。

さらに、職員だけではなくて、市民の方にも、やはり将来の塩竈、我がふるさと塩竈を愛し、そして育てる人材をつくっていく、育成していく責任はまさに行政にあると思う。これまでの亀井文蔵さんのカメイ文庫、あるいはタイハウグループの小野金夫さん、この2人のご意思をいただきながら、やはり塩竈市としても次代を担う子馬を育てていくという行政施策も私は必要なのではないかなと。金がない、物はない、でも人はいます。以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 何か答弁はないですか。

以上で、山本 進君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩をいたします。再開は15時15分といたします。

午後2時57分 休憩

---

午後3時15分 再開

○副議長（伊藤博章君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君）（登壇） 市民クラブの志賀でございます。

限られた時間の中での質問となりますので、当局におかれましては、簡潔、明瞭にお答えいただきますようお願い申し上げます。

本日の質問は、大きく分けて2つほどでございます。

1つ目は重点雇用創出事業に関して、2つ目には塩竈市の本町商店街の振興というこの2つのテーマで質問させていただきます。

初めに、本年6月定例会最終日に私が読み上げた産業建設常任委員会所管事務調査報告に関する質問をさせていただきます。

まず1つ目。この報告書の中では、当局に対して次のような指摘をしております。1つ目は、本事業は随意契約であり、概算予算に基づき事業が委託されている。随意契約は手続が簡略化できる反面、契約自体が情実に左右されて、公平な取引の実を害するおそれのあることが一般的に指摘されている。本制度が全市的な地域課題への対応策とするならば、広く市内事業者にも周知し、積極的に参加支援協力していただく姿勢があってしかるべきである。よって、可能な限り一般競争入札、あるいは指名競争入札にすべきであった。このことについては、厚生労働省の示す指導要綱にも明記されていると指摘しております。

2つ目として、本事業の遂行に当たっては、国、県から業務完了の検査が求められており、当然のことながら、経費等の領収書等のつけ合わせをしなければならないとされていたにもかかわらず、塩竈市は本事業の県への業務完了報告の際、領収書等のつけ合わせを一切することなく収支表に記載された金額を支払っていたということがわかっております。このことは、主管課、事業担当課のみでなく、行政機関としての塩竈市全体の組織的ガバナンスが十分に機能したか否かが問われているものと指摘しております。

3つ目として、根本原因を検証してみた場合、事務担当課内で、つまり現場と事務方との履行確認のための連携、つまり意思疎通に重大なるそごを来していることを指摘しております。

4つ目として、随意契約の根拠が明らかにされていないことを指摘しております。

5つ目として、仕様書に契約金額が記載されていないことを指摘しております。

6つ目として、委託契約の履行が確認された証拠が存在せず、何をもって委託業務の履行を把握確認したのか不明であることを指摘しております。

7つ目として、経費の支出根拠が二転三転し、疑念を抱かせるもので、納得できるものでは

ないことを指摘しております。

8つ目として、国、県は本事業遂行に当たり、直接的に必要な経費は認めるとしているが、塩竈市が認めた4年間の経費の中には、本事業に直接的に関係しない経費が多く含まれていることを指摘しております。

例えば、ケーキ代総額18万円。サクランボ狩り代22万円。社会保険労務士、税理士、経営コンサルタントへの報酬22万円などが入っております。

9つ目として、領収書の提出を求めた結果、議会に提出された資料の中で、平成25年度の収支表に記載された消耗品212万円が42万円に激減。車両燃料費は113万円が10万円に減るなど、議会に報告された決算書と著しく差があることを指摘しております。

10番目として、労働時間について。変形労働時間制をとった委託事業について、超過勤務手当の未払いの発生が見られたことを指摘しております

そして、結びでは、震災後の混乱期という特殊事情はあったにせよ、一連の会計処理手続が、市の条例規則に適合した手続で実施されたか甚だ疑問である。当委員会では、これまでの行政行為に対して、その疑義を指摘することで、今後その是正措置、そして改善策を早急に講じられることを求めるものであります、としております。という内容のもので、先月8月2日に開催された産業建設常任委員会において、神谷市民総務部長、小山産業環境部長同席の中で、さきの報告書に対しての市当局の回答を求めました。市長不在を理由に、回答の可否について即答がなく、10日になってから両部長より、裁判に影響することも考えられるので、弁護士に相談の上回答したい旨の話がありました。そして、きのうやっとな指摘事項の3点のみの回答がありました。

そこでお伺いします。裁判に何がどのようにするのがお答えください。

そして、2つ目の質問として、平成28年7月19日に私は3回目の住民監査請求をいたしました。1つは、事業としては、旅客ターミナル施設観光PR事業。2つ目として、仮設店舗維持管理委託事業。3つ目として、観光客受け入れ態勢整備及び交流促進事業。4つ目として観光交流施設運営事業。5つ目として、女性による浦戸諸島の食振興プロジェクト。6つ目として、まちづくり交流事業。以上6事業についてであります。

この住民監査請求の回答につきましては、請求から43日後の8月31日付で、その答えは、この内容は知り得たときから4カ月を経過した監査請求は、正当な理由がないという凡例を根拠に却下されました。さらに回答書には、私が市議会議員であることから、相当の注意力を

もって調査をすれば、監査請求対象となる行為の存在及び内容について知り得ることは可能であったとしております。

そこで、お伺いいたします。相当な注意力とは、どの程度の注意力をいうのか、具体的に示していただきたいと思ひます。

大きな質問の中の2番目。今後の本町商店街の振興についてお伺いいたします。

以前同様の質問をしたときに、佐藤市長は、まちづくりに対する考え方は百人百様であるという答えをされました。では、佐藤市長ご自身は、このまちづくりかくあるべしという、どいういう考えをお持ちなのか、お示しいたきたいと思ひます。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま、志賀議員から、大きく2点にわたりご質問いただきました。

私からは、初めに、重点分野雇用創出事業についてお答えいたします。

6月定例会最終日の産業建設常任委員長報告への対応について、即答できない理由として挙げた、裁判への影響についてのご質問であります。

訴訟は、平成28年6月24日付で、塩竈市議会議員であり産業建設常任委員会委員長であります志賀勝利氏が原告となり、仙台地方裁判所に提起されたものでございます。

訴状の内容といたしましては、市が重点分野雇用創出事業として実証いたしました塩竈市災害廃棄物等保安パトロール業務委託契約及び塩竈市資源循環促進業務委託契約に基づき、平成25年度及び平成26年度に受託業者に支出した委託料並びに塩竈市殺虫防菌除菌等処理及び巡回パトロール業務委託契約に基づき、平成23年度から平成26年度にかけて受託業者に支出した委託料について、不当利益利得返還請求を怠る事実が違法であることを確認するという内容であります。

一方、6月定例会最終日の産業建設常任委員会委員長報告の内容は重点分野雇用創出事業を調査件名として検証され、大きくは契約の締結と履行確認について指摘をされるとともに、具体的な事業の検証として、殺虫除菌等処理及び巡回パトロール事業、災害廃棄物等保安パトロール業務委託及び臨時災害放送局運營業務委託事業について、契約や履行確認、あるいは消耗品費や福利厚生費を初めとする支出関係について指摘がありました。そして、委員長報告の結びに「限られた時間での調査活動であり、その検証結果は不十分なものであり、当



局において反論、あるいは新たな書証に基づく回答等があれば、次回の定例会、あるいは委員会にて提起されることを期待して委員長の報告とします」という記述がなされております。

市といたしましては、委員長報告での指摘事業が訴訟の具体的対象事業でありますことから、顧問弁護士と対応を協議いたしたところでございます。顧問弁護士からは、原告は、塩竈市災害廃棄物等保安パトロール業務委託契約及び塩竈市殺虫除菌等処理及び巡回パトロール業務委託契約に関して、不当利益返還請求権が成立すると主張しておりますが、その主張の立証責任は原告側にあること。また、原告は、産業建設常任委員長と同一人であり、訴訟を提起し、みずから主張、立証責任を尽くし、司法の判断をを求めることを選択したことから、司法の場における市長の立証と司法判断が優先されるべきであること。また、訴訟外で訴訟の厳格なルールに基づかずにやりとりをすることは好ましくないこと。また、委員長報告の結びにある当局としての反論や新たな書証に基づく回答につきましては、原告の主張、立証、内容を見た上で、しかるべき時期に裁判の場で明らかにしていくべきものであるとの見解が示されたところでありますので、ご理解をお願い申し上げます。

なお、この件に関し、塩竈市資源循環促進業務委託契約につきましては、委員長報告での指摘の対象ではございませんが、同じ重点分野雇用創出事業に基づく事業であること、また、塩竈市災害廃棄物等保安パトロール業務委託契約と同じ受託者であり、訴状の中で、同様の疑義が提起されておりますことから、パトロール業務委託と同様の取り扱いとさせていただきます。

次に、監査につきましては、監査委員からご答弁を申し上げることになるかと思えます。

私からは、今後の本町商店街の振興策についてのご質問をいただきました。

今年2月の定例会においても、ご答弁をさせていただいておりますが、本町地区につきましては、かつて仙台圏東部の中心市街地でありましたことから、昭和36年、都市計画の用途地域で商業地域に指定されており、商業、業務、娯楽施設の集中立地を図る地区として、ほとんど全ての商業施設が規制なく建築可能となっております。また、仙台市の定禅寺通りや県庁周辺と同様に、容積率が500%で大都市並みのまちづくりが当時期待をされていた地区であります。しかし、旧来からの市街地であることから、急激なモータリゼーションによる渋滞や駐車場不足、あるいは昭和49年の大型量販店の進出や、昭和56年の本塩釜駅移転などにより、にぎわいが徐々に失われてまいりました。

この間、駐車場問題を解決するための塩竈中央公共駐車場の建設や商店街のイメージアップ

を図るため、本町通りのさまざまな都市施設の整備等を行ってまいりました。特に、平成10年ごろには、本町四、五番地区において、民間の方々と行政が一体となって、本町の新しいまちづくりとして再開発にチャレンジいたしました。残念ながら事業を断念した経過があり、こういったことも、現在の空洞化、いわゆるシャッター街につながっていると思慮いたしております。

中心市街地のまちづくりに関しましてのご質問であります。

全国の旧市街地でも同様の状況にあり、その解決策として、少子高齢化が進む市街地のスケールを小さく保ち、歩いて行ける範囲を生活圏と捉え、コミュニティーの再生や住みやすいまちづくりを目指そうとするコンパクトシティの発想が近年になって脚光を浴びてきております。本市におきましても、現在、改訂作業を進めております都市マスタープランの目標の一つにこれを掲げ、コンパクトで持続可能な都市として、都市機能が集積した利便性の高い本市の特性を生かしながら、まちなか居住を促進し、都市機能の適正な立地を図りながら、持続可能な都市づくりを推進してまいりたいと考えております。

特に、本町地区につきましては、門前町周辺として、魚市場やマリゲート塩釜とともに、観光産業拠点に位置づけ、歴史的観光資源や地場産業により活力創出を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、御釜神社や旧ゑびや旅館、あるいは杉村惇美術館などを観光資源として生かすとともに、旧宮町庁舎跡地の再開発も大きな課題の一つと捉えております。この敷地の活用により、地場産業を堪能いただきながら、有機的に回遊できるまちをつくり上げていきたいと考えております。

さらに、沿道街区事業などを活用し、高齢化社会に対応して、移動や買い物に不便な郊外から利便性の高い中心市街地に住みかえをするまちなか居住を推進し、人々でにぎわう商店街の再生と真のコンパクトシティを目指してまいりたいと思っております。

以前、まちづくりに対する思いは百人百様ではないかとのお話をさせていただきましたが、一方で、まちづくりの実現に当たりましては、将来のあるべき姿を合意し、地区の皆様がまとまってまちづくりを推進する必要があると考えております。今後とも、商業者の方々やそこに居住される方々の考えを大切にしながら、地元の皆様との協議を重ね、本町など中心市街地の再生に取り組んでまいります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○副議長（伊藤博章君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 7月19日付の住民監査請求の関係でございますけれども、この監査請求の結果については、請求人に回答を通知しておるところです。

それで、監査につきましては、2人の監査委員の中で協議をし、そして合意が成り立った部分を文書にして請求人に報告して、その文書自体が監査の結果全てでございます。それ以上でもそれ以下でもないということになります。

それで、この文書につきましては、後で説明したりとかコメントしたりするというような性格のものではないと考えております。したがって、先ほどのご質問にはお答えできないという形になります。その理由としましては、制度として、次に住民訴訟が担保されている制度であるということです。それで、この訴訟につきましては、この回答が基本といいますか、根拠になるものでございますから、そういったものを固定していかなければならない。それで、後からコメントしたりとか説明するということは、後の訴訟等にも混乱を与えかねないという形になると思います。それで、こういった部分については、結果を出した後にコメントすべき文書ではないという判断をしております。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ありがとうございます。

簡潔にお願いしたんですが、余りにイントロが長過ぎて答えが私の要望した答えと全く違う方向に進みましたので、残念です。

これは、まず、一番最後の本町の商店街の形成からちょっと質問させていただきたいと思います。

今の答えというのは、市長ご自身が考えられたことなんでしょうか。それとも、最初のイントロの文言を聞いていますと、従来からずっと言い尽くされた言葉がつつらと並んでいるわけですが、結局市長の本当のお考えというのが何か出てこない。本町がどうしたいんだと私が聞いているのは、どういう町を、どういう商店が並んで、どういう人をターゲットに、どういうふうにしたいんだということを聞いているんです。そんな漠然とした言葉だけをいっぱい並べても、それはもうずっと聞いているわけです。何も変わらないわけです。だって、本町振興は何をやっている。確かにシャッターオープン事業やっていますよ。やっているけれども、じゃあ、本町をどういう町並みにしたいんですかということを聞いているんです、私は。そこのところが、市長ご自身、イメージがないようですから、これ以上聞い

ても無理なのかなと思いますので……、何もないでしょう、具体的に。

それで、私から言わせると、先ほど山本議員から海岸通の再開発問題が出ました。それで、私は以前市長に仙石線のガード側を震災後に、今あそこを全部土地を買って、観光バスプールをつくるぐらいのことを考えたらいかがですかというお話をさせていただきました。それは何かといえば、本町を生かすためには、将来の本町というのは、観光客を歩かせて、そういうにぎわいを求める以外ないわけです。従来 of 商店形成では、本町は立ち行かないということは明らかなわけです。私はそういうことをお聞きしたかったんです。残念ながらそういう考えはおありじゃないようなので。いろんな言葉が羅列されています。だけれども、それを具現化するために、さっき言ったように、本町をどういう構想のまちにしていくのかということが、残念ながらイメージとしてないんですね。イメージとして、まちづくりのイメージでこういうまちづくりをしようというイメージがなければ、言葉だけで何だ振興だ、水産業を振興して活気を持たせるとか、コンパクトシティとか。そんな言葉は言い古された言葉であって、それをどう具現化するかということが一番大事なことなんです。だけれども、この考えが出てこないということは、結局はそこのところについて、市長ご自身は何も考えていらっしやらないと。私は市長ご自身の考えを今回聞いたわけですから、もし本当におありであるのならば、ひとつお話してください。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど、私がまちづくりの中で、まちなか居住という言葉を使わせていただきました。今まで、どちらかといいますと、本町周辺は商店街が林立していたわけであり、現状を見たときに、商店街というだけでは果たしてまちづくりができるかどうかというこの原点に立ち返りまして、今回は、まちなか居住という言葉を使わせていただいたはずであります。これが、今後の本町のまちづくりのキーワードになるのではないかと考えて説明をさせていただいたところでございます。

○副議長（伊藤博章君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ということは、まちなか居住ということは、まちの中に……、そのまちなかというのはどこを指しているのかわかりませんが、一般的にまちなか居住といたって、意味がわかりませんよね。どこのまちなかなんですかということです。市街化といったら塩竈は狭いわけですから、そこにみんな住んでいるわけです。山手の人が市内に持ってくるのか。結局、本町一つでとれば、本町あたりは皆さんもうあそこに住んでいないわけで

す。お店だけなんです。それを、その人たちを戻すのか。それとも、その商店街に人に新たにそこの人に住んでもらうようなマンションを建てるのか。個々の家を建てるのか、そういう具体的な話を、イメージを持って話ししていかないと、ただまちなか居住、まちなか居住って3年、4年たっていくわけですよ。何も進まずに。だから、そのところを私は聞いているわけです。わかりました。まちなか居住ですね、市長のお考えは。あとはいいです。聞いても無駄ですから。

それから、監査委員にお聞きします。相当な注意力、裁判があるから話できない。相当な注意力が必要なんだと指摘しておきながら、裁判があるから、影響するからできないって、おかしいんじゃないですか。じゃあ、私は逆に高橋監査委員に言葉を返したいと思います。監査委員は相当な注意力を持って監査してきたんでしょうか。お答えください。

○副議長（伊藤博章君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 監査で回答した文書自体が、それをもとに次訴訟になるかどうかちょっとわかりませんが、そういったことが予想されるので、それらの文書についての解釈というのはコメントすべきではないというお話をしております。

あと、通常監査は相当な注意力を持ってやっているのは事実です。

○副議長（伊藤博章君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 相当な注意力を持っていたんですね。それで、例えば、監査の回答の中に、聞き取りによってちゃんと調査した。だから間違いないんですという文言が回答書の中に使われていました。それで、私は、聞き取りということがどういうことなのか気になったんです。どういう聞き取りなのか。通常は聞き取りというのは、聞き取られる側が市の担当者が全ての書類を持ってきて、それで言って、業者からいろいろ聞くと。そういうことで各経費の数字が上がってきたということだと私は思うんです。ところが、前回の6月定例会で、その聞き取りはどういうことなんですかと小山部長にお聞きしました。そうしたら、電話による聞き取りでしたと。1億6,000万円もの経費を支払っている事業で、電話で数字を確認して、4年間我々議会にその経費明細の数字を報告していたわけです。この事実を考えたときに、監査は相当の注意力を払って監査してきたんでしょうか。お答えください。

○副議長（伊藤博章君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） ただいまのは、回答書の関係ということになりますか。先ほどのお話の中で、回答書の中という形なのか、それとも……。

○副議長（伊藤博章君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 回答書にそう書いてあるから、私は監査に相当な注意力を持って監査してきたんですかと聞いているんです。監査した結果が、先ほど言ったように、聞き取りというものが電話で聞き取ったという答えが返ってきたわけです。これはちゃんと小山部長が言っているわけですから。そういうことをどうやって聞き取ったのかということなんです。それで、もし、必要書類をもとに聞き取りをして、こういう数字を出してきたのならば、消耗品が200万円が40万円になったり、燃料費が100万円が10万円になったり、絶対にあり得ないんですよ。それを、4年間、そういうでたらめな数字を議会に収支表として報告してきているんです。そういう決算がもう終わって1年たったから、2年たったからもうこれは認められないという監査の答えなんです。だから聞いているんです。監査委員は相当な注意力を持って監査したんですかと。

○副議長（伊藤博章君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 先ほども回答しましたように、回答書についてはコメントは差し控えさせていただきたいということと、あと、通常の監査につきましては、我々は相当な注意力を持ってという表現がいいかどうかはわかりませんが、そういったものに相当する形ではやっております。

○副議長（伊藤博章君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 以前、高橋監査委員が私に、踊り場のところで、監査は、議会から言われたから、当局から言われたから動くというものじゃないんだと立派なことをおっしゃっていましたが、何か、今の監査というのは、市当局のぼちになったんじゃないかなと思うんです。かつて、鈴木宗男さんが、疑惑のデパートと言われたことがありましたけれども、私は高橋監査委員がぼちになっちゃったと。監査が果たして監査としての任務を果たせるんだろうかと感じております。まあ、一切だんまりをやるようですから、これ以上申し上げてもしょうがないんですけれども……

○副議長（伊藤博章君） 静粛にお願いいたします。

○10番（志賀勝利君） 人が質問しているときだけ文句を言うんですね。

それから、監査について、回答に関して質問をしても一切答えられないということなんです。ね、監査としては。質問項目をいろいろ拾ってきたんですけれども、この文言について気になったものですから。では、これは法廷の場でやらせていただきたいと思います。残念です

が。結局こうやってだんまりを決め込むということは、以前の瓦れき処理問題を思い起こしますと。瓦れき処理問題でも連絡協議会が特別調査委員会の調査の中で、連絡協議会の会計資料を出してくださいというお願いをしたことがありました。ところが、当時、和田会長が私1人で決められないので、後で持ち帰ってコメントしますと言ったきり、ずっと帰ってこなかった。何か、それと同じような状況になるのかなど。というのは、塩竈市が間違いなく正当な会計処理をしているのであれば、多分そういうことは必要ないと思うんです。そして、お伺いしますけれども、塩竈市の会計規則の中で、こういった経費の支払いは、電話の聞き取りによって行えることが会計規則にのっとったことなのか、お伺いしたいです。

○副議長（伊藤博章君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 先ほど、志賀議員のご発言いただいた中で、電話での聞き取りの確認ということでございました。私は、確かに電話での聞き取りということでお話はさせていただきましたが、それぞれの委託業務の履行確認については、各担当課長のもとで行われておりますが、決算特別委員会の資料等で、それぞれの緊急雇用の創出基金事業の、それぞれの事業ごとの経費の内訳を出してくれという資料要求がございまして、それにつきましては、それぞれの経費の内訳が、例えば消耗品が幾ら、燃料費が幾らということについては、資料の調整する時間もございましたので、電話で聞き取り申し上げて、担当する相手方、あるいはその事務の方から、消耗品は幾ら、燃料費は幾らですということを電話で聞き取りをして、トータルのチェック等をした上でお出ししていたということでございまして、履行確認を電話で行ったということではございませんので、ご理解いただければと思います。

○副議長（伊藤博章君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 先ほどのお話の中で、私に対する批判については別に問題ないというか、別ですけれども、監査自体が当局の言いなりになってやっているということは絶対にありませんので、監査委員が必要かどうかという判断をして、必要だと思えばやりますし、必要だと思わなければやらないという判断でやっております。これは、私も菊地監査委員も一緒でございます。当局から言われたからとか、議会で言われたからということを経験の基準にはしておりません。これだけは誤解してほしくないです。

○副議長（伊藤博章君） 志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） ただ、言えることは、この問題を当局と一緒に守ろうということで、結局そういった答えないということだと思いますよ。それはいいです。これは、ここの

傍聴している方々がどう判断されるかというだけのことであります。

それから、今小山部長が弁解めいたことを言いましたけれども、私は、あのときちゃんと言ったはずですよ。聞き取り調査というのはどういう形でしたんですかと、収支表の。収支表の数字による根拠は何ですかと聞いたんです。そのときに、聞き取りで電話で聞き取り調査をやりましたと言っていたんですよ、あなたは。そういう1回言ったことを、都合が悪いからといって逃げてはいけませんよ。ずっとその連続でしょう、瓦れきの問題から。そう言ったんです。それで、結局この前の委員会で、私が、聞き取り調査が会計規則にのっとるんですかといったら、のっとっておりませんという話でした。まさしくそのとおりです。さっき言ったように、あんなに全く違う数字を議会に4年間報告しているんですよ、市長。経費明細として。それで我々、私を除いて皆さん承認しているんですよ、4年間。それが、いや実は、中身が違っていましたけれども、管理人件費が500万円、600万円、700万円、なかったものがぼんとふえて、総額は一緒ですから問題ありませんと。そんな会計方法はないじゃないですか。それが今の塩竈市なんです。それで、さっき言ったように、そういういろんなことがあるから、私は1つずつ丁寧に聞いていっているわけです。監査の報告、回答では、聞き取りをしたから間違いないと。この収支表をつくるのに、聞き取りってどういうことでやったんですかと聞いたら、電話で聞いたと。電話で聞いたら数字が違うのは当たり前です。けれども、さっき言ったように、何回も繰り返します。もともとは、4年間消耗品が200万円だ150万円だと上がってきたものが、40万円だ、30万円だ、20万円だって変わっているんですよ、4年間全部。そういう数字を議会に上げておいて、領収書を出せと言われてから、いや、実は間違っていました。総額が全部合っているから何も問題ありませんという会計手法が、経理手法が、世の中で通るのかどうなのかという疑問を私は持っているわけです。塩竈市は通っても、私はほかの市町村の議員にも聞きました。そんなことはあり得ないと。そんなことやっているの、塩竈は、と言われました。

それで、もう一つ、もうちょっとお聞きしますが、じゃあ、今回のこういった領収書もチェックしない、しなくていいんだということを、佐藤課長は知らなかったと言っているんですが、知らなかったではないと思うんです。県は明確にそれを言っているわけですから。商工港湾課の今の課長の前の、一番前の席で一緒だったよね、佐藤課長が、その当時は、最初のころはやられていたわけです。そのやり方を踏襲されていると思うんです。それをチェックしなくていいよというのを誰が指示したのか。そして、あれだけ違う数字、でたらめな



数字を議会に報告していいよと誰が指示したのか教えてください。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤商工港湾課長。

○産業環境部次長兼商工港湾課長（佐藤達也君） 前段に、私の回答文の内容がありましたので、事実関係から申し上げますと、私は、去年の段階で商工港湾課に来まして、その際、緊急雇用の事務手続の部分の流れが一部、要するにわからないまま処理した部分がありましたので、それで、その辺のことを知らなかったということで答弁をさせていただいたということになります。平成27年度の事務処理においては、当然私のほうでも適切に処理を行いましたので、流れがわかりましたけれども、その際、一部、流れがわからなくてその部分を去年は答弁させていただいたということになります。

○副議長（伊藤博章君） 志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） 知らなかったと。間違えていましたと。それで、今回の瓦れきの問題から一連の問題を振り返ってきますと、知らなかった、間違えていましたと、そういうことがたびたびありました。だけれども、誰一人として何ら処分をされていない。これもまた不思議な話なんです。交通事故をちょこっと起こしただけで出世に影響するという仕組みの役所が、議会に報告する決算の数字が4年間間違っていて何のおとがめもないと。瓦れきにしてもそうですよね。結局、あの瓦れき収集会社も、積んでもいない瓦れきが900万円も運ばれて経費でずっと払われていたと。それで、間違っていましたと。何が間違ったのかわからないわけです。だけれども、その方はいまだにちゃんと同じところで仕事をしています。何の処分も受けずに。結局は、誰かがそれを指示しているからそうやっただけのことであって、結果としては、こういうふうに誰も処分されないということは、市長の指示で皆さんが動いているのかなと私は感じるわけですけれども。その点について、市長いかがですか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、るるお話をいただいておりますが、どの場所のどの部分を申されているのか、私どもには中身が理解できないという状況であります。もう一つは、そういったことも踏まえて今回訴訟ということになっていると思いますので、改めてそういった場で真偽のほどを、お互いの立場で説明をさせていただくということになるものと思っております。よろしく願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） こうやって市長に質問できるのは、裁判所ではできないんです。市長が

おいでにならないから。担当の課長しか来ないですもんね。だから、この場で質問する以外にないわけです。だからお聞きしているわけです。私の問いに答えてください。指示しているんですか、していないんですかと聞いているんだから。していませんと言うならしていませんと答えてください。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 議会で何度もご答弁させていただいていますよ。最終的な責任については市長の責任です。ただ、私が全ての業務に目を通していかと言われますと、そういったことをはいといたら逆にうそになりますよね。これだけ大きな組織の中で、全て末端で行われていることを市長が確認しているかということであれば、それは、確認というものについては、それぞれの職責でお願いしているわけですから。ただ、そこで発生した最終的なことについては、これは市長として謙虚に受けとめさせていただく内容だと思っています。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） 私の言っていること、質問がわからないですか。そういうふうに指導したか、しないかと聞いているだけです。それ以外の言葉は要らないんです。何でいつもそういうふうに答えをずらすんですか。それで、答えを要求していないときに、手を挙げて反問権だと話をするんでしょう。もうちょっと簡単に答えてください。別にしていないんだっただけでいいんですよ。あとは裁判でやるだけでいいんですから。言ったら答えてください。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ですから、先ほどからどの部分の……（「していないならばしていないでいいですよ」の声あり）

○副議長（伊藤博章君） 志賀議員。

○市長（佐藤 昭君） 静かにしてください。どの部分のどの数字をもって、それが市長が指示したのかという中身がわからないということを申し上げているんですよ。今ここに書類がないわけでありますから。だから、その数字を確認させていただきますとともに、それが、今志賀議員は私が指示したんですかという質問をされても、どの数字の調書をもって数字を取り上げられているのかわからないということを今申し上げさせていただきました。

○副議長（伊藤博章君） 志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） わかりました。重点雇用の対策については、全て領収書はチェックされていないわけです。それについてはどうですか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 私は確認をいたしていません。これは、領収書を後から見せてはいただいています。ただ、今志賀議員がおっしゃっているのは……（「それも違うんだな」の声あり）いや、そうじゃないんですか。ただ、後からこういう問題がありますからということで領収書は私も確認いたしておりますが、執行時の確認ということでありましたら、私は確認をしていないということを申し上げています。

○副議長（伊藤博章君） 志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） 私は別に市長が領収書を確認したかしないかと聞いているんじゃないですよ。しなくていいと指示したんですかと聞いているだけです。そこは別に領収証の確認をしなくていいから金を払えと指示したんですかと聞いているわけです。何で市長に私が領収書を請求したのか聞く必要がある。そんなこと聞いていないじゃないですか。ノーチェックという仕組みをつくったのは誰なんですか。それを指示したのは誰なんですかと聞いているわけです。そこを答えてください。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ノーチェックという言葉が私はよく理解できないんですが、それぞれの職責で確認をお願いしておりますということについては、さまざまな場面で申し上げてますよね。例えば、担当課長が確認をする部分。部長が確認をする部分、そして私が確認をする部分ということについては、これだけ膨大な事務量を抱えているわけでありますので、それぞれの立場にお任せをしている部分がございますので、そういったところまで私が個別に指示をするということは基本的にはないと思います。

○副議長（伊藤博章君） 志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） そうすると、市長の指示なしで、こういうミスをやらかしたということですね、担当の方々が。市長、そういうことでしょうか。聞いてない。

○副議長（伊藤博章君） 内形副市長、待つて。内形副市長、発言は許可をもらってからにしてください。

○10番（志賀勝利君） いや、聞いていないんだもん、だって……。

○副議長（伊藤博章君） いいから、どうぞ。

○10番（志賀勝利君） いいからじゃないの。それがいけないんだよ、この議会の。

○副議長（伊藤博章君） 違うって。内形副市長に、発言は許可をもらってからしてくださいって言ったの。聞くんですか、志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 聞いていない。

○副議長（伊藤博章君） 聞いていないのね。いいんだよ別に。

○10番（志賀勝利君） 聞いていないんだもん。（「本題は」の声あり）本題なんだ。そういうふうには、こういう問題が起きていて、それについて各担当課長が勝手にやったということであれば、それなりの処分があつてしかるべきではないですかと聞いているわけ。その処分を下すのは市長ですよ、当然。副市長が下すんですか。だったら答えてください。

○副議長（伊藤博章君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） ただいま、それぞれの課長、あるいは部長、そういう中で勝手に提出したのかとか、決めたのか、決裁したのかというご質問でございました。

せめて、我々はこういった質問にかけてはお答え申し上げます。市には決裁規程というきちんとした規程がございます。それに基づいて、決裁規程に基づいて、それぞれの役職で決裁をして、報告、提出するというところでございます。

それから、今志賀議員がおっしゃっている、ここの疑義に対して責任はどうなんだという部分をおっしゃっていますけれども、我々としては、それぞれの決裁規程に基づく決裁書が、非行を行ったとか、罪を行ったという部分の認識はございませんので、この辺については今係争中の部分で、結果が出次第、我々としてもそういった部分では判断してまいりたいと思っております。以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） 副市長、決裁規程といたら、我々が会計やってたってでしょう。1年間締めた後に消耗品が200万円だったものが、税務調査で42万円になりましたなんて、本当はないですよ。それで、やった翌年には実はこう間違っていましたというならばわかります。理解できます。4年間何もなくて、出てきたら実はこうなっていました。確定額がそばに並んでいるわけですけども、そして、もっと言わせていただくと、この件に関しては昨年2月に調査特別委員会で1年分の資料を全部要求しているわけです。ところが一切出てこなかった。出てきたのは契約書だけ。あとは関係書類は出てきません。それで、出てこないものだから、改選後にもう一回産業建設常任委員会でこの件について審査して、決算書を要求

したんです。それと、去年の9月の決算特別委員会、これでも要求しました。それでも出てきませんでした。そのときの出てこない理由は、委託事業だから領収書のチェックは必要ありません。ずっと佐藤課長は言い続けました。それで私は、県の担当者に電話をして、市でこう言っているけれども本当なんですかと。いや、この事業は当初から平成23年度から、最終的には完了検査は領収書のつけ合わせをするということになっておりますという話をいただきました。それを言ったら、やっとな平成25年と平成26年が5月20日に出てきました。領収書が。何で平成23年と平成24年は出てこないんだと言ったら、平成25年度からそのチェック体制が変わったので、平成23年、平成24年は出す必要がないんですと私に言ったんです。そこで、私はまた県に電話をして、市がこういうことを言っているんだけど、どうなんですかと言ったら、いや、それはありません。結局県から電話が来て、平成25年度が6月になって全部出てきたわけです。それで、監査の報告にも秘匿した形跡はないと書いてあるんですけども、1年何カ月かかって出てきた、資料を出さなかったというのは、これは秘匿にならないのかなと私は思うんです。これはこの場で議論してもしょうがないんですけども。そういうことがありました。そういうことがいろいろあって、結局、塩竈市は我々の要求に、確実に資料を出してきていない。言え、領収書なんていうのは、処理、あれだけの枚数しかないんですか。1週間ぐらいあれば出てきますよ、コピーして。それが1年何カ月かかっているわけです。その間に何ができるんだと考えました。そうすると、改ざん以外にないわけです。改ざんするために時間があるから出してこないんです。私はそう考える。皆さんはどう考えるかわかりませんが、一つの考え方でそういうふうに考えます。瓦れきの問題もしかりなんですから。一生懸命ファイルふえました、調査している間に。一、二枚しかないファイルが最終的には4枚、5枚になっていました。家屋解体のファイルですけども。それが塩竈市の実態なんです、残念なことに。だから聞いているわけです。

それで、あと聞きたいんですけども、会計担当の課長、きょういらっしゃいますか。担当課から支払いの書類一式をもらってまいりますよね。そのときに、委託契約書とかというのは、会計課のほうには一緒に添付されたりはしているんですか。

○副議長（伊藤博章君） 小林会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（小林正人君） では、会計に関する部分なので、私からお答えさせていただきます。

委託事業につきましては、一般的には支払命令書といったものが会計課に回ってきて、

その中に、まず負担行為と支出命令というものがあるんですが、契約したとき、契約書を結んで負担行為を起こしてもらって、そのあと支払い義務が発生したときに、その負担行為、契約書と一緒に会計課に回ってくると。そのとき、履行確認調書、先ほどから言われている履行確認調書、あとは請求書、これらが添付してついてくるといった部分。会計課では、請求書と支出命令書を保管しているといった状況です。

○副議長（伊藤博章君） 志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） その中には設計書というものは入っていますか。

○副議長（伊藤博章君） 小林会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（小林正人君） 保管しているものには入っておりません。支払いするときには、一時的には審査のために回ってきますけれども、それ以降は各担当課に戻しております。

○副議長（伊藤博章君） 志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） 設計書には2通りあるという話を聞いたんですけれども、1つは金額のないもの、1つは金額の入っているものということなんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） お答えが的を射ているかどうかわかりませんが、おっしゃっているような設計書が2つあるというのは、1つは当局で、発注するに当たって、仕様書をつくりまします。その仕様書に対して、今度は積算をしていくという部分。そのことで質問されているかと思いますが。（「金抜き、金ありっていう」の声あり）これは、入札のとき金抜きで出して、札を入れるときにそれぞれ設計、内訳をやりながら、入札書の業者は調整して札を入れるというシステムになっております。

○副議長（伊藤博章君） 志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） これは入札じゃないです。委託ですから、随意契約ですから。そのときは委託契約者と書類を取り交わすのが金抜き設計書なんですか。

○副議長（伊藤博章君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 同じ答弁になるかもしれませんが仕様書に対して当局で積算書をつくらせて、そして、いずれ委託といっても向こうから札を入れさせていただきますから、予定価格きちんとこちらでつくりまして、随意契約するに当たっても、向こうのほうで金額をきち

んと出ささせていただいて、札を入れさせていただいて、予定価格以上の金額を出されれば、とても委託契約になりませんので。そういうシステムであります。

○副議長（伊藤博章君） 志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） 私の質問が悪いんですね。金額が書いていない設計書が裁判所に出ているわけですよね。委託契約書と。そのほかに金額の書いた設計書もあるんですよね。多分あるはずなんです。その存在を確認しているわけなんです。

○副議長（伊藤博章君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） それは、恐らく仕様書だと思います。（「違う」の声あり）ちょっと物を見ないとお答えできません、それでは。仕様書があつて、積算があると。（「わからないならわかる人に答えてもらって」の声あり）

○副議長（伊藤博章君） 佐藤商工港湾課長。

○産業環境部次長兼商工港湾課長（佐藤達也君） 契約書に添付する書類の中に、仕様書とその後ろに設計積算書の金額が入らないものを添付するという形になっています。それで、金額が入ったものというのは、多分、書類の中で、市の担当者の判こが押してあったようなものについては、市のほうで積算額を算出するために積算を行いますので、その際には判こを押したのになります。ですから、契約書に添付してある書類と、積算書として決裁したものの書類が違うという形になりますので。多分、判このあるものとないものというのそういう2つになります。

○副議長（伊藤博章君） 志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） 了解しました。それから、そのないものとあるもので、例えば、設計書のフォームというの違うものなんですか。それとも全部統一されているんですか。見出しとか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤商工港湾課長。

○産業環境部次長兼商工港湾課長（佐藤達也君） 基本的には同じもので金額の入っているものと入っていないものという形になります。

○副議長（伊藤博章君） 志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） そうすると、設計書のフォームは1種類だよと。その中に、金額があるものとないものがありますよということでよろしいんですね。大丈夫ですか。後で知らなくて、間違えましたって言いませんか。まあ、いいです。一応、以上で私の質問を終わらせ

ていただきます。

○副議長（伊藤博章君） 以上で、志賀勝利議員の一般質問は終了いたしました。

16番伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団の伊勢由典でございます。

いよいよ一般質問も最後になりましたので、最後までよろしく願いいたします。

1つは、質問の1番目は、海岸通の再開発事業についてでございます。

この再開発事業については、2月定例会で、平成28年度予算が再開発事業費として8億2,664万円、5分の1の市の単独費2億1,450万6,000円も含んで提案され、塩竈市議会から3項目の附帯決議、保留床処分の経過について市民、議会に報告。過去の再開発と同様のことは繰り返さない。交流人口のため、環境整備で関係機関と協議。中心市街地の活性化の推進と責任を付して採択されました。

2月定例会に示した再開発事業のスケジュールでは、1番地区は、4月から6月にかけて現在ある建物の解体、除却と住宅、これはマンションを指します、本体工事。7月から9月にかけて2番地区でも解体と除却、商業施設本体工事を予定していました。しかし、8月26日の産業建設常任協議会に報告された再開発事業は、再開発事業の前提となる地権者同意のうち、地権者59人中51名、これは8月19日現在でございますが、そういう状況であります。計画されている再開発事業は、議員ご承知のとおり44億1,000万円でございますが、その中で、保留床処分14億1,400万円に対して、テナントの誘致状況、これも8月19日現在でございますと、1区、2区保留床処分面積の1,670.3平米、区画数20区画の中で、テナント誘致の関係でいいますと、交渉中の保留床処分面積は1,305.4平米、区画数は14区画、テナント誘致未定が364.9平米、6区画と報告されました。まだ正式なテナント誘致には至っていないわけであり

ます。

海岸通再開発の当初のスケジュールも変更となり、再開発の権利者同意も、ことし10月ごろを目指し、権利変換、事業認可も平成28年度末、平成29年度、第1四半期から1区の建物除去とマンション本体工事、2区は平成29年度第3四半期に、建物除去と商業施設本体工事を開始し、平成30年度までの2カ年にまたがる事業の予定が示されました。改めて、再開発事業の難しさを感じるところであります。

そこで、質問は次の3点でございます。

1つは、地権者59人で再開発を同意しない理由。わかる範囲で結構ですので、それについて



お聞きいたします。

2つ目は、同意に当たってクリアすべき課題については一体何なのか。それについてお聞きいたします。

3点目は、1区、2区の保留床処分のテナント公募状況。今現在でございますが、その状況について、わかる範囲で教えていただきたいと思えます。

質問の2番目は、海岸通、本塩釜駅前の商店会の周辺の、3・11での地盤対策について伺います。

東日本大震災で海岸通、先ほど言いました本塩釜駅前商店会周辺の地盤は相当沈下しております。ご商売をしている店主の皆さんからは、いつ地盤対策を行うのか、店の入り口との段差があるのでお客さんの対応で困っているとの意見が出されております。

質問は次の2点でございます。

1点目は、この市道復旧での、最近産業建設常任委員会にこの地区については示されていないように感ずるわけですが、それらの理由について伺います。

質問の2点目は、同地区の道路復旧の今後の進め方について伺います。

質問の3番目は、塩竈市新魚市場について伺います。

新魚市場のB棟に続き、補完施設C棟が完成し、南棟荷さばき場、A棟1期、これは南棟というんですが、ことし11月供用を開始する予定、また、荷さばき場A棟2期工事も、来年平成29年10月供用開始と伺っております。一方で、カツオまき網漁業で漁獲規制値が設定されました。

そこで、質問は2点でございます。

質問の1点目は、このカツオ、マグロまき網の漁業規制の影響と今後について、どのような対策がうかがえるのか、対策について伺います。

質問の2点目は、新魚市場の完成と補完施設C棟が完成し、3階事務所が完成、供用しております。聞くところによれば、同じ事務所で2つの卸売機関が入っていると聞きました。先ほど山本議員の質問の中にも紹介されております。そこで、漁獲制限など、魚市場の水揚げなど、こうした点でなかなかの厳しさを迎える中で、2つの卸売機関が入っているという状況の中で、この2つの卸売機関の一元化について伺います。

過去の議会で、我が日本共産党の小野絹子元市議、あるいは先輩である佐藤貞夫元市議が同様の質問を行い、当時の市長の言葉をかりれば、政治生命をかけると言っていたはずであり

ますが、どのような形を今たどろうとしているのか、その点について伺います。

質問の4番目は、都市マスタープランについてであります。

これも、産業建設常任委員会に都市マスタープランの取り組み状況が報告されました。来年1月の改定素案、2月パブリックコメント、3月都市マスタープラン改定をするとしております。いわば、今後の都市基盤の課題目標を20年ぶりに改定することになりますし、20年ぶりの都市計画の改定になると思います。

そこで、質問は次の2点であります。

1つは、将来の都市像、市街地整備の方針、道路、交通整備の方針とはどのようなものなのかお聞きいたします。

今回の都市マスタープランの改定と市議会との関係について、どのように考えているのかお聞きいたします。

質問の5番目は、マリゲート塩釜について伺います。

マリゲート塩釜のテナント1階の物販フロアから地元の比較的大きな企業が撤退をし、3階のレストランフロアも撤退して日がたっております。一方、県の防潮堤整備のため、正面の左側のバス置き場も限られたようになっております。

そこで、質問は3点であります。

1つは、テナントの撤退と誘致対策について、どのような対処をするのか考えているのかお伺いいたします。

2つ目は、マリゲート塩釜の道の駅構想はどのように考えているのか伺います。

3点目は、マリゲート塩釜の周辺の道路整備復旧工事について、どのように進められようとしているのか、進捗状況、今後についてお伺いいたします。

質問の6番目は、石炭火力発電所、これは、仙台新港について、新港で建設されるということが、過般、新聞報道されております。

そこで、お聞きしたのは、都合4点であります。

質問の1点目は、議会と市民に対して、改めて、初耳でありますし、寝耳に水の話でございますので、議会と市民に対してこうした企業誘致が行われているということに対しての説明は行わないのかということが1点。また、この石炭の火力発電所の概ねの概要について、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

2つ目は、宮城県と4市2町と結んだ公害防止協定というものが報道されておりますが、そ

の内容等についてお聞きいたします。

3点目は、石炭を年間32万トン使用するというので、発電量11.2万キロワットにしている理由と、CO<sub>2</sub>やイオン酸化物、窒素酸化物、ばいじん水素イオン、科学的環境要求量、PM 2.5の排出など、いわば環境に与える等々について、どのような基準になっているのか、対象になっているのかをお聞きし、1回目の質問とさせていただきます。

よろしくお聞きいたします。ご清聴ありがとうございました。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 伊勢議員から6点にわたりご質問いただきました。

初めに、海岸通地区震災復興市街地再開事業の取り組み状況についてのご質問でありました。権利者の同意状況でございますが、権利者59名中、現在51名という状況は変わっておりませんが、役員の方2名が、近々中に契約ができるのではないかとというような、側聞をする情報がございます。

また、クリアすべき課題、そして未提出者の方々の理由ということでありました。

これは、組合のほうに私からも電話をさせていただきましたが、組合からは個人情報、個人の財産に関する部分に踏み込む内容になりますので、大変恐縮ですがということで、内容等についてはお知らせいただけなかったところでありました。したがって、我々は今後とも一時も早く59名の方々から同意をいただけるように、行政もともに取り組んでまいりたいという思いであります。

次に、1番地区、2番地区の保留床のテナント誘致状況についてであります。

これも、先ほど議員から20区画中14区画というお話をいただきましたが、現在もその状況は変わっていないようであります。今後とも情報等については、共有をさせていただき努力をいたしてまいります。

次に、本塩釜駅周辺の地盤沈下についてお答えいたします。

市道復旧状況など、産業建設常任委員会に示されていない理由についてというご質問でありました。

本塩釜駅北側の北浜沢乙線や、それに隣接する本塩釜駅前商店会周辺は、地盤の沈下や陥没等により、宅地と道路に段差が生じておりますとともに、雨天時には路面に滞水が起りやすく、市民を初め、本市を訪れる観光客の皆様にも大変ご不便をおかけしている状況であります。

道路災害復旧事業だけでは、残念ながら、路面のかさ上げや側溝、歩道の整備は図られないという制約がございますことから、海岸通地区震災復興市街地再開発事業の集客効果を高めるといふ目的で、効果促進事業を活用した一体的な整備ができないかということをお復興庁に提出しております。ただ、いまだ採択をいただけない状況ではありますが、なお総合的な対策がとれるよう努力をしてみたいと思っております。

具体的な今後のスケジュールについてでございますが、先日も、宮城復興局と現場をくまなく調査させていただきました。事業の必要性、段差が非常にある、あるいはお店と歩道の間にも段差があるというような、大変厳しい状況をごらんいただきました。そういった中で、復興局のほうから事業化に向けたアドバイス等も頂戴したところであります。それらのアドバイスを踏まえ、できるだけ早期に事業の採択をいただけますよう、全力で取り組みをしてみたいと考えております。

次に、新魚市場における問題について、2点ご質問いただきました。

マグロの漁獲規制であります。ちょっと長くなりますが、ご質問の内容でありますので、お答えさせていただきたいと思っております。

はえ縄、まき網を含む太平洋クロマグロ全体の漁獲規制は、2012年の親魚の資源量2.6万トンをお2024年度までに4.3万トンまで回復させることを暫定目標として、年間漁獲上限を設定いたしております。

具体的な規制内容でございますが、国におきましては、クロマグロの漁獲上限値を8,889トンとしております。そのうち、30キロ以上の大型魚は4,882トンと定めております。また、本市の魚市場に水揚げされておりますクロマグロの大多数は、大型、中型のまき網漁船で漁獲されたものでありますが、まき網漁船による漁獲は大型魚の4,882トンのうち、まき網については3,098トンが上限値という状況になっております。さらに、まき網漁業者の団体におきまして、日本海側と太平洋側に分けております。日本海側での漁獲上限を1,800トン、太平洋側では1,298トンとの取り決めがされており、本市魚市場に最も大きな影響を与えますのが、この太平洋側におけるまき網漁船の1,298トンの漁獲制限値でございます。

本年の漁獲制限値は、昨年と同じ内容となりますが、昨年までは、太平洋側でのまき網漁船の漁獲量はこの規制上限値に達していませんでしたことから、大きな話題とはならなかったところでありますが、本年は、漁場の形成が通常よりも早く、このまき網漁業による本市魚市場へのクロマグロの水揚げが、7月末までに既に920トンあり、太平洋側全体の水揚げも

1,000トンを超えましたことから、まき網漁業者による自主的な漁獲調整が行われたところであります。

本市に対する影響をご質問いただきました。影響といたしましては、昨年と比較しても魚価が余り上がらなかったことや、同じ日に大量に水揚げがあったことで、作業人員や資材の確保、流通手段の手配なども大変ご苦労があったと伺っております。水揚げとしては、豊漁だった昨年を上回っており、昨年8月期と比較しても数量で252トン増の1,035トン。金額でも約1億2,000万円増の10億円に達しておりますが、例年より早い時期にまとまった水揚げがあったため、脂の乗りが薄く、同じ日に大量に水揚げされるなどの諸条件が重なりましたことから、魚価といたしましては、昨年の1キログラム当たり1,120円より154円安い966円となっております。これが、仮に、昨年並みの魚価で取引されれば、水揚げ金額は1億6,000万円上積みされ11億6,000万円となったところであります。

本年の場合は、大量の水揚げがあったことは歓迎すべきことであったのではないかと考えられますが、一方、今後、マグロの漁獲に対する規制がさらに厳しいものとなり、水揚げがないという事態に陥れば、現在のマグロにかかわるさまざまな業種、廻船問屋や卸売、仲買人のもとより、資機材や運送、燃料、小売、漁具、さらには船員の食糧を納品する食料品店など、その影響範囲は多岐にわたるものと考えております。

その対策についてであります。漁獲規制につきましては、漁業者に対するものではございますが、マグロを主力としている産地魚市場として憂慮すべき状況であると考えており、宮城県水産物流通対策協議会塩釜支部の通常総会におきましても、まき網本マグロ漁の年間漁獲枠に関する要望が提起され、今月7日には上位組織であります宮城県水産物流通対策協議会として国に要望書等を提出したところでございます。このような、大変厳しい環境であります。

かねがねから、卸売機関の一元化の問題に、ぜひ早期実現をとということ、両卸売機関の責任者の方々に私も再三出向きまして、お願いをいたしているところでありますし、既に新しい魚市場の卸売機関の事務所は1つという前提で進んでいるということについては、議会でもたびたびご説明をさせていただいておりましたが、いまだ、残念ながら合意には至っておりません。今後とも、魚市場の運用について活発な議論をしていく中で、やはり両機関の一元化という問題については、ぜひ実現すべき課題だと思っております。私も、今後もしっかりと取り組みをいたしてまいりたいと思っております。

次に、都市マスタープランについてご質問いただきました。

将来の都市構造、市街地整備の方針、道路交通施設整備の方針についてというご質問であります。

まず、都市マスタープランであります。市の都市計画に関する基本的な方針であり、おおむね20年先の土地利用や、道路を初めとする都市施設の整備方針、各地区におけるまちづくりの道筋を示すものでございます。しかし、あくまでも理念的なものであり、具体的な事業の計画を行ったり、事業実施を担保するものではありません。現計画は平成7年に策定されたものでありますが、今回の改定に当たり、昨年度、有識者懇談会や市内ワーキンググループを開催し、全体構想案として都市基盤の課題を踏まえた3つの基本目標を設定し、分野別方針として将来都市構造、市街地整備、道路交通施設整備の方針について検討いたしました。

初めに、将来の都市構造であります。拠点機能として、都市拠点を本塩釜駅周辺に、また副次拠点を塩釜駅並びに東塩釜駅周辺、そして観光産業拠点を魚市場やマリゲート塩釜、門前町周辺に位置づけました。また、軸機能といたしましては、産業立地軸は国道45号線や八幡築港線などに。地域サービス軸は、塩釜駅前や海岸通下馬線などに。そして、広域連携軸を北浜沢乙線や越の浦春日線、玉川岩切線などに位置づけてまいります。

次に、市街地整備の方針であります。中心市街地では商店街の再生、まちなか居住の推進。工業地では、塩釜港の商業機能の改善と背後地の物流機能の強化、また、魚市場を核とした水産食品加工基地としての強化、そして、港北部の観光港としての魅力向上であります。旧市街地では、都市再開発や土地区画整理の推進と住環境の改善であります。新興住宅地では住環境の保全と未利用地を活用した新たな住宅地の提供を進めてまいります。

続きまして、道路交通施設の整備方針であります。中央幹線道路として国道45号線全線の4車線化の実現や骨格幹線道として越の浦春日線や北浜沢乙線、玉川岩切線、海岸通下馬線などの一部ルートの変更も視野に入れた早期の制度、そして、その他幹線道路、補助幹線道路につきましても同様に整備の促進を図ってまいります。

改定都市マスタープランと市議会との関係についてというご質問をいただきました。

先月開催されました産業建設常任委員協議会におきまして、これまでの取り組み状況と全体構想等についてご報告をさせていただきましたが、現在、東西南北の地区町内会連絡協議会ごとに地区別懇談会を開催し、地域の現状や地区別方針案について意見交換を行っており、

今後、有識者懇談会や塩釜高校の生徒たちからもご意見、ご提言をいただく予定といたしております。これらの取り組みを通じて、さらに内容を精査し、その都度議会にもご報告をさせていただきたいと考えているところであります。

次に、マリゲートについて3点ご質問をいただきました。

テナントの撤退と誘致対策についてであります。

現在の入居状況であります。今年度に入りましてから、1階東側に飲食店が入居し、飲食テナントが7店舗になったものの、物販テナントは2店舗が撤退し、11店舗という状況であります。このため、集客向上の対策として、今月から1階入り口に3カ月間という短期間ではありますが、出店テナントを誘致し、空きスペースの解消を図っております。

ご心配いただきました、施設の中核を担う3階テナントの誘致であります。

急がれる課題であります。指定管理者による積極的な取り組みが今進められておりますが、本市といたしましても、3階テナントにつきましては大変大きな課題と捉えておりますので、誘致先には私も一緒に足を運ぶなど、一体となって取り組みを進めているところであります。

次に、マリゲート塩釜の道の駅というご質問でありました。

実は、マリゲート塩釜の道の駅の意向につきましては、平成17年に導入を検討した経過がございました。その際に、道の駅の要件であります、まずは、公的幹線道路であります国道、県道に接続をしていないこと。また、施設機能である24時間対応のバス駐車台数。トイレの戸数、情報提供のための施設空間。そして、それぞれが確保されていないといったことのため、残念ながら道の駅を断念し、現在のみなとオアシスの認定を受けたところであります。こうした経過から、引き続きみなとオアシスとして施設をPRさせていただきたいと考えておりますが、なお、全国にございます道の駅には、このみなとオアシスのPRコーナーもございまして、さまざまな場所でマリゲート塩釜の魅力を発信してまいりたいと考えております。

次に、マリゲート周辺の道路復旧工事についてご質問いただきました。

1つは、夜に暗いといったような声を聞きますがという議員からの質問でありました。

夜間の照明についてであります。今回の工事では、街路灯の復旧整備も行われる予定となっております。工事期間中の対策として、撤去されました街路灯のかわりに、マリゲートに照明灯を設置させていただきました。そうしたところ、近隣の方々から、その照明が明る過ぎると対応を求められましたので、一時使用を中止いたしました。現在は照明灯の向き

を調整し、対応が図られたものと理解いたしております。今後とも、工事の早期完了について、仙台塩釜港湾事務所に引き続き要請を行ってまいります。

次に、仙台港区における石炭化火力発電所の建設と。公害防止協定についてのご質問をいただきました。

この施設であります、仙台港の工業専用地域内の、もと東日本大震災の焼却炉が設置されていた二次仮置き場跡地の一部に建設を予定している小規模石炭火力発電所でございます。

お尋ねの公害防止協定につきましては、宮城県公害防止条例に基づくもので、昭和47年8月に発足しております。発足しております仙塩地域七自治体公害防止協議会、具体的には、宮城県、仙台市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、そして本市で構成する協議会でございますが、当該施設の建設予定地がこの協議会の定める仙台市宮城野区の仙台港湾公害防止対策地域の区域内にございますため、進出事業者との間で公害の発生を未然に防止することを目的に取り交わしたものでございます。

前段申し上げました、仙塩地域七自治体公害防止協議会は、施設の設置の許可を決定、審議する機関ではなくて、公害防止に係る協定の締結、執行に関する意見調整を図るところであり、地元への説明会の開催要望等につきましては、公害防止条例に基づく協定締結の窓口であります宮城県と、建設予定地となる仙台市が実施すべきものでございます。なお、事業者が順守をしなければならない公害防止対策の規制データ等につきましては、協定書にも記載されており、現在、宮城県のホームページでも公開されておりますので、閲覧いただくようお願い申し上げます。

次に、協定書の内容についてご質問いただきました。

その主なるものを申し上げますと、一般的公害対策、環境関係法令の遵守、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等の各防止対策、化学物質対策、産業廃棄物対策、測定報告及び公表、災害発生時等の措置、公害発生時の措置、立入調査等を定めており、また、各防止策に関しての排出基準や規制基準を設けて大気汚染等の公害に対する環境の保全を図るものとなっております。協定書の内容は同様に、現在宮城県のホームページで公開されており、閲覧が可能となっているところであります。

なお、石炭の年間使用量と硫黄酸化物等についてというご質問をいただきました。

ご質問のとおり、32万トンの計画のようであります。今ご答弁申し上げましたが、宮城県のホームページに掲載された協定書におきまして、事業所が遵守すべき基準が明確に示されて



いるところであります。

大気汚染防止対策として、硫黄酸化物には年間許容排出量、時間許容排出量、使用燃料含有量の基準があり、ほかにも、窒素酸化物やばいじんについても排出基準が設定されているところであります。

また、協定書の中では、排水や騒音、振動防止対策についても規制基準が設定されておりますので、規定に基づいて、事業所の責務としてこれらの基準が遵守されるものと考えているところがございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） 再開発事業については、かなり微に入り細に入り山本議員が質問をしていますので、それぞれの中身については大体わかったと思います。ただ、市長の発言の中で、建物、つまり保留床の処分に関して、建物を建ててビジネスをするという対処だと。それで、問題は、保留床処分を募集をかけている企業にとってもこれもビジネスなんです。つまり、保留床処分のフロアの値段が実際に自分たちのご商売、仕事との関係で、経営上成り立つのかどうかと。ここにやっぱり帰着すると思うんです。前段募集をかけたもののいまだもってテナントが誘致できないという一番の問題は、一体どれほどの保留床のいわば平米当たり何ぼだということころがはっきりしないからではないかと、私は前段の質問を聞いてそう思ったんですが、それはそういうことで、例えば1件当たり募集はかけたでしょうが、いわばテナントで坪単価何ぼですよというものは示したもののなかどうか、ちょっとその辺から確認させてください。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 大変失礼いたしました。テナントを誘致する際に、もちろん価格というものは大変重要な要素になるものと思っております。もう一つ申し上げましたのは、どういった店構えになるのかといったようなことも、やはり出店者は確認をされるものと思っておりますので、そういった意味合いでご説明をさせていただきました。

テナントの方々にとれぐらいの価格ということについては、先ほど担当次長がご説明をさせていただいたところでありますので、その同じことを申し上げさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君）　そこで事業が半年、あるいは1年、2年延びてしまうということを含めて考えた場合に、先ほどくしくも山本議員が、身の丈に合った再開発も考えるべきではないかと。今の44億円で果たして事業上ペイするのかどうかといえ、なかなかこれはそう簡単な事業ではないと。やはり、テナントを誘致して、いわば事業として10億何がしのうち保留床処分金に関していえば十数億円ですか、14億1,400万円が入ってこなければ全体事業の枠は事業上いわば破綻してしまうわけですね。ですから、その辺も含めてそういうことを考えていくべきではないかと思うんですが、このまま店構え等々で説明をすると、価格も重要だと、その通りかもしれませんが、しからば、44億1,000万円の事業が周辺の近傍の土地の価格、あるいは最近では土地の評価額が公表されているわけです。塩竈がどの基準になったのか私もうかがい知ることにはできないんですが、そういう時世価格との関係で事業を組み立ててもいいのではないかと。やっぱり、組合にとっても成り立つ再開発。相手の誘致されている企業も成り立つ事業と。こういうふうには双方が利益が一致しない限りは、これはなかなかの事業じゃないかなと思うんですが、その辺の関係でミスマッチがあるのかなのか、その辺について伺います。

○副議長（伊藤博章君）　佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）　まず、身の丈に合ったというお話をいただきました。ご案内のとおり、この再開発事業のスタート時には、1番地区、2番地区全体に、都市計画の網をかぶせまして、例えばホテル機能でありますとか、あるいは既存のマンション等についても取り壊しをして全体で整備するといったようなことで、五十数億円の計画を持っておりました。その後、やはり地元としてこの事業を立ち上げるにはどういったことが必要かという中で、例えば宿泊施設、ホテル機能は第2期工事以降にということで計画から外すと。あるいは既存のマンション等についても、そのままお使いいただくということで、経費の節減は図られたものと思っておりますし、今現在もこの計画で最後まで突き進むのかどうかということについては、内部でかんかんがくがくの議論をされているということはお伺いいたしております。最終的にどういった形にまとまっていくのかということについては、当然我々行政も関与させていただきながら、今後進めてまいりたいと思っておりますが、まだまだそういった分野が残っているということは事実でございます。

○副議長（伊藤博章君）　伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君）　わかりました。大体おおよその組合の中での話や、市も混ざっての話は

推察できるところであります。そういう点も含めるならば、私は繰り返しは避けますが、一つやっぱりこの議会側として今回の再開発事業について、先の2月定例会の中で、附帯決議をつけたわけですね。その附帯決議の中で何を言っているかという、まず開発可能な採算ラインで44億円が可能なかどうか。私も今の時点で果たして大丈夫かなというところは思うところなんです、まず開発可能な採算ライン。もう一つは、公的支援及び保留床処分に係る経過について、今日ただいま情報公開の時代ですから、市民と議会に報告すると、こういう問題を付しているわけですね。したがって、ここからものを考えていけば、先ほど言ったような、どうも前段の話を聞いていますと、なかなか議会の側でも予算は認めたものの、単費の5分の1の入った今回の予算上は認めたものの、果たしてこの附帯決議に沿った、いわば組合側の対処になっているのかどうか。これはやっぱり、再開発事業は単なる一般的な再開発事業ではなくて復興の一環ですから、その部分はわかるわけですが、私ども議会が一番問題にしているこの2つの点に沿って事業について精査をしていく必要があるのではないか。だから、先ほど山本議員が身の丈に合った事業が必要ではないかというのは、私も理解できる所なんです。そうでなければ、私たちは負の財産を、場合によってはしよい込むかもしれません。そうあってはならないという思いからそういう質問をしているわけですし、その辺について、当時の議案第29号に対する市側の附帯決議というものについて、どのように受けとめているのか。再開発事業を進める上で、この附帯決議の重みをどういうふうに捉えられているのか。その辺について、そもそも論ですから、議会と当局、あるいは組合との関係ですので、その辺について確認させていただきたいと思っております。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 附帯決議をいただいたということについては、我々は真摯に受けとめているつもりであります。今後も、事業者と市民の方々としっかりと事業の内容等について説明責任を果たすといったようなことを遂行してまいりたいと考えているところであります。

○副議長（伊藤博章君） 伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） だから、何を言っているのかというと、こういう質問の機会がないと、この問題が明らかにならないんです。産業建設常任委員協議会はあくまでも非公開で、市民の知らないところで報告されているわけでしょう。議事録も残らない、議会に報告したといえればそれまでですけども、やはりそういうことで私たちがこの問題について触れないと、先ほどの前段の質疑なり、これまでの一連の経過がはっきりしないんです。やっぱり市民は

うんとかん心を持っているんです、この地域について。再開するのか復興するのか、このまま更地でペンペン草が生えてしまう状況になるのか。何ともそれは市民の皆さんの一番の関心事で、そこを塩竈市の点でもこの重みをぜひ受けとめていただいて、速やかなる報告。事業が成功すれば私は御の字だと思います。本当に。ただ、失敗すれば、我々議会の側の責任も問われる課題になりますので、そこはしっかり踏まえていただきたいなと思うところではありますが、いかがでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 当然計画が固まりましたら、その内容については議会にしっかりとご報告をさせていただくつもりではありますが、先ほど来、スケジュールとして申し上げておりますが、1年ずれ込んでいるわけでありまして、したがって、今、残念ながら、報告できるような内容にまでまだ立ち至っていないという状況であります。先ほど山本議員のご質問でも、本市の大切な大切な中心市街地であります。こういったところが一刻も早く復興してほしいという思いは我々も同様でありますので、組合の皆様方と一緒に足並みをそろえて頑張ってみようというところをご報告申し上げたところでございます。ご理解をいただければと思います。

○副議長（伊藤博章君） 伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） 市長の答弁の中でも、計画がしっかり固まったら議会に示すと。これは一つ確認させていただきたい。この議場の場で、そうでないと、私たちはこの問題についてどう判断すればいいかという問題に立ち入りますので、これはきちんと報告していただきたいと思います。これはこれで終了させていただきます。

次に、魚市場の件であります。

先ほど、いろいろな漁獲制限等について影響が及んでいると。あるいは魚価の低下もあったとお聞きしました。例えば、決算の審査の中でも、メバチマグロについて平成23年1万8,273本、450本とれたと。しかし、平成27年1万2,100本、524本の三陸ひがしものということでの説明や報告がたしかあったと思います。ますます漁業界を取り巻く環境は厳しいなと痛感するところではありますが、そうしますと、先ほど山本議員の質問との関連でいうと、一元化という問題をいろいろと報告させていただきました。問題は、例えば、我が市のマグロの水揚げについて影響を受けるということ想定しつつ、じゃあ、今後何で水揚げを図るのかというのが次の課題になってくると思うんです。まだマグロの水揚げはあるかもしれませんが、そ

うすると、例えば、カツオ一本釣りでの魚体選別機の導入、これは一つの技術的な方法でしょうし、搬入者の水揚げを取り入れる策が必要だと思うんです。まさか、やっぱり120億円と先ほど言われたわけですから。そうすると、私的に考えて、やっぱり経営の近代化、商社的機能というのは、両卸売機関の中で役割を發揮してこそ他の産地市場に勝てるのではないかと。やっぱり情報のやりとり。さっきお話しされたとおりで、そのとおりで。もう既に船のほうから情報をゲットして、その上で市場に回していくと。こういう取り組みを踏まえて、政治課題として捉えているというのはわかるわけですが、そういうことならば、魚市場の新たな1期、2期完成ですか、そういうことも含めて、本格操業が始まるわけですよ。期間は残されていないんです。もう目の前なんです。そういうことも含めて、魚市場の一本化という課題を、そういうもののいわば商社的機能を果たす役割として近代化を図るというならば、私はやっぱり一本化の方向は他の産地市場と競って戦えるのではないかと、争えるのではないかと思います、その辺について、考えをお聞きします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 卸売機関の一元化については、先ほどもご答弁申し上げておりますが、私ども行政としては、条件といたしますか、その前提についてはもう出しつくしたと私は思っております。責任者の方と再三再四お会いいたしまして、我々が一元化に取り組む基本的な考え方についてはお伝えいたしております。したがって、あとは当事者にご判断をいただくということではないのかなと思っております。その発露が事務所が一つしかないですよということだと思っております。ただ、推察をいたしますと、株式会社と水産業協同組合法に基づく組合の違いということについては、依然として根底にあるようではあります、やはりそれは乗り越えなければならない課題だと私どもは思っているところでございます。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） 乗り越えるべき課題ですね。しかし、私は余りに時間がないと。来年の新たな市場がつかられて、そして漁獲規制がさまざまな規制を受けている中で、やはり全体として水揚げの底上げを図っていくという観点からいっても、それこそ喫緊の課題であり、意見を出し尽くしたということですので、力を出していただきたい。そういう取り組みをしていただきたいと思います。

そうすると、意見を出し尽くしたということは、どういう条件で双方の卸売機関は、出尽く

したんですから何らかの一致点は浮かび上がったんでしょうね。そこはどうなんですか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 議員のご質問の一致点というのはちょっと理解できないんですが、まだ合意ができていないということは一致点がないんだと思いますので。ということですよ。だから、我々がこういった形でどうでしょうかということについてはお示しをしております。ただし、それらについていまだ合意に達していないということを再三ご説明させていただいておりますが、なお、残された時間が短いとしても、これは我々として取り組むべき課題だと思っておりますので、なお努力をいたしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） ひとつよろしくお願いをしたいと思います。この点については、終わらせていただきます。

次に、都市マスタープランについて、何点か確認をさせていただきたいと思えます。

都市マスタープランは20年ぶりの改定ということになるわけです。先ほど、説明がございました。具体的に産業建設常任委員協議会に示されたものを見ますと、例えば、先ほどの説明のとおりやるんですが、各論からいうと要するに、拠点整備は大体わかりましたが、例えば、もっと細かなところで立ち至っていくと、さっき志賀議員が本町をどうするんだという話の中で、本町観光拠点整備というものも市街地整備の方針の中に描かれておりますし、表坂の観光拠点整備というものも描かれている。新しい課題としては、私どもがよく施政方針で質問しましたが、塩釜駅の周辺の関係で、渋滞を解消する上でそれにリンクする課題なのかもしれませんが、塩釜陸橋の撤去検討ということなども、我々が新しいと思うような話。あるいは浦戸地区の被災した地域での自然と調和した住居等の充実の関係で、海洋レクリエーションの公園の整備とか。たしか都市マスタープランではそういうことが示されていなかったような記憶があるんですが、こういったものも含めて、都市マスタープランについて、将来の都市像の中で描いていくものなのかどうか。いや、あくまでも構想段階で、素案的なものであるというならばそれでも結構ですが、この点についてお尋ねしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 阿部都市計画課長。

○建設部次長兼都市計画課長（阿部光浩君） お答えいたします。

協議会でご報告させていただいた内容につきましては、まだ中間報告ということで、まだ決

定した内容でもございませんし、昨年のいろいろな審議の中で出てきたまだ素案の段階です。それは今、地区別懇談会も行っていましたので、そういったいろいろな意見をまたさらに精査して、内容をもっと煮詰めて、都市計画審議会などでもご意見をいただきながら取りまとめていきたいと考えております。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） そうしますと、まだ中間の段階、粗々といいますか、そういうことになるのかなと思います。

そこで、これらも含めて、しかしこういうものをたたき台にして、先ほど前段市長が述べたことも含めて、いろいろと事業の50年間の理念的なものを打ち出すんでしょう。

もう一つは、この中で、道路交通体系ということで、越の浦春日線の整備についてはわかります。それを早期着工してほしいということはわかりますが、今度それが終わったら、例えば、三陸縦貫道路に結びつく道路の道路形成が必要ですよね。ということは、登米市から気仙沼市のほうに三陸縦貫道路が来年あたり直結するんでしょう。そうすると、産地市場としての向こうとの競争になるんです。やっぱりおくれをとってはならないと思うんですが、そこら辺も含めて、越の浦春日線は早期着工を求めたいし、今後のまちづくりとして、例えば北浜沢乙線、赤坂から利府の中のほうに抜けていくのかどうか。あるいは、いや、別なほうで三陸縦貫道路とのアクセスの道路をこう考えています。こういうふうな方向で考えていきたいという、どちらなのか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今申された路線は都市計画決定路線ですよ。これは、我々は勝手に変えられない路線でありますし、もし変えることがあるとすれば、それは塩竈市の都市計画審議会に諮った上でということになりますので、議員の皆様方も都市計画審議委員としてご参画いただいておりますので、そういった中で改めて議論を重ねることになるのかなと思っております。今、ご質問いただいた全ての都市計画道路については、現行の計画で、いつやるのかということについては、先ほどの表現を繰り返させていただきますが、具体的な事業の計画を行ったり、実施を担保するものではないわけでありまして。この都市マスタープランというものは、事業については、また個別の事業計画がございますので、そういった中で改めて議論させていただくということでありましてことをご理解いただければと思います。

○副議長（伊藤博章君） 議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） ひとつそういう、塩竈市が今後発展する上で必要な道路体系づくりやら、あるいはそれぞれのまちづくりの設計図なんでしょう。私は設計図と捉えているんです。したがって、この件についてきちんと議会の側にも折々説明をしていただいて、必要な対処方については議会の意見も出せる場をぜひ組んでいただきたいと思います。

それから、マリゲートについてです。先ほどマリゲートについて私も直接伺って、どうなるのかということはお聞きしました。結果はわかりましたので、ただ、今工事をやっています、こちらの拠点施設、正面から左側はアスファルト類は全部取り払って、あそこの駐車場については、こちらの左側のほうに置かざるを得ないということになっていて、マリゲート塩釜にとっては、ある意味一、二年間は我慢せざるを得ない状況が続くんだろうと思うんです。日曜日に見に行ったら、バスが3台ぐらいです、とまっているのは。最近は個人旅行が多いというものの、観光の誘致として以前だったら結構とまっていた、震災のときにもとまっていたような景色なんか見させていただいたんですが、そうすると、そういう経営的には、なかなか、1,000万円ほど売り上げが落ちていると、3階のほうの飲食系が落ちているので、ということで、かなり厳しい状況だと思います。したがって、テナント位置はわかりましたが、そういう点からも、今後、まずは取り急ぎはテナントの誘致で市長も同行してということですが、これまでどのぐらい当たったのか、どういう系統なのか、その辺の関係だけちょっと聞かせてください。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 3階のレストランについてであります。相手から具体的な発言は控えていただきたいというお話でありますので、私から会社名を申し上げるわけにはいきませんが、東京に本社がある会社でありまして、社長ともども私も会社に足を運ばせていただいております。そういった会社からご紹介をいただいた企業と今話を詰めさせていただいているということで、ご容赦いただければと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） 以前入っていたところも2年ぐらいで撤退しちゃって、そこが一番我々が憂慮するところなのかなと思うんです。結局あれだけの広さですので、家賃も結構高いと思うんです。したがって、必要な支援といえますか、家賃軽減等についても場合によっては決断をして、その企業が経営として成り立つような必要な措置も必要ではないかと思うんで



すけれども、その辺の考えはどうなんでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤商工港湾課長。

○産業環境部次長兼商工港湾課長（佐藤達也君） テナントの誘致に際して、今現在取り組んでいる内容としては、例えば、新しく入居なさる方について、3カ月間少し家賃を低減化する、あるいはそういった部分のインセンティブといったものも設けながら誘致作業を行っておりますので、この辺は具体的にになった段階で開発のほうとも話しながら進めていきたいと思えます。

○副議長（伊藤博章君） 伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） わかりました。3カ月。ちょっと短いような気がします。1年ぐらい家賃を軽減して、しっかり根づくような方向での取り組みを図ったらどうかなと思います。

私も時折、鳴子のほうに行くと、築館のほうに道の駅があるんです。結構な客数があります。やはり、あそこでやっている事業というのは、地元の農家の方々の食材を売っている。したがって、お客さんも結構来ますね。やはり、マリゲート塩釜は玄関の入り口だと、海の。そういうことはわかるものの、やはりそういうものも一つ参考にしていただきたいと思うし、最近、この間行ったら、食事をとるところも1,000円のバイキング方式になっているんです。だから、人の出入り、人件費も軽減される。そういうものも含めて、一つでも二つでも考えて、お客さんをいっぱい取り込めるような取り組みをもう一つ考えていただいて、マリゲートがちゃんと売り上げが上がって、黒字になるように、ひとつそういうことも含めてよろしく願いをして、私の質問はもう18秒、17秒ですので、これで終わらせていただきます。

○副議長（伊藤博章君） 以上で、伊勢由典議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明28日を議会運営委員会開催のため休会とし、29日、定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤博章君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明28日を議会運営委員会開催のため休会とし、29日、定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後5時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年9月27日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会副議長 伊 藤 博 章

塩竈市議会議員 志 賀 勝 利

塩竈市議会議員 今 野 恭 一



平成28年 9 月 29 日（木曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 4 日目）

## 議事日程 第4号

平成28年9月29日(木曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第60号ないし第77号(各常任委員会委員長議案審査報告)
- 第3 認定第1号ないし第3号(平成27年度決算特別委員会委員長審査報告)
- 第4 議員提出議案第15号
- 第5 委員会提出議案第1号
- 第6 議員提出議案第12号
- 第7 議員提出議案第13号、第14号及び第16号
- 第8 議員派遣の件

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第8

---

### 出席議員(18名)

1番	小野幸男君	2番	菅原善幸君
3番	浅野敏江君	4番	西村勝男君
5番	阿部眞喜君	6番	阿部かほる君
7番	香取嗣雄君	8番	山本進君
9番	伊藤博章君	10番	志賀勝利君
11番	今野恭一君	12番	菊地進君
13番	鎌田礼二君	14番	志子田吉晃君
15番	土見大介君	16番	伊勢由典君
17番	小高洋君	18番	曾我ミヨ君

---

### 欠席議員(なし)

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤 昭君 副市長 内形 繁夫君

市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君
市民総務部 政策調整監	佐藤修一君	健康福祉部長	桜井史裕君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	阿部徳和君
震災復興推進局長	熊谷滋雄君	市立病院事務部長 兼医事課長	荒井敏明君
水道部長	高橋敏也君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤俊幸君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	川村淳君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤達也君
建設部次長 兼都市計画課長	阿部光浩君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	鈴木康則君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	市民総務部 危機管理監	千葉正君
会計管理者 兼会計課長	小林正人君	市民総務部 政策課長	相澤和広君
市民総務部 財政課長	末永量太君	市民総務部 税務課長	武田光由君
健康福祉部 子育て支援課長	木村雅之君	健康福祉部 長寿社会課長	鈴木宏徳君
産業環境部 環境課長	菊池有司君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤勲君
教育委員会 教育長	高橋睦麿君	教育委員会 教育部長	菅原靖彦君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	渡辺常幸君	選挙管理委員会 事務局長	相澤勝君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

### 事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一君
議事調査係主査	平山竜太君	議事調査係主事	片山太郎君

午後1時 開議

○議長（香取嗣雄君） ただいまから9月定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第4号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いをいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、12番菊地 進君、13番鎌田礼二君を指名いたします。



日程第2 議案第60号ないし第77号（各常任委員会委員長議案審査報告）

○議長（香取嗣雄君） 日程第2、議案第60号ないし第77号を議題といたします。

去る9月9日の会議において、各常任委員会に付託されました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。14番志子田吉晃君。

○総務教育常任委員会委員長（志子田吉晃君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、9月13日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第63号「平成28年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、小学校図書整備事業及び中学校図書整備事業が計上され、また債務負担行為において美術館運営事業（平成28年度）が追加され、さらに地方債において臨時財政対策債が変更され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 小学校図書整備事業及び中学校図書整備事業については、寄附金を活用し浦戸小中学校に学校図書を整備するものであるが、本事業の実施に当たっては司書教諭を中心にさまざまなテーマの図書の選定を行うとともに、児童・生徒から要望のある図書等についても十分把握し、計画的な図書整備を行われたい。

次に、議案第69号から議案第71号までは「工事請負契約の一部変更について」の案件であり、いずれも、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき提案されたものであります。

まず、議案第69号については、25-復・交 中央第2ポンプ場電気設備工事について提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号については、25-復・交 中央第2ポンプ場機械設備工事について提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号については、25-復・交 中央放流渠築造工事について提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号「財産の取得について」は、清水沢地区災害公営住宅である清水沢東住宅の1号棟、2号棟及び集会所等に係る財産取得のため、塩竈市財産条例第2条に基づき提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 今回当該財産の取得後において、災害公営住宅に住まわれる方々が交流し、支え合える環境を提供するため、引き続き周辺の町内会を初めとした地域の方々との話し合いや説明会を継続され、自治会やコミュニティー組織の立ち上げ、運営の支援に努められたい。

次に、議案第73号「塩竈市集会所の指定管理者の指定の変更について」は、塩竈市港町集会所の指定管理者による管理の継続が不可能となったことから同集会所を管理する団体の指定を解除しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号「仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について」は、富谷町の市制施行に伴い仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について、地方自治法第252条の6の規定により関係普通地方公共団体の協議を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号「宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について」は、富谷町の市制施行に伴い宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について、地方自治法第290条の規定により同法第286条第1項に基づく関係普通地方公共団体の協議を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。



次に、議案第76号「宮城県市町村自治振興センター規約の変更について」は、富谷町の市制施行に伴い宮城県市町村自治振興センター規約の変更について、地方自治法第290条の規定により同法第286条第2項に基づく関係普通地方公共団体の協議を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号「工事請負契約の締結について」は、28-災 第3769号北浜地区下水道災害復旧工事について、工事請負契約を締結するため議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

総務教育常任委員長 志子田吉晃

○議長（香取嗣雄君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。3番浅野敏江君。

○民生常任委員会委員長（浅野敏江君）（登壇） ご報告いたします。

今定例会において民生常任委員会に付託されました関係議案について、当局より関係者の出席を求め、9月14日及び9月16日の2日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第60号「塩竈市老人憩の家条例の一部を改正する条例」については、清水沢東老人憩の家の供用開始に伴い、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりましては、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 清水沢東老人憩の家については相談員として、いきいきデイサービスの指導員を兼務配置する等の充実が図られているが、さらに高齢者に配慮した運営に努められたい。

また、既存の桜ヶ丘老人憩の家は貸し館施設として運営することとなるが、利用申請等手続については煩雑にならないよう柔軟に対応され、利用しやすい施設となるよう取り組まれたい。

次に、議案第62号「塩竈市児童館条例及び塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」については、児童館及び放課後児童クラブにおいて指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものとし、

附帯決議を付することに決しました。

その概要は次のとおりです。

市当局は本条例の施行に当たり次の事項について、適切な対応を講ずるべきである。

1. 市の学童保育においては、現状さまざまな課題・問題が山積しており早急な改善が求められる一方で、性急な指定管理への移行には懸念も残る。市当局は放課後児童クラブ運営指針の内容を踏まえ、全ての児童と保護者の立場、視点を大前提に子育て支援のあり方について保護者並びに議会、識者の意見を聞く場を設けながら責任を持って事業執行に努められること。

1. 指定管理者制度の導入を検討する際に、事業者の選定に当たっては保護者の代表や識者等がプレゼンテーション等への出席など、その選考過程にかかわれるよう十分に配慮され、保護者の意見が最大限尊重されるよう努めること。

1. 事業執行に当たっては一定期間ごとに保護者、議会を含めた評価の場を設け、学童保育制度そのものが常に磨き上げられ、児童と保護者にとって安心の保育サービスを提供できるよう努めること。

以上であります。

次に、議案第63号「平成28年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、東日本大震災災害義援金や高齢社会対策費等が計上され、また、債務負担行為においては、藤倉児童館及び放課後児童クラブ事業が追加され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 東日本大震災災害義援金については、既に宮城県から本市に交付されているが、被災者の方々にできるだけ早く支給できるよう手続を進められたい。

次に、議案第64号「平成28年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」については、一般被保険者分の負担金を平成27年度分の精算に伴い返還するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号「平成28年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」については、保険事業勘定で歳出において、国庫支出金等返還金や事業計画等策定業務委託などが計上され、また、債務負担行為においては、高齢者福祉第7期介護保険事業計画策定委託が追加され、質

疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号「平成28年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」については、後期高齢者医療広域連合への平成27年度分の納付金の残額と保険料の精算に伴う還付金等が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告いたします。

民生常任委員長 浅野敏江

○議長（香取嗣雄君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。10番志賀勝利君。

○産業建設常任委員会委員長（志賀勝利君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、9月15日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第61号「塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例」については、市営清水沢東住宅集会所の供用開始に伴い、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号「平成28年度塩竈市一般会計補正予算」は、歳出において、港町地区津波復興拠点整備事業や塩竈市水産加工業従業員宿舎整備事業及びインバウンド資源発掘プロモーション事業などが計上されており、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員から述べられた要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 港町地区津波復興拠点整備事業については、復興交付金第15回申請において認められた工事費を増額補正するものであるが、震災復興計画における復興事業の今後の課題として議会に対しては、一定程度予測できる内容については事業採択の有無にかかわらず情報提供されるとともに、新たな提案は事業計画の全体像を可能な限り示した上で予算の提案等を行うよう努められたい。

1. 塩竈市水産加工業従業員宿舎整備事業については、宮城県と協調し東日本大震災により被災した中小水産加工業者等が実施する従業員の確保のための宿舎整備を要する経費を補助するものであるが、厳しい雇用環境にある水産加工業の正規雇用に向けた事業の周知を行われ、定住促進に資するよう取り組まれたい。

また、貴重な労働力となる外国人労働者が、本市において就労できる環境整備に取り組ま  
たい。

1. インバウンド資源発掘プロモーション事業については、これまで本市が長年にわたって  
蓄積した観光データを活用するとともに、外国人観光客に対する感性を高めながらそのニー  
ズの把握に努められ、事業の推進を図られたい。

また、中国や韓国を初めとする多くの外国人観光客が来日しており、本市においてもホーム  
ページを複数の言語で情報を発信する取り組みについても検討されたい。

次に、議案第65号「平成28年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」は、県事業の八幡築港  
線拡幅工事に伴い、整備区域内に設置している本市管理のポンプ制御盤2基を移設する事業  
費が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号「平成28年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算」は、野々島漁業  
集落排水処理施設の機器修繕に係る費用が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決  
すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいま  
すようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 志賀勝利

○議長（香取嗣雄君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第60号ないし第77号について採決いたします。

議案第60号ないし第77号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求め  
ます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議案第60号ないし第77号については、委

員長報告のとおり決しました。



日程第3 認定第1号ないし第3号（平成27年度決算特別委員会委員長審査報告）

○議長（香取嗣雄君） 日程第3、認定第1号ないし第3号を議題といたします。

平成27年度決算特別委員会委員長より決算審査の報告を求めます。

4番西村勝男君。

○決算特別委員会委員長（西村勝男君）（登壇） ただいま議題に供されました平成27年度決算特別委員会における決算審査の経過の概要と結果についてご報告申し上げます。

本特別委員会に審査を付託されました案件は、認定第1号「平成27年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」、認定第2号「平成27年度塩竈市立病院事業会計決算の認定について」、認定第3号「平成27年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

本付託案件の審査のため、9月16日、20日、21日及び23日の4日間、委員会を開催し、まず議事運営上、正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、副委員長には山本 進委員が選任されました。

審査に当たっては、各会計決算の内容について、決算書及び提出資料などの説明を聴取し、さらに新たに各種資料の提出を求めて活発なる質疑を展開し、慎重に審議をいたしました。

そして採決の結果、認定第1号については賛成多数、認定第2号については全員をもってそれぞれ認定すべきものと決しました。また、認定第3号については全員をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決した次第であります。

各会計の決算の内容につきましては、既に議員各位もご存じのとおりでありますので、詳細は省略いたしまして、各会計決算に対し出された要望・意見の主なるものを申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。

1. 市内循環バス補助事業については、民間のバス運営会社が運行する市内循環線しおナビ100円バスに係る運行費用の補助を行い都市交通機能の効率化を図るもので、市民生活の利便性の向上に寄与しているものであるが、100円バスが通らない地域との交通格差が存在することからその是正を踏まえた交通体系の整備について、鋭意検討されたい。

1. 職員研修については、行政力の強化の視点に立ち自治体職員として高い思考力と豊かな想像力、環境の変化に的確に応える鋭い感性を持った職員を育成しようとするものであるが、

現行の宮城県市町村職員研修所において行われる研修の活用に加え、民間企業との交流や外部セミナーへの参加など積極的に行い、他の自治体にはない塩竈らしさを押し出した施策を立案できる職員の育成に努められたい。

1. 収納率向上対策事業については、行財政改革推進計画に基づき納税指導や滞納処分の強化、口座振替の推進等を実施し、市税収入の改善を図るものであるが、差し押さえなどの処分徴収を執行する際には生活や事業への大きな影響があるため、十分に配慮を行われたい。

1. 生活困窮者自立支援事業については、自立相談支援の実施や居住確保給付金の支給を行うなど、生活困窮者の自立の促進を図るものであるが、事業継続に当たっては本事業と生活保護を一体的に実施し、今後もワンストップによる支援を図られたい。

また、働く意欲はあるものの、その機会を見つけられず困窮状態から抜け出せない方の声を、早期に発見し解決できるよう関係機関との連携強化に努められたい。

1. 待機児童ゼロ推進事業については、保護者の就労の増加により年度途中の保育所入所申し込みが多い。低年齢児の入所受け入れを円滑にし待機児童ゼロを目指すものであるが、子育て支援の考え方については公立保育所、私立保育園、幼稚園、認可外保育施設、こころんなど全体的な視点で捉え、地域実情に合った独自の施設を展開されたい。

1. 重点分野雇用創造事業の委託契約においては、履行確認の内容が明確にわかるような書類の整備に努められたい。

また、包括外部監査制度の導入については、都道府県、政令指定都市、中核都市において義務づけがなされており、その他の市町村については条例によって外部監査制度の導入を行うことができるのであることから本市における制度の導入について、検討されたい。

1. みなと産直イメージアップ事業については、「塩釜魚市場どっと祭」等を実施し、本市の基幹産業である水産業、水産加工業について理解を深め、魚食普及、消費拡大につなげようとするものであるが、今後も関係機関と連携の一層の強化を図り、仲卸市場と新たに完成した新魚市場中央棟が一体となり、その相乗効果による魅力を生かしながら事業の推進に努められたい。

また、小中学生にとっては仲卸市場や魚市場において、多様な魚種や水産品の流通などが学べる「学びの場」としても活用されるよう検討されたい。

1. 浅海漁業振興事業については、浅海漁業における生産量の増加を図るとともに、漁業後継者を経済的に支援し漁業生産技術や漁村文化の継承を図るものであるが、浦戸ステイ・ス

ーションを活用した「地域おこし協力隊」の募集においては、塩竈の魅力の継続的な発信に取り組みられるとともに、今後施設の有効活用に努められたい。

1. 企業誘致事業については、新たな企業の誘致や地元企業の設備投資を促進し、税収の確保や雇用の創出を図るものであるが、今後とも宮城県を中心として実施する企業立地セミナー等に継続して参加し、各種支援制度や本市の優位性等について積極的にPRを行い、さらなる新規企業の誘致につなげられたい。

1. 狭あい道路整備事業については、狭隘道路に接する敷地において家の建てかえが行われる機会と住みかえが行われる機会を捉え、4メートル以上の道路幅員を確保し都市防災や住環境整備を図るものであり、災害時における避難道路や緊急車両の進入路の確保など、災害に強いまちづくりには必要不可欠な事業である。住宅の建てかえや新築時にあわせて整備されることから事業の進捗率が低い状況にあり、今後はその推進に向けてさまざまな方策を検討し、制度の一層の充実を務められたい。

1. 海岸通地区震災復興市街地再開発事業については、東日本大震災により被災した海岸通地区における組合施行による地区及び市街地再開発事業であるが、当初の目標であった平成27年度中の権利返還の完了及び事業着手ができなかったなど事業の進捗におくれが生じており、また、建築資材及び労務単価の上昇により全体事業費の増加が懸念されている。今後の事業実施に当たっては、資金計画が成り立つような事業計画の見直しや、権利返還計画について全ての権利者から同意を得ることなど、さまざまな課題の解決に向け再開発組合の支援を行われ、事業の推進に努められたい。

次に、特別会計について申し上げます。

1. 交通事業特別会計における離島航路事業では、浦戸住民の生活航路や浦戸諸島を訪れる観光客の足として安定的な運航を行おうとするものである。浦戸における人口の流出を高齢化率60%を超える深刻な高齢化に歯どめをかけるために、現在浦戸に住まわれている方が安定した生活を続けられ定住促進につながるよう、一層利便性の高い交通体系の構築に努められたい。

1. 魚市場事業特別会計については、魚市場運営事業では平成27年度から新規で実施した塩竈市水揚奨励補助金を初め、塩竈市遠洋底びき網漁船誘致促進事業補助金など各種補助事業の継続により一定程度漁船の誘致につながったものと評価するものであり、今後とも費用対効果の検証とそれに基づく効果的な補助事業等を実施され、漁船の誘致に努められたい。

また、高度衛生管理型荷さばき所整備事業では、公設市場の開設者である市の役割や業界の方々が担う役割、位置づけを明確にし、関係者と十分な協議を行いながら円滑な運営に努められたい。

1. 下水道事業特別会計については、震災復興交付金事業では復興交付金を活用し、雨水排水施設の整備促進するもので「水害に強いまちづくり」が着実に進められているものと評価するが、本事業に係る効果促進事業等においても関連するさまざまな排水施設の整備が行われているが、整備完了後には維持管理経費が重い負担となることが懸念されることから、その維持管理について十分な把握を行い、今後予測される設備の更新・入れかえ等を想定した機器の選定や適正な台数による配置などを行うなど、将来的な更新計画を定めることで、計画的・効率的に管理が行われるよう努められたい。

1. 介護保険事業特別会計について、介護支援ボランティア活動事業では、健康に自信のある65歳以上の方が、介護保険施設内でのボランティア活動等を通じて生き生きとした地域社会づくりに貢献していただくことを目的とした事業であるが、登録者や協力施設のさらなる増加のためチラシやポスターの作成による周知に加え、登録者によるボランティア活動を通じてのやりがいの声や登録施設の職員の方々の声を広報紙等で発信することで、さらなる事業の推進に努められたい。

1. 土地区画整理事業特別会計について、藤倉二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業新浜杉の下線道路事業は、地盤沈下により浸水・冠水被害の続く地区内の道路及び宅地のかさ上げを行い、安心して住み続けられる良好な住居環境を確保するものであるが、これまで工事の進捗や宅地引き渡しについて、住民説明会が実施されているものの地盤の強度に対して不安を抱いている住民もいるところから、引き続き対象となる住民の方々への丁寧な説明を行われ、安心して引き渡しが行われるよう努められたい。

最後に、企業会計について申し上げます。

1. 市立病院事業会計については、病院経営の根幹である将来像、院是、基本理念等について会議等を含め広く職員に浸透するように取り組まれ、今後、なお一層の経営の健全化に努められたい。

また、市立病院を利用された方々から寄せられた意見や要望については真摯に受けとめられ、今後の病院運営に生かしながら利用者との信頼関係の構築を図り、地域医療を支える公立病院としてのその使命の達成に向け取り組まれたい。



1. 水道事業会計については、業務の民間委託などアウトソーシングの導入による定員の適正化を進めてきているが、なお災害時において迅速な復旧が可能となるよう高度な知識や技術力を有する熟練職員の確保と次世代の若手職員への技術の継承に努められ、今後も安全で安定的な水道水の供給が図られるよう取り組まれない。

以上が審査の概要であります。

なお、本特別委員会は議員全員の構成でありますので、審査の細部については省略いたしますが、当局におかれましては指摘ないし要請された事項については、それぞれ意を体し、万事遺漏のないように措置を講じられるよう要望いたします。

以上、よろしく皆様のご賛同をお願い申し上げまして、ご報告といたします。

平成27年度決算特別委員会委員長 西村勝男

○議長（香取嗣雄君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。12番菊地 進君。

○12番（菊地 進君）（登壇） 12番菊地です。

ただいま決算特別委員長からる報告がありました。それで、私が聞き漏らしたんだかどうかわからないんですが、特別会計の浦戸交通事業関係で浦戸の定住、そして高齢化、観光とかというものは述べられましたが、いろいろ審査の議論の中で命の橋、宮戸島と寒風沢の架橋の問題が一切触れられていないということは、そういうのはなかったのでしょうか。議員の要望とかそういうものがあつたはずなので、ぜひそういったものも入れておかれればよりよい委員長報告になったのかなと思いますので、委員長のご所見をお伺いしたいと存じます。

○議長（香取嗣雄君） これは議会運営委員会で質疑はなしということで決まっておりますので、委員長に答えを求めても委員長用意していないと思うんですけども、そうですね、委員長。

菊地議員。

○12番（菊地 進君） きょう決算特別委員会の最終日に、委員長報告についての案文はお任せしたと。お任せしたのはもちろんなんですけれども、ただ、その委員長報告がきょう初めて聞いたわけなので、足りないものがあればやっぱり市民のためですからそういうものを載せていただきたいというただ単純な発想ですので、ここに来て尊重はしているんですよ、ただそういうものがあればもっと市民にとって、そして市議会として市民のためになるのかなという思いがしたので、委員長に対して報告に対して質問させていただいたわけでございます。

○議長（香取嗣雄君） どうもありがとうございました。

ただいまの菊地議員の発言、要望として受けさせていただきまして、今後そういったことに気をつけましての委員長報告とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） 私も聞き逃したのかどうか、念のため委員長に確認させていただきたいんですが、待機児童ゼロ事業についてという後に重点分野緊急雇用創出事業の委託契約と。抜けたものがあるのではないかなと思うんですが、大丈夫でしょうか。成人保健事業、ごみ処理事業、母子保健事業等について、ちょっと欠落していたように感じたものですから、大丈夫でしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員、聞き漏らしたと言いましたけれども、先ほど菊地議員にも申し上げましたように、聞き漏らしたんじゃなくやっぱりこの前に議会運営委員会でみんなでいろいろお話をして、結果こういった本会議となっておりますので、これもひとつ参考にさせていただいて次回から反映させていきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。認定第1号について、討論の通告がありますので順次発言を許可いたします。

まず、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。

18番曾我ミヨ君。

○18番（曾我ミヨ君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして「平成27年度一般会計決算」認定第1号に対する反対討論を行います。

初めに、市民の切実な要望により国民健康保険税率3.33%の引き下げが行われました。引き続き国保税の引き下げを行うよう、まず求めておくものであります。

平成27年度の一般会計決算に対する反対理由について述べます。

第1は、市政運営のあり方でございます。平成27年度の一般会計決算は、歳入歳出で42億1,590万1,927円の黒字、実質単年度収支では、6億290万2,619円の黒字決算です。黒字の最大の要因は、歳入で自然収入の増、歳出で人件費の減、扶助費の減、地方債発行の減によるものとしております。特に平成27年度の市政運営は、地方公共団体の健全化に関する法律に

より地方自治体への健全化指標の算定、公表の義務づけ、指標が一定の基準を超えた場合、強制的に国の監視下に置かれる仕組みが余儀なくされている。これまで以上に財政健全化に軸足をおいた改革に取り組まなければならない。したがって、震災被害からの早期再生を図るが、施行管理業務は外部資源の活用を図るというもので、これは4月に示した第3次行財政改革推進を土台にして取り組まれたものだと考えております。この取り組みで市の職員の体制はどうだったのか。平成27年の一般職員数は平成26年度より9名マイナス、非常勤職員については35人のマイナス、これは4月1日の時点です。年間平均で24名の減となっております。臨時的任用職員も17名減。

また、地域経済はどうなったかと。市内の事業所数は平成21年に3,271事業所だったのが平成26年度では492の減で2,779事業所、従業員数では平成21年に2万1,010人だったのが、平成26年で1,020人減の1万9,990人です。市民所得はどうか。平成21年に1,244億5,000万円が、平成26年では5億6,000万円減の1,238億9,200万円。

このように、事業所数、従業者数、市民所得、いずれも震災前に戻っていない事態です。こうした状況のもとで市民初め市内の業者からは、震災から5年以上もたっているのに先が見えない、この先どうなるのかといった声が多く出されております。市財政が黒字の一方で、市民にとっては先が見えない、展望が見えないという状況になっていると思われれます。「地域の経済2014」の中で、2010年から3年間人口が増加した市町村は148自治体。人口が増加した自治体の特徴について、世帯主の正規雇用比率が高くなっている場合が多いと述べ、良好で安定した雇用環境の実現を目指すことが重要だと指摘しております。

また、全国市長会、少子化対策子育て支援に関する研究会報告の人口減少に立ち向かう都市自治体と国の支援のあり方として、人口増加施策としては雇用と良好な子育て環境が影響していると指摘しています。つまり、人口増加策にとって重要なことは、働く場があり暮らしていける所得、保育所や教育、子育て、高齢者福祉など公共サービスを受けられる環境がどれだけ進められているかどうかであります。果たして塩竈市はどうか。総務省が9月13日、全国の地方自治体で働く臨時非常勤職員は4年前の調査から4万5,000人増加したと言われております。非正規職員の全体の2割になっているとも発表いたしました。塩竈市の臨時非常勤職員は、2割どころか正規職員の4割にもなっているという異常な高さであります。さらに塩竈市は正規職員だけでなくこうした非常勤職員も減らす取り組みになっています。決算特別委員会でも明らかになったように、例えば塩竈市の保育所に対する需要は平成27年度の

みならず毎年のように高い状況になっています。にもかかわらず、平成27年度も抜本的な対策を講じないままの運営がなされてきたことです。特に、年度途中の保育申し込みに対応できないなど実際には待機児童や隠れ待機児童も生じています。毎年待機児童ゼロと言ってきましたが、待機ゼロと言える状況でないことも明らかになりました。なぜ塩竈市は保育所需要が高いのに対策を講じないのか。行財政改革を基軸に人口減少になる、職員はふやさない、公共施設などで借金はできるだけつくらないという方針になっているからだとは私は考えます。日本共産党は行財政改革先にありきの市政から、1つは塩竈が持続可能な地域社会、地元の事業所が展望が見える施策に力を入れることによって働く場があり、暮らしていける市民の所得の向上につながるような政策にすること、もう一つは保育所や教育、子育て、高齢者福祉の充実によって若い世代が希望の持てる市政運営にすべきだと考えております。

第2は、市税や国保税の滞納金を宮城県滞納整理機構へ移管し、収納を図るという対応の仕方です。国保税や市民税などの税収は一定額の滞納がある場合、宮城県滞納整理機構へ移管して取り立てを行っております。委員会の質疑の中でも宮城県滞納整理機構へ移管された中で、滞納者の中で差し押さえも行われていることも明らかになりました。滞納者であっても、実態をつかんで滞納者に寄り添って納税を図るやり方に改めるべきだと考えます。よって、宮城県滞納整理機構への移管はやめるよう求めるものであります。

第3は、戸籍住民基本台帳事務のうち通知カード、マイナンバーカード交付事務の導入についてであります。平成27年度は条例改正と平成28年1月のマイナンバー制度の運用開始に伴い、市民全体全てにマイナンバー通知のカードが交付され、希望者へのマイナンバーカード交付事業が始まったわけであります。導入に当たって1つ、各種手続が省かれる。2つ、手続に必要な課税証明書が省略できる。3つ目、所得などが把握ができ、税金などを確実に把握し受給できるとして、1月からマイナンバー通知カードの利用が開始になりました。マイナンバーカード導入によって便利になると捉える傾向も一部にありますが、わずかなメリットに対して大きなデメリットが指摘されています。

まず、情報漏えいの危険性であります。市は市の基幹系ネットワークと情報系ネットワークとは接続されていないとしていますが、ネットワークの一部に寄託性があれば情報は流出します。例えば、情報ややりとりがされる中間サーバーなど攻撃を受けるとなれば、情報漏えいの危険性があると心配するものであります。

そして、不正利用に対する懸念です。実際に詐欺事件も起こりました。アメリカや韓国では

共通番号制のなりすまし詐欺が頻繁に起きておりますし、大きな社会問題となりました。日本でも同じようなことになりかねないという懸念があります。さらに社会保障、税、災害対策の3つの分野から始まってさまざまな情報が一元化され、個人の出生から婚姻歴、職歴、家族構成や所得、資産情報、医療、各種手当、生命保険から住宅ローンやら預金口座の預金額まで、情報を国が一手に握り、国民一人一人を監視する中で社会保障の給付の抑制などにつながるという懸念もあります。日本共産党はマイナンバー制度については、漏えいの危機と国民監視、徴税の強化、政府によって国民一人一人が知らないところで利用拡大される危険がある、一貫して反対してまいりました。よって、戸籍住民基本台帳のうち通知カード、マイナンバーカード交付事務に反対するものであります。

4つ目、港町地区津波復興拠点整備事業についてです。港町地区津波復興拠点整備事業は、津波襲来時に観光客などを安全に避難させる誘導施設として平成27年度では11億7,225万6,000円で決算されました津波避難デッキ工事が完成しました。この施設を地域の防災施設という位置づけでおりますけれども、地域住民の方々は今、中の島中央公園の復旧・復興とあわせて避難施設にもなるものがないかと、こういう声が上がっています。つまり、避難施設に納得が得られていないことを、私は示しているんだと思います。日本共産党は計画前から避難施設であれば他市で整備しているような避難タワーで十分である。宮城野区では300人収容の施設で2億3,000万円で完成しています。収容人数や規模によりましては、約2億円から3億円あれば十分できるものであります。こうした施設と比べても港町地区津波復興拠点整備は無駄遣いともいえる事業であり、賛成できないものであります。

続きまして、特別会計になります。

1つは、介護保険事業です。一昨年国会で成立した医療介護総合確保促進法によって医療介護保険制度が改悪され、一層改悪が進むものとなっていることであります。平成27年度の介護保険事業は、介護報酬で2.27%の大幅な引き下げが行われました。保険料も制度始まって以来、一定の所得のある人を対象に2割負担に引き上げられました。特別養護老人ホームの入居者は原則要介護3以上に限定されたのに加えて、低所得者の施設利用も配偶者の住民課税者または預貯金が一定額を超えた場合には部屋代や食事代を今まで補助してきたわけですが、対象外にする、つまり利用者及び配偶者の負担増になります。保険料は高くなり、サービス給付は制限、削減というものに変えられたわけでありまして。安心できる介護保険とはいえないものになっています。さらに今平成28年度からは、要介護1・2の人に対する訪問介

護とデイサービスの予防給付を廃止し、市町村の事業に移行が始まります。さらに政府は要介護1に認定された人のデイサービス、ホームヘルパー、介護ベッド、車椅子など福祉用具などを保険給付から外すことが具体化されようとしています。負担となれば負担は10倍にもなるとも言われております。日本ホームヘルパー協会はこの政府の動きに対して、初期段階における専門性の高い生活援助、サービス提供こそが利用者の気力の衰えの回復、交流不足を補い、生活の再生、状態の維持改善、悪化防止につながり、わずかな支援で高齢者が自分らしく暮らすことができる手助けになっていることを実践を通して感じていると述べました。国の介護予防、日常生活支援事業総合事業は、安心できる介護保険制度が改悪されるものになっていくと指摘するものであります。

次に、後期高齢者医療事業はそもそも保険料と公費と現役世代からの支援金を入れた運営で、後期高齢者の独立した保険となっており収入が少ない上に量がかさむという極めて脆弱な仕組みになっています。政府はしきりに制度の定着を口にしますが、国民世論と運動によって保険料の負担軽減のために特例軽減措置を行い、現在に至っているものであります。今回は政府は本則に戻すとして、この特例措置までも廃止しようとしています。この特例措置も廃止になれば保険は3倍から10倍になり特例措置をされても払えない保険料になっている、さらに払えない世帯がふえてくることになりかねません。保険制度の安定どころか、金の切れ目が命の切れ目となる最悪の保険制度であることが、ますます明らかになっています。

もう一つは、被災者の医療費一部負担減免です。後期高齢者の一部負担免除が平成28年3月で終了されてしまいました。これまで国民健康保険と同様に後期高齢者でも医療費の一部負担免除されていたのに、広域連合が継続を打ち切ったことで免除の継続が打ち切られています。今回のこうした一連の被災者の医療費一部負担免除を通じて、後期高齢者医療の広域連合による弊害を示すものとなりました。最も医療を必要とする高齢者が安心できる保険制度こそ求められています。よって、後期高齢者医療保険事業に反対するものであります。

以上で、反対討論といたします。

ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。

6番阿部かほる君。

○6番（阿部かほる君）（登壇） オール塩竈の会の阿部かほるでございます。

認定第1号「平成27年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」賛成する会派

を代表いたしまして、賛成討論を申し上げます。

まず、平成27年度の一般会計についてであります。歳入は477億5,169万4,513円で、前年度比13.8%の減、歳出は435億3,579万2,586円で、前年度比7.8%の減という決算になりました。

平成27年度の大きな特徴は、本市の復旧・復興を加速させるための大型事業や第5次長期総合計画実現のための各種施策の進捗が、確実に決算にあらわれていることでもあります。

まず、震災復興計画に基づく事業であります。新魚市場整備事業につきましては平成26年度に完成しましたB棟に続きましてA棟、C棟の新築工事が本格化した年度で、C棟につきましては本年8月10日に落成式を迎え、供用開始となりました。

また、港町地区の津波復興拠点施設であります。津波避難デッキが完成いたしましたほか、災害公営住宅整備事業につきましても桂島第2期災害公営住宅を初め、寒風沢地区並びに朴島地区災害公営住宅が完成し、浦戸地区における整備が全て完了し引き渡しとなりました。その他浦戸地区漁業集落防災機能強化事業や災害復旧事業など、市長が平成27年度の施政方針において表明された復興飛躍の年として、復旧・復興事業が大きく進展したといえます。

また、第5次長期総合計画の実現に向けた事業では、福祉施策として放課後児童クラブの対象年齢の拡大や国の制度を活用した塩竈ニコニコ子育て応援券の配付を行うとともに、高齢者福祉計画、介護保険事業計画に基づき市内の地域包括支援センターの増設と、新たに浦戸地区に直営のセンターが新設されました。産業施策では、第1回みなと塩竈・ゆめ博の開催のほか、割増商品券事業、漁船の誘致活動のための水揚支援奨励補助金、遠洋底びき網漁業漁船誘致促進事業補助金、水道大口需要者の料金負担軽減などが実施されました。市民生活の面からは、被災者に対する市税などの減免措置の継続、国民健康保険税の引き上げ実施など経済的な負担軽減に取り組まれました。

決算の収支状況を見ますと、市税を初めとした一般財源の増収などにより実質収支、単年度収支、実質単年度収支ともに前年度から増となり、実質単年度収支につきましては6億290万3,000円の黒字決算であります。

また、地方自治体の財政健全化を示す実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のいずれにおきましても、前年度に引き続き健全団体の水準を維持され、全て前年度から数値が改善されていることが認められます。

このように、復旧・復興事業の進捗や長期総合計画実現のための各種施策を実施する一方で、

決算や財政健全化が好転したことから見ましても、私は平成27年度の一般会計決算は市長を先頭として市当局が不断の努力を重ね、その結果として多くの成果を上げた決算であると大いに評価するものであります。そしてこの決算を後期復興期間、いわゆる復興創生期間への足がかりとして、ふるさと塩竈の一日も早い復旧・復興が実現できますことを期待するものであります。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

介護保険制度は、高齢者の方々が要介護状態になっても尊厳を持ってできるだけ自立した生活が継続できるよう、必要な保健医療・福祉サービスが受けられる制度として平成12年度から始まり、これまで多くの市民に理解され必要なサービスが利用されている状況にあります。国では、団塊の世代全てが75歳を迎える2025年、平成37年以降の超高齢社会に向けて、介護保険制度が維持可能となるよう地域包括ケアシステムの構築を推進しており、全国の自治体で喫緊の課題として対応が進められております。

本市では、本年8月末現在の高齢化率が31.48%に達しておりますが、本市の高齢化はさらに進行が見込まれており介護保険の重要性は今後より一層増していくものと考えます。このような中、平成27年度は第6期介護保険計画の3カ年の初年度として、この基本理念、住みなれた地域でともに助け合い安心して暮らせる長寿のまちに向けて、地域包括センターを従来の3カ所から5カ所にふやし、高齢者の総合相談事業を初め介護予防支援などがより身近な地域で実施されるようになりました。保険者としての市当局は介護認定者の増加に伴い、介護サービスの利用も年々増加が見込まれる中、介護保険料とのバランスを図りながら市民の方々が元気でいつまでも過ごせるように、町内会サークル単位などで行われている介護予防活動などの支援、認知症対策や介護ボランティア制度の充実などに努められていることは、大変評価できるものであります。

また、国の方針に基づいて平成27年度から低所得者に配慮した介護保険料の軽減が実施されています。今後も高齢化が急激に進む中で認知症高齢者等の増加も予想され、より地域に密着した介護サービスの充実が求められることから、市当局におかれましては、適正な介護給付の執行に努められるとともに市民が安心して暮らせるまちづくりへ向けて、さらに市民への制度周知に努められるよう期待するものであります。

次に、後期高齢者医療事業特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方や一定の障がいのある65歳から74歳の方を対象として



平成20年度から国によって開始された制度であります。現在事業の運営主体である保険者は宮城県後期高齢者医療広域連合であり、県内の市町村と役割分担をしながら順調に運営されております。

市町村の役割としては、被保険者証の引き渡しや返還受け付け、保険料の収納などの業務がありますが、平成27年度も収納対策にも努められ、現年分収納率は98.97%を確保しているところであります。

また、社会保障制度改革国民会議報告書の概要においても、後期高齢者医療制度については現在では十分定着しており、現行制度を基本としながら実施状況等を踏まえ、必要な改善を行うことを適当としております。市当局も宮城県後期高齢者医療広域連合とともに現行制度における役割をしっかりと果たし、安定運営に携わり日々努力されております。

以上、認定第1号「平成27年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定」については、賛成することを表明し、議員各位の良識あるご判断のもとご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、私の賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 次に、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。

10番志賀勝利君。

○10番（志賀勝利君）（登壇） 市民クラブの志賀でございます。

認定第1号議案、平成27年度一般会計特別会計決算認定に対する反対討論を行います。今月20日より23日までの3日間で行われました平成27年度一般会計特別会計決算特別委員会の質疑の中において、重点分野雇用創出事業の資源循環促進事業が、当年度も塩釜清掃センターに従来と同様、委託されていることが確認されました。本事業は平成22年度より同社に対して随意契約にて委託されており、平成23年、24年、25年、26年も4年間の収支報告に疑義が生じている委託事業であります。この件に関しては、産業建設常任委員会の閉会中の調査により予想しがたい事実が明らかとなりました。議会に報告されていた経費科目別の金額と実際の金額が、4年間にわたって大きく実情とかけ離れた数字であることが判明いたしました。その会計処理のずさんさについては今日までの議会にて議論されており、議員各位が認識されていると思います。4年間も虚偽の決算報告をし続けた市当局の責任は重大であります。国・県は業務完了報告書を取りまとめの際、本委託事業の経費については領収書等の突き合わせを定めておりますが、塩竈市は支出された経費の領収書等の突き合わせをすることなく、総額1億6,000万円という大金を支払っていたことが判明しております。結果、各年度の決算

書の経費科目別の金額に大きな差異が生じております。本事業に直接関係のないと思われる多額の経費も算入されていることも確認されております。結果、これらの経費の支出行為が法にかなっているのか否かの判断を求め、訴訟問題にもなっております。このような現状を考えれば、平成27年度の決算における監査は慎重かつ厳正に行われるべきものと思っております。先に挙げました重点分野雇用創出事業の資源循環促進事業委託の監査に当たっては、格段の注意を払っているものと推測しておりましたが、先日の高橋監査委員の答えは従来どおりの監査をした、つまり領収書の突き合わせをすることなく決算処理を認めたとのことでした。決算特別委員会に提示されているのは委託料の合計金額だけで、問題となっている経費の中身については一切明らかにされておられません。このような状態で決算を認定するという行為には、私は反対を唱えるものであります。この現状を認識しながらも平成27年度の予算を認定するということは、行政のチェック機関としての議会の存在意義を放棄する行為でもあると思います。議員各位は自己の職務が何であるかをよく考えていただき、賢明なる判断をしていただきますようお願い申し上げます。

なお、この後新人議員の方は賛成討論されるのであります。今事件調査のために開催された産業建設常任委員会においてはほとんど質疑のなかった方に、本事件をどこまで理解した上での賛成討論なのか楽しみであります。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（香取嗣雄君） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。

5番阿部眞喜君。

○5番（阿部眞喜君）（登壇） 認定第1号について、賛成者を代表し討論を行います。

反対討論の内容を拝聴したところ、認定第1号一般会計の第5款労働費1項1目労働諸費13節重点分野雇用創造事業及び緊急雇用創出事業の委託料、支出済み額6,916万3,230円に関して本市監査委員会が行った定期監査及び平成27年度塩竈市一般会計各特別会計決算並びに基金の運用状況に関する審査に虚偽があるということで、反対を表明されたと理解するところでございます。定期監査及び平成27年度決算における審査は、次のように行われております。定期監査は、地方自治法第199条第4項、監査委員は毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて、第1項監査委員は普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営にかかわる事業の管理を監査するの規定による監査をしなければならないに基づき行われております。定期監査の方法は事前に定期監査、対象課から必要な書類の提出を求め審

査を行い、監査当日は支出、歳入歳出の基礎となる帳簿、書類、署名など事務事業の執行に関する書類などの提出を求め必要に応じて関係職員からの説明を聴取しており、その結果は、地方自治法第199条第9項監査委員は監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならないに基づき、議会に報告されております。

次に、平成27年度決算における審査は、地方自治法第233条第2項普通地方公共団体の長は決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない及び第241条第5項第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は毎会計年度その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付しその意見をつけて第233条第5項の書類とあわせて議会に提出しなければならないの規定により審査に付され、第233条第4項前項の規定による意見の決定は監査委員の合議によるものとするに基づき、高橋監査委員及び議会から推選された菊地監査委員の合意によって決算審査意見書とあわせて今9月定例会に認定第1号、認定第2号、認定第3号として議案提出され、決算特別委員会に付託され、その審査の結果と概要は先ほど決算特別委員長の報告があったとおり、賛成多数で認定され委員各位の意見要望について盛り込まれているところでございます。このように、本市の監査事務は根拠法令等の定めに従い、その職責を果たしていると考えております。反対者の方が述べている包括外部監査及び個別外部監査導入とは別の議論であると考えます。よって、本市監査委員会が行った定期監査及び平成27年度塩竈市一般会計特別会計決算並びに基金の運用状況に関する審査には、適正に行われたと認識しております。

また、決算特別委員会において各委員からの質疑に対する当局からの答弁が明確に行われており、認定第1号においては認定が妥当と考えております。

以上で賛成の立場での討論といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 以上で通告による討論は終結いたしました。

採決いたします。採決は分割して行います。

まず、認定第1号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立多数であります。よって、認定第1号については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、認定第2号については委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、認定第3号については委員長報告のとおり原案可決及び認定されました。



#### 日程第4 議員提出議案第15号

○議長（香取嗣雄君） 日程第4、議員提出議案第15号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

10番志賀勝利君。

○10番（志賀勝利君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第15号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、議案の趣旨説明にかえさせていただきます。

「認定第1号 平成27年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定」に対する附帯決議。

平成27年度決算特別委員会において、重点分野雇用創出事業の監査が主管課からの完了報告のみの確認で領収書等の突き合わせを行っていないことが判明した。この重点分野雇用創出事業については、以前からずさんな会計処理が指摘されており、緩やかな監査がずさんな会計処理を容認していると考え。

このことから、次のとおり事務取り扱いを求めるものである。

1. 緊急雇用創出事業の委託契約において、履行確認の内容が明確にわかるような書類の整備を行うこと。

1. 緊急に従来の監査体制のほかに外部監査を導入すること。

以上、決議する。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第15号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、議員提出議案第15号についてはさよう取り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第15号について採決いたします。

議員提出議案第15号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立少数であります。よって、議員提出議案第15号については否決されました。



日程第5 委員会提出議案第1号

○議長（香取嗣雄君） 日程第5、委員会提出議案第1号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

14番志子田吉晃君。

○14番（志子田吉晃君）（登壇） ただいま議題に供されました委員会提出議案第1号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案の趣旨説明にかえさせていただきます。

浦戸諸島における燃料安定供給と燃料費格差是正に関する決議。

島に人が住み、島の周辺において漁業を初めとしたさまざまな活動を日常的に行うことが、

海洋資源確保のみならず国境域管理をも実質的に担保する行為であることから、離島がその役割を発揮するためには、とりわけ有人離島において国民が安全、安心、安定的に生活を営むことをより可能ならしめる定住条件の構造的改善が重要となります。諸外国に先駆けて昭和28年に制定公布された離島振興法の成立以来、関係都道府県の離島振興計画に基づき、国及び地方自治体の連携により各般の振興施策が実施され、離島の生活は法施行以前と比べて随分便利になりました。

それにもかかわらず、都市との相対的な利便性や所得などの格差は一層広がり、離島から都市などへ若者の流出が続き、今や人口減少に歯どめがかかるところか、社会減に自然減をあわせて人口減少が加速する事態となっています。このことは、離島振興法に基づいて行われてきた基盤整備事業等を主にする政策手段が、離島の人口減少、高齢化を防ぐという点では残念ながら必ずしも有効でなかったことを示しています。

各種社会基盤の整備、交通の確保とともに離島地域に必要なものは、何より定住環境を整備することです。定住環境とは住民が安全安心に暮らせる地域の基盤を整えることが前提となるため、医療・介護・福祉の確保、教育の確保、情報基盤の確保は現代のライフラインであると言われていています。これらは既存の離島振興観では実現が難しいため、抜本的な政策導入が必須と考えます。

また、離島の物価高、とりわけ本土と比較して割高なガソリン等石油製品価格の是正は、早急に取り組みされるべき課題となっています。

宮城県離島振興計画第2章第2節において、「調達コストにより割高となる石油製品については、価格低廉化を支援し、エネルギー利用の地域格差是正を図る」と施策の内容が示されています。

本市議会では平成28年6月8日に、塩竈市浦戸離島振興推進協議会から本市議会議長宛てに提出された「離島における燃油安定供給と燃料費格差是正に関する要望書」を受け、総務教育常任委員会において閉会中の調査を実施し、同委員会所管事務調査報告において、本市の抜本的な政策導入の必要性について今後の方向性が示されたことを鑑み、以下の事項について早急な対応を求めます。

#### 記

1. 浦戸諸島におけるA重油、軽油、灯油及びプロパンガス等について、島民または事業者等への燃料輸送費の補助を行い、その小売価格を塩竈市内と同程度とすること。

2. 関係各所との協議の上、燃料の輸送並びに備蓄方法の改善を行い、離島における燃料の安定化を図ること。

以上、決議する。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

委員会提出議案第1号について採決いたします。

委員会提出議案第1号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、委員会提出議案第1号については原案のとおり可決されました。



日程第6 議員提出議案第12号

○議長（香取嗣雄君） 日程第6、議員提出議案第12号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

1番小野幸男君。

○1番（小野幸男君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第12号について、提出者を代表いたしまして、提案の趣旨説明を申し上げます。

議員提出議案第12号。

塩竈市議会会議規則の一部を改正する規則については、近年の男女共同参画の状況に鑑み、出産に伴う議会の欠席に関する規定を明確に設けることにより、女性議員活動環境の整備促進を図るため所要の改正を行うものであります。

ご配付の内容をご参照いただき、皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提

案の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（香取嗣雄君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第12号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、議員提出議案第12号についてはさよう取り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第12号について採決をいたします。

議員提出議案第12号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第12号については原案のとおり可決されました。



日程第7 議員提出議案第13号、第14号及び第16号

○議長（香取嗣雄君） 日程第7、議員提出議案第13号、第14号及び第16号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

初めに、議員提出議案第13号について提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

17番小高 洋君。

○17番（小高 洋君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第13号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案の趣旨説明にかえさせていただきます。

後期高齢者の保険料軽減特例措置に関する意見書。

後期高齢者医療制度においては、制度施行時から低所得者等に対する保険料軽減特例措置が



導入され、この措置によって、今日まで被保険者の保険料負担の軽減が図られてまいりました。

平成27年1月13日開催されました社会保障制度改革推進本部におきまして、医療保険制度改革骨子が決定されました。これにより、現在の後期高齢者の保険料軽減特例措置が平成29年度より原則廃止されることとなります。現在の保険料軽減特例措置は、加入者の半数を超える低所得者の保険料が最大で9割軽減されるものであり、今回の改革骨子どおり軽減特例措置が廃止となれば低所得者の保険料は2倍に跳ね上がるだけでなく、元被扶養者にあっては10倍もの保険料を支払うこととなり、大幅な負担増となります。

東日本大震災による被災からの復興はいまだ道半ばである塩竈市にとりまして、後期高齢者の保険料の大幅な負担増は、生活及び健康維持に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

よって、国におかれましては、現行の後期高齢者医療の保険料軽減特例措置を平成29年度以降も継続するために、必要な財政上の措置を講じられるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 次に、議員提出議案第14号について提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

15番土見大介君。

○15番（土見大介君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第14号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案の趣旨説明にかえさせていただきます。

東日本大震災被災者に係る医療費の一部負担金免除に関する意見書。

東日本大震災から5年6カ月が経過しました。

これまでの国及び関係機関の多大なるご理解とご支援に感謝いたします。

本市におきましては、被災者の一日も早い生活再建に向け、災害公営住宅の建設を初めとしたさまざまな復旧・復興事業に取り組んでまいりました。

しかしながら、9月現在の進捗率は39%という状況であり、災害公営住宅の建設とともに被災者の見守りなどあらゆる手だてを尽くしてはいますが、被災者の生活はいまだ厳しい状況が続いております。

特に被災された国民健康保険加入の被保険者の方々の生活再建と心身の健康維持のためには、

被災者の医療費一部負担免除の継続が必要となっています。

本市では平成28年度においても被災者の医療費一部負担金免除を継続しましたが、被災自治体での財政負担は重く、今後とも被災者の医療費一部負担金免除を継続するには国の財政支援が不可欠であります。

よって、国におかれましては、被災者の現状をご理解の上、引き続き東日本大震災による被災者に対する医療費の一部負担金免除を地方自治体が継続できるよう、必要な財政上の措置を講じられるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 次に、議員提出議案第16号について提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

13番鎌田礼二君。

○13番（鎌田礼二君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第16号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案の趣旨説明にかえさせていただきます。

塩竈市議会のケーブルテレビ放映再開を求める決議。

塩竈市議会では、開かれた議会を目指し、近隣の市町村に先駆けて宮城ケーブルテレビによる市議会中継を行ってまいりました。しかしながら平成28年9月定例議会から、デジタル化によりインターネットの中継の開始を機に、6月定例議会をもってケーブルテレビによる議会中継が終了となりました。

今9月定例議会より始まったインターネット中継利用者層と従来のテレビ中継の視聴者層は重なるものではなく、行政としても議会としても情報公開上好ましい状況ではありません。また、これまでケーブルテレビでの市議会中継と録画番組を興味深く見守ってきた市民にとって、市議会の閉鎖性を印象づける結果となっております。インターネットを利用しない年齢層の方々に対し、市政と議会活動を遠ざける情報遮断と評価されかねません。

よって、塩竈市議会のケーブルテレビ中継の早急なる再開（次期12月定例議会）を求めるものであります。

以上、決議する。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 8番山本 進君。

○8番（山本 進君） ただいま議題となっております議員提出議案第16号に対する修正動議を提出させていただきます。（「賛成」の声あり）

○議長（香取嗣雄君） ただいま8番山本 進君から修正の動議が出されましたが、所定の賛成者がおられますので動議は成立いたしました。

暫時休憩をいたします。

午後2時51分 休憩

---

午後3時10分 再開

○議長（香取嗣雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員提出議案第16号に対して、8番山本 進君外3名からお手元にご配付いたしました修正の動議が提出されましたので、これを本案とあわせて議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、修正案を本案とあわせて議題とすることに決定いたしました。

それでは、提出者の説明を求めます。

8番山本 進君。

○8番（山本 進君）（登壇） 議員提出議案第16号「塩竈市議会のケーブルテレビ放映再開を求める決議」の概意には基本的には賛同できるものと考えております。しかし、これまでの議会における経過を振り返りますと、本年7月19日開催の議会運営委員会におきまして、ケーブルテレビ放送再開を求めることを議会運営委員会の意思として、正副委員長から市長への働きかけを議長団に要望したところでございます。以上のようにこれまでの議会運営委員会での議論の経過を踏まえまして、改めて議会としての意思を同決議として全会一致を図るべきと考え、ここに議員提出議案第16号に対し修正案を提出するものであります。

何とぞ全会一致となりますようお手元にご配付の修正案をご参照の上、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長（香取嗣雄君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第13号、第14号及び第16号及びその修正案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、さよう取り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議員提出議案第13号及び第14号について採決をいたします。

議員提出議案第13号及び第14号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第13号及び第14号については原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第16号について採決をいたします。

まず、議員提出議案第16号に対する修正案について採決をいたします。議員提出議案第16号の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第16号に対する修正案については可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。

修正議決した部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第16号における修正議決した部分を除く原案については可決されました。



日程第8 議員派遣の件

○議長（香取嗣雄君） 日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、お手元にご配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第161条の規定により、議員を派遣しようとするものであります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

議員派遣の件については、お手元にご配付のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、お手元にご配付のとおり、議員を派遣することに決しました。

以上をもって、本定例会の全日程を終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

---

平成28年9月29日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会議員 菊 地 進

塩竈市議会議員 鎌 田 礼 二